○平成 20 年第２回定例会　委員長報告（平成 20 年 10 月 20 日）

（藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長）

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第３号三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例案外２件につきましては、去る 10 月３日及び７日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第３号及び議案第６号につきましては賛成多数をもって原案を可決、議案第７号につきましては全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

第３に、ＲＤＦ焼却発電事業のあり方及びＲＤＦ処理委託料に関する問題についてであります。

当局におかれては、関係市町に対してＲＤＦ処理委託料については、平成 20 年度から平成 28 年度までの収支不足見込額を県と市町で半分ずつ負担することとし、平成 21 年度から毎年度段階的に引き上げ、平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料を市町からいただくことを提案されております。また、収支計画については、平成 20 年度以降３年度ごとに見直すこともあわせて提案されております。

ＲＤＦの適正な処理委託料の負担については、県の責務を十分に認識しながら、引き続き関係市町と真摯に協議を行う必要があります。市町にとって大きな問題でもある平成 29 年度以降のあり方についても、当局におかれては、提示されたとおり、県が事業主体になることも含め、関係市町と検討され、早い段階で方向性を得るよう努められることを強く要望いたします。

（前野和美県土整備企業常任委員長）

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第 11 号工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター２系１池水処理設備（機械）工事）につきましては、去る 10 月８日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

水力発電事業の民間譲渡については、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、関係部局とも連携し、諸課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても安全確保と管理に万全に期し、安定的な運転に努められるよう要望します。

水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業は、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成 22 年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところでございます。

事業の運営主体として、平成 22 年度以降の安全・安定運転が確保されるよう関係機関と密に連携をし、適切に対応されることを要望します。

（討論）

（萩原量吉議員）

ただいま上程中の 17 議案に関して、私たち日本共産党は５議案に反対を表明し、その理由について討論を行いたいと思います。

最後に、私は、この討論を終わるに当たって、ぜひ皆さんに御理解をいただきたい。それは、私たち日本共産党は、やはり県議会、県政の歴史の中で、それぞれのところで問題を提起し、決定的な場面では、これは将来大変大きな不安を残すからといって反対をしてきました。例えば、長良川河口堰の本体工事のときにもしかり、ＲＤＦ焼却発電所のときにもしかり。長良川河口堰なんかは、百年の水の大計ですよと言われました。ＲＤＦ焼却発電所のときには夢のリサイクルに共産党は反対するのかと言われました。ガス化溶融炉施設、産業廃棄物処理センターの問題のときもそうでありました。まさに決定的なそういう場面で、当初は私たちは大変少数派でありました。しかしながら、その後の歴史は、私たちは予言したことが当たらないことを期待したけれども、残念ながら当たっていたということも事実ではないでしょうか。そういう意味で、私たちは今回もこういったような問題をあえて提起もし、このことを本当に論議を深めながら、私たち少数だから修正案も出すことはできませんけれども、大いに他会派の皆さん方が討論を深めていただき、また、意見も出していただきながら、このような反県民的な議案に対しては私たちは同意ができないということを、ぜひ県議会の意思として示していただくこと、このことを強く期待もし、申し上げて討論を終わりたいと思います。

（中川正美予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

電気事業については、平成 19 年度に策定された企業庁中期経営計画において、水力発電事業の民間譲渡とＲＤＦ焼却・発電事業の新たな運営主体への移管について、企業庁の経営の根幹にかかわる重要課題として平成 19 年度からの４年間の取組が示されています。

特に水力発電事業の民間譲渡に向けては、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業は、平成 28 年度までは県が事業主体として事業を継続し、平成 29 年度以降については今後さらに検討することとされていますが、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づ

けがなくなることから、平成22年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところです。移管の際には、円滑に事業が継続されるよう関係機関と密に連携し、県民や市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くされるよう要望します。

（討論）

（真弓俊郎議員）

この認定に対する反対の討論を行いたいと思います。

ほか、企業庁の水道、工水、電気についても、特に電気は、先ほども委員長報告でありましたけども、ＲＤＦのこの発端、市や町や村に、おまえのところではとても無理やから県が率先してやってやるのやというふうに恩着せがましくやってきて、もう28年度以降は知らんよと。そういう検証も何もせずにこの電気事業の決算は済まされるべきではないと考えます。

○平成21年第１回定例会（一般質問：平成21年２月24日）

（森本繁史議員）

それと、この譲渡に当たって少し、答弁は要らんけれども、重要な問題として考えておいてもらいたいのは、企業庁は内部留保金というのを40億ぐらいかつては持っておった。今、20億か30億ぐらいあるだろうと思うけれどもね。この金でＲＤＦの赤字を補てんしておったんだけれども、水力発電を売ってしまうと、水力発電の会計が、ＲＤＦの赤字分を支払う財源がなくなってしまう。こういうところについても、どうするんだということよりも、これらについても十分詰めていかなきゃならん。

○平成21年第１回定例会（一般質問：平成21年６月９日）

（舟橋裕幸議員）

まず、ＲＤＦ焼却発電事業についてお尋ねをいたします。

平成22年度以降のＲＤＦ焼却発電事業の運営主体の検討は、平成19年２月14日に知事が企業庁のあり方に関する基本的方針を公表し、ＲＤＦ焼却発電事業は本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとするとしました。こうした中、水力発電事業の民間譲渡については、県が平成21年３月30日に平成22年度末を目標に譲渡するとの確認書を中部電力と締結しました。

従来の水力発電事業は中部電力と平成21年度末までの長期契約を前提とした地方公営企業法上の電気事業に該当し、これを当然適用と言うそうであります。しかし、平成22

年度、単年度では長期契約とならず、当然適用に該当しないことになり、県は独自に条例で地方公営企業法任意適用事業としなければならなくなると伺っています。その結果、ＲＤＦ焼却発電事業は現在水力発電事業の附帯事業となっていますが、水力発電事業が22年度から任意適用となった場合、附帯事業としての位置づけができないと伺っています。つまり、県は平成22年度以降、ＲＤＦ焼却発電事業を単独で任意適用事業と位置づけ事業を継続するのか、県の環境政策として特別会計などで処理するのか、県における明確な位置づけを本年度中に決定しなければなりません。

ＲＤＦ焼却発電事業は、環境政策に端を発した事業であるにもかかわらず、当初から環境政策なのか、発電事業なのかの議論があり、現在、環境森林部における政策上の位置づけはありません。環境森林部主担当の施策411、廃棄物対策の推進の目指す姿に、どうしても処理しなければならない廃棄物処理に必要な受け皿が確保され、また、多様な主体との連携による取組により廃棄物が適正に処理されていますとありますが、県の取組方向や基本事業にはＲＤＦ事業についての記述が一切ありません。

一方、政策部主担当の施策443、エネルギー対策の推進には、県の取組方向の中にごみ固形燃料発電所については引き続きＲＤＦに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転に努めるとあります。本来であればＲＤＦは一般廃棄物対策であり、発電事業は附帯設備のはずが施策上は主客が転倒していると言わざるを得ません。

また、地方公営企業法では、強く企業の独立採算性が求められている中で、ＲＤＦ事業は地元地域、関係市町への配慮や政策上の理由から適正な料金設定ができず、平成28年度までの事業期間においても収支不足が見込まれ、健全経営は困難な状況であります。つまり、赤字が明白な事業を企業経営させるのはおかしいと言わざるを得ません。

加えて、当事業は、市町から見ると、窓口が企業庁や環境森林部など複数にわたっており、責任の所在や業務の窓口が不明確となっています。そこで、平成28年度まで県が責任を持って運営しなければならないＲＤＦ焼却発電事業を政策推進上、事業運営上、どのように位置づけするおつもりか、知事にお伺いをいたします。私自身はこの際廃棄物行政の事業として位置づけ、主担当を環境森林部に一本化し、具体的な管理運営は今までノウハウを持つ企業庁に委託すべきと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、この際、中部電力へ水力発電事業を民間譲渡する際の譲渡金額積算の基本的考え方をお伺いします。

現在、企業庁が固定資産の整理中でありますが、恐らくは150億円程度になるのではないかと推察されます。企業債は50億円程度あり、また、地域貢献に対する費用も今後発生することでありましょう。中部電力への譲渡金額を設定する際、県はこれらの要素をどのように考慮して設定されるつもりか、お伺いをいたします。

（野呂昭彦知事）

さて、ＲＤＦについての御質問でございますけれども、ＲＤＦの焼却発電事業につきましては、ごみを燃料として利用することによりまして、従来の単に燃やして埋めるという処理から資源循環型の処理へ転換するということを目的といたしまして、市町との連携のもとで取り組んできたところでございます。

ＲＤＦ焼却発電事業は、これまで、御指摘がありましたように水力発電事業の附帯事業として実施をしてきたところでございますけれども、水力発電事業が民間に譲渡されます場合には、附帯事業として位置づけができなくなるということから、県といたしましても、この 21 年度中にこのことについて決定をしていく必要がございますので、平成 19 年度から環境森林部と企業庁に政策部、総務部も加えまして、庁内での検討を進めてきておるところでございます。

平成 22 年度以降、このＲＤＦ焼却発電事業をどう運営していくかということでありますが、平成 15 年、大変あのような不幸な事故がございました。しかし、その事故以来は安全で安定した運転管理の確保とか、あるいは効率的な事業運営に取り組んでまいっておること、さらには、地元の住民の方々にも御理解を深めていただきながら信頼関係を今日まで築いてきていると。こういう観点から、企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として実施することが望ましいのではないかと考えておりますけれども、そのためには企業庁で運営するための様々な課題を解決していく必要がございます。

ＲＤＦ焼却発電事業につきましては、サーマルリサイクルのエネルギー施策と、そして、ごみ処理という環境施策、この二つの側面を持つものと考えておりますので、今後も環境森林部と企業庁がより連携を密にすることによりまして一体となって進めてまいりたいと、こう思っております。

水力発電事業の譲渡価格についてのお話がございました。水力発電事業の民間譲渡につきましては、すべての発電所の継続、また、地域貢献の取組の継続とあわせまして、適正な譲渡価格の設定を譲渡条件としておるところであります。このことを踏まえまして、譲渡交渉先でございます中部電力株式会社とは平成 21 年３月 30 日付で三重県企業庁水力発電事業の譲渡成就に関する確認書を締結したところでございまして、その中で譲渡成就の対象資産、そして、価格を決定しまして別途書面により定めるものとしておるところでございます。

この譲渡価格の協議に当たりましては、資産、あるいは収益性の観点、また、他県での譲渡事例など、様々な要素を検討していく必要がございますが、具体的な譲渡価格につきましては、中部電力株式会社との交渉を経て双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できるそういう適切な譲渡価格に定まってくるものと、こう考えておるところでございます。

（舟橋裕幸議員）

ＲＤＦのエネルギーと環境という二面性については十分わかっておるつもりでございます。私の質問は、どっちが主なのということが聞きたかったし、本来環境施策としてやっていかなければならないというふうに思っていることを申し上げました。

ＲＤＦについて、過去を少しひもといてみますと、先ほどお話がありましたように、発端はダイオキシンから始まっていると思うんです。これは、田川県政の時代にいわゆる小さな市町のダイオキシン対策として議論が始まりました。そして、具体的には北川知事となって、平成９年から 13 年までのくにづくり宣言第一次実施計画では廃棄物施策として位置づけして、ＲＤＦ化構想の推進という事業名まであります。エネルギー施策においては、地球に優しいエネルギー対策の推進事業にごみの持つエネルギーを有効に活用するため、資源循環型社会構築のモデルとして建設するとうたってあります。

その次の 14 年から 16 年までのくにづくり宣言第二次実施計画においても、施策 321、廃棄物の適正な管理の中に位置づけして、21 世紀の環境基盤整備の推進事業にごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムの構築のためと記載がされています。エネルギー施策では、地球に優しいエネルギー対策からなぜか電力エネルギーの安定供給の項目に振りかわってはいますが。

施設が完成して野呂知事となり、不幸な爆発事故を経て、平成 16 年から 18 年までの県民しあわせプラン第一次戦略では、施策 411、資源循環の推進に安全運転のみが記載され、エネルギー施策において引き続き電力エネルギーの安定供給に記載されました。第二次戦略においての位置づけは、先ほど私が申し上げたとおりであります。

もしも知事が言うように、エネルギーと環境等の二面性を持つならば、次期戦略計画に必ずＲＤＦについて、施策 411、廃棄物対策の推進にも明確に位置づけをすべきであり、それが知事の言う行政の継続性であると考えます。改めてこれまでの経過を御認識の上、御所見を伺えたらと思います。

水力発電事業の譲渡金額についてですけれども、今、一生懸命企業庁のほうで固定資産の整理に多大な労力と税金を費やしているのは伺っています。もうしばらく使えそうな機器も、これを機に前倒し更新などもされているようであります。ある面では余分な出費もしているのかなと思ったりもしますが、水力発電事業は将来においても黒字経営が見込まれ、県財政に大きく貢献する事業であります。譲渡交渉においては、県民の貴重な財産でありますので、余り廉価でたたき売るようなことが決してないようにしていただきたいと思いますし、もしも合意に至らなければ県による事業継続も視野に入れるべきであると、これは知事に申し入れておきます。

（岡本道和環境森林部理事）

ＲＤＦ焼却発電事業の政策的な位置づけにつきまして、ただいま御意見をいただきましたように、それぞれの時期の総合計画におきまして環境政策とエネルギー政策、この二つの政策として整理をされておりますけれども、現行の第二次戦略計画におきましては、環

境政策として明確な形で表現はされておりません。

この事業につきましては、環境政策とエネルギー政策の両面の政策面を持つということは従来と変わらないと考えておりますので、今後は安全・安心の確保ということがまず何よりも大事でございますけれども、環境政策の一つでございます市町のごみが適正に処理されるということがきちんとわかるような形で整理をしてまいりたいというふうに考えております。

（舟橋裕幸議員）

両面からしっかりとＲＤＦを運営していってほしいなと思います。

○平成 21 年第２回定例会　委員長報告（平成 21 年 10 月 20 日）

（山本教和予算決算常任委員長）

電気事業については、総収益が 31 億 1265 万円に対し総費用は 31 億 7361 万円であり、6096 万円の純損失となり、前年度の純損失２億 8894 万円より収支は２億 2798 万円改善しています。

水力発電事業については、民間譲渡に向けて平成 21 年３月に締結された三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書において、地域貢献への取組や用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業については、平成 22 年度以降に企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営する場合の法令上の整理や運営体制等についての課題を関係部局と検討して早急に解決されるとともに、効率的な事業運営に一層努められるよう要望します。

（討論）

（真弓俊郎議員）

最後に、電気事業。これも数字で見ますと、先ほど委員長報告にもあったように、経常収益は平成 19 年度から比べて 6500 万円の増となっていますが、水力発電の収益をＲＤＦ発電が食いつぶしているのが現状ではないでしょうか。ＲＤＦ発電、平成 20 年度の報告を見ますと、５月から６月には１号ボイラーの異常のため停止、７月はタービンがとまりました。11 月も２号ボイラーが１号ボイラーとともにとまっています。12 月には何とＲＤＦの搬入量減少で２号ボイラーが停止になっています。もうほとんど停止状態。このことに、今までＲＤＦ発電に三重県がかかわってきた何の理由もないことが明確にあらわされているのではないでしょうか。今後、このＲＤＦ発電の運営体制すら明らかにもならず、訴訟相手の富士電機システムズとずるずると運営を続けてきた責任は重大だと言えます。

政策総務常任委員長の先ほどの報告でも、水力発電の民間譲渡、ままならない、円滑に進んでいない、このことも明確におっしゃられました。この水力発電の中電への売却、県が解決すべき課題もそのままほうっておいて、新たな課題も中電から提起され、もうにっちもさっちもいかない状態に陥っています。

他方、県がほうり出そうとしている県立病院が必死でモチベーションを高め、経営を立て直そうとしています。病院事業庁の決算に比べ、この電気事業の決算、何の課題も、解決の方向すら見せていない、全くお粗末なものと言わざるを得ません。

以上が、この認定１号から３号までの私どもの反対の理由とさせていただきます。ぜひとも多くの皆さんの御賛同を得ることをお願いいたしまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

○平成 21 年第２回定例会（代表質問：平成 21 年 11 月 27 日）

（貝増吉郎議員）

まず、ＲＤＦ焼却発電事業について、この件についてお伺いをさせていただきます。この件については、県と関係市町があり方検討作業部会を設置して、平成 29 年度以降の事業のあり方についての検討を行っておられます。おおむね平成 21 年度末、つまり来年の３月 31 日までですね、これをめどとして一定の方向性を得ようと協議を進められております。現在、事業を継続する際の課題、13 項目ございます。この課題についての検討整理を行っていると聞いていますが、それらの課題の中で特に大きなウエートを占めるのが将来の費用負担をどうするかということです。

費用負担については、平成 20 年 11 月のＲＤＦ運営協議会総会において、平成 28 年度までのＲＤＦ処理料金について、県と市町が合意したところであります。処理料金は当初 3790 円でスタートしたが、平成 18 年度には 5058 円となり、現在は 5584 円。これは３年ごとに見直すということですので、現在の試算では、来年度からは 550 円ずつ毎年の値上げがあります。平成 28 年度には 9420 円になる計算です。

では、このような経過から見ていきますと、実際、平成 29 年度以降の事業を継続するとした場合、処理料金というのはどれだけかかるんでしょうか。平成 20 年３月の環境森林農水商工常任委員会において提出された資料によりますと、ＲＤＦ発電所の建設費は、総額 91 億 4500 万円かかっております。内訳は、環境森林所管部門が、焼却施設として 68 億 6200 万円、企業庁所管部門の発電施設が 22 億 8300 万円かかっております。これだけの施設の維持管理をするのですから、現時点でも相当な費用がかかっていると思われます。平成 29 年度以降事業を継続する場合、さらにＲＤＦ施設の延命化に係る費用及び修

繕費などの。今申し上げたいのは、これだけの経費がかかる中、さらに多額の経費がかかるということでしょう。しかし、一方では、後でも述べますが、収入が増える見込みがない。収入不足が一層膨らんでいくのではないでしょうか。

このようなことから、まず最初にお伺いしますけど、同時に、きのう会議が行われておりますけども、そのあり方検討作業部会の検討状況、これについてきのうの会議の内容を含めた報告を、知事、お聞きでしたら、知事のほうからお願いいたします。

（高杉晴文企業庁長）

あり方作業部会の検討状況についてお答えいたします。

あり方検討作業部会では、今年３月までに関係市町等との意見交換を行いまして、ＲＤＦ焼却発電事業を継続する際の課題といたしまして、先ほど御指摘ございましたとおり、13 項目を抽出いたしました。事業期間、あるいはＲＤＦ施設の改修の必要性、あるいは経費はどうなるかといったような 13 項目を抽出いたしまして、４月以降、こうした課題整理に必要な資料とするために、平成 29 年度以降の維持管理費や改修費等につきまして調査を進めてきたところ、その調査結果がまとまりましたので、昨日開催いたしました第４回目の部会で市町に概要報告させていただいたところでございます。

その内容といたしましては、平成 29 年度以降も運転する場合には改修が必要でございまして、改修費は３年から５年延長する場合については５億円、10 年以上延長する場合につきましては 29 億円を要すると推定いたしました。

また、平成 29 年度以降の維持管理費は、現況の維持管理の人員や点検状況から見ますと、年間 13 億円程度を要すると推定いたしました。

さらに、施設を撤去する際の費用が約７億円を要すると推定いたしました。

なお、また、これ以外にも運営上の主な留意点といたしまして、維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できる準備が必要であること、また、改修中にはＲＤＦの外部処理が必要であることなどを示したところでございます。

なお、この調査結果は、29 年度以降のあり方そのものの方向性を提案するものではなく、あくまでも施設の運転管理に関する基礎的データを収集したものでございます。今後は、このデータをもとに引き続き課題の検討、整理を行いまして、平成 29 年度以降のあり方につきまして市町と協議を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

（貝増吉郎議員）

今数字を列挙されましたけども、これはきのうの会議で出たという報告も各方面からいただきました。しかし、私は、これはまだ一つの、１団体から、委託された先からの調査の資料だけであって、額を改めて言うつもりもございませんけども、大変な費用がかかるということは、これは間違いない。しかし、問題は、私は、ワーキンググループで一生懸命会議をされている状況の中ですから、あるいはこれらの個人的見解は言えないですけども、実際こういったたたき台として出た数字に対して、大変莫大な数字をだれが負担するかということを改めて聞きたいんですよね。今までの計画からいったら、市町としては、当然県庁さんが声をかけてやったやつやから、県庁さん、頼むよと。そういった市町の気持ちも十二分に推察できますし、しかし、片方、先ほど来質疑させていただいたように、県の財政も非常に厳しい状況であって、実際にどのような解決方法があるのか、また、県がどのように対処するつもりなのか、これはゆっくりとお伺いしたいと思って今日聞いているわけです。平成 29 年度以降も県がこのまま事業を続けるというなら、当然安心して、私どもの自宅から出るいっぱいの家庭ごみは適正に処理をされるということは間違いございません。しかし、県がもしこの事業から、モデル事業であるからもう撤退したいということになれば、市町だけで事業を継続するのか、あるいは市町もＲＤＦからこの機会に撤退し、新たなごみ焼却場施設をつくり、そこでごみを処理するのか。このどっちかしかないと思うんです。県と市町が共同で事業を運営するという選択肢もありますが、これは当事者同士が合意しない限り続かない。しかし、いずれにしろ、何らかの決断を行い、必要な準備をしなければならないことは確かです。そして、準備のための時間は、当然大きな時間、長い時間帯が必要であります。新たなごみ処理施設をつくるにしても、もう本当にタイムリミットが過ぎているとまでは言いがたいですが、タイムリミットが来ているのではないでしょうか。

しかしその一方、関係市町の中には、市町村合併等により、現在ＲＤＦと焼却の二つの方法でごみ処理を行っている地区もございます。こんな事情から、中には、ＲＤＦから撤退し、真剣に模索しているところもあるとの話も仄聞しております。そうなりますと、ＲＤＦ量は減少し、売電収入も料金収入も減り、ますます事業の運営が苦しくなり、残された市町の負担が増大するのではないでしょうか。

こうしたいろんな状況を考えたとき、平成 29 年度以降、ＲＤＦ事業をどうしていくのか、方向性をやっぱりできるだけ早く打ち出すことが不可欠ではないでしょうか。もちろん、さっきも述べたように、当然関係市町の合意がなければならないが、県として早期の取りまとめを、そのための努力は惜しんではならないと思っております。

こういったことから、３点に絞り込み、質問をまとめます。

まず、平成 29 年度以降事業を継続する場合、料金が現在予定されている 9420 円、これでは収支不足が生じると思われますので、その収支不足分については、全部とは言わないですけども、県が負担するつもりはあるのか。

２番目に、遅くとも今年度末までには方向性を取りまとめる必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、また、取りまとめに向けた決意を聞かせていただきたい。

３点目として、現時点では、平成 28 年度、この時点での廃止は困難だと考えています。事業の終了時期を明確にし、市町が新たなごみ処理方式に計画的に移行することを前

提とした上で、平成29年度以降も数年間は県が事業主体となり事業を継続することを提案しますが、いかがでしょうか。
以上３項目、よろしくお願いします。

（野呂昭彦知事）
まず、29年度以降の焼却事業、延長する場合には、その費用を県が負担すべきではないかということでございますけれども、昨年11月に開催をいたしましたＲＤＦ運営協議会総会におきまして、市町からも事業継続に強い意向を示したこともありまして、県が事業主体となることも含めて市町と県とで検討するということにしたところでございまして、そこで、関係市町と県とで構成をしますＲＤＦ運営協議会にあり方検討作業部会を設置しまして検討しておるところでございます。
この検討部会の課題としては、事業計画期間を何年程度延長するのかとか、それから、ＲＤＦを継続する市町がどれぐらいあるのか、事業期間途中で離脱する場合のルールの設定、これらにつきまして検討することにしておるところでございます。
平成29年度以降のあり方につきましては、一定期間この検討には必要でございますが、市町、県の共通認識としては、21年度末には市町も入った作業部会の中で事業期間とか参加団体など一定の方向性を決めたいと、こういうふうに考えておるところでございます。
先ほど企業庁長がお答えしました、そのための調査報告が今回出されたところでございますけれども、これにつきましても、市町から調査内容の検証を行うべきとの意見がございますので、今後、市町とともに調査結果につきましては検証いたしまして、29年度以降の経費等について検討をしてまいりたいと、こう考えております。
それから、29年度以降につきまして、市町によりましては新たな処理方式への移行ということも今後検討材料の一つになる可能性はございますが、現在、あり方検討作業部会におきまして、ＲＤＦ焼却発電事業をどのように継続していくかについて検討されているところでございますから、先ほども申し上げましたが、平成21年度末には、事業期間とか、あるいは参加団体など一定の方向性を決めることにしておるところでございます。県としては、市町の一般廃棄物処理が滞ることのないように、できるだけ早く事業全体の方向性というものを市町とともに決定をしていきたいと考えておるところでございます。

（貝増吉郎議員）
この間、桑名広域の現場と、そして、ＲＤＦの現場に２回お邪魔したとき、１回目はちょうど19日で、事故に遭った方々の祥月命日で、モニュメントの今度の移設の問題もそのとき行っておりましたし、大変大きな節目、節目にお邪魔しているんだなという認識もありますけれども、やっぱりそれ以上に、行政として、私は、知事が今説明されましたけども、あるいは企業庁長、冒頭説明がありましたけども、ワーキンググループでも、４回

目と言いましたけど、３月、４月に行われてからきのうまで開かれていなかったと。それは、資料も委託しているから、それが上がるまでと言ったらそれまでなんですけど、しかし、大事な問題は、この半年間も会議が行われていなかったと。13項目の資料は、お互いに認識してこの13の項目について会議を進めていきましょう、そして検討を進めていきましょう、市町が合意できるようにしていきましょうと、そういうことをしてあったにもかかわらず、私は、それだけの回数が少なかったのは、環境部長、いかがでございますか。

（岡本道和環境森林部理事）
今おっしゃったように、回数はそれぞれの段階ごとに検討する事項で検討しております。その間に、13項目の課題ということで今検討しておりますけれども、当初は７項目の課題ということで検討をはじめました、第１回からですね。７項目で検討する中で、やはり市町の立場から、もう少し細かいことも検討すべき課題があるのではないかということで、さらに５項目ほど追加されたわけでございまして、今までそういう、何といいますか、事業全体を進めるという方向で何を検討すべきかということを検討しておりました。その中でやはり一番大きいのは、今後、施設に要する経費がどんなものか。やっぱりそこが出ないと、なかなかさらにもう一歩進めないという事情もございまして、今回、昨日、そこも含めて検討を始めたということでございます。

○平成21年第２回定例会　委員長報告（平成21年12月18日）

（水谷隆生活文化環境森林常任委員長）
次に、ＲＤＦ焼却発電事業についてであります。
関係市町と県で構成する三重県ＲＤＦ運営協議会の作業部会に平成29年度以降の施設の改修費、維持管理費等について、委託調査結果の報告がなされ、具体的な費用の推計が出されました。この調査結果は、今後関係市町と議論を進めるに当たっての重要な資料となります。
当局におかれては、市町とともに調査結果の検証を行うことで関係市町において的確な判断材料が提供され、十分な検討が可能となるよう要望いたします。
また、今年度末に平成29年度以降の運転継続期間及び参加団体など一定の方向性を決めるに当たっては、関係市町の主体的な意思決定を十分に尊重されるよう要望いたします。

○平成22年第２回定例会(一般質問：平成22年９月27日)

（萩原量吉議員）

次の問題は、環境先進県と言われたガス化溶融炉施設、あるいはＲＤＦの焼却発電所施設、（パネルを示す）もう詳しく言う時間がありません。本当に 115 億も金をかけて、市町をだましてというか、詐欺商法ともまで言われているけれども、そして、大変な処理料金も取って、この廃棄物処理センターは住民が裁判までやって、そして、それこそ差しとめ請求やっておったでしょう。これさえ皆さんは絶対にやらなきゃいかんのやということで差しとめを決めたじゃないですか。差しとめを決めたんじゃない。それこそ裁判では差しとめは負けた。それで県はやるということになったんです。やるというふうになったら、県のほうがもう来年度やめたと言って、それこそ差しとめを県がするんでしょう。筋が通らんでしょう、住民の立場からして。桜の住民の人たちはかんかんに怒っていますよ。

次、ＲＤＦ、（パネルを示す）これまたもう大変な負担であります。言うに及ばず、当初無料のはずが 9420 円まで上がっていった。富士電機と爆発を起こした損害賠償請求の裁判をやっておって、いつ果てるともわからんような裁判をやりながら富士電機へ委託契約をやっておるでしょう、いまだに。けんかしておる相手に委託契約って何ですか、これ。こういう矛盾。

今、新たな 57 億からの負担をどうするのやと。これは後始末を含めて大変なことだと。この点について知事に聞きます。責任はだれがとるのか。後始末をだれがどうするのか。北川三重県前知事を呼んでほしいぐらいの気持ちですけれども、しかし、あなたもこの爆発事故の後再開を強行したその責任が問われます。責任はだれがとるのか。こんな無駄遣いを許していいのか。そのことを問いたい。

（野呂昭彦知事）

溶融処理事業とＲＤＦ焼却発電事業についてでございますが、ダイオキシン対策、あるいは循環型社会を構築するというようなことを目的といたしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。単独市町では対応が困難であったダイオキシン対策につきましては、平成 14 年 12 月までに達成することができましたし、それから、処理残渣もセメント原料や土木資材として活用するなど、資源循環面でも一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、両事業とも当初の事業見通しが甘かったと言わざるを得ない面もございまして、溶融処理事業については平成 23 年度から民間委託の方向で、また、ＲＤＦ焼却発電事業につきましては一定の事業期間が経過した後に終了する方向で、市町との協議を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも市町の一般廃棄物処理が安全で安定的に行われるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

（萩原量吉議員）

皆さん聞いてみえる。テレビも映っているかわかりませんが、無責任でしょう。この責任を問うているんです。ダイオキシン対策というけれども、これも厚生省にだまされたという経過も確かにあります。環境先進県というのは引き下ろしてくださいな。残念ながらこういう問題で私たちは調べて、今までの経過も十分踏まえて追及している。だけれども、そのことについては何ら答えない。残念です。

私たち日本共産党は２人の県議団でありましたけれども、このガス化溶融炉施設、ＲＤＦ施設ができるときから、当初から計画、あるいは予算、そのときの契約を含めて反対をしてきました。この議場の中では唯一の会派でもあるわけですね。その論議を一貫してやってきたんですよ。これは見通しが立たないぞ、ＲＤＦなどというのはまだ未開発な技術だよ、ごみの減量にもならんよ、案の定大赤字で、市町からはどんどんと追及されて、結局県費で出すといったって税金でしょう。こういう問題にだれ一人責任をとらない。

この間、私が追及した石原産業のフェロシルトの問題でもそうです。こんなことが本当に許されておっていいのか。私たちは厳しく指摘をしたいと思うわけであります。当初から反対をしてきた私たちの正しさがある面では証明されたということでもありますし、この問題は議会の責任も問われる問題ではないかと、私はそう思っております。

しかも、ガス化溶融炉施設に 20 億円、４年前に投入を決定しているんです。４年前というのは残念ながら私たち日本共産党議員団はいませんでした。知事もこの間から、萩原さんがいないときになどという言葉をよくあちこちで使われてみえる。よっぽどそのころが懐かしかったのかどうか知りませんけれども、だけれども、本当にこれは私たち議会も含めて市町も大変な状況で、一般廃棄物に手を出すべきじゃない。本来の事業でないのに県がかかわっていって、そして、こんな大失敗をやっているわけですから、私はこの責任は県当局と、そして議場にいる議員の皆さんの責任も含めて私は大いに反省もし、その責任をどういう形で果たしていくのか。そのことを強く求めていきたい。また、これは議長を通してもお願いをしたいと、このようにも思っているところであります。

極めて不満でありますが、まともに答えられていないことも表明をいたしまして、短い時間でありますが、質問を終わらざるを得ません。ありがとうございました。終結いたします。

○平成 22 年第２回定例会　委員長報告（平成 22 年 10 月 18 日）

（西塚宗郎予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。　続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が 29 億 2917 万円に対し総費用は 32 億 3105 万円であり、３億 188 万円の純損失となり、前年度に比べて２億 4091 万円損失が増加しています。水力発電事業については、民間譲渡に向けて中部電力株式会社の運転監視システムの整備が

必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度、または平成26年度に延期されることとなりました。今後譲渡時期が再び延期されることのないよう、県民の理解が得られる譲渡価格等、中部電力株式会社をはじめ関係者との協議を着実に進めるとともに、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却発電事業については、火力発電事業が民間譲渡された後は附帯事業として運営していくことができなくなることから、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のＲＤＦ焼却発電事業の運営体制について明確にされるとともに、平成29年度以降の事業のあり方について、目途とする平成22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう関係部局と連携して早急に課題解決されるよう要望します。

（討論）

（萩原量吉議員）

上程されております決算議案、日本共産党はすべて反対という立場、認定はしないという立場で討論に参加をします。

それで、認定できない理由を多く語りたいんですけれども、時間の関係でＲＤＦ焼却発電所と病院事業会計の２点にかかわって私は認定しない理由を述べたいと思います。

ＲＤＦ焼却発電所については、市町や県民の皆さんを含めて今やもう三重県の中でのごみ行政の大失政、大失敗ということが非常にはっきりしてきました。だれもが認めるところであります。三重県が本来の業務でない一般廃棄物行政に介入をしました。そのくせ爆発事故や死亡事故、採算の大きな間違い、大赤字、今になって一般廃棄物は市町の固有の業務だから受益者負担が当たり前などと言い出しました。市町はかんかんに怒っていますよね。

さらに、ＲＤＦはもともと未完成の技術であります。トラブルが続いています。きちっとした運転ができない。全国至るところで失敗の事例があるわけであります。成熟した技術ではありません。このトラブル続き、あるいはそれこそ事故続き、そして大爆発だったというわけでありますけれども、いまだに原因究明はちゃんとされていないでしょう。裁判までやっている。なれ合いと私は言いたいんですね。

しかも、原因究明の調査の中心になっている人は、委員長は笠倉忠夫という人ですが、ＲＤＦの製法技術の特許申請者の一人なんですよ。ＲＤＦの推進者なんです。この人が事故原因究明の委員長だったんです。あるいは、いまだに安全管理の技術委員の中の一人に入っているでしょう。だから、この問題について、反対だとか問題点を指摘できるような民主的科学者というか、住民の立場に立てる科学者が入っていないではないかと私はあえて指摘をしておきたいと思うんです。

裁判がいつ果てるともなくわかりません。本当にこの点でも、公平性の観点から客観的な第三者などをきちんと入れるべきだと思うんです。県の弁護士費用も初期費用だけで3570万の弁護士費用って、こんなものは無駄遣いの上にまた無駄遣い。ＲＤＦの推進論者ばかりでは解決できないということを厳しく指摘したいし、なぜ富士電機だったのかという認定の経過も疑惑がいっぱい渦巻いています。私はそのための論文も書きました。また御紹介もしたいと思いますけれども、本当にその意味でもこのような事業、ましてやこれを本当に認定してそのままどうぞ続けてくださいという形で結果としては決算認定されていくという、これでは次に生かされていかないんじゃないかと、私はそのように思います。

○平成22年第２回定例会（一般質問：平成22年11月30日）

（山本勝議員）

次に移らせていただきます。ＲＤＦ施設、29年以後のいろいろな問題等について。

三重ＲＤＦ焼却発電事業は、もともと環境施策の一環として、平成９年度にスタートした県の総合計画三重づくりの中で環境先進県づくりが重要課題として取り上げられ、桑名・員弁生活創造圏では、広域行政で取り組む事業として環境テーマの一つとしてこの事業が取り上げられ、ＲＤＦ化構想に基づいて県がこの事業を推進していただいたわけでございます。

このＲＤＦ構想というのは、エネルギーをリサイクルして燃料にしていこうということで、ある意味ではごみゼロ社会実現という流れからして一時期その目的をある面では達成したと。このことにつきましては、私も理解をさせていただいておりますが、ここへ来て県はこの事業を28年度までと位置づけて、それ以後の事業のあり方については、現在あり方検討作業部会を設置して、三重県とＲＤＦ関連市町とで検討が進められておりますが、県の考え方は一定の方向が出されておるようでございます。

先般出されました市町側の要望書としては、一つ目はＲＤＦ焼却発電事業の継続に係る県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。そして、二つ目はＲＤＦ製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとって死活問題になると。ＲＤＦ焼却発電事業の継続に際しては、市町に新たな財政負担を求めないこと。この２点で要望書が出ておるわけでございます。いろいろ検討されておるようでございますが、この要望書についてコメントがございましたらどうぞよろしくお願いします。

（岡本道和環境森林部理事）

平成29年度以降のＲＤＦ焼却発電事業、このあり方につきましては、県と市町とで構成しますＲＤＦ運営協議会におきまして事業主体をどこにするか等々、13項目の課題につ

いて検討を進めてまいっておるところでございます。本年８月のＲＤＦの運営協議会の理事会において、この継続期間につきましては平成32年度までの４年間とするということが確認され、また、事業主体、あるいは費用負担等の考え方につきましては早期に合意が得られるよう引き続き協議を進めるということが決定されたところでございます。

県といたしましては、県のモデル事業として実施しております平成28年度までは県が事業主体となる。また、費用負担につきましても、さきの平成20年11月のＲＤＦ運営協議会総会の決議として、県、市町の合意がなされておりますので、これに基づきましての事業を進めることとしてきたところでございますが、平成29年度以降につきましては、県が事業主体になるという場合には一般廃棄物処理の責務が市町にあるということとか、あるいはＲＤＦ化をしている以外の処理方式を採用している市町との公平性等々から、ＲＤＦ処理に必要となる経費につきましては関係の市町に御負担いただきたいと考えておりまして、これまでの運営協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。

一方、市町のほうからは、県が事業主体となった上で新たな費用負担を求めないようにという要望も出されておりまして、現在のところでは双方の意見には隔たりが見られるというのが現状でございます。この29年度以降の事業主体、あるいは費用負担等の問題につきましては、本年度中に一定の方向を出すということで、市町、県が合意しているところでございますので、今後とも引き続き運営協議会の場を通じまして、市町と真摯に協議を進めてまいりたいと思っております。

（山本勝議員）

これからどこが事業主体であるかという面についていろいろ答弁があったわけですが、地元であの桑名の力尾の地で事業をやっていくという面で、当初平成14年ごろまでに地元と環境保全協定というものを結んでおるわけです。

だから、環境保全協定というのは、近隣の自治会と結んでおりますし、それから行政とも結んでおるわけですけれども、県が主体になってこの事業をやっていかない限り、例えば一部事務組合でやるとか、いろいろな方法があるかもわかりませんけれども、そんなような形になってくると、爆発事故があったという事例もありますから、環境保全協定というのがこれからあそこで４年間やっていくということについてもなかなか難しい。こんなような状況になってくると、このように私も仄聞し、地元のいろんな話もお聞きすると、そんなところも新たに問題が出てくると、このように思うわけです。

ですから、どうしても29年度以降について、今は県のほうは検討中だということで返答をされておみえになりますけれども、県がもう主体にならなければあそこで事業を引き続いてやっていくというのはなかなか難しくなるだろうと、このように思うわけです。その辺のところについて、再度ひとつお伺いをして、あとＲＤＦの経費の問題については、平成28年で段階的に１トン9420円ということで、29年以降は受益者負担という考え方に

立って、かかった費用は全部ＲＤＦのあれに振り分けていくということで、２万2842円という形になってくるわけですけれども、今までの経緯からして地元のところからそれを受け入れるというのはなかなか難しい。

例えば、平成12年ごろにこのＲＤＦのこういう構想が県のほうから出たわけです。（冊子を示す）その中には、まさにバラ色の構想が、例えば温浴施設なり、熱を利用したいろいろなこととか、それから、ＲＤＦの処理料については無料でするというこんな話で進んでいますから、この辺のところについてもなかなか難しい問題であろうと、このように思って、これ以上地元の負担が増えるということは、ある面ではこれから志摩市が途中でおやめになるということですし、松阪市もいろいろ御検討されているということでございますから、もうちょっとその辺のところは考えていかないと、せっかくこの事業について県がモデル事業としてやってきたことが最後はある面でけんか別れのような形にならんようにひとつよろしくお願いして、もう一度お願いしたいと思います。

（岡本道和環境森林部理事）

市町からの要望にもありますように、将来の市町におけます新たな施設整備というのは、当然将来的には必要になってまいりますので、そのようなことも考えますと市町の財政上非常に厳しいということは理解をさせていただいているところではございます。

けれども、この事業につきましては平成14年度から28年度までの15年間の事業という事業計画に基づきまして進めてきたところでございまして、例えば今までの市町との間でのいろんな料金の話もさせていただいておるのも、その間の収支計画をもとにしてのお話をさせていただいたところでございます。これがさらにまた29年度以降も、今のところは４年間ということでございますけれども、一定期間継続するということになりますと、例えば施設の補修費であるとか、運転管理委託費などの増額というのは、どうしてもこれは避けられない状況になってまいります。そのようなことで、今の費用負担の枠組みではなくて、29年度以降につきましてはこういうような費用負担の増も含めての対応というのが必要になってまいります。

県としましては、先ほども申しましたように、このＲＤＦ処理を継続するという上での費用につきましては、一般廃棄物処理の中での費用という形での御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、引き続き検討、協議を進めてまいりますので、市町の御意見は十分に耳を傾けさせていただきまして協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

（山本勝議員）

いずれにいたしましても、環境保全協定で、あの場所でＲＤＦ事業を継続していくということになれば、県が引き続いてやるということになれば延長というような形になろうかと思いますが、新たな主体でやろうということになってきますと、保全協定を結ばなあか

んような形になってきますから、そういう面ではどうしてもそのところについて十分ひとつ御留意をいただいて結論を出していただきたいと思います。いろいろ考えて今後やっていきたいということでございますので、よい結果を御期待させていただきたいと思います。

○平成22年第２回定例会（一般質問：平成22年12月２日）

（奥野英介議員）

それじゃ、次に、ＲＤＦ事業についてお尋ねをします。

ＲＤＦとは、家庭などから出た燃えるごみを原料としてつくった燃料、英語で言うんですけど、発音がまずいので、Ｒはごみ、Ｄは由来する、Ｆは燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰２％程度で固形化されたもので、ごみは2000キロカロリー、ＲＤＦは4000キロカロリーの発熱量があるということです。ＲＤＦをつくるための施設はごみを燃やす施設ではなく、また、ごみ処理施設でもなく、燃料工場として見ることにあります。

一般廃棄物の所管である市町村にとって、ごみ処理の問題は、今も、以前も、これからも大きな課題と位置しております。ごみ処理に対する財政負担、環境問題等々解決しなければならない、解決しようと思うが、思うままにならないのがごみ問題です。市町村は広域組合や焼却施設をつくろうとすると10年ぐらいかかるのが普通です。迷惑な施設ですから、財政負担、精神的負担は相当なものです。そのようなとき、平成９年ごろダイオキシン問題で困っているとき、ＲＤＦ事業が進められようとしておりました。

小規模な町村の施設では、ＲＤＦがダイオキシンなどの基準を満たすこと、環境に優しいとなれば、当然のように参加することになります。ごみ固形燃料製造利用システムは、人口の少ない市町村において発生するごみを安全、確実に処理するとともに、小規模施設では実現できない熱回収を可能にするという特色があります。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続き、第二義的な役割であることであります。

このごみ処理の革命についていけば、市町村の精神的負担は軽くなると判断するのは当然の成り行きであると考えます。しかし、研究不足なのか、技術的ミスなのか、危機管理のなさなのか、重要な点に最大のミスがあったため、15年８月、とうとい２人の命を奪ってしまいました。

私は、ごみが化石燃料に近いものとなって、ＲＤＦ焼却発電施設で焼却し、発電したこの電気を売って、収入を得て運営するという夢のような話を信用することができませんでした。伊勢広域清掃組合においても議論がなされましたが、見送ることができ、結果的によい判断であったと思っております。

施設整備着手のときは無料、事業の始まる前、14年６月のときには１トン3790円、18年、19年は5058円、19年２月には適正な料金は１トン9420円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の28年まで事業をしてあげます。29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてください。ＲＤＦ事業は目立ちたがり屋のだれかが環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せられてからたび重なる料金値上げを求め、最後には一般廃棄物はもともと市町のことだから県だけ撤退としか見えません。

この事業は県にとって財政的にこれまで将来的負担を負い、また、市町の信頼関係も損ねたと思います。市町も費用負担のたび重なる増加と財政への圧迫を招き、住民への信頼感を損なう結果となってしまいました。

そこでお尋ねしたいんですけれども、2003年12月に『日経エコロジー』という本が出ているんですけど、そこのところに書いてあるのが、御殿場市の市長がＲＤＦについて「多額の費用をかけたＲＤＦセンターは、いわばごみを加工してごみをつくり出す欠陥施設だった」と書いてあります。また、2004年３月の『日経エコロジー』にも、「ダイオキシンの発生拠点を減らすというにしきの御旗に目を奪われて、客観的な情報収集を怠り、合理的な判断ができなかった」という構図ができていたとあります。

そこでお尋ねをします。市町の信頼を大きく損ねたこととなったたび重なる料金値上げ、そして、住民を不安に陥れた爆発事故、すべて事業計画のずさんさと運転管理上の危機管理の欠如などによると思われますが、県はこうした事業の失敗をどうとらえているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

（高杉晴文企業庁長）

それでは、ＲＤＦの収支見通し等がずさんではなかったかと、こういう御質問にお答え申し上げます。

ＲＤＦ焼却発電事業の財政負担の将来見通しにつきましては、この事業を開始前に発電市場の自由化を目的といたしました電気事業法が改正されまして、売電単価制度が見直されたことに伴い、県が当初見込んでおりました売電単価よりも安い価格となったことや、また、ダイオキシン対策が強化されたということに伴いまして灰処理費の増加などの事業環境の変化がございました。このため、収支が赤字になると、こういう見込みになりましたので、平成14年の運用開始当初から製造団体に御理解をいただきまして、搬入量に応じた処理料金を負担していただくと、こういうことになった次第でございます。こうした点で事業の見通しが甘かったと言わざるを得ない面があるというふうに私も認識しているところでございます。

また、平成15年８月の貯蔵槽爆発事故につきましてはお二人の方が亡くなられるなど、施設管理者といたしまして、安全上非常に重大な事故でございまして、また、県民の方々の信頼を損ねたということで非常に重く受けとめているところでございます。事故が発生いたしました８月19日は毎年発電所の安全記念碑の前で亡くなられましたお二人の

方々の御冥福をお祈りするとともに、二度と事故を起こさないといったことをお誓い申し上げているところでございます。

事故の原因等につきましては、現在訴訟で争っているところでございますが、二度と事故を起こすようなことがあってはならないということですので、事故後、危機管理マニュアル等を見直しまして、また、職員の教育訓練も継続的に行うなど、事故の教訓と反省を風化させることなく、安全を最優先いたしました運転の実績を一つ一つ積み重ねているところでございまして、今後もこうした取組を不断の努力で行っていきたいと、このように思っておりますので、どうか御理解よろしくお願い申し上げます。

（奥野英介議員）

企業庁長はよく上から目線で物事を言う場合がありますので、できるだけ下から目線で物を言うと大分イメージが変わりますので、この前も私が何かのときに言ったと思うんですけど、それをちょっと、今日は比較的よかったんじゃないかな。

二つ目に、それじゃ、環境森林部長ですか、理事ですか、これ以上市町に負担をかけないためにも、残り事業期間の少ない中、今後の対応に苦慮する市町に対して県はどのような対応をしようと考えているのか、県内の他市町の処理体制のあいた容量を活用するなど、より広域で調整するような働きかけができないでしょうか。

28 年で終わって、聞くところによると 32 年まで延長するということを聞いていますけど、平成 22 年、23 年で 28 年までにこれが終わってしまうと、５年ぐらいで今ＲＤＦ事業をやっているところが次の処理体制、焼却とかいろんな形を考えなきゃいかん。それができるのか。絶対にできないと思います。そういう意味で、やはり大きな市町村の広域組合があれば、何とかそこへ入れられるように、ごみ処理できるかとか、いろんなことを考えていかないと、ただ単にＲＤＦ事業はやめですよ、あとは一般廃棄物は市町のことですから勝手に考えてください、それはないと思います。だから、そういう意味で、やはり知事は前から市町と県とはパートナーシップであると言っているわけですから、これから焼却、ごみの処理についてＲＤＦをやめるのならきちっとその体制を整えていくべきではないかと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

（岡本道和環境森林部理事）

29 年度以降のＲＤＦ焼却発電事業につきましては、今年８月にＲＤＦ運営協議会の理事会を開催いたしまして、今のお話にもございましたように、平成 32 年度まで、今後 10 年間ぐらいになりますけれども、継続するということが確認されたところでございます。

この確認を受けまして、今後 10 年間におきましてそれぞれの市町では新たなごみ処理方式というものが検討、選択されることとなると思いますけれども、その方向といたしましては、例えば広域合併後の市町におきますごみ処理施設の再編であるとか、あるいは地域単位での現在よりももう少しより広域的な処理体制、事務組合等も含めてですけれども、そのようなそれぞれの市町に応じた、状況に応じた検討、選択というのが行われていくんだろうと思われます。

県としましては、この平成 33 年度以降、適切なごみ処理体制が構築されると、これが何よりも必要と考えておりますので、それぞれの市町が新たな処理方式の検討を行うに当たりましては、市町間の調整、あるいは技術的支援という面で県としての役割を十分に果たしてまいりたいというふうに考えております。

○平成 22 年第２回定例会　委員長報告（平成 22 年 12 月 21 日）

（西塚宗郎予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

１点目は、ＲＤＦ焼却発電施設用地取得後の土地利用についてであります。

ＲＤＦ焼却発電施設用地については、平成９年３月に桑名広域清掃事業組合と交わした確認書に基づき、本年７月の土地区画整理による仮換地指定に伴い、土地取得の仮契約を締結し、用地を取得するとしています。県当局におかれては、用地取得後の土地利用について、市町と協議されている平成 29 年度以降のＲＤＦ焼却発電事業の方向性も踏まえ、これまで土地や施設を一体的に利用してきた桑名広域清掃事業組合がＲＤＦ事業終了後のごみ処理方式を検討する場に県も積極的に参加するなど、この土地の有効活用についてよく検討されるよう要望します。

三重県議会におけるＲＤＦ関連の発言（稼動段階）

＜平成 23 年度～令和４年度＞

○平成 23 年第３回定例会（委員長報告：平成 23 年 10 月 18 日）

（岩田隆嘉予算決算常任委員長）

ＲＤＦ焼却発電事業については、水力発電譲渡後も平成 28 年度までは、企業庁が任意適用事業で運営することとされています。地方公営企業には独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営を行うことができるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められるよう要望します。

また、平成 29 年度以降の事業のあり方について、平成 23 年４月に、継続期間中は県が事業主体となることが合意されました。安全・安定運転を前提とした上で、平成 29 年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的な施設の運用に努められるよう要望します。

○平成 24 年第２回定例会（委員長報告：平成 24 年 10 月 15 日）

（前田剛志予算決算常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成 28 年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌 29 年度から 32 年度までは県が事業主体となることとされています。このため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望します。

また、地方公営企業には、独立採算による事業運営が求められます。安全、安定運転を前提とした上で、一層の経費の節減や業務の効率化、固定価格買い取り制度への移行など、健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

○平成 25 年定例会（一般質問：平成 25 年３月５日）

（奥野英介議員）

ＲＤＦ発電事業の今後についてでございます。

ＲＤＦ事業については一昨年も質問しまして、今回は平成 29 年以降についてお尋ねしたいと思います。

ＲＤＦ、少し説明させていただきます。

家庭などから出た燃えるごみを原料にしてつくった燃料。横文字ですので発音が悪いですけど、リフューズ、ごみ、ディライブド、由来する、フュエル、燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰２％程度で固形化したもので、ごみは 2000 カロリー、ＲＤＦは 4000 カロリーの発熱量があるということです。

一般廃棄物の所管である市町にとって、ごみ処理の問題は、今も以前もこれからも大きな課題と位置づけられています。

平成 12 年構想初期段階では無償としていた処理費用については、電力の自由化など理解できない理由で市町村に負担を求めることになり、スタートに入る前から約束が破られることとなりました。

平成 14 年４月には１トン 3790 円、平成 18 年、19 年は１トン 5058 円、平成 19 年 12 月には、適正な料金は１トン 9420 円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の平成 28 年まで事業をしてあげます。平成 29 年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてくださいと。

ＲＤＦ事業は、目立ちたがり屋の元知事が環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せてから、たび重なる料金値上げを求め、最後には、一般廃棄物はもともと市町のことだからと。この事業は県と市町の信頼関係を損なうことになったかと思います。

消防士２名の尊い命を失うという悲しい事故もありました。負の遺産を残すことにもなりました。

平成 23 年４月、ＲＤＦ運営協議会で課題が整理され、平成 29 年度から４年間、32 年度末まで、ＲＤＦ焼却発電事業は県内５製造団体、13 市町で継続することとなっております。

そこで、お尋ねをします。２点お尋ねします。

平成 24 年１月、松阪市が正式に香肌奥伊勢資源化広域組合からの離脱の意向を表明しています。選挙に勝利した市長ですから、実行すると思います。確かにルールに違反しているかもしれませんが、もともと県がだましてルール違反をしているのですから、他のまちに負担がかからないように、当然、県の責任で解決しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

２番目に、平成 32 年以降、ＲＤＦ事業に参加している団体のごみ処理について、県は検討協議に入ったのでしょうか。先ほど言いました元知事が旗振りして、やって、塗ってしまったと。それで、平成 32 年で終わると。終わった後、ごみの焼却をどうするのか。ごみの焼却なんて 10 年ぐらいかかるんですよね。焼却場、迷惑施設ですから、施設が要り、金も要りということになりますので、今からやったって、７年、８年しかないんですよね。その辺の協議はもう入っているのでしょうか。

この２点、お尋ねします。

（岡本道和環境生活部廃棄物対策局長）

ＲＤＦ焼却発電事業について２点のお尋ねでございます。

まずは、ちょっと経緯から。先ほど議員もお話になりましたけれども、平成 29 年度以降のＲＤＦ焼却発電事業につきましては、平成 23 年４月のＲＤＦ運営協議会総会におきまして、13 市町の枠組みで平成 32 年度までやっていこうということで決定をされました。

このときにあわせて決定されましたのが、この枠組みで平成32年度までやっていく、これを支えていくために、途中で離脱する市町がありますと残された市町の負担が増えますので、俗に離脱ルールと言っておりますけれども、一定のルールを決めようということで、こちらのほうも決定がされておるところでございます。

その中で、まず1点目の、香肌奥伊勢組合からの松阪市の離脱につきましては、現在、その中でいろいろ協議をされておりますので、まだ決定ではございませんけれども、仮にそういう動きになったとした場合には、先ほど申しましたように、全体で決定されました離脱ルールと申しますか、一定の皆さんの合意のもとで決められたルールの中で御負担をいただく形にはなるのではないかと思っております。

それから、平成33年度以降ということで、年数が８年で、実際の検討でいきますと、年数ももう非常に少ないという時期に来ております。この中で、関係市町におきましては、どういうような形で新たな体制を進めるか、地域の実情に合った体制整備の検討が進められております。これまでこの事業を市町とともに実施してきました県といたしましても、平成33年度以降も引き続き適切なごみ処理体制が構築されるということが何よりも大事だと考えておりまして、これまでもＲＤＦ化施設の設置者が開催します桑名地域であるとか、あるいは東紀州地域におけます検討会議に参画いたしまして、技術的な検討に加わってまいったところでございます。

今後ともこのような形で技術的な支援、あるいは必要な調整というものにつきまして、市町からの要望があれば、県としてもその役割を果たしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

（奥野英介議員）

ごみというのは、本当に市町は大変なんですよね。こういう煩わしいこと、1億8000万円ですか、今、松阪市のほうの負担というのか。そういう部分というのは、ここの13市町の中にはやっぱり財政力がそんなに強くないまちもたくさんあるわけなんですよね、県の責任でやはりきちっとやっていただきたい。

また、平成32年以降というのは、もう岡本局長もいないし、みんないない人ばっかりなので、本当に、僕は困ると思うんですよ。またごみの問題でぐじゃぐじゃしてくるのかなと。多分そうなろうかと思いますので、本当に今のうちにその対策というのか、協議は重ねていただいて、やはりそういう問題がいい方向に行かない限り、三重県全体がよくならないと思います。できるだけ迷惑な部分というのは、確かにごみは市町の責任なんですけど、一般廃棄物は市町ですから、県は支えていくということが大事かと思いますので、十分にその辺のパートナーシップを発揮していただいて、やっていただきたいなと思います。

以上で、よろしくお願いします。

○平成25年定例会（委員長報告：平成25年10月16日）

（貝増吉郎予算決算常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も、平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされています。そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望いたします。

平成24年度は、固定価格買取制度の適用もあり、売電収入が増加し、ＲＤＦ焼却・発電事業単独で初めて黒字となりました。

しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に、関係部局とともに取り組まれるよう要望いたします。

○平成26年定例会（一般質問：平成26年３月５日）

（三谷哲央議員）

次のＲＤＦの撤退戦略についてお伺いをしたいと思います。

フリップをお願いします。（パネルを示す）これ、桑名広域の議会に出された資料の一覧でありますが、処理委託料を平成28年度で収支均衡させた上でどれくらいかかるかという話なんですが、ここに出ています維持管理料、これから32年度までの４年間で18億8700万円ぐらいかかりまっせ、外部処理費で3400万円、改修費、これは、今あるＲＤＦの焼却炉、こういうものが、今のままではもたんので４年間で４億9500万円ぐらいかかります。それから、将来これを撤去するときに７億2000万円ぐらいかかります。合計31億3600万円ぐらいかかりますよというのがこの表なんです。

この18億8700万円、今、富士電機がこの維持管理を請け負っておりまして、15年契約、平成28年で切れるんですが、今、毎年３億5000万円ぐらいの金額で引き受けています。しかし、実際は９億円ぐらいかかると、こう言われておりまして、契約ですからしようがないので３億5000万円の維持管理をしてきていると、こういうことなんです。この費用が引き続き、この金額で後４年間いくのかどうかと、私、非常に疑問に思っています。

例えば富士電機が引き続き受ければ、この金額、ある程度現実のものに、現実性を帯びてくるかもわかりませんが、今、申し上げましたように、実際は９億円ぐらいかかるやつを３億5000万円で受けてきている、しかも、一方では三重県とは裁判をしているというようなことになれば、富士電機が引き続きあと４年間受けるという保証はありませんし、かえってその可能性というのは非常に低い、こう思っています。

また、この改修費の４億9500万円、これも、平成21年当時、当時の日本環境衛生センターというところが積算したようですが、あれから10年近くたってくると、さらにこの金額が増えてくるということは大いに考えられるわけです。

そろそろ県も、この金額、一体どれくらいかかるのか、これから４年間、平成 28 年度で終わって 29 年から 32 年度まで、そういう全体像をいろいろ試算されていると思いますが、一回、明らかにしていただけませんでしょうか。それが明らかにならないとなかなか議論が前に進まない、こう思いますが、ましてや、いろいろ協議会の構成メンバーもこれから変わってくるという、そういう可能性もあります。それぞれの、引き続きＲＤＦでやっていかれる、そういう市町の負担も大きくなる可能性もあるわけですので、全体の試算をお聞かせいただきたいと思います。

（小林潔企業庁長）

ＲＤＦ事業の平成 29 年度以降の見通しのお尋ねにお答えさせていただきます。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用するために、平成 14 年度から 28 年度までの 15 年間をモデル事業としてスタートしたものでございまして、事業開始当初から市町、製造団体からのＲＤＦ処理委託料と売電収入で運営しております。

また、事業運営の方向性や処理委託料などにつきましては、市町や製造団体で構成するＲＤＦ運営協議会で協議、決定をしているところでございまして、運営期間についても平成 32 年度まで延長することが決められております。

一方、平成 24 年 11 月から固定価格買取制度の適用とか、25 年度には電力供給先の入札の選定といったことで、売電収入が増加をいたしました。これにより、平成 25 年度から 28 年度までのＲＤＦ処理委託料が減額改定されまして、市町の負担軽減が図られたところでございます。

このような中で、先ほど議員も御指摘がありましたけれども、14 年度からの 15 年間、一括して富士電機に約 52 億円で委託をしております。この委託が、契約が平成 28 年度末で終了するということで、29 年度以降の受託業者、運営委託額を決めていく必要がございます。

このため、平成 29 年度以降の経費につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、21 年度に実施した調査結果もありますけれども、調査から５年が経過をしておりまして、経年変化等もございますので、実際の運営経費の積算に当たりましては、新年度に行う、より現状に即した新たな詳細調査を踏まえ、今後、受託業者や運営委託額などを決めていきたいと考えております。

また、売電収入などの見通しにつきましても、発電量の変動等があるため不透明な状況でございます。したがって、平成 29 年度以降の収支の見通しを立てることは、現時点では困難でございます。

企業庁といたしましては、市町、製造団体の負担軽減を図るため収支改善に引き続き務めるとともに、平成 29 年度以降の収支見通しについては、売電収入や発電所の管理運営委託費を見きわめながらＲＤＦ運営協議会に諮り決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（三谷哲央議員）

今のお話で、新年度、つまり平成 26 年度に詳細な調査を行って金額を決定するということですから、できるだけ早く全体像を明らかにしていただくということが大事だと思いますし、それがないとなかなか一定これからの議論が進んでいかない、こう思っておりますので、26 年度、期待しておりますので早くお願いをしたいと思います。

それから、続いて、この撤退処理というのは一体誰がするのということなんです。

御承知のとおりこのＲＤＦ事業というのは、北川知事の時代に国のダイオキシン対策に沿って県主導で進めてきた事業です。焼却灰は溶融炉で、小規模な焼却炉はＲＤＦと、こういうふうに県が政策誘導をしてきたわけですね。このあたりから少しおかしくなってきていて、ごみ処理、本来なら環境生活部のものが、発電事業だからと企業庁が取り込んだということなんです。

平成 28 年度で終わって 32 年度まで県が責任を持って事業推進を進めていきますよということなんですが、これから、29 年以降、ＲＤＦから徐々に撤退をしていくわけですが、県はどこが責任を持ってやるのか、企業庁なのか、環境生活部なのか、どこが責任を持ってやるのか、なかなか見えてこないんですが、この点、いかがでしょうか。

（石垣英一副知事）

平成 29 年から 32 年までＲＤＦ事業について延長したということでありますけれども、議員の言われましたように県庁の中でどこが担当するんやという話については一つか二つあると思っています。それは、企業庁が引き続き所管するというのが一つ、もう一つは、環境生活部を含めて知事部局がやるという話だと思いますけれども、これについては早急に検討してまいりたいと思っております。

（三谷哲央議員）

出てくるのには時間がかかりますけれども答弁はまことに短く、日ごろ答弁なれしていないというのがよくわかるんですが、大事なのはやっぱり、これだけ県の政策誘導の中で出てきた事業であって、これから膨大な金額が各市町かかるんですよ。

桑名広域でも新たに今度焼却炉をつくるという計画がありますが、総事業費は約 110 億と言われています。３分の１が国の交付金で 61 億 5000 万円ぐらいが起債でやって、あと残りの自主財源で 18 億 5000 万円やると。それで、起債でやる分だって全額、何も交付税措置になるわけじゃありませんから、そういうことも含めて県がしっかりと支援をしていくということが大事だと思います。１年でも早くＲＤＦが終われば、それだけ県の負担も市町の負担も小さくなって、ひいては県民の負担が小さくなると、こう思いますが、副知事、いかがですか。

（石垣英一副知事）
ＲＤＦについて、大きな負担になるということと大きな課題があるということは十分理解しておりまして、今後、国のほうの制度等も活用しながら、県として支援できることを精いっぱい市町と検討していきたいと思っています。

（三谷哲央議員）
国のほうの制度を活用するのはよくわかるんですが、国の金だけで県をスルーして市町に出して県負担がゼロというのは、そういう話はないように、ひとつお願いをしたいと思います。

○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年６月９日）

（中西勇議員）
それでは、二つ目の質問、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制についてということで、ストレートにこのまま質問に近いんですが、現在のＲＤＦ事業の収支をいま一度確認してみたいと思いますので、パネルをお願いします。
（パネルを示す）ちょっと数字を出させていただいておりますが、私が調べた部分で平成 13 年当時のＲＤＦ事業の全体計画を少し頭のほうで計画の金額として上げさせていただきました。その中でございますけれども、施設整備費が 58 億 2000 万円余り、それから共用設備部分が 11 億 8000 万円余り、その他の費用が 13 億 4300 万円余り、それから土地取得が５億円余りと。それでトータル 88 億 5000 万円余りという、これは平成 13 年の資料だったので、実際にはもう少しかかって 93 億前後だと聞いておりますけれども、この中で少し今までの経緯を述べさせていただくと、このＲＤＦ事業が始まったのは平成 14 年ということですが、まだわずか 12 年前ということです。
そして、この事業は平成 28 年度で終了するという 15 年間の事業であったわけですが、平成 23 年４月に広域事業体と市長による事業組合が平成 32 年まで延長することを協議会総会で決定しております。そういうことでここまでが経緯でございますが、その後志摩市が平成 26 年度に離脱して独自のごみ処理をするということで決定しております。また、香肌奥伊勢資源化広域連合から松阪市が離脱することをこの連合の組合の総会で決定もしております。そして、伊賀市では今後離脱の方向で協議をしていくというようなことを表明していると聞いております。
そもそも市町のごみ、行政といいますけれども、ごみ行政はそれぞれの市町が責任を持って市民、町民のごみ処理を行うことが基本であると思っております。そういうごみ処理の事業でありますが、ごみの資源を有効活用するという方法で全国的に機運も高まり、平成 10 年ごろからＲＤＦ事業が県の提案で、ちょっと言い方は悪いかわかりませんけど、この指とまれという方式で各参加市町を募った経緯があります。

そのときＲＤＦの委託料は売電収入で補うので無料、また発電により収益が上がれば還元もできるということでした。しかし、当時の社会情勢や諸事情により委託料は有料で始まっております。すなわち、ＲＤＦ事業はＲＤＦ化するのに費用がかかり、そして、それを処理する費用とダブルで市町に負担がかかっている状態でスタートして、その料金は年々増加しているのが現状です。
ここで少しその状況のパネルをもう一度見ていただきたいんですが、（パネルを示す）ＲＤＦ事業の中身の発電部分というのが附帯工事のＲＤＦの部分なんですけれども、電気事業の中に水力発電とＲＤＦの部分があります。合計すると水力発電は平成 14 年度からの数字なんですけれども、７億 1000 万円余りのプラスです。ＲＤＦ事業の損益としては 31 億 9000 万円余りマイナスでございます。ただ平成 15 年度に爆発事故がありました。そのときの部分として、ちょっと書き方がおかしいかわからんですけど、損失した部分を事業者の富士電機のほうから半分負担をいただいておるということで、ここでマイナスというのがおかしいですけど、収益としてプラスマイナスすると 20 億円余りの損失が今出ているという状態でございます。
こういう状態であるんですが、平成 25 年のこの事業の総会の中で、東員町の町長からこんな話がございました。平成 14 年度から始まった事業でしたが、たくさんの市町を巻き込んだにもかかわらず、５年程度を経過した時点で平成 28 年度をもって事業を終了することを一方的に伝えてきました。関係市町はそれまで使っていた処理施設を処分して新たにＲＤＦ製造施設を建設し、参加したのです。また、ＲＤＦ処理施設を処分して新たな処理施設をつくらなければなりませんが、短期間での方針転換によって迷惑を受けている市町のことを県はどのように考えているのでしょうか。特に本町にとっては忘れられない出来事、平成 15 年８月に起こったサイロの爆発です。この事故によって本町の関係者の２名の尊い命が奪われており、こんな重大な経過をたどって運営されている事業であることを県の幹部は責任を持っていま一度考えてほしいと思います、という話が総会でございました。
そこで、質問です。平成 32 年のＲＤＦ事業に関して県はどのようにしていくか答えてください。
現在発電事業は企業庁が減価償却をしている状態でございますが、要は発電施設以外の他の施設は県の資産となっております。どういう形で処理をしていくのでしょうか。現在も含めて、先ほど言ったこの赤字は誰が責任をとるのでしょうか。赤字がこれから少なくなる保証はあるのでしょうか。
先ほどのパネルに平成 25 年の決算の予測数字を少し入れました。少し黒字になっておりますけれども、またこの赤字に対して市町に負担をしていただくのか答えていただきたいと思います。赤字補填は余剰金でとよく言われますけれども、余剰金を遠回しに考えれば税金と同じという感覚がございます。無駄に使うことではないと思いますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

（渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長）
それでは、ＲＤＦ焼却発電事業の終了後の市町のごみ処理体制につきまして御答弁申し上げます。
御指摘のように、平成32年度まで継続するということに決定されてございますが、ＲＤＦ焼却発電事業が終了します平成33年度以降のごみ処理につきましては、各市町において新たなごみ処理体制への移行に向けて検討がなされているところでございます。
県としましては、市町においてごみ処理が適正に行われることが重要と考えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、新たなごみ処理体制の構築に向けて市町とともに取り組んでいるところでございます。
具体的には、市町等が設置します検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っております。ＲＤＦ焼却発電事業終了後におきましても、市町のごみ処理が円滑に行われるよう、引き続き県としてしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。
平成29年度以降のごみ処理の費用に関しましては、今企業庁のほうで委託料等の試算をしてございますので、29 年度以降の処理料金の検討時点でまた関係市町と検討してまいることとなると考えております。
答弁は以上でございます。

（中西勇議員）
答弁はいただきましたが、検討している、検討しているということばっかりなんですけれども、今平成26年ですね。今から考えるとあと６年間あるかなと、そのように思いますけれども、実際本当に市町が自分のところのごみを自分のところで処理をしていくとなると、それなりにまた設備投資もしていかないかん部分も当然あるわけですね。そういったところもしっかり県のほうで中へ入っていただくことが必要なのかなと、そのように思うんです。
今いろんなところに入りながら、職員を回しながらとか、そういう話もありましたし、委託料の件も話がありました。ここで私からこういうふうにしてはどうかという部分を少し話しさせていただきますけれども、対案というとそんな大げさなものではないんですが、平成32年までに参加しているところ、全体的な部分で考えると、このＲＤＦ事業は早くやっぱりどこかで切りをつけていくことを考えなければいけないなと。県がいつまでも市町に負担を仰ぎながらやっていくことではないのかなと。
それで、平成32年で一応切りをつけるということであるのなら、民間事業者にこの施設を売却するという方法も一つはあると思います。売却の仕方は当然ありますし、同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合の部分がありますので、そういったところ、それと先ほどのパネルで示した設備投資している費用、随分かかっておりますので、そういったことも当然考えてやらなければいけないと思います。
そこで、二つ目として、今言った同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合があるわけですから、そこでＲＤＦ化したものをもう一度発電していくという考え方をするのであれば、そこで引き取っていただくなり、事業を進めていただくというのがもう一つの方法だと思うんです。
それと、三つ目、もう一つ考え方としてはよく今いろんな部分で指定管理という形を出されてみえますので、民間事業者に指定管理として、入札制度にされるかどうかはあると思いますけれども、そういう形でそのまま移管してしまう。指定管理を出してしまうという形があるのかなと、そんなふうに思うんです。
これはあくまでも方法はもっとあるかわかりませんけど、本当に平成32年までにほかの、ここに参加している市町のごみ処理をできる状態にできるのかなというのがすごく私の中では不安に思っております。
そういう部分で少し確認も含めて知事にちょっと言わせていただく部分なんですけれども、知事もこの話は平成23年に知事に就任したときに総会でいろんな話があったということも聞いてみえると思いますし、そういう部分で今ちょうど丸３年たち４年目になってくるわけですね。こういう中で、もし所見として聞かせていただけるのなら、知事として、この後平成32年にうまくいくのかどうかも含めて、少しこういうふうに思っているよということがあるのなら教えていただきたいなと。
答えにくいのであればもう答えていただかなくても結構なんですけど、この３年余りの間でそういう話というのは議会で余りされていないように思うんです。総会や協議会の中で話はあるのかなと思いますけど、それぞれの市町に対してのこういうふうにしていくんだ、また相談していく、検討していくという話はあると思うんですけど、そんなので本当にうまくできるのかなというのが一つなんですね。それで、それぞれの担当の常任委員会でもどれだけの話ができているのかなというのが私の中ではわからないですね。そういった部分を含めて、知事が少し何かこういうふうに思っているよというところがあるのであれば少し答えていただければと思います。知事、お願いできますか。

（鈴木英敬知事）
答えやすいか答えにくいかと言われると答えにくいんですけれども、それはなぜかというと多くの関係者の皆さんを巻き込んで議論をしている途中でありますので、私自身の見解を述べることで今議論中のものに影響を与えるということ、そこに懸念がありますので、クリアカットな答えというのはなかなかできませんが、議員から御指摘があったように、どういう形態にしても、そしてまたそれぞれ桑名広域、東紀州地域、香肌奥伊勢や伊賀市とそれぞれに抱える事情が違いますから、県としてはこれまでの経緯と役割、こういうものを踏まえてしっかりと参画をしながら汗をかいていくということは大事なことだと思っています。

（中西勇議員）

今いろんな事情があると聞きますけど、僕にとっては本当に税金の無駄遣いをしておるとしか思えないわけですね。そういう部分を踏まえてしっかり方向性を出していただきたいということです。

今までの知事でこういう話もありました。負の遺産をいつまで続けるんやと、そんな話もあったと思いますので、この部分をしっかり踏まえて今後よろしくお願いしたいと思います。要望ということでさせていただきます。

○平成 26 年定例会　委員長報告（平成 26 年 10 月 17 日）

（稲垣昭義予算決算常任委員長）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業については、平成 24 年度以降固定価格買取制度の適用もあり売電収入が増加したため、ＲＤＦ焼却・発電事業単独で黒字となっています。しかし、平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等が見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

また、ＲＤＦ焼却・発電事業は、水力発電事業譲渡後も平成 28 年度まで企業庁が任意適用事業で運営し、翌 29 年度から 32 年度までは県が事業主体となることとされています。

そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の精算が確実かつ適切に実施できるような方法を検討されることを要望します。

○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年 12 月４日）

（舟橋裕幸議員）

ＲＤＦ焼却・発電事業についてお伺いします。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、三重県企業庁の水力発電事業の附帯事業として、平成 26 年度をもって終了し、27 年度、28 年度は条例改正により、地方公営企業法の任意適用事業として、企業庁が運営主体として事業継続することにしていますが、いまだ、29 年度からの運営主体は明確になっていません。つまり、責任の所在が明確になっていないわけであります。

北川知事当時、市町の業務である一般廃棄物の処理に関し、焼却炉のダイオキシン対策もあり、小規模自治体での一般廃棄物処理を支援するため、ＲＤＦ焼却・発電事業を始めたと記憶しています。

私は、平成 21 年６月の県議会において、水力発電事業がなくなれば当然、三重県環境森林部がＲＤＦ事業においても責任を負うべきであると申し上げました。そのときには随分先の話ですから明確な答弁をいただきませんでしたが、いよいよ２年半先となった今日、県としての判断があるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがお考えか、知事にお伺いをしたいと思います。

もう一つ、また、電気事業会計において、損益計算書を見ますと、ＲＤＦ発電費としての 10 億円前後が支出されています。うち、富士電機に委託しているＲＤＦ焼却・発電施設の維持管理及び運営についての費用は、年間三、四億円余りと伺っています。富士電機との契約は 28 年度で終了であり、その後、４年間という限定した、かつ、老朽化した施設のメンテナンス契約を結ぶ際、他の企業が、富士電機が建設した老朽プラントの運転、維持管理を受注すると思えませんし、従前と同程度の金額を富士電機が提示するともなかなか思えません。25 年度の決算審査意見書においても、「平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行われるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。」と記されています。25 年度決算において、ＲＤＦ焼却・発電事業における利益は１億円余りでありますが、４年間、富士電機に対して従来よりも高額な費用を払うのであれば当然、赤字決算が予想されます。環境生活部が事業主体となり赤字部門を補填することは財政規律上問題ですし、当然、企業庁の公営企業会計になじむものではありません。もう少し他の手段も検討してはいかがでしょう。

ＲＤＦを製造し、県に持ち込む自治体とは、33 年度までは県が責任を持って処理する約束があります。高コストの中、ＲＤＦ焼却・発電事業を従来の形で引き続き継続するのか、改めて事業の経営形態も含めて検討してはいかがかなと思いますので、知事の御所見をお伺いいたします。

（鈴木英敬知事）

ＲＤＦ焼却・発電事業の運営、29 年度以降の運営主体についての御質問でございます。

平成 29 年度以降の運営主体を検討するに当たりましては、経営の健全化を確保することが重要であり、将来の経営を見通す上で、平成 32 年度までに要する委託費用を積算し、精査していく必要があり、本年度において、29 年度から 32 年度までの維持管理や設備改修に要する費用等について試算するとともに、継続的に安全、安定な運営を行うための管理運営上の課題やリスクの洗い出しなど、調査検討を進めているところであります。

この調査業務の結果は本年度末に取りまとめを予定しておりますので、その後、この調査結果を踏まえ、健全な経営が行われるよう、ＲＤＦ運営協議会においても関係市町と協議を重ねていく必要があります。

いずれにしましても、29 年度以降の運営主体をどうしていくかについては、コスト面だけでなく、安全・安心で安定的な運転の確保や、地元住民の方々の御理解なども含めて総合的に判断していきたいと考えております。

（舟橋裕幸議員）

さっぱりした回答で、今年度末、来年３月には結論を出しますということでございました。

随分高コストになる危険がありますので、しっかりと総合的な御判断をいただきたいと

思います。

○平成 27 年第１回定例会（議案質疑：平成 27 年２月 20 日）

（濱井初男議員）

それでは、続きまして、議案第 52 号三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関しまして、条例改正の趣旨について確認をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、既に譲渡済みの５発電所に加えまして、今回の長ヶ等の５水力発電所の中部電力株式会社への譲渡をするに当たり、平成 27 年４月１日に全ての水力発電所の民間譲渡が完了するということでございます。水力発電所事業を終了するに当たりまして、水力発電に関する電気事業を廃止するとともに、これまでは水力発電事業の附帯事業として実施されてきたＲＤＦ焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するものと理解しておりますけれども、これでよろしかったでしょうか、どうぞお伺いします。

（小林潔企業庁長）

今回の設置条例の改正は二つの事項に対応するために行うものでございます。

１点目は、議員もおっしゃいました平成 27 年４月１日付で全ての水力発電所を中部電力株式会社に譲渡することに伴いまして、条例から五つの発電所を削除するものでございます。

それから、２点目は、ＲＤＦ焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するために、条例に規定を設けるものでございます。

本県の電気事業は現在、水力発電事業とＲＤＦ焼却・発電事業の二つの事業で構成されております。水力発電事業は地方公営企業法の適用を受けており、その附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業にも同法が適用されております。しかし、水力発電所の譲渡完了に伴いまして水力発電事業が廃止されるため、ＲＤＦ焼却・発電事業の法的な位置づけがなくなることになります。

今回の条例改正は、ＲＤＦ焼却・発電事業を地方公営企業法上の事業として企業庁が引き続き行うために、同法の適用を受ける旨を条例に規定し、ＲＤＦ焼却・発電事業を主とする電気事業を開始するものでございます。

以上でございます。

（濱井初男議員）

よくわかりました。本県では条例をつくって見直しを進めておるわけでございます。ですから、残務処理については附帯的にぶら下がるというような形だと思いますね。ありがとうございます。

○平成 27 年第２回定例会　委員長報告（平成 27 年６月 30 日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟についてであります。

本年３月 19 日に津地方裁判所において判決の言い渡しがあり、控訴の期限である同年４月６日までに三重県及び富士電機株式会社ともに控訴しなかったため第１審判決が確定し、本件訴訟は終結したところであります。

しかし、第三者に与えた損害に係る債務の一部については、平成 32 年まで残っている状況です。

そこで、今回の訴訟終結を一つの節目と捉え、県当局におかれましては、関係機関と調整の上、早急に債務の完済事務を進めるとともに、ＲＤＦ焼却・発電事業について、計画段階からこれまでの総括にも取り組むことを要望します。

なお、第三者への債務の処理方針及びＲＤＦ焼却・発電事業の総括結果について、平成 27 年 10 月に開催される委員会で報告することを求めます。

○平成 27 年第２回定例会　提案説明（平成 27 年９月 15 日）

（鈴木英敬知事）

平成 27 年第２回定例会９月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業の平成 29 年度から 32 年度までの運営主体については、これまで関係部局において検討を進めてまいりました。その結果、安全で安定した運転に関するノウハウを有すること、平成 29 年度以降のＲＤＦ処理委託料金が構成市町に決議されたことで経営を安定して行う資金確保に見通しができたこと、これまでの三重ごみ固形燃料発電所の運転実績や地元住民との情報共有を通して地元住民との信頼関係を築いていることなどを総合的に勘案して、平成 29 年度以降の運営主体につきましては、引き続き企業庁が担っていくことを決定しました。今後も三重ごみ固形燃料発電所の運営に当たっては、関係市町となお一層の連携を深め、安全で安定した運転を行うことを最優先に取り組んでいきます。

○平成 27 年第２回定例会（議案質疑：平成 27 年９月 18 日）

（山本里香議員）

次の電気事業の決算についてお伺いをいたしたいと思います。

この電気事業の中で、ＲＤＦ発電事業、これは、単年度で、平成 26 年度で見ますと、大変黒字、単年度では黒字になっておりますが、累積赤字もありますし、松阪市が撤退をされたことによる、その料金が入っているということになっています。

夢の燃料として宣伝をして始まりましたＲＤＦには大変、安全上の問題、それから、ごみの処理ということ、ごみ行政の理念的なことでも問題があるということはずっと言ってきましたけれども、今回、三重県ＲＤＦ運営協議会におきまして、ある市町の市長のほうから、この平成 32 年度に終わらせるということに対して、県が呼びかけて半ば強制的にこれが始まったのに、強引に始まったのに、このことについてはどうなんだ、県の責任はどうなんだと、そのような発言があり、それを会長のほうでおさめていただいた形になっています。

議事録の中からも、県は平成 32 年度以降のことについてほったらかしにするわけではないというふうに担当者の方がお答えになっておりますけれども、この県の責任、ほったらかしにしないと、このことについて確認をさせていただく中で私は平成 26 年度の審査をしたいと思いますので、それは具体的にどういうことだったのかとお答えをいただきたいと思います。

（渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長）

三重県ＲＤＦ運営協議会で申し上げましたのは、ＲＤＦ焼却・発電事業の終了後につきましては新たなごみ処理体制を構築していくということで、現在、各市町等におきまして検討がなされております。今でも県としましては、市町等が設置します検討組織への参画でございますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

日々発生する市町のごみというものが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要なことであると考えておりますので、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に市町が円滑に移行できる、そのために、市町と一体となって検討を行っておりますので、技術的な支援等を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

（山本里香議員）

連携をとってきっちりとということはもう最低限のことだと思うんですけれども、これらの事業についてしっかりと検証をしながら、そして決算審査、あるいは来年度予算はまた続いていきますけれども、そういうことをしていかなければ初めの言い出しとは違う内容でこの処理金額がどんどんと上がっていくような中で、半ば、半ばです強引にこの事業が始められ、そして、また、この平成 32 年度に、これまたやめるということになってきたわけですので、そのところを、しっかりと県の責任を明確にして、そして、今までどれだけのお金がこの中につぎ込まれているのかということもしっかり全体像として考えた上で審査をさせていただきたいと思います。

（稲森稔尚議員）

それでは、認定第３号の電気事業会計決算、ＲＤＦ発電についてお伺いをしたいと思います。

もうＲＤＦのこれまでの平成 14 年からの経過というのは皆さん御存じで、今の現状も御存じだと思うんですけれども、これまでのＲＤＦ発電事業に対する県の責任、これまでについてどのように総括、評価をされているかという基本的なところをまずお聞かせいただきたいと思います。

やはり累積の欠損やこれからの４年間で 46 億円という収支不足がもうわかり切っているという中で、それをなぜ継続していくかということは私は全く理解しがたいわけなんですけれども、これを少しでも前倒しして収束をしていけるような努力をしていくべきだと思うんですけれども、この２点についてお伺いしたいと思います。

（渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長）

現時点での全体の総括ということにつきましては現在庁内で検討しているところでございますが、ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、当初ダイオキシン対策や循環型社会の構築というものを目的にしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございまして、単独市町では対応が困難でございましたダイオキシン対策につきましては、法で定める期間、これは平成 14 年 12 月でございますが、それまでに規制を達成できているということ、それと、焼却灰につきましても、セメントの原料化や土木資材として活用するなど、資源循環の観点でも一定の成果があったものと考えてございます。

前倒しにつきましては、三重県ＲＤＦ運営協議会におきまして平成 32 年度末までの継続を合意して、責任を持って事業を実施しているところでございますが、８月 25 日の三重県ＲＤＦ運営協議会におきまして、伊賀市長から、全ての市町にメリットがあるのであれば事業終了年度を前倒しできないか検討してはどうかというような提案がございました。現在、ＲＤＦ総務運営部会におきまして、11 月末をめどに検討を進めておりますので、県としましては技術的な支援等を行っている状況でございます。

（稲森稔尚議員）

環境面については一定の御回答があったんですけれども、今回決算ということで、これまでのお金の問題、これまでの累積の欠損や市町や県民の皆さんの負担、このことについてどういう総括をされていますでしょうか。どういう見解をお持ちでしょうか。

（松本利治企業庁長）

御指摘の累積欠損金等のことでございますけれども、ＲＤＦ焼却・発電事業の収支を立てていく上において、例えば電気事業法の改正によりまして、廃棄物発電の方式の売電が入札方式、あるいは余剰電力購入メニューによるとかいうことで、当初より想定していた

売電収入が減少してきた、あるいは、ダイオキシン対策の強化ということで、灰処理について、例えば溶融固化義務が課せられたということで少し経費の増大を招いたということで、非常に収支のほうが厳しくなったということの中で、平成13年1月に関係市町と県とで構成します三重県ＲＤＦ運営協議会で、ＲＤＦ焼却・発電事業のあり方、あるいは処理料金等について本当に議論を重ねて、その都度合意を図って進めてきたところでございます。

（稲森稔尚議員）
これまでの収支が厳しくなっているという理由を聞いているのではなく、その結果をどういうふうに受けとめていますかという質問に答えていただきたいと思います。

（松本利治企業庁長）
現在、平成26年度決算で、ＲＤＦ焼却・発電事業、およそ約25億6000万円の累積欠損ということになっております。これにつきましては、訴訟の判決が確定したということもあって、今年の６月定例月会議に補正予算で 10 億円の特別利益を計上させていただいて、現時点では15億円ぐらいの累積欠損ということになっております。
これにつきまして、大体ＲＤＦの爆発事故絡みの経費及び平成19年度までの欠損について県が負担をしたということでそういう金額が積み重なっております。その辺につきまして、私どものほう、収支の見込み等が甘かったということについては認めざるを得ないのかなと思っております。
それで、現時点では、その後、いわゆる固定価格買取制度、あるいは入札制度等が入札を導入したことによってＲＤＦの売電単価が高くなったということで収益の向上も見られているということの中で、私ども、一層、安全・安心の運転に努め、一方で、収益、売電単価が少しでも高くなるように、あるいは、安全を前提として経費の削減等に努めていきたいと思っております。

（稲森稔尚議員）
先ほど前回の三重県ＲＤＦ運営協議会について、伊賀市長から前倒しで収束をさせたいという発言があったというふうなお話だったんですけれども、伊賀市のほうは昨年の３月に、市長の諮問機関のほうで、過渡的な民間委託が望ましいと、今後のごみ処理について、そういう答申を受けているわけですけれども、伊賀市単独で抜けるとか、そういう話ではなく、全ての構成団体が一致して早く収束するという、そういう立場の中で、伊賀市としては、具体的な代替案、対案を、しっかり今考えていると、そういう状況だと思っています。
そして、一つは、今後のごみ処理のあり方なんですけれども、過渡的、一時的なごみの受け入れも含めて、例えば余裕のあるところに一時的に受け入れてもらうとか、あるいは

一時的な民間委託も検討するとか、そういうことも含めて具体的な方策を県がもっと主体的にかかわっていただきたいと思いますし、人的にも技術的にも、そして財政的にもそのことは後押しをしていっていただきたいと思うんですけれども、これ、知事に今後のことをお聞きしてよろしいでしょうか。

（鈴木英敬知事）
先ほど廃棄物対策局長も答弁しましたけれども、伊賀市長からの提案につきましては、11 月末をめどにＲＤＦ総務運営部会において、具体的な案をみんなで検討しますので、その中において県がどういうふうな役割を果たしていけばいいのか、それを検討したいと思います。

（稲森稔尚議員）
それと、もう一つ確認したいんですけれども、そういうことを踏まえて、平成32年にはこだわらない、そういう立場でいいのかということと、平成29年からの運転管理業務委託、今までのが平成28年度で終わるということで、今後４カ年で契約するということではなしに、例えば単年度で契約をして、今後のごみ処理のあり方、構成団体のごみ処理のあり方も見据えながら対応していくということは考えられるのかどうか、この２点、お伺いしたいと思います。

（渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長）
その点につきましても、11 月末までの検討の経緯によって判断していきたいと思っております。

（松本利治企業庁長）
平成29年度から32年度の４カ年の業務委託の関係ですけれども、これ、まさしく11月末を目途にいろいろ検討していただくということを踏まえて、いろんなバリエーションは当然考えていかなければならないのかなと思っております。

（稲森稔尚議員）
もっと県が当事者意識を持って、これ以上の市民、県民の血税を垂れ流すことは許されないという、そういう立場に立っていただきたいと思います。このことを強く求めて質疑を終わりたいと思います。

○平成27年第２回定例会　委員長報告（平成27年10月20日）

（東豊環境生活農林水産常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業は、小規模な市町村単独では困難であったダイオキシン対策等を理由に、広域的な環境行政の一環として、県が一般廃棄物処理に関与し、その推進に主導的役割を果たしたものです。貯蔵槽の爆発など痛ましい事故もありましたが、一般廃棄物のエネルギー化等により循環型社会の推進に一定の役割を果たした事業でもあります。

県当局におかれては、ＲＤＦ焼却・発電事業の終了に当たって評価、検証を行い、次代の環境行政につなげるために事業の総括に取り組まれるよう要望します。

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業についてであります。

今回、県当局からこれまでの総括を御報告いただいたところですが、この報告内容について不十分な部分が見受けられました。

県当局におかれましては、事業開始時の市町への説明の経緯や事業推進においての責任等について、議会の対応や環境行政の視点も含めた記載を加え、現時点での総括として再度、今年度中に議会へ報告するよう要望します。

（青木謙順予算決算常任委員長）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成32年度まで事業を継続するとされたところです。ＲＤＦ焼却・発電事業は、平成24年度以降、固定価格買取制度の適用や競争入札により売電収入が増加し、黒字となっています。しかし、平成29年度以降は、ＲＤＦ焼却・売電施設の維持管理費が大幅に増加することから、引き続き健全な経営の推進に取り組まれるよう要望します。

（討論）

（山本里香議員）

次に、認定第３号、電気事業会計です。

防災県土整備企業常任委員会において、電気事業決算のための分科会で認定審査後に開催された所管事項調査では、企業庁よりＲＤＦ発電事業の総括的なものが出されました。５名の委員から質疑という形で意見が出されました。悪評価のほうが多い、おかしいなと思われるのは当たり前だ、説明はいかがなものか、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、２名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面から見ても総括すべきだ、勉強不足で大きな事故になった、県の見誤りであった、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのか、市町の不信感という表現では済まされないなどなど核心に迫る意見が続き、総括は不十分なものなので引き続き継続して総括し、今年度中に報告をすべきと委員長はまとめられました。

平成14年12月、私ども日本共産党は、ＲＤＦ発電は余りにも未開発であり、技術的にも十分なものになり得ていないこと、何よりもごみの減量に逆行するものだと指摘しておりましたが、夢の燃料を前面に導入されてしまいました。軽微なトラブルを繰り返し、平成15年８月にあってはならない事故が起こり、夢から覚めたわけです。ＲＤＦ固形燃料についての十分な研究もなされないままに技術を導入していたことは、事故後に固形燃料の発熱実験をしていたということでも明らかになっています。悪夢を追い、現実を直視せず、国が補助金をつけ推奨し、県が半ば強引に進めたことの代償は余りにも大きかったです。夢は安全性の問題だけではなく、処理負担は無償と夢を振りまきながら、一転稼働時には有償となり、平成26年ではトン当たり7372円、今年度は8244円、平成29年度から32年度の終了まで１万4145円の処理費と決まったようです。通常の一般廃棄物の処理よりかなりの費用がかかります。これは参加市町の負担になり、県としても運営費負担をしているわけですから、何ともあれ大きな負担です。倍々ゲームで処理費が膨らんできたことで、言っていたことと違うと声が上がるのも当然です。

委員会で確認されたように、電気事業としても採算が合わないことに頬かぶりしていた。加えて老朽化の問題、これ以上は無理と終了。建設費に91億円、用地費に11億円、10年間の業務委託費に52億円を投じたこの事業で、平成26年度累積欠損が25.6億円です。半ば強引に始めたものを終了となれば、途端、新しいごみ処理事業を市町は計画しなければなりません。今回示された総括に市町の不信を買ったとありますが、不信を買ったどころではないわけです。

採算がとれなくても行政がやらなくてはならないことはもちろんあります。水道事業、工業用水道事業、電気事業においては、まさしく夢で固めて現実を見ず、国のモデル事業、推進事業として率先して県が乗り出し、市町を翻弄し負担を押しつけ、三重県としても負担に苦しむことになりました。これら全て住民負担。

三重県も被害者だというわけにはまいりません。率先して進めた責任があります。委員会において、議会の議決責任という言葉も出てまいりました。これらの夢の事業などと吹聴された、いいことしか説明されなかったとどこからか聞こえてまいりましたが、根本理念の問題、不採算性の問題とともに、危険性や環境への影響など、私ども日本共産党は指摘して問題としておりましたが、今ここでだめなものはだめとどこかで発信をするのであれば、この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。もうやってしまったのだから、できてしまったのだからしようがないと言うのではなく、ここできっちりと問題を認識し、総括を望むとともに、平成26年度の認定をすることはできません。

（稲森稔尚議員）

平成14年から始まりました三重県によるＲＤＦ発電事業は、県が本来市町村固有の事務である一般廃棄物処理への介入を、様々な夢のようなうたい文句を並べて政策的に誘導してきました。

しかし、当初の見通しが甘かったことが明らかになると、市町にかけていたはずのはしごを外して不当な脱退負担金で縛り続け、県民に負担を強いてきました。

県は、市町やそこに根をおろして暮らしている市民生活に対して余りにも無関心なようですので、ＲＤＦに参加をする伊賀市の事例を少し挙げたいと思いますが、可燃ごみの排出量は、伊賀市では平成15年度の２万5165トンをピークに年々減少し、平成26年度には２万469トンと過去最少になっています。しかしながら、ＲＤＦ処理委託料は、平成17年度の６億8611万円から平成26年度には８億8736万円に負担が重くのしかかり、今後もそれは増え続けていきます。昨年度からは、市民にとっては可燃ごみの値上げなど、市民にも直接負担が転嫁をされるという事態になっています。

本来、ごみ減量に取り組むことは推進されるべきことですが、ごみ減量に取り組めば取り組むほど売電収入が減少して構成団体に負担をかけていくという構造になっています。

さらに、ＲＤＦ発電の見通しが立たないことから、構成団体は設備や運搬車両の改修や更新を抑制してきており、このことから老朽化も見られ、今後不測の事態が起きればさらなる財政負担が予想されています。ＲＤＦ運営協議会でも、平成32年を前倒しして終結させようとの意見や、県の責任を問う厳しい意見が上がっています。

県はこの政策を推進してきた責任を明らかにし、構成団体に対する責任転嫁をやめ、各団体に対して責任に見合う応分の負担を県がすべきであります。46 億円もの今後の赤字を構成団体に折半させるということはあり得ません。県による市町、県民への搾取とも言うべきＲＤＦ事業を含む決算認定に強く反対するとともに、先ほどもありましたけれども、議会の議決責任をぜひ議長にも明らかにしていただきたいということもお願いして、このＲＤＦ事業の継続が、北川県政だけの失政ではなく、鈴木県政の失政になるのではないかという、そういう御心配も申し上げまして、反対討論といたします。

○平成28年定例会　委員長報告（平成28年３月22日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業の総括についてであります。

今回の総括は、前回提出時よりもさらに詳細なものとなっており、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととしています。

そこで、県当局におかれましては、事業終了時の総括の際は、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた検証をさらに行うとともに、市町からの意見も取り入れた内容とするよう要望します。

なお、今回、田川知事時代からの構想時における議会の議論を見た中で、議会としても事業を推進する立場からの発言が多くあったことも事実でした。振り返ってみれば、議会として、より積極的に情報収集を行い、調査研究する努力や包括的な視点での検討をする姿勢がさらに求められていたと思われます。

当該事業は２名の殉職者を出すまでの事故も起こし、反省点が多い事業となりました。全ての事業終了時の総括については、後世に引き継いでいけるような、しっかりとした総括が行われるよう強く要望します。

（討論）

（山本里香議員）

加えて、３企業会計においては、長良川河口堰導水事業やＲＤＦ発電事業は、国の政策の中で進められたものに県が追随をいたしました。議会でそれを賛成していったそのことへの反省もどうなっているのでしょうか。

巨額の税金をつぎ込みながら、読み誤りや事故で破綻をし、県民に損失を与えたことは大きな問題です。責任を明確にしないまま今となっていること、今回の特例という一般会計への貸し出しには問題ありと反対をいたします。

（倉本崇弘議員）

その上で、異例の対応とはいうものの、水道事業会計、電気事業会計から55億円を一般会計に借り入れるという対応をなされたことに対して、一言申し上げたいと思います。

特に電気事業会計についての借り入れについてでありますが、御承知のように、電気事業会計には水力発電とＲＤＦ発電があるわけでありますが、特にＲＤＦ発電事業については、過去の経緯もあり、関係する市町には複雑な思いがあります。

とりわけ、消防職員２名の殉職という悲惨な事故を経験した桑名市にとっては、このＲＤＦ発電事業というのは非常にデリケートなものであり、過剰とも思えるほどの神経質になっていると言える事業であると私は認識をいたしております。

しかも、電気事業会計からの借り入れは水力発電と同会計になっているわけでありますが、市町が負担をしているＲＤＦ処理委託料の収入も一部含まれております。

そういった会計から15億円の借り入れをするということは慎重であるべきであり、関係する市町に対して、あえて具体的にこのようなということは申し上げませんが、一定の配慮をすべきであると私は思います。

（稲森稔尚議員）

まず、議案第22号についてでありますが、ＲＤＦ発電事業については御承知のように、県が主導して市町村固有の事務である一般廃棄物処理に介入する形で事業が進められてきたところであります。見通しが極めて甘く、県にとっても構成市町にとっても大きな負担になっているところです。

結局は、一人ひとりの県民がツケを背負うことになっています。

県はこの失政の責任をより明確にする必要があり、市町に財政負担を含めて責任を転嫁することは許されません。

伊賀市からも早期終結に向けた提案があるように、当面する廃棄物処理の代替策についての調整を図り、事業終結の前倒しに向けて一層努力を尽くすべきであります。

また、本予算案には、15 億円の一般会計への繰出金が含まれています。前代未聞の事柄に対して、一般会計へ繰り出す余裕があるのであれば、市町の財政負担や県民の負担軽減に努めるべきだという声も聞かれるほどです。

これは、本来対等な関係であるはずの市町に対して何の説明も行ってこなかったことへの不信感であり、ＲＤＦ発電事業が市町に不信感をもたらす結果になったことを認識しているのであれば、上から目線の姿勢を改め、市町との信頼回復に向けてその責任を果たしていただくことを強く求めます。

○平成 28 年定例会　委員長報告（平成 28 年 10 月 19 日）

（舘直人予算決算常任委員長）

電気事業は、全ての水力発電所の譲渡が完了した平成 27 年４月１日以降、任意適用事業であるＲＤＦ焼却・発電事業を主体としています。

平成 27 年度の経常収支は 10 億 5543 万円の純利益となっており、前年度から 12 億 6879 万円の増額となっています。これは、水力発電においては、水力発電所譲渡後の残務整理に伴う事業費用の計上等により、１億 1969 万円の赤字となりましたが、ＲＤＦ焼却・発電事業において、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金を特別利益として計上したことなどにより、11 億 7513 万円の黒字となり、純利益が大きく増加しています。しかし、ＲＤＦ焼却・発電事業は、依然として累積欠損金が 13 億 9863 万円残っており、平成 29 年度以降、維持管理費用の大幅な増加及び売電単価の値下がりに伴う売電収入の減少も見込まれていることから、安全性の確保を前提とした上で、さらに効率的な発電運用を行うことにより、健全な経営に努められるよう要望します。

（討論）

（山本里香議員）

ＲＤＦ発電事業については、悲しむべき死傷者を出した事故の責任の所在をはっきりすべきだ、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、２名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面からも総括すべきだ、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのだろうかということが問題提起されたのは、去年の、これも決算審査の委員会でありました。議会の議決責任という言葉もそのときに出てきたわけです。まさにそのとおりです。総括が不十分だと指摘され、引き続きということになっていたはずです。その鼻息はどこでしぼんでしまったのでしょうか。

そして、今回の事務的なミスと説明のあった疑惑です。常任委員会では、疑念について払拭されたということですが、私も含め、県民の中には、疑念はいまだ晴れずです。これらのことが不十分なままで、電気事業についての審査のベースすらできていないのではないでしょうか。この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。

○平成 28 年定例会　委員長報告（平成 28 年 12 月 21 日）

（下野幸助防災県土整備企業常任委員長）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業についてであります。

県当局から、平成 29 年度以降のＲＤＦ焼却・発電施設等の運転管理業務委託契約は、これまでの委託契約額と比べると極めて高額なものとなっているとの説明を受けました。

運転開始から 14 年以上が経過し、施設の点検整備などの維持管理にかかる費用などの増加が要因とのことでしたが、平成 32 年度の事業終了までの間、県当局におかれましては、運用に関するコスト意識を持ち、施設の維持管理が適切に行われるよう、受託事業者への指導も含め、より安全で安定した運営を行うよう強く要望します。

○平成 29 年定例会（一般質問：平成 29 年３月６日）

（水谷隆議員）

続きまして、２番目は、ＲＤＦ焼却・発電事業についてお聞きしたいと思います。

まず、ＲＤＦ化構想の変遷とＲＤＦ焼却・発電事業のこれまでの総括についてお伺いしたいと思います。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、御承知のように、資源循環社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、平成 14 年 12 月から桑名市多度町で企業庁が運営をしてきております。

この事業は県が鳴り物入りで始めたものであり、経緯をさかのぼりますと、平成７年ごろからＲＤＦ化構想として推進がされてきたものであると。平成７年８月には、桑名広域清掃事業組合が知事に対し、同組合がＲＤＦ化構想に同調した形で、新たに整備するごみ処理施設に併設してＲＤＦ発電所を整備してほしい旨の要望を行い、平成９年３月に知事と桑名広域清掃事業組合の構成市町長がＲＤＦ化構想に関する確認書を締結し、進められてきました。

ＲＤＦ化構想については、当時、桑名広域清掃事業組合、環境安全部及び企業庁で行われました地元住民への説明の際のパンフレットによりますと、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すためにごみの固形燃料化を進めていくとしており、ごみをＲＤＦ化することによって地球温暖化防止になるとか、窒素酸化物、硫黄酸化物やダイオキシンの抑制になるということで説明がなされております。

また、市町には、市町におけるまちづくりの一環として地域社会の中で、当時は生活創造圏という圏域の中でＲＤＦを生活に活用していくことが極めて有効な手段であるということで、公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源、あるいは公園などの生活圏域をつくっていく事例を挙げて説明しました。そして、市町では活用しなかったＲＤＦについては、企業庁が無償で引き取り、発電所で電気にリサイクルを行うという説明など、この構想のメリットを強調して、推進を図ってきたところであります。

その当時、私は地元の東員町で一般企業におりました。夢のごみ発電所ということで、地域では本当に画期的な発電所であるということで、非常に話題になったことを覚えております。

このＲＤＦ化構想は、その後、ＲＤＦ焼却・発電事業として進められたものですが、この事業化の中でＲＤＦは無償ではなく、有償の引き取りとなり、参画市町は約束をほごにされたとして反発したところであります。

県からの説明では、電気事業法の改正やダイオキシン対策の強化などで事業環境が変化したことにより、無償でＲＤＦを引き取ることはできなくなったとして、ＲＤＦ処理委託料の負担を参画市町にお願いしたとのことで、市町は、心底から納得したわけではありませんが、ＲＤＦ運営協議会での決定により、ＲＤＦ処理委託料をこれまで負担してきたところであります。

また、平成 15 年８月 19 日にはＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員２名が殉職するという大変痛ましい事故となりました。この事故の原因究明や再発防止のために、三重県議会においてはＲＤＦ貯蔵槽爆発事故調査特別委員会を設置し、私も当時はその委員会のメンバーであったわけですが、それまで前例を見ない対応ではありましたが、委員会において北川元知事にもお越しいただき、参考人招致を行うなど、様々な議論を 10 回にわたり重ねてきたことを記憶しております。

この事業の実施期間においては、平成 19 年度に県が一方的に平成 28 年度末をもって終了すると提案しましたが、参画市町からの事業期間延長の要望により、その後の協議で、事業期間を平成 29 年度から４年間延長するということで決定しております。

平成 32 年度末をもってＲＤＦ焼却・発電事業は終了することになるわけですが、この延長された４年間のＲＤＦ処理委託料は 27 年度のＲＤＦ運営協議会において決定されていますが、１トン当たり、税抜きで１万 4145 円と非常に高額となっています。

このように、ＲＤＦ焼却・発電事業は、当初の構想からすると大きく形を変えて今日の状況となっており、また、これまでの運営に当たっては、非常に多くの方々の大変な苦労の中で成り立ってきた事業ではないかと私は感じている次第でございます。

昨年の３月の防災県土整備企業常任委員会において、企業庁はＲＤＦ焼却・発電事業のこれまでの総括を報告されたわけですが、改めて県が当初考えていたＲＤＦ化構想とは何であったのか、当初の構想が現在の状況へとどのように変遷していったのか、そのあたりの経過や反省、事業の成果などについて現時点での総括を、改めてこの場でお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

（松本利治企業庁長）

ＲＤＦ化構想の変遷とＲＤＦ焼却・発電事業の総括について御質問をいただきました。

ＲＤＦ化構想は、平成２年に閣議決定された国の地球温暖化防止行動計画において、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の利用促進が明記されたことを受けまして、それまで市町が焼却処理していた可燃性ごみを固形化し、それを燃料として発電所で焼却・発電することにより、エネルギー化しようとするものでございます。また、水谷議員御指摘のとおり、ＲＤＦを活用した地域づくりについても提案をされておるところでございます。

当初は、県内の多くの市町のごみ処理施設が更新時期を迎えます平成 10 年ごろの発電所の稼働を目指し、平成５年度から調査を開始し、河芸町地内とか津市大里地区を候補地として、その具体化を図りました。しかし、立地場所の決定に至らず、平成６年９月に計画を一時凍結いたしました。

その後、県庁内で議論を重ねた結果、平成７年５月に、今後、発電ありきではなく、環境政策の中にＲＤＦ化構想を位置づけて、市町とともに進めていくことを政策決定いたしました。

そして、平成７年８月に桑名広域清掃事業組合からの御要請があったことを受け、平成９年３月に桑名広域清掃事業組合が設置するＲＤＦ化施設に発電所を併設することを決定し、広域的なモデル事業としてＲＤＦ焼却・発電事業を進め、平成 14 年 12 月１日にＲＤＦ発電所が稼働し、現在に至っているところでございます。

ＲＤＦ焼却・発電事業の現時点での総括として、まず、成果としては、一般廃棄物行政に県が関与したことで、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用や資源循環型社会の推進に一定の成果を上げることができたと考えております。

具体的には、エネルギー政策の面で、ＲＤＦ発電所では運転開始から平成 27 年度までに約７億 8000 万キロワットアワーの発電を行い、約６億 2000 万キロワットアワーを電気事業者等に供給できました。ちなみに、平成 27 年度に供給した電力量は約 5000 万キロワットアワーで、これは一般家庭約１万 4000 世帯分の１年間の電気使用量に相当いたします。

環境政策面では、小規模自治体で困難であったダイオキシン対策を国が設定いたしました期限までに達成できたこと、ごみの資源化率が向上したこと、市町のごみ処理施設の立地対策の負担が軽減されたことなどが挙げられると思います。

一方で、反省すべき点として一番大きなことは、平成 15 年８月 19 日に２名の消防職員の方が殉職をされましたＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生したことです。まことに痛恨のきわみです。この爆発事故に伴って、市町の一般廃棄物処理に大変な混乱を招く事態となりました。

ＲＤＦ貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びＲＤＦの性状不良などにより発熱、発火、爆発事故に至ったことは、安全に対する配慮が欠けていたと言わざるを得ません。その後

は、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備するとともに、ＲＤＦの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

次に、当初は独立採算で事業運営ができるという前提で推進し、市町からのＲＤＦ処理委託料は無償としていましたが、市町に負担を求めざるを得なくなったことです。

これは、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ません。このことで、市町の県に対する不信感を招くこととなってしまいました。

ＲＤＦ処理委託料については、関係市町と協議を重ね、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担をすることで、一定の責任を果たしてきたと考えております。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、平成32年度まで企業庁が事業運営を担うことが決まっています。企業庁としては、引き続き市町と連携して、安全で安定した運転を最優先に事業を経営していくこととしています。

なお、平成32年度末の事業終了後には、関係部局と連携をして、改めて事業の総括を行ってまいります。

以上でございます。

（水谷隆議員）

どうも総括を、これからも最終的にはしていくと、こういうことでございますけれども、あえてこの質問をさせていただいたのは、もう総括、委員会でもされておりますけれども、県民の皆さんにも少し、大きな事故でありましたから知っていただきたいということでありますが、あの貯蔵槽、サイロ式というかタンク式というか、ああいうものがつくられたときに、当然、いろんな経緯があったというふうには聞いております。だけども、ああいうやり方での安全管理が全くできていなかったというのは、誰が見ても、専門家であればわかるんですよ、あれは。

私も一応化学会社に勤めていた人間として、煙が出たとかいろんな事故があったときには注意をしております。しかし、あえてそういうことが起きてしまったということは、これは痛恨のきわみであると、２人が亡くなったということであります。

大牟田のサイロの場合でも見てきましたけれども、全然安全管理が違っておりました。だから、その辺が非常に甘かったのではなかろうかというふうに僕は思います。

だから、今さらどうのこうのと言うわけじゃないんだけれども、ぜひ最終的な総括をしていただいて、こういった事故が二度とないように、県政として考えていただければというふうに思います。

続きまして、ポストＲＤＦと、あえてポストとつけたのは、ポストサミットという言葉が非常にいい言葉だと言われておりますので、ポストＲＤＦについてお聞きしたいなと思います。

ＲＤＦ焼却・発電事業の事業期間については、先ほども言わせていただいたように、市町の要望を受けて、平成32年度までの運営となりました。このことを受け、各ＲＤＦ構成市町においてポストＲＤＦの検討が進められており、伊賀市については、平成26年３月に同市の廃棄物処理のあり方検討委員会から一時的な民間委託の方向性について答申があり、処理方法の検討を今行っているというふうに聞いております。

香肌奥伊勢資源化広域連合については、多気町、大台町、大紀町の枠組みの中で、処理の方向性については事務レベルで検討を行っているというふうに聞いております。

また、南牟婁郡清掃施設組合については、平成27年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合の構成市町である熊野市、御浜町、紀宝町に尾鷲市を含めた２市３町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されました。今後、施設予定地を確定し、ごみ処理の広域化による一部事務組合の設立に向けた準備が進められていく予定というふうに聞いております。

桑名広域清掃事業組合では、桑名市、木曽岬町、東員町の１市２町の枠組みで、平成33年４月の新ごみ処理施設の運用開始に向けて施設整備に向けた準備が進められており、27年９月に施設規模や処理方式などを示したごみ処理施設整備計画を策定し、環境影響評価が実施されました。また、ごみ処理施設の設計・建設業務と20年間の管理・運営業務を一括して委託するＤＢＯ、デザイン・ビルド・オペレート方式による入札が平成28年８月に公告され、本年５月に契約が締結される予定で、建設費と20年間の維持管理費を含め、費用の予算として約300億円を見込んでいると聞いております。

このように、それぞれの市町でポストＲＤＦに向けて検討や建設工事の発注が進められています。これらの市町では、ポストＲＤＦに向け新たなごみ処理施設建設など、多額の費用が必要となってくると考えられます。

県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がＲＤＦ事業撤退後も将来にわたり、安全で安定的にごみ処理が継続できるようにすることが政策誘導してきた県の責任を果たすということではないでしょうか。ＲＤＦ事業が終了を迎えるに当たり、県は市町を巻き込んだ責任をどのように果たしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

（渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長）

それでは、ポストＲＤＦにつきまして、一部、企業庁長との答弁、重複する部分もございますが、答弁させていただきます。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど循環型社会の構築を目指して、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

現在、市町において、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後、平成33年度以降のごみ処理施設の

整備や民間への委託など、新たなごみ処理体制について検討が進められております。
　先ほど議員からも紹介がございましたが、県では、桑名広域清掃事業組合が設置しているごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えました新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。
　県としましては、ＲＤＦ焼却・発電事業が平成32年度末で終了したとしても、市町にとりましては日々発生するごみの処理責任を負ってみえるわけでございますから、ごみが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。
　このため、市町のごみ処理施設整備計画の策定でありますとか、環境影響評価などにつきましては技術的な支援を行うなど、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。
　なお、新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国におきまして循環型社会形成推進交付金であるとか、起債措置など充実した制度が設けられておりますが、国の財政が厳しい状況にございますので、実際の施設整備に当たっては、財政支援が確実に受けられるよう国に働きかけてまいります。
　以上でございます。

（水谷隆議員）
　どうもありがとうございました。
　国の財政支援も受けられるように働きかけていただくということで、いろいろとこれからもよろしくお願い申し上げたいなというふうに思います。
　県が市町を巻き込んでＲＤＦ焼却・発電事業を進めてきたというのは紛れもない、これ、事実であります。県財政がやっぱり厳しいとは承知しておりますけれども、市町の負担を軽減するため、県としても財政的なことを含めてしっかりと市町を支援していただくことを、ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

（討論）
（山本里香議員）
　議案第17号電気事業においても、同じく83億円をかけて建設されたＲＤＦ発電事業は、人身事故を起こし、採算が合わないため、処理料はトン当たり４倍にも変化をしてきております。市町を翻弄させて終了に向けて進んでいますが、これもまた、事業失敗の代表例です。
　三つの会計において国に先導されたとはいえ、その時々に行政も議会も判断をしてきました。県民の貴重な税金を使って失敗に終わっていることを十分に認識すべきです。

○平成29年定例会（一般質問：平成29年６月14日）
（稲森稔尚議員）
　次に、ＲＤＦ焼却・発電事業の早期終結についてということでお伺いをしたいというふうに思います。
　ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては三重県がこれまで推進をしてきたということで、現在のところ、桑名広域清掃事業組合、伊賀市、それから紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合の４市８町にまたがって行われています。御承知のように、県や各市町にとりましても大きな負の遺産になっているところです。
　平成33年３月まで運転継続が行われることになっておりますが、各市町では、ＲＤＦ焼却・発電事業終結後の新たなごみ処理体制の構築や検討が具体化してきており、このほど桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理施設の建設が大幅に工期を短縮して進められているというふうに伺っています。
　桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理体制の見直しについてお答えをいただきたいと思います。

（山神秀次企業庁長）
　ＲＤＦ焼却・発電事業につきまして御答弁申し上げます。
　ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、平成23年４月の三重県ＲＤＦ運営協議会総会決議により、県が事業主体となり、平成32年度末まで事業を継続することが決定しております。
　これを受けまして、企業庁では、引き続き職員一丸となって、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組んでいるところでございます。
　また、去る平成29年４月に開催されました三重県ＲＤＦ運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合から新ごみ処理施設の完成時期が、当初の計画から15カ月間短縮され、平成31年12月末に完成する見込みであるとの御説明がございました。
　同組合からのＲＤＦ搬入量は全体の約６割を占めることから、当該施設の完成に伴い、ＲＤＦ焼却・発電事業は大きな影響を受けることとなります。このため、三重県ＲＤＦ運営協議会では、その影響や対応につきまして検討を開始することといたしました。
　企業庁といたしましては、今後の事業運営について関係市町の総意が得られるよう、引き続き関係部局と連携しながら、同協議会の事務局として調整に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

（稲森稔尚議員）
　ありがとうございました。
　もう少し具体的なことを伺いたいんですが、桑名広域清掃事業組合の搬入量、今、６割ほどというふうな御説明がありましたけれども、平成28年度の実績ベースで57%を占めて

おります。桑名広域清掃事業組合の脱退に伴って、伊賀市もＲＤＦ撤退後の新たなごみ処理体制を過渡的な民間委託というふうにしておりまして、桑名広域清掃事業組合と同時期にＲＤＦの搬入を中止するということを表明しております。

伊賀市のＲＤＦ搬入量も全体の 28％を占めていることから、桑名広域清掃事業組合と伊賀市がＲＤＦ搬入を停止した場合、運転継続は可能なのか、今後の影響も含めて御答弁をいただきたいと思います。

（山神秀次企業庁長）

平成 29 年４月の三重県ＲＤＦ運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合と伊賀市からのＲＤＦの搬入停止が、三重ごみ固形燃料発電所の運転に与える影響を把握するため、事務局である当庁に対しまして、試算の要請がございました。

そこで、平成 28 年度の実績などをもとに試算いたしましたところ、発電所に搬入されるＲＤＦは、年間４万 5692 トンから約 83％減少しまして、8036 トンになることが見込まれました。これは、１日当たりに換算いたしますと 22 トンに相当し、発電の最低焼却量である日量 70 トンを大きく下回ることとなります。

このため、間欠運転を繰り返す非効率な運用となること、設備維持のための電力購入量が売却電力量を上回ることから、発電所の効率的な運転は困難であるとの試算結果となりました。

なお、この試算結果につきましては、平成 29 年５月の同総務運営部会にお示ししたところでございまして、今後、その影響や対応について御協議いただくこととなっております。

（稲森稔尚議員）

もう一度確認なんですけれども、15 カ月前倒しをして平成 31 年 12 月末に県のＲＤＦ事業は終わるという、そういう前提で調整を市町、団体としていくということでよろしいんですか。

（山神秀次企業庁長）

そうではございませんで、この試算結果をもとに、今後、協議をしていただくこととなっております。

（稲森稔尚議員）

全然よくわからないんですけれども、もう次へ行きますので、そもそもＲＤＦ焼却・発電事業については、市町村固有の事務である一般廃棄物処理に県が介入して、甘い見通しを持って推進してきたという政治的な責任があります。事実として、ＲＤＦ処理委託料処理単価も、平成 14 年の 3790 円から今年度以降は１万 6874 円に大きく跳ね上がっています。伊賀市では、現在、一般廃棄物の処理に約 10 億円かかっていますが、ＲＤＦ脱退によって

約６億円でごみ処理ができるということを試算しています。

今後、速やかな事業終結に向けて、県はどのような役割を果たしていくのか、県独自の交付金を創設するなど、市町への財政支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

（中川和也環境生活部廃棄物対策局長）

市町に対する財政支援について御答弁申し上げます。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

これまで県の支援としまして、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制構築に向けまして、桑名広域清掃事業組合が設置してございますごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えた新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

ごみ処理に当たっては、日々発生するごみが滞ることなく、安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、市町と一体となって検討を行い、技術的な支援を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、平成当初以降にダイオキシン類対策等のため整備した廃棄物処理施設の老朽化などによる、更新需要の増大により国の財政が厳しい状況となってございます。実際の施設整備に当たって財政支援が確実に受けられるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

（稲森稔尚議員）

言葉で責任とか言うのはほんまに簡単なんですけれども、まず、企業庁長、５月の三重県ＲＤＦ運営協議会の議事録を拝見していますと、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が 15 カ月短縮される、その結果として、伊賀市、桑名広域清掃事業組合のＲＤＦの搬入がとまった場合、発電継続は難しい、できないという状況になっていることを踏まえてという、そういう前提で話をしていると思うんですけれども。もう結構です。

それから、この工期が大幅に短縮をされてきたというのは、技術的な支援に取り組むというふうにおっしゃっていますけど、やっぱり住民に対して、伊賀市でも年間４億円をどぶに捨てているような状態なんですよね。こういうことって、やっぱり住民に説明がつかない。桑名広域清掃事業組合も努力をされて工期を短縮するということに着目をした、そ

ういう入札なり契約をして、汗をかかれてきたんだと思うですけれども、県としての撤退戦略というのは何かお持ちなんでしょうかね。どういうふうに今後、やっていくということも含めて、とても住民に説明がつかない、本当に税金を返せという話やと僕は思うんですけれども、知事の所見がありましたら伺いたいと思います。

（鈴木英敬知事）
今、稲森議員がおっしゃっていただいたように、導入当初、本来市町の一般廃棄物処理のところに県も政策的意義を感じながら一緒に関与してきたわけでありますけれども、その責任ということについては、やはり我々県としてもしっかり痛感しなければならないところだと思います。
その責任の果たし方につきましては、何か結論ありきというより、今、三重県ＲＤＦ運営協議会も会長を桑名市長から企業庁長に変更し、我々もしっかり議論に参画しながらやっていくぞということで考えておりますので、三重県ＲＤＦ運営協議会での皆さんの御議論をしっかり聞きながら、そして、今、稲森議員がおっしゃったような住民への説明責任は大変重要なポイントだと思いますから、議論を重ねたいと思います。

（稲森稔尚議員）
こういう議論が進んでいたということも、たまたま資料をいただいて、これまでどこにも、ホームページにもこういう情報が公開されてもおりませんので、ぜひ県民や市町への説明を丁寧にしていただいて、情報公開をしていただいて、一刻も早くＲＤＦによる税金の垂れ流し状態を食い止めて、全ての参画する市町が円滑に次の体制に移行できるように、期待して終わろうかなと思ったんですけど、最後、企業庁長、決意を述べてください。

（山神秀次企業庁長）
事業期間の変更につきましては、三重県ＲＤＦ運営協議会において、関係市町の総意のもとで御協議いただくという、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

（稲森稔尚議員）
わかりました。
終わります。ありがとうございました。

○平成 29 年定例会　委員長報告（平成 29 年 10 月 17 日）

（中嶋年規予算決算常任委員長）
次に、電気事業についてであります。
平成 28 年度の経営収支は、6959 万円の純利益、前年度から９億 8584 万円の減額となっ

ています。
純利益を確保したのは、ＲＤＦ焼却・発電事業におけるＲＤＦ処理委託料の単価改定による収入増や管理運営委託費の減などによるものです。
なお、前年度に比べ、純利益が大幅に減少していますが、これはＲＤＦ貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金の特別利益が皆減となったことなどによるものです。
平成 29 年度以降、ＲＤＦ焼却・発電事業は、売電単価の低下に伴う電力収入の減少などにより、多額の純損失が見込まれる中、関係者との連携を図りながら円滑な事業終了に向け、引き続き安全性を確保しつつ、経営の安定化に努められるよう要望します。

（討論）

（岡野恵美議員）
次に、認定第３号の電気事業会計決算について申し上げます。
ＲＤＦ発電事業は、国が進めてきた事業に当時の北川県政が乗って、市町を巻き込んで行われてきました。
私は当時、津市の市議会議員をしていまして、技術的にも未熟であり、ごみの減量政策にも逆行するから導入しないでほしいという津市民の反対運動に応えて津市に持ち込ませなかったことを記憶しております。
しかし、夢の事業との触れ込みで県主導で促進したこの事業は、今から 14 年ほど前の平成 15 年８月、ＲＤＦ発電所が動き出して間もなく、爆発事故によって大切な２人の消防士の命が失われ、ようやく県はその間違いに気づいたのではなかったでしょうか。
富士電機との間での裁判はようやく終わったところですが、裁判している相手に維持管理を任せた異常さ、そしてついにこの事業そのものが平成 32 年度で終了することになっています。当初無料だった発電所への市町のごみの処理料は、今年度から平成 32 年度の終了まで１トン当たり１万 4145 円にもなっています。２年前の決算審査のときには、この事業に対して多くの問題点が議員から指摘されています。
日本共産党はＲＤＦ発電事業には当初から反対してきましたが、以上申し上げましたように、県政の大失政の一つだと思っています。終了するという段階に当たり、せめて市町との間で十分な議論を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めておきたいと思います。

○平成 30 年定例会　提案説明（平成 30 年６月４日）

（鈴木英敬知事）
おはようございます。それでは、平成 30 年定例会６月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。
本年は、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故で尊い人命が失われてから 15 年の節目の年となります。

改めて、お亡くなりになられた消防職員のお二人に哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様に対し心からお悔やみ申し上げます。

ＲＤＦ焼却・発電事業については、事業期間を 2021 年３月末までとしていますが、現在、関係市町と県とで構成する三重県ＲＤＦ運営協議会において、新ごみ処理施設の建設を進めている桑名広域清掃事業組合がＲＤＦの搬入終了を予定する来年９月を軸に、事業終了時期を前倒しすることについて検討を進めているところです。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、ＲＤＦ構成団体が事業終了を協議するに当たっては、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストＲＤＦに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討していくこととします。今後とも関係市町と一層の連携を深めつつ、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組んでいきます。

○平成 30 年定例会　提案説明（平成 30 年９月 14 日）

（鈴木英敬知事）

おはようございます。

それでは、平成 30 年定例会９月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

本年は、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから 15 年の節目の年です。８月 19 日に、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところです。

関係市町長の出席のもと、７月 19 日に開催された三重県ＲＤＦ運営協議会総会において、来年９月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所へのＲＤＦの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することが決議されました。また、ポストＲＤＦに向けて必要となる施設整備等に対する県の支援についても決議され、各製造団体では新たなごみ処理体制に移行するため、ごみ中継施設の整備やＲＤＦ化施設の撤去などの検討を進めており、これらに対する支援について具体的な検討を進めています。

今後とも、発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、ＲＤＦ焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めていきます。

○平成 30 年定例会（代表質問：平成 30 年 10 月 15 日）

（三谷哲央議員）

同じ平成の時代で県の最大の痛恨事、あの痛ましいＲＤＦの事故について、少しお伺いをしたいと思います。

夢の技術だ、ごみが燃料にというううたい文句で進められたＲＤＦ事業は、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理のことに県がかかわり、ごみ処理で環境生活部が、今度、ポストＲＤＦ、環境生活部がやるのか、企業庁がやるのか、この間、ちょっと聞いたんですが、あんまりよくわかりませんでしたが、恐らく環境生活部がやるんだろうと、こう思いますが、環境生活部の事業を水力発電の附帯事業だということで、発電事業ということで企業庁が推進してきたと。最初のスタートのときから少し無理があったのかなと、そんな感じがしております。

議会も執行部からの限られた情報をもとにした判断とはいえ、これ、推進にかじを切ったのは、もう間違いのない事実であります。

改めて振り返ってみますと、ＲＤＦ発電は 2002 年 12 月１日に運転が開始されました。しかし、早くも 12 月 23 日には貯蔵槽下部が異常発熱を起こし、ＲＤＦの一部の燃焼が確認をされております。翌 2003 年７月以降は、次々とトラブルが続き、ついには８月 14 日に第１回目の爆発が起こり、そして８月 19 日、あの大爆発が起こって、お二人の方が尊い命をなくされました。しかも、それから事故が終息するまで 47 日間もかかっておりまして、今でもあの当時の大混乱の日々、大混乱が続いたということは鮮明に覚えております。

今だから言えるかもしれませんが、あの事故を未然に防ぐ機会は恐らく何度もあったのだと、こう思っておりますが、しかし防ぎ得なかったということであります。

そして、あの痛ましい事故から今年は 15 年目の節目の年であります。ＲＤＦの搬入も 2019 年、平成 31 年９月 17 日をもって終了するということが決定をされています。

知事は来年９月を軸にＲＤＦ事業が終了する、その後にその総括をするんだと、こういうふうにおっしゃっておりますが、ＲＤＦ事業が終わった段階で、それからよく精査をして、その全体像について述べられる、これはこれで大切なことだと、こう思いますが、失礼ながら、来年の９月以降、知事がその席に座っておられる保証は理屈の上ではないわけでありまして、我々も同じですが、やはりあの事故から 15 年目のこの節目の年に、現時点でのＲＤＦ発電事業についての鈴木英敬知事の評価、思いをお聞かせをいただく、このことが必要ではないかと思います。

改めて、鈴木英敬知事の思いと評価、お願いをしたいと思います。

（鈴木英敬知事）

ＲＤＦ焼却・発電事業の現時点における総括について述べさせていただきます。

本年は、今、三谷議員からも御紹介いただきましたけれども、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから 15 年の節目の年であります。８月 19 日、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に三谷議員も御出席いただきましたけれども、私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところであります。

また、関係市町長の出席のもと、７月 19 日に開催された三重県ＲＤＦ運営協議会総会の

冒頭において、私から皆様の御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げたところです。
この総会では、製造団体は、平成31年９月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのＲＤＦの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議されました。
御紹介もありましたけども、ＲＤＦの搬入の終了に伴い、三重ごみ固形燃料発電所での焼却及び発電は、来年９月を軸に終了することとなります。
一方、ＲＤＦ焼却・発電事業の事業期間は、関係市町との合意に基づき、2020 年度末までとされています。
この合意を踏まえ、ＲＤＦの製造を継続する団体に対しては、2020 年度末までセーフティーネットの仕組みを設けることなどが決議されたところであります。
ここから評価、総括になってくるわけでありますけれども、平成14年から運用を開始しましたＲＤＦ焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に一定の成果を上げることができたとも考えています。
一方で、平成 15 年、先ほども申し上げましたが、８月 19 日、お二人の尊い人命が失われたＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生しました。まことに痛恨の極みであります。このことはＲＤＦ関連事業の中で最も重いことであるというふうに受けとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません。
このため、発電所では、事故の後、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備し、ＲＤＦの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化など、安全・安定運転を最優先に取り組んでまいりました。
また、当初は市町からＲＤＦ処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電料金の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないと考えています。
ＲＤＦ処理委託料については、関係市町と、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担を行い、一定の責任を果たしてきたところであります。
以上、申し上げましたとおり、本事業については、やはり功罪相半ばする事業であったと言わざるを得ないと考えております。
なお、最終的な総括につきましては、県議会における所管常任委員長報告を踏まえ、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に、改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきます。
ＲＤＦ製造団体では、来年９月を軸とした新たなごみ処理体制への移行に向けて、ごみ中継施設の整備やＲＤＦ化施設の撤去の検討を進めております。一部の団体では、本年度にごみ中継施設の整備工事の発注を予定していますので、これらに対する県の財政支援について、補助範囲や補助率など具体的な検討を進めております。
引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、ＲＤＦ焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めてまいります。

（三谷哲央議員）
今、知事の御答弁で、見通しが甘かったということはお認めになっていますが、功罪相半ばしているというのは、これは少し違うんじゃないかな。やはり罪のほうが大きいと私は思います。それは確かに循環型社会を構築していく、その一助になったことは事実でしょうけれども、それ自体がきちっと機能したのかどうかも疑問ですし、あの大きな犠牲が功罪相半ばという評価につながるとはとても思えないと、こう思っております。
その点、もう一度、知事の御見解をお伺いしたいなと思いますし、それからもう一つ、ポストＲＤＦの事業の財政支援のお話が少し出ました。これは間違いなしに、環境生活部のほうでされるというふうな理解でよろしいのでしょうか。この２点、お願いします。

（鈴木英敬知事）
今、三谷議員から２点あったと思いますが、まず一つは功罪相半ばという表現についてでありますけれども、もちろん先ほど申し上げましたとおり、人命が失われたということは最も重いことであり、それを様々な事業の中で一番重く受けとめているということであります。
私が功罪相半ばと申し上げたのは、その政策論としてのところでありまして、事業全体としてさらにそのことということにおいては、やはり人命が失われているということは、重く受けとめなければならないことであるというふうに認識しております。
それから、財政支援のほうにつきましては、今、環境生活部と企業庁で議論をさせていただいておりますけれども、環境生活部、ごみ処理の廃棄物の処理という観点が重立ってくるんではないかと思いますので、環境生活部が中心になろうかと思いますが、最終的によく議論して決めたいと思います。

（三谷哲央議員）
もともとのスタートから本来企業庁がやるべきでない事業に企業庁がかかわってきたという私は認識を持っておりますので、これはやはり県の一般会計できちっと支援をしていくというのが筋論だと、こう思っております。

○平成30年定例会　委員長報告（平成30年10月17日）

（津村衛予算決算常任委員長）

次に、電気事業についてであります。

平成29年度の経営収支は、６億5238万円の赤字となっており、前年度から７億2198万円悪化しています。

これは、主にＲＤＦ焼却・発電事業において、運転管理体制の変更に伴う管理委託費の増や施設の保守、点検に係る修繕費の増によるものです。

ＲＤＦ焼却・発電事業については、平成31年９月を軸にＲＤＦの搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することが本年７月に決定されました。引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を第一に取り組むとともに、責任をもって関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けて取組を進められるよう要望します。

（討論）

（山本里香議員）

次に、認定第３号　電気事業会計です。ＲＤＦ発電事業については、代表質問でも取り上げられたように、三重県の悲しむべき歴史として捉え、充分な総括をして、今後につなげることが重要です。

知事からも利用料の見込みが甘かったと言わざるを得ないとの発言がありました。

また、功罪ありながらもという発言には、罪のほうが大きいとの指摘がありました。全くそのとおりです。

契約にかかわる一昨年度の事務的なミスについても、私も含め、県民の中には、疑念はいまだ晴れないまま事業が続いています。

市町に、これも負担を押しつけ、ごみ減量に逆らってきたこと、協議して決めたとはいえ、現在の１トン当たり１万4145円の処理料は余りにも高過ぎます。

これらの３事業の事業形態は、いずれも過大な需要予測により、多額な投資に見合う需要が期待できず、損失負担が県民に転嫁されているのが現実です。さきの討論で述べたように、働く人の所得は伸びず、社会保障予算の自然増さえ削減し、年金や医療、介護のさらなる負担増が、県民生活に追い打ちをかけています。市町、県民に負担を押し続けている現状は、到底県民の理解を得られるものではありません。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし反対討論をいたします。ありがとうございました。

○平成30年定例会　提案説明（平成30年11月21日）

（鈴木英敬知事）

それでは、平成30年定例会11月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たって私の考え方を申し述べます。

ＲＤＦ焼却・発電事業に参画している全ての構成団体は、来年９月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所へのＲＤＦの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することを決定しました。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストＲＤＦに向けた施設整備等補助金を創設します。

○平成30年定例会（議案質疑：平成30年11月27日）

（三谷哲央議員）

まず、ポストＲＤＦ事業についてでございますが、知事は提案説明で本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストＲＤＦに向けた施設整備等の補助金を創設するという旨の御発言がございまして、それを受けて補助金の適用は１団体１回限り、補助率は補助対象となる費用の３分の１以内、補助上限額１億円と、このような県単の補助制度の創設、このことの御説明がありました。

これは既に関係市町といろいろ御調整をされて、それぞれの市町も御納得ということだろうと、これはこれでいいのかなと、こう思っております。

ただ、この御提案ですっぽり抜けておるところがあるんです。

先月の私の代表質問でＲＤＦの総括、知事のほうにお伺いをさせていただきました。このとき、知事はお二人の尊い人命が失われたＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生をいたしまして、まことに痛恨の極みでありますと。このことは、ＲＤＦ関連事業の中で最も重いことであるというふうに受けとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりませんと、このように御答弁をいただいておるわけですが、このポストＲＤＦ事業のハードのことはわかるんですが、この教訓と反省を絶対に風化させない、この部分が今回の御提案の中には全く抜けていると、こう思っております。

先日、桑名市の消防署の職員の方々とお話をする機会がありまして、いろいろ何人かの方とお話をしたんですが、皆さんが異口同音におっしゃるのは、やはり犠牲となられたお二人の慰霊事業、これをぜひやっていただきたいと、こういうふうなお話もございました。ポストＲＤＦを語るならば、そのハードの撤去等のその費用の支援、これはこれで大事だと、こう思いますが、この絶対に風化させないという、この部分、これも非常に大事だと思いますし、重いと思いますので、このあたりのところを知事の改めてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

（鈴木英敬知事）

三谷議員の先般の代表質問でもお答えさせていただきましたように、尊いお二人の方の人命が失われたことは、まことに痛恨の極みであり、これを決して風化させてはならないと、そういう思いに変わりはありません。

まず、来年９月にＲＤＦの搬入が終了するわけでありますけれども、そこまでもその教訓を生かして、しっかり安全最優先で運転を続けるということは当然のことだというふうに思っています。

あわせて、先ほど三谷議員からおっしゃっていただきました安全祈願行事につきましても、とにもかくにも御遺族の気持ち、これを大切にして、事故を風化させない、そういう思いでＲＤＦ焼却発電事業終了後も引き続き実施をするように、企業庁に指示をいたしておりますので、その具体的方法について、現在、企業庁で検討しているというふうに思っております。

それから、それ以外のソフトの面につきましても、７月の総会の決議に沿って対応していく予定でありまして、新たな処理先の確保をしっかり責任を持って協力をするということや、あるいは市町のごみ処理施設整備計画の策定や環境影響評価などについて技術的な支援を引き続き行う。

それから、ＲＤＦの製造を継続する団体で仮にトラブルなどがあった場合のセーフティネットの仕組みを運用していく、こういうようなソフトの部分についても、しっかり対応するべく準備をしております。

以上、申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、教訓を風化させずに、安全で運転を継続していくということと、安全祈願行事についても引き続き行っていきたいというふうに考えております。

（三谷哲央議員）

ぜひお願いをしたいと思いますが、ちょっとよくわからないのは、企業庁が御検討されているということなんですけども、ＲＤＦの発電事業が終了後、平成32年までは企業庁も絡んでくるのかもわかりませんが、既に発電事業がなくなれば、安全祈願祭では当然なくなってくるわけですね。その後、じゃ、一体どこが所管して、これをきちっと継続してやっていただけるのかというところを１点、お伺いをしたいなと、こう思うんですが、いかがですか。

（鈴木英敬知事）

今、ＲＤＦ発電事業の施設の撤去の議論などもありますので、その後、どう継続していくかということの中身について、現在、企業庁で議論させておりますけれども、そのＲＤＦの事業が終わった後の責任主体についても、もちろん知事部局でやるのか、それも含めてしっかり議論させているところです。

（三谷哲央議員）

ぜひ慰霊事業等も含めてしっかりとやっていただくということを、ぜひ知事の政策集の中にも書き込んでいっていただきたいなと、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

（岡野恵美議員）

私がお聞きしたいのは、環境生活部の衛生費のうち、ごみゼロ社会実現事業費の3400万円の補正に関する経過であります。

これはＲＤＦ焼却・発電事業におけるＲＤＦ製造団体が、三重ごみ固形燃料発電所へのＲＤＦの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要となる施設整備費等に対して、県単独の補助制度、すなわちポストＲＤＦに向けた施設整備等補助金を創設することとし、今回の補正予算には、本年度中にごみ中継施設の整備工事を発注する予定の伊賀市及び香肌奥伊勢資源化広域連合への補助金を計上しています。

今までＲＤＦは2020年度末で撤退するとしておりましたが、それが2019年９月に１年半前倒しになり、新たなごみ処理体制への移行について緊急に対応せざるを得ないことになりました。市町によって個々に事情が違うことや、今までも爆発事故や搬入料金などで市町に多大な迷惑をかけてきたことから、収束に当たって丁寧な支援をお願いしたいと私たちも求めてきましたので、ポストサミットに向けた施設整備等補助金の創設について、理解をするものです。

そこで、①この補助金創設の考え方と経過について、②上限１億円に決められた理由についてお聞きします。

さらに、③として松阪市の取り扱いについてお聞きします。

松阪市は、脱退負担金約５億8300万円余りを香肌奥伊勢資源化広域連合に支払って2015年３月31日に脱退しました。松阪市の前に脱退した志摩市は、脱退負担金は支払いませんでした。

また、脱退負担金の積算根拠は、脱退時から2020年度末になっています。そこで、１年半前倒しになったことで、取り扱いが不公平だという声が出ているとお聞きしました。

そこで、今回の補助金創設に当たり、松阪市の取り扱いを協議されたかどうかについてお伺いします。

（中川和也環境生活部廃棄物対策局長）

それでは、３点、御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、当該補助金の制度について検討の経過及び考え方についてお答えいたします。

このＲＤＦ焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

本事業につきましては、本年７月に開催をされました三重県ＲＤＦ運営協議会の総会に

おいて、ＲＤＦ製造団体が来年９月を軸にＲＤＦの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議をされております。

各製造団体では、新たなごみ処理体制への移行に向けて、可燃ごみを圧縮し効率的に運搬するための施設でありますごみ中継施設の整備や、ＲＤＦ化施設の撤去を検討されております。

新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、今回、製造団体が計画をされているごみ中継施設の整備やＲＤＦ化施設の撤去につきましては、国の補助の対象外となっております。

県としましても、国に対して補助対象となるよう働きかけを行ってまいりましたが、平成 14 年度からのダイオキシン規制に対応するため整備された施設が全国的に更新時期を迎え、補助要望額が 1000 億円近くまで増大をしており、対象拡大は非常に困難な状況にございます。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であります。新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、ポストＲＤＦに向けた施設整備等補助金を今回創設しようとするものでございます。

補助金の創設に当たりましては、ＲＤＦ製造団体の御意見や御要望を丁寧に聞き取りながら検討してきたところでございます。県としてでき得る限りの支援を行う制度となっていると、このように考えてございます。

二つ目の上限の１億円でございますが、ＲＤＦを一番初めに導入するに当たって、国の補助金、当時、補助金でございましたが、これの協調補助として制度をつくった経過がございます。その限度額が１億円ということがございます。今回、それを参考として上限１億円を制定したものでございます。

最後に、脱退負担金のお話がございました。

今回の、この補助金の対象につきましては、事業開始当初に事業に参画をされておりましたが、既に離脱をしている団体、この団体につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、先ほど申しました交付金がございます。これを利用して、新たなごみ処理体制に移行されてございますので、今回の補助対象外としております。

以上です。

（岡野恵美議員）

御説明をいただきました。

知事に対してお聞きしたいんですけれども、ＲＤＦは 1995 年に知事になった北川正恭氏のもとで、環境先進県の宣伝文句で三重県が本来市町の固有事務とされる一般廃棄物のごみ処理に、技術的に非常に未確立でありましたＲＤＦ発電の大型施設をつくって、広域的にごみを集中して処理する方式に乗り出したものだと私どもは認識しております。

私どもは、当時からこのことについては反対の立場をとってきたんですけれども、また非常にたくさんの税金を使って巨大実験とも言われるような、そういうような技術的未確立のものを進めたということでの県の責任は非常に重いんじゃないかなと思っております。

その経過の中で尊い命が奪われ、かつ市町にも迷惑をかけたものであると考えます。したがって、三重県はこの教訓からしっかりと学び、三重県の責任をきっちりと果たすことが必要だと思いますが、松阪市の脱退負担金の問題も一部問題点として指摘をされておるところでもございますが、知事のこのことに対する処理について決意のほどをお伺いしたいと思います。

（鈴木英敬知事）

以前も答弁させていただきましたけれども、この事業の最終的な総括につきましては、県議会の所管常任委員長報告も踏まえて環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきたいと思いますが、現時点のということで私の所感を申し上げさせていただければ、まず政策面だけを申し上げれば功罪相半ばする。つまり、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策などの循環型社会の構築に一定の成果を挙げたりしましたが、当初は市町からのＲＤＦ処理委託料を無償としていたにもかかわらず、外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したということは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないというふうに思っておりますので、政策面では功罪相半ばする事業であったと思いますが、一方で何より重いことは、前回、三谷議員の代表質問でも答弁させていただきましたけれども、二人の尊い命が失われているということが最も重いことであり、それに対して痛恨の極みであり、これを風化させてはならない、そういう思いであります。

（岡野恵美議員）

知事が直接ということではなくて、今までの行政の責任として、最終的に今に至ったということでございますが、ＲＤＦの考え方そのものが国のダイオキシン対策と発電事業ということで、資源循環型の夢のごみステーションというふうに宣伝をされたものでございますが、市町の固有の事務である一般廃棄物のごみ処理事業に参入した結果が招いたものであって、またこの資源循環型といいましても、ごみを燃料として扱うということに対して、本当にごみの分別や再資源化になるのかということについては大いに疑問のあるところでございますし、当初から問題のあったところでございます。経過の中で死亡事故や、そして大型のこういったＲＤＦの事業は非常にあちこちでたくさんの過大の投資もございますので、またごみ分別や減量からの逆行になるなど市町に多くの迷惑をかけました。

そのことで、全体的な総括は後でしっかり行うというような御答弁もいただきましたので、全体的にこのことに対して収束に当たってきっちりと県の責任を明記をしながら全体

の総括をしておくことが必要だと思います。このことを強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○令和元年定例会　委員長報告（令和元年６月 28 日）

（木津直樹防災県土整備企業常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業の総括についてであります。

昨年７月に開催された三重県ＲＤＦ運営協議会総会におけるＲＤＦ焼却・発電事業に関する決議を受けまして、三重ごみ固形燃料発電所でのＲＤＦの焼却及び発電は本年９月を軸に終了することとされ、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、ＲＤＦ焼却・発電事業が全て終了することとなります。

平成 27 年 10 月及び平成 28 年３月に開催された本委員会におきましては、ＲＤＦ焼却・発電事業の総括について県当局より説明が行われ、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととされました。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、県が一般廃棄物行政に関与することで、資源循環型社会の推進に一定の成果を上げてきたとされる一方で、２名の殉職者を出す事故も起こし、反省点が多い事業でもあります。

県当局におかれましては、全ての事業が終了した際には、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、後世に引き継いでいけるようなしっかりとした総括を行うよう強く要望いたします。

○令和元年定例会　提案説明（令和元年９月 18 日）

（鈴木英敬知事）

それでは、令和元年定例会９月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、県のモデル事業として平成 14 年 12 月から運用を開始しました。焼却・発電の終了時期については、令和２年度末とされておりましたが、昨年７月の三重県ＲＤＦ運営協議会総会における決議を受け、各構成団体は本年８月から９月にかけて新たなごみ処理体制に移行し、発電所における焼却・発電は昨日９月 17 日をもって終了しました。

本事業では、平成 15 年のＲＤＦ貯蔵槽爆発事故によって尊い人命が失われており、まことに痛恨のきわみです。８月 19 日の安全祈願行事では、事故で犠牲となられたお二人の御冥福をお祈りするとともに、このような痛ましい事故を二度と起こさないことを改めて誓ったところです。

事業終了の際には、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの御意見も取り入れ、事業の総括を行います。また、この事故の教訓と反省を決して風化させることのないように、引き続き安全祈願行事を行ってまいります。

今後とも、関係市町と連携し、ポストＲＤＦに向けた関係市町の取組を支援するとともに、焼却・発電施設の撤去に向けた取組を進めていきます。

○令和元年定例会　委員長報告（令和元年 10 月 18 日）

（小林正人予算決算常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業については、本年９月 17 日をもって発電所におけるＲＤＦ焼却・発電を終了したところですが、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、ＲＤＦ焼却・発電事業が全て終了することになります。引き続き関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められるとともに、事業終了の際には関係部局間で連携をし、事業全体の総括を行うよう要望いたします。

（討論）

（山本里香議員）

次に、認定第３号の電気事業会計決算について申し上げます。

ＲＤＦ焼却・発電事業がこの９月 17 日をもって終了し、今後、整理、処分に当たります。

河口堰と同様、夢の事業とのふれ込みで県主導で促進したこの事業は、死亡者を出す大事故をもたらし、業者との裁判、また、参加市町を翻弄し続け、ここに至りました。

昨年度のごみ処理料は１トン当たり１万 4145 円となっていました。今では少なくない議員が検証をしっかりと、県政最大の失政だと発言されております。

検証については全てが終了した時点でなされるということですので、しっかりとしたものを期待しています。加えて参加市町との間で十分な論議を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めます。私どもはＲＤＦ焼却・発電事業については当初から未完成のもので、危険も伴うと反対をしてまいりました。行政当局の検証とともに、一緒になって突き進んできた議会における検証もするべきではないかと考えます。

以上、３認定議案について、強引な県の事業が平成 30 年度においても市町になお多大な負担をかけていたということをもって反対といたします。

○令和元年定例会（一般質問：令和元年 12 月３日）

（山本佐知子議員）

それでは、私の地元で大変大きな問題になりましたＲＤＦ焼却・発電事業について伺います。

９月 17 日をもって三重ごみ固形燃料発電所におけるＲＤＦの焼却・発電を終了いたしま

した。
平成 15 年８月に起こった爆発事故により２名の尊い命が奪われました。この事故の後、県議会もＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員会を発足させまして、そして平成 28 年度には企業庁が総括を発表されています。
今もう稼働をストップしておりますけれども、まだ施設はあります。この施設はこれから撤去作業に入ると思いますけれども、現在の状況、あるいは撤去のロードマップ、そして事業終了後の総括ということですが、どの時点で事業が終了したというのか、教えていただければと思います。お願いします。

（山神秀次企業庁長）
ＲＤＦ焼却・発電事業についての今後の取組についてお尋ねいただきましたので、御答弁申し上げます。
ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、昨年７月 19 日の三重県ＲＤＦ運営協議会総会決議を受けまして、各製造団体は本年８月から９月にかけて順次新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所におけるＲＤＦの焼却・発電は本年９月 17 日をもって終了いたしました。
ＲＤＦの焼却・発電の終了後、設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水等の取り出しを行い、現在その処分を進めているところでございます。
ＲＤＦの焼却・発電が終了した本年９月 17 日以降、三重ごみ固形燃料発電所では設備の清掃作業等に要する電力及び桑名広域清掃事業組合からの御要請に応じて、発電所経由で同組合のＲＤＦ化施設へ供給する電力を電力会社から受電しておるところでございます。
本年 12 月下旬には、電力会社が三重ごみ固形燃料発電所との送電線の接続を切り離す作業を予定しており、その後、速やかに電気事業法第 106 条の規定に基づく自家用電気工作物廃止報告書を中部近畿産業保安監督部へ提出し、これをもって電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止となります。
また、ＲＤＦ焼却・発電施設の撤去に向けて、現在撤去費用や工期等を算出するための施設撤去設計業務委託等を実施しており、その中で、周辺環境に配慮した撤去方法、発電所周辺への環境対策及び安全対策等について検討を進めているところでございます。
施設撤去工事の実施に際しましては、施設撤去設計業務委託等の結果を踏まえ、周辺環境や工事の安全対策に十分配慮した上で、地元市町及び桑名広域清掃事業組合等と協議、調整を行ってまいります。
あわせて、施設撤去方法、周辺環境対策及び工事期間中の環境調査結果等につきましても、学識経験者や地域住民等で構成する三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議等におきまして、適宜、報告するなどして、学識経験者の専門的知見による確認を受けるとともに、地域住民及び地元市町等に丁寧な説明を行っていくこととしております。
引き続き、ＲＤＦ焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、関係部局と十分に協議、調整

の上、関係市町等と緊密に連携し、周辺環境や安全対策に十分配慮した上で施設撤去等の業務を進めてまいります。
なお、事業の総括につきましては、全ての事業が終了した際に、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの御意見も取り入れ、改めて行うことといたしておりますのでよろしく御理解賜りますようお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

（山本佐知子議員）
ありがとうございます。不確定要素が多く、はっきりとした答弁が難しい中、少なくとも今後の予定を皆さんに示していただけたのはよかったと思います。
地元から所管委員会に要望が出ていると思いますけれども、重ねて、今の御答弁とも重なりますが、３点、特に御注意いただきたい点をお願いいたします。
まず、撤去に当たり、環境に十分配慮すること。特にボイラーの解体は有害物質の飛散など大変危惧しているところであります。解体方法を十分研究していただいて、最も適切な方法をお願いいたします。
また、撤去工事中に発生する打ち水の排水も川に流れ込まないような、環境への配慮も地元から要望をいただいております。
２番目は、安全に十分配慮すること。
３番目は地元の自治会も含めて関係各所との情報共有、情報公開を保障していただきたいと思っております。事故の際には十分情報が得られず、地元との信頼関係が揺らいだ、そんなこともありました。この 17 年間の総括ということですけれども、私も今までの議事録を拝見いたしましたけれども、文面からだけでも当時の責任の所在の不明確さとか、情報公開の不十分さ、あるいは業者へのチェック機能の不十分さなど、多くの問題を県は抱えていたんだなということが思われました。
しかし、県議会としても、当時議決をしたわけなので、何らかの総括、あるいは意見表明といいますか、を同じときにしなければいけないんじゃないかなと、私は思っております。

○令和２年定例会（代表質問：令和２年２月 25 日）

（山本教和議員）
続きまして、山神企業庁長にＲＤＦ焼却・発電事業の終了についてお伺いしたいと思います。
山神庁長は、発電所の稼働後間もなく企業庁に着任をされて、平成 15 年８月のあのＲＤＦ貯蔵槽の爆発事故も経験されて、御苦労も多かったと、こんなふうに思います。
事業終了に向けて、今後どのように県として取り組んでいくのか、お伺いさせていただ

きます。

（山神秀次企業庁長）

ＲＤＦ焼却・発電事業の終了に向けてどのように取り組むのかについて御答弁申し上げます。

まず初めに、平成 15 年８月 19 日に発生したＲＤＦ貯蔵槽爆発事故につきましては、誠に痛恨の極みであり、改めて事故でお亡くなりになられた消防職員お二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げます。

ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、平成 30 年７月 19 日の三重県ＲＤＦ運営協議会総会決議に沿いまして、昨年９月 17 日に三重ごみ固形燃料発電所でのＲＤＦの焼却・発電を終了し、12 月 21 日をもって電気事業法における同発電所を廃止したところでございます。

これまで当該事業への御理解と御協力をいただきました山本教和議員をはじめ県議会議員の皆様、並びに地元住民、関係各市町等の皆様方に対しまして、この場をお借りし、改めて心からお礼を申し上げる次第でございます。

現在、当庁では、ＲＤＦ焼却・発電施設の撤去設計業務委託等を進めているところでございまして、令和２年６月末頃には撤去に係る概算費用や工期等が明らかになる見込みでございます。

これを踏まえ、関係部局等と十分に協議、調整の上、関係市町等と連携し、地元住民の皆様方に丁寧に説明を行い、その御理解をいただきながら周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去等を進めてまいりたいと考えております。

また、事業の総括につきましては、全ての業務が終了した段階で関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町の御意見も取り入れ、改めて行うことといたしております。

さて、企業庁は、いわゆる現場を多く抱える職場であり、とりわけ、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故を現場で体験した職員の１人として、安全は何よりも大切と考え、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりに、安全第一で業務に臨むよう伝えてきたところでございます。

今後とも、企業庁全職員がＲＤＦ貯蔵槽爆発事故の教訓と反省を心に刻み、安全を最優先に、施設撤去等の業務を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく御指導賜りますようお願い申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました

○令和２年定例会　委員長報告（討論：令和２年３月 19 日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香です。ただいま提案されております 89 議案のうち、12 議案に反対の討論をいたします。

次に、第 15 号、第 16 号、第 17 号は、水道事業、工業用水事業、電気事業会計予算です。

過大な計画を立てた事業がつまずき、ＲＤＦ事業では亡くなる方も出ました。どれもさらなる大金をつぎ込むことになり、市町へ負担もかけています。このことを教訓にすることができて初めて、真っ当に評価できます。

○令和２年定例会　委員長報告（議案質疑：令和２年９月 24 日）

（濱井初男議員）

議案第 143 号に関する質疑をさせていただきます。

まず、減資を行うに当たっての考え方であります。

議案第 143 号は、水力発電事業譲渡対価 105 億円から、企業債繰上償還金、そして国庫補助金返還金、設備改良費等の水力発電事業の譲渡に伴い必要となった経費約 48 億円を差し引いた水力発電事業譲渡差額金約 58 億円を一般会計へ拠出する有償減資及び電気事業会計の当年度未処理欠損金、これは累積欠損金であります約 34 億円を解消する無償減資に係る議案であります。

ＲＤＦ施設撤去やセーフティネットなどの事業終了に向けた今後の取組に要する経費については、一般会計貸付金返還金約９億円も含めて、減資後の資金約 35 億円で資金の見通しが立つということを、先日の議案聴取会で確認いたしました。

県財政が厳しく、三重とこわか国体・大会のためとはいえ、やはり撤去作業にも着手していないこの時期に、撤去費用の見通しが立ったとする考え方を到底私は理解することができません。

改めて、この議案質疑の場でも、重ねて申し上げたい。

ところで、もし土壌汚染などの不測・突発的事態の発生で、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担するのか、また、受けた 58 億円は基金で積み立てるのか、お聞きします。

（紀平勉総務部長）

それでは、まず、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担を行うのかにつきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

一般会計が負担することにつきましては、地方公営企業法におきまして、災害の復旧、あるいはその他特別の理由により必要があるとき、一般会計から公営企業会計に補助をすることができるというような規定がございます。

現時点におきまして、企業庁はＲＤＦ焼却・発電施設の撤去、そしてＲＤＦ焼却・発電終了後に実施いたしました土壌調査の結果を踏まえた対策費用として、20 億円以内の費用を見込んでおりますことから、これ以上の費用が生じる可能性は少ないということをお聞きしております。しかしながら、議員が御心配のとおり、万が一不測の事態により想定外

の追加費用が生じた場合でございますが、ＲＤＦ焼却・発電が終了しております。そしてまた、電気事業会計の収入がないという電気事業の置かれている状況に鑑みまして、先ほど申し上げました地方公営企業法の規定に基づきまして、一般会計において補助するものというふうに考えております。

続きまして、電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金 58 億円、これは基金に積み立てるのかということの御質問でございます。

電気事業会計の資本金の額の減少により生じます資金につきましては、知事提案説明でも御説明申し上げましたが、令和３年度当初予算における、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費等に活用させていただきたいというふうに考えております。

今後、一般会計の歳入といたしまして、どのような形で計上させていただくのがよいのかなどにつきましては、今後の予算編成過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○令和２年定例会（討論：令和２年 10 月 19 日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。

議案第 130 号、第 140 号、第 143 号に対する反対討論をいたします。

議案第 143 号令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少については、水力発電事業譲渡差額金約 58 億円を一般会計へ戻し、累積欠損金約 34 億円を資本金から充当する処理ということで合わせて 92 億円の減資です。

水力発電施設の売却により得た 58 億円は、その一部を、ダム発電により影響が著しい宮川流域の環境保全に充てるものとされていましたが、ＲＤＦ発電の清算による残金を想定していた来年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費が間に合わないので、その 58 億円を減資して生み出す、一般会計への繰入れで一旦賄うということです。

水力発電事業が終わり、ＲＤＦ発電事業も終わっていく中で、最後は全て清算し、県が出資もしていたことですから、資本金を解体することはあると思いますが、今、ひもつきで、三重とこわか国体・三重とこわか大会とされていることは大いに問題だと思います。

もちろん私は、三重とこわか国体・三重とこわか大会を応援する者ですが、地域を得られるような提案を一切せずというのでは、理屈が通りません。これでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会にマイナスのイメージをつけます。また、後で差し替えたとしても、そのうちＲＤＦ事業の清算が行われますが、関係市町へのセーフティーネットの決着もつかないまま、当てにされているということも、現在、認められません。

一般会計の逼迫、その上、新型コロナウイルス感染症対策で、県独自に求められていることも多く、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらに財政出動が求められている状況は分かりますが、企業会計からの一般会計への貸出しや、この件は、緊急事態であれば、

無理を通すということをあらかじめ当てにしているようです。

さきに示された来年度予算作成の四つの方針の中で、同列である、優劣はないと言いながら、安心・安全よりも、三重とこわか国体・三重とこわか大会が上位に来ているということはいかがなものかとの指摘をいたしましたが、まさにそのていの現れだと思います。

後にあります電気事業決算の認定とも関連し、反対いたしたいと思います。

以上、議案３件の反対討論といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

○令和２年定例会　委員長報告（令和２年 10 月 19 日）

（杉本熊野予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第１号令和元年度三重県水道事業決算ほか３件につきましては、去る 10 月５日及び 15 日の２回にわたり委員会を、また、その間の 10 月 12 日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第１号、認定第２号及び認定第４号の３件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第３号については、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

次に、電気事業についてであります。

令和元年度の純損失は７億 943 万円となっており、前年度から 3191 万円悪化しています。これは主に、ＲＤＦ焼却・発電施設等の減損による特別損失を計上したこと等によるものです。

ＲＤＦ焼却・発電事業については、三重ごみ固形燃料発電所でのＲＤＦ焼却・発電が終了したものの、施設の撤去等を行う必要があることから、引き続き、関係機関としっかりと調整を行い、円滑な事業終了に向けて取り組まれるよう要望します。

また、事業の総括については、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を十分に行うとともに、関係市町からの意見も反映し、事業の最終的な総括に向けた取組を進められるよう要望します。

（討論）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。２度目の登壇となります。よろしくお願いいたします。

認定第３号令和元年度電気事業決算について、反対いたします。

電気事業会計の決算については、さきの議案反対討論でも述べた、水力発電事業譲渡差額金約58億円の一般会計への戻しに関わる地域の理解の問題とともに、やはり、現在、撤去作業に向けて、地域に理解を求めているＲＤＦ発電事業の終了後の最終処理に向けて走り出した昨年度の事業をどう見るかという問題です。

会計には、これまでその事業がなしてきた、よきも悪きも全て表れているわけです。

過大な計画を立て、前のめりの導入・建設の結果、事故が発生し、亡くなる方も出ました。この間、三谷議員からも、平成の時代で、県の最大の痛恨事、最初のスタートのときから少し無理があったのか、議会も執行部からの限られた情報を基にした判断とはいえ、推進にかじを切ったのはもう間違いのない事実でありますとの指摘がありました。全く同感であります。

また、知事からは、ＲＤＦの製造を継続する団体に対しては、2020 年度末までセーフティーネットの仕組みを設けることなどを決議したと、あるいは、当初計画からさらに費用がかかり、巻き込んだ市町へも、持込み料の高騰など負担をかけてきたと、当初は、市町からのＲＤＦ処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ない。本事業については、やはり功罪半ばする事業であったと言わざるを得ないという言があります。また、その後で、功罪半ばと申し上げたのは、その政策論としてのことであって、やはり人命が失われているということは重く受け止めなければならないということを認識しているということも述べられています。

取り戻すことのできない命であり、負の経験です。政策論として、功罪半ばするとの考えであるならば、今後の政策展開の教訓にはなり得ません。電気事業が持つ罪を許し難く、セーフティーネットのありようも見えないままでは、電気事業決算に反対いたします。

賛同をお願いいたします。

○令和２年定例会（一般質問：令和２年 11 月 30 日）

（奥野英介議員）

伊勢市選出、草莽の奥野英介です。よろしくお願いします。

今日は、初めに知事の政治姿勢を聞こうかなと思ったんですけど、答弁に困るかも分かりませんのでやめました。

まず最初に、ＲＤＦ焼却・発電事業についてでございます。

ＲＤＦ焼却・発電事業については、これまで数回質問しております。平成 28 年３月の企業庁のこれまでの総括に目を通しました。端的に言えば、責任逃れの部分が多く見られました。

この発電事業をモデル事業とし、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理を、当該事業に限り、県で行うとしたことが大きな失政となったものと思われます。

事業の開始を優先するあまり、設備の耐用年数経過後の更新の考え方等については議論を行わず、施設更新や収支不足の場合の処理方法などについて、市町と取決めを行いませんでした。一般廃棄物を処理する主体や費用負担について、県と市町での意識の乖離が生じておりました。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すために、家庭から出たごみをエネルギーとして活用するというＲＤＦ化構想では、製造したＲＤＦは、地元市町村で公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源などに利用でき、また、余った分はＲＤＦ発電施設で引き受け、発電した電気を家庭に供給することに加えて、市町村の処理委託料は無償というものでありました。

ところが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制強化等により採算性に問題が生じることが見込まれるとして、無償としていた処理料の負担を市町村に求めることになり、市町村の固有事務である一般廃棄物行政に踏み込んだ上に、当初、無償としていた処理委託料を有償とし、その金額についても、開始当初の 3610 円から段階的に引き上げられ、最終的には１万 4145 円にまでなり、市町村にとって大きなメリットがあったはずのごみのＲＤＦ化は、市町村の県に対する不信感と変わり、さらに、絶対事故は起こらないという前提の下で事業を運営する中、平成 15 年８月、ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員２名の貴い命を奪ってしまいました。

また、これまで 91 億円もの費用を投じて施設整備をしていますが、私としては、このＲＤＦ焼却・発電事業は三重県政最大の汚点であり、今の県の財政を逼迫させているのは、この事業も大きな要因の一つではないかと考えています。

現在、施設撤去に向けての手続が進められており、この事業の総括は施設撤去終了後に行うと言われていますが、最終的な総括の中には、県の反省点を相当入れなければならないと思います。

また、本来であれば、施設撤去が終了している、していないにかかわらず、総括は既にほとんどできていなければいけないと思います。

県が市町村を政策誘導したことや痛ましい事故を起こしてしまったこと、こういった負の遺産を風化させずにきちんと検証して、今後の教訓にすることが重要なことであると思います。

この前、山本里香議員のＲＤＦの質問の中で、知事は、功罪相半ばする事業であったと言われておりますが、私は、今でも功はほとんどなかった、負のほうが多かった、罪のほうがほとんどじゃなかったのかとの疑問を今でも持っています。

しかし、我々議員も議決責任があります。誰のための事業なのか、県民の立場になり、十分議論をし、調査、精査するべきであったかとも思われます。

処理料は、初め無償で、平成７年からずーっといろんな形で増えたり減ったり、増えたり減ったり、先ほど申しましたように、最終は１万四千円何がしなんですけど、この辺も、

県が初めにきちっと計画を立てた精査、調査をやっていなかった結果がこうなったのではないかと思います。

そこで、ＲＤＦ焼却・発電事業が終了を迎えようとしている今、この事業を実施した意味、デメリットばかりでメリットはほとんどなかったのでないかと思いますので、改めてお尋ねしたいと思います。

（喜多正幸企業庁長）

ＲＤＦ焼却・発電事業の意義やメリットなどについて御答弁申し上げます。

平成14年から運用を開始いたしましたＲＤＦ焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に向け、一定の役割を果たせた面もございました。

一方で、当初、市町に対し、ＲＤＦ処理委託料は無料と説明しておりましたけれども、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの要因があったとはいえ、市町の負担が発生することとなり、不信感を与えてしまったことは、県の当初の見込みが甘かったと認識しております。

何よりも、平成15年８月19日にＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生し、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。

これまで事故の原因として、ＲＤＦ貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びＲＤＦの性状不良などが挙げられておりますけれども、これらは全て安全に対する認識が十分ではなかったことによるものと考えております。人の命は何物にも代え難いものであり、この教訓と反省は絶対に風化させてはならないと考えております。

こうした認識の下、事業終了の際には、企業庁だけでなく関係部局とも十分調整しながら、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も確認し、改めて反省すべき点などを明らかにした事業全体の総括を行い、報告をさせていただきたいと考えております。

（奥野英介議員）

この質問の打合せのときに、平成28年の総括を見ていたんですけど、今日は、丁寧にその中を抜いて答えられているような気がします。

総括を見ていると、悪いと言いながらも、さっきの功罪の話で、それなりの功もあったんですよというのを随分書かれていたような気がするんですわ、中身は。

そうやけど、今日の企業庁長の答弁は、それを私に反論されるとまた時間が長くなるので、それはやめておこうかという感じの答弁でありました。それはそれで、反省点、本当に功罪の功はほとんどなくて、これに平成の10年頃からずーっと引きずり回されていたというのは大変なことだったのかなというふうに思います。

処理料に至っては、無償としながら、12年には4900円、4500円、また多うなってきたら１万1900円になって5000円に下げてくる。そしてまた、終わりになってきたら9000円になり、最終は１万四千円どんだけというふうにあやふやな、大体初め決めればずっとその形で、１割とか少しは上がる場合があるけど、もともとが無償なのに、言い過ぎか分からんけど、市町村を引きずり回してだましたという気がします。

今後、こういうことはないと思うんですけど、県もエンドレスですから、行政は、いろんなことがあると思います。

だから、やっぱり県民を巻き込むときは十分に調査し、議論し、本当に安全であるかということは何回も確認してやるべきことが大事でないかなと思いますので、きちっとした反省をして、きちっとした総括をして、そして風化させないように、これから多分一、二年でやるのかどうか分からないですけど、後々ないように、きちっとやっていただきたいと思います。

次に、ここが一番大事なんですけど、２番目の終了後の関係市町の支援とごみ処理の現状ということなんですけど、ＲＤＦ焼却・発電終了後のごみが円滑に処理されるように、市町が新たな処理方式の検討を行っている中で、市町間の調整あるいは技術的な支援を行うなど、県としてその役割を十分に果たしていくとあります。

終了するに当たっては、関係市町では、新たなごみ処理体制を構築するという大変厳しい作業に挑まねばならず、現在でも民間施設で処理している市町もあり、新しいごみ処理体制に移行できていないのではないか。

前、質問したときに全部きちっとできているような答弁を聞いたような気がしますが、そしたら、まだ旧海山町、旧紀伊長島町のほうでは、ＲＤＦのようにごみを固めたやつを造って、それで、処理に持っていっているというような形が続いているみたいなのです。もう当然、それなりの形はつくっているのかなと思ったら、いまだに消石灰で固めたごみを処理しているということを改めて聞いて、これやったらまだまだ総括もへったくれもないなというような気がしました。

一般廃棄物処理は市町の事務ではありますが、県は関係ないということは絶対に駄目です。市町で新たなごみ処理体制を構築するまで、県がしっかりと支援していかねばならないと考えますが、いかがでしょうか。ＲＤＦ関係市町のごみ処理体制の移行状況はどうなっているのでしょうか。

答弁いただいた都合によって、関係市町選出の議員が関連質問をしたいかも分かりませんので、させないためにもきちっと答えていただきたいと思います。

（安井晃環境生活部廃棄物対策局長）

ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制の移行に向けた県の支援と市町の状況について御答弁申し上げます。

ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、平成30年７月に開催された三重県ＲＤＦ運営協議会の総会決議に基づき、令和元年９月をもって、市町からのＲＤＦの搬入が停止されま

した。

県としましては、総会の決議を踏まえ、関係市町において、ＲＤＦの搬入停止後もごみが滞りなく処理されるよう、一定の役割を果たすべきであると考え、市町が新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要な支援を行うこととし、取り組んでいるところです。

具体的には、関係市町とも協議し、施設整備などのハード事業に対する支援としまして、ごみ中継施設の整備やＲＤＦ化施設の撤去に対する上限１億円の県単独の補助制度を創設いたしました。

この制度を活用して、これまでに伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合がごみ中継施設の整備を完了しており、現在、南牟婁清掃施設組合が、令和３年６月の完成に向けて、ごみ中継施設の整備を行っています。今後は、桑名広域清掃事業組合と紀北町が、ＲＤＦ化施設の撤去を予定しております。

また、ＲＤＦの製造を当面継続する市町に対しましては、令和２年度末を期限とし、新たな処理先における施設の定期点検等に伴い、これまでのＲＤＦ処理委託料を超過する処理が必要となる場合に、超過分を補填するセーフティーネットの仕組みを設けております。

セーフティーネットの運用実績としては、全体で、昨年度は約 150 万円を補填しておりまして、今年度は約 900 万円を見込んでおります。

このほか、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画などによる技術的な支援をはじめ、広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整や国の支援制度に関する情報提供を行うなど、市町の要請等に沿って対応しているところでございます。

次に、関係市町の取組状況ですが、桑名広域清掃事業組合では、新しいごみ焼却施設を令和２年１月に稼働しており、ＲＤＦ化施設の撤去が残っているものの、新たなごみ処理体制への移行が完了しております。

一方、桑名広域清掃事業組合以外の市町については、まだ移行途上にございます。

現在、伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合では、ＲＤＦから可燃ごみとしての処理に切り替えた上で、２団体ともに、伊賀市内の民間業者に処理を委託しております。将来のごみ処理体制については、様々な選択肢があり、それぞれが中長期的な視点で調査検討を進めているところでございます。

また、紀北町と南牟婁清掃施設組合では、ＲＤＦの製造を継続しておりまして、２団体ともに、いなべ市内の民間事業者に処理を委託しています。

こうした中で、紀北町と南牟婁清掃施設組合の構成市町を含みます東紀州地域の５市町において、広域的なごみ処理施設の整備に向け、一部事務組合の設立などの具体的な協議が進められておりまして、県も協議の場に参画し、計画的な整備について助言などを行っているところでございます。

新たなごみ処理体制への移行は、関係市町はもちろんのこと、県にとっても大変重要な課題であると認識しており、引き続き経費の補助や技術的な支援などを行う中で、取組の現状を踏まえまして、市町からの要望や相談にこれまで以上に丁寧に対応していきたいと

考えております。

関係市町が新たなごみ処理体制に円滑に移行し、日々発生するごみが継続して安全に処理されるよう、市町に寄り添い、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

（奥野英介議員）

災害とか、これから想定し得ないものが出てくると思うんですよ。だけど、今そういう状態で中間の施設を造って、ごみを捨てに行く。そしたら災害が起きたとき、今度は水平行政の中でごみ処理をしていかないかん。だけど、災害のときに、隣の市が受け入れられるかというと、なかなか受けられるものではない。そういうことを考えると、今の処理体制というのは、差し当たっての処理体制であって、きちっとした処理体制にはなっていないと思うんですよ。

そのためには、今、東紀州のほうで組合をつくって、処理をするようにいろいろ考えていただいておりますけど、できるだけ早くこれをやっていかないと、住んでいる人は、ごみが出てきて処理ができない、また衛生的なこともあるし、いろんなことを考えてみると、できるだけ早い機会に焼却に持っていくのか、どう持っていくのか、技術的ないろんな問題があるんですけど、その辺、十分に市町と県が考えてやっていきたい。そこまでしていただかないと、このＲＤＦの事業が終了しないということになりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

（関連質問）

（東豊議員）

議長の許可をいただきました。奥野英介議員の発言に対する関連質問をいたします。33番、会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡、東と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問項目は、ＲＤＦ焼却・発電事業についてという題でした。それから、ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の関係市町の支援におけるポストＲＤＦに向けた施策、施設整備に対する補助金等。奥野議員の質問に対する答弁では、各市町に寄り添って取り組んでいく。いろんな課題が今までありました。特にちょっと厳しい言葉がありまして、記憶に残る中では、三重県政最大の汚点である、奥野議員の言葉をお借りするとそんなことでした。

当時、急ぐあまり、議論をし尽くすこともなく、急いで取り組んでしまったというようなことであるとか、中間総括の、まだ最終ではないですが、その総括を見ていますと、建設をして本当に悲惨な事故の中で進めてこられたというちょっと痛々しい事業でありますが、いよいよ終息をして、この後、残された課題がやっぱりあるということで、特に三重県ＲＤＦ運営協議会でお決めになられたことがありまして、特にＲＤＦ施設、私、地元のことなので具体的に言うと皆さん分かりやすいと思うんですが、平成 11 年に旧海山町が、20 億円かけて日量 20 トンの処理施設をつくりました。それから、平成 15 年に旧紀伊長島町では、日量 21 トンの処理能力を持つ 21 億円の施設整備をしたわけです。そんなような

いきさつから合併をしました。その中で二つとも、今、ＲＤＦをつくっているんですね。三重県のＲＤＦ施設についてはもう閉鎖しているので、民間に委託して、その処理をお願いしているという状況であります。

県として、残された課題、いまだにＲＤＦをつくっている市町に対する支援、例えば、ある程度三重県ＲＤＦ運営協議会でお決めになられたことがあるわけですが、新しいものを解体するとか、今までのを解体するとか、中間施設をつくるとかという形に、１億円を上限に補助していくとかというお話があるわけですが、その点について具体的に御答弁いただければと思います。

（安井晃環境生活部廃棄物対策局長）

ＲＤＦ化施設の撤去に県単独の補助制度を活用されている紀北町の状況に対して、御答弁申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、紀北町につきましては、旧海山町と旧紀伊長島町の二つのＲＤＦ化施設がございますけれども、現時点で紀北町におかれましては、そのうちの一つを補助制度の期限が令和７年度となっておりまして、この令和７年度までに、どちらか一つを撤去するというような予定で検討が進められていると聞いております。

今後、広域のごみ処理施設の整備が進められる中で、ＲＤＦ化施設の撤去について紀北町で詳細な検討が行われ、より具体的なスケジュールが整理されてくると思っておりますけれども、県としましては、このＲＤＦ化施設の撤去について上限１億円の補助制度の適用を現在予定しているところでございます。

（東豊議員）

ありがとうございます。

１億円の補助金を的確に出していくということで、実は少し、午前中からこの質問をするのに担当部局と話をしていたんですが、これは多分答弁できないだろうなということも一方的に申し上げますが、できる範囲内で御答弁いただければというふうに思います。

決議、これは平成30年７月に三重県ＲＤＦ運営協議会の総会によって確認した事項ですが、一つは新しい処理体制に移行する、それから二つ目は、今のＲＤＦの処理先をちゃんと確保します、県としては積極的に責任を持って協力をする、それから、三つ目なんですが、セーフティネットというのがあります。

奥野議員の発言の中にもありますが、当初は、ただでどうぞごみをいただきます、運搬賃は別として、ゼロだったんですね。それが１万円とか8000円とか9000円とか、最後１万4145円という買取り価格で納めていて、これが、この時点で、この後、もし民間に委託した場合に、それを超える部分についてはセーフティネットをかけようということをしているんですが、これも実は期限を切っています。期限というのは、来年の３月ですね。それ以降をどうされるのか、お考えがあればお聞かせをいただきたい。答弁できなければ、

結構です。

そして、先ほど申し上げた施設整備に対する支援をしていく、これもちょっと難しいお話になるかも分かりませんが、旧紀伊長島町、旧海山町で、20億円相当の施設を建てて、県の主導で造っていった。これが仮に、一つ残していくというお話だったんですが、二つを抱えているわけですね。解体費、１億円や２億円や３億円でないと私は思っています。その辺を御答弁いただければと思います。もし御答弁いただけなければ、要望としてお伝えしますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

（安井晃環境生活部廃棄物対策局長）

まず、セーフティネットの仕組みでございますけれども、少し経緯を申し上げますと、このセーフティネットの仕組みにつきましては、平成22年度の時点で、令和２年度末までの事業の実施が三重県ＲＤＦ運営協議会総会で決まりましたが、その後、令和元年９月を軸にＲＤＦを搬入停止することが決定されたということを踏まえまして、一旦令和２年度末までに、ＲＤＦの製造を継続する市町に対しては支援をするということを目的につくられたものでございますので、その当時、県と関係市町が協議しまして、市町間の公平性にも考慮して決まった仕組みということでありますので、なかなかこのセーフティネットの延長、また、これに代わる新しい制度の創設というのは大変厳しいと考えておりまして、県としましては、広域のごみ処理施設が早期に整備されるように、しっかりと必要な支援を行っていきたいと考えております。

それから、施設整備の補助金につきましても、各団体１回限り上限１億円ということになっておりますので、その範囲内での支援になるというふうに現時点では考えております。

（東豊議員）

セーフティネットの件と、それから、三重県ＲＤＦ運営協議会でのお決めは、この年度末ですので、一旦終わるんだと思うんです。あとは知事部局に移って、セーフティネットの件と、それから、今、２か所持っている紀北町については、御検討いただければと思います。要望して終わります。ありがとうございました。

○令和３年定例会　委員長報告（討論：令和３年11月１日）

（山本里香議員）

認定第３号の電気事業会計決算について申し上げます。

昨年度は、ＲＤＦ焼却・発電事業が終了し、後処理の会計です。

これもまた、夢の事業との触れ込みで、国の誘導と強引な県の事業で、市町を巻き込んだなれの果て、死者を出す大事故をもたらし、業者との裁判でここに至りました。県政最

大の失政だと言われています。自らも痛い思いをした上、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきた事実は消えません。

検証を求めていますが、全てが終了する時点でなされる11月の中間報告の仕上げに入っているということです。

私どもは、ＲＤＦ焼却・発電事業については、当初から未完成のもので、危険を伴うものと反対してまいりました。この検証において、しっかり総括されなければ、同じことが繰り返されます。反省なきところに未来はありません。

反省ができてこその事業の意味があり、やっとそこで認定できることになると思います。それまでは反対いたします。

○令和３年定例会（一般質問：令和３年12月６日）

（山本佐知子議員）

ＲＤＦ施設の跡地利用等についてです。

先般、桑名広域清掃事業組合が、服部副知事、そして正副議長に要望書を提出しました。

ＲＤＦ、今、撤去工事を進めておりますけれども、跡地利用について、そして、その後の安全記念碑及び管理棟などの管理についての３点についての要望です。

まず、跡地利用についてですが、これは、今、企業庁が撤去作業している部分は、三重県と桑名広域清掃事業組合が所有している共有地に囲まれています。

一般道路に面していないので、非常に複雑な使い勝手の悪い状況になっているんですけれども、将来的には三重県所有の跡地を民間に売却するにしても、やっぱりいろんな私道整備等が必要になってきます。

こうした土地において、この周辺の地域は、今、桑名、もう道路整備が進んで、公共団地も造成され、非常に企業誘致が活発化している地域なんですね。したがって、民間のスピード感を持って、この跡地利用については前に進めていただきたいなと思っておりますが、その方向性をお聞かせください。

そして、申し訳ありません、ちょっと続けてまいります。

安全記念碑、管理棟の維持管理、安全祈願行事についてです。

平成15年、ＲＤＦ貯蔵槽が爆発しました。大変痛ましい事故でありました。この事故の教訓を風化させず、安全への誓いを毎年祈念しています。

引き続き、企業庁が責任を持って安全祈願行事、そして記念碑の管理をいただく方針に変わりはありませんか。また、管理棟については、維持管理、大変、年間数百万円かかっていますけれども、どのような方向性なのか、お聞かせいただきたいと思います。

（増田行信環境生活部廃棄物対策局長）

それでは、私のほうからＲＤＦ施設の跡地利用について、共有地の取扱いを含めた方向性についてお答えいたします。

令和３年１月から進められていますＲＤＦ焼却・発電施設の撤去工事は、令和５年１月に完了する見込みであり、撤去後の跡地利用に関しましては、これまで桑名市や町村会のほか、桑名広域清掃事業組合議会などからも御要望をいただいたところでございます。

議員から御指摘いただきましたが、施設撤去後の跡地をごみ処理以外の用途で利用するに当たりましては、県の所有地にあります、周辺にあります共有地の取扱いのほか、県の所有地が直接公道に接していないことなど、また、都市計画法に基づく用途制限などがございまして、整理すべき課題が幾つかございます。

このため、共有地につきましては、共同所有者であります桑名広域清掃事業組合と、権利関係の整理など具体的な協議を進めていくとともに、公道との接続や都市計画法上の課題などにつきましても、同組合や桑名市の協力を得ながら調整を進めてまいります。

今後の跡地利用につきましては、関係市町等の意向を十分に聞き取りながら、これまでの土地利用の経緯を踏まえました活用を図っていきたいと考えています。

跡地周辺では、今後、東海環状自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業など、さらなる良好な交通アクセスが見込まれていることから、産業用地としてのポテンシャルは非常に高いと考えておりまして、地域の振興に加えまして環境政策にもつながるものとなるよう、関係機関と十分に連携しまして、機を逃さず取組を進めてまいります。

（喜多正幸企業庁長）

平成15年８月19日ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故により、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。このような痛ましい事故を二度と発生させることのないよう、この事故の反省と教訓は決して風化させてはならないと考えております。

御質問の安全記念碑につきましては、御遺族の御意向がまず第一と考えておりますので、これを踏まえまして、現在の場所での保存を基本として、関係機関と協議していきたいと考えております。そして、その管理につきましては、今後も企業庁の責任において行っていきたいと考えております。

それから、安全祈願行事につきましては、今後も企業庁が安全で安定した事業運営を行うことを誓う機会として、引き続き継続して実施していきたいと考えております。

また、管理棟に関する課題については、関係する桑名広域清掃事業組合の意向を確認しながら、丁寧に協議してまいります。

（山本佐知子議員）

引き続き、やっぱりこの要望書が出た背景を考えますと、地元の桑名広域清掃事業組合の皆さんとの引き続きのコミュニケーションを、もっと密に取っていただければと思います。本当にありがとうございます。

今日の新聞でヤード条例のことが出ていました。一昨年、私、このことについて一般質問しました。そのときに、このヤード条例は、初め県の皆さんからは歯牙にもかけられなかったんですが、地元の方が一生懸命、取り組んで、訴えて、そして条例へとこぎ着けました。

やっぱり地元の皆さんの声が、こうやって政治家を通して、そして、県の政策に届くということを、本当に私、実感して感動したのを覚えております。

今日は本当に、拙いまた一般質問でしたけれども、以上、時間いただきましてありがとうございました。終了します。ありがとうございます。

○令和４年定例会（一般質問：令和４年６月10日）

（山本里香議員）

今回取り上げましたのは、環境行政における負の経験をどう次の施策につなげていくかということです。

本県においては、かつては四日市公害、ガス化溶融炉の問題、フェロシルトの問題、今なお続く産業廃棄物不適正事案などがあり、そして今年度、全て終了となるＲＤＦ焼却・発電事業については県政最大の失政とも言われておりますが、だからこそきちんと総括をと議会も強く求めてまいりました。

長い時間をかけて、この３月、やっと中間報告書が作成されました。常任委員会での議論も経て、加筆修正もなされていることを知っています。死亡者を出してしまった痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かしていかなければなりませんと強くうたってあります。

設計、設備、稼働、事故発生時における安全性を重視する意識の欠如が原因であるとか、最悪の事態を想定したシナリオの欠如が事故に至った経緯とされています。

設計と施工が同一業者であったこと、コスト意識の問題、市町参加を求める時点での情報提示の不完全さや配慮不足、役割分担、合意形成プロセスなどに詰めの甘さがあり、未成熟のまま事業化されていったことで持続可能なものとならなかった。

また、市町への長期にわたる重い財政負担を招き、それぞれのごみ処理計画を翻弄したと丁寧に詳しく、一つ一つを検証していることは読み取れます。事実の列挙が丁寧になされていると思います。

ただ、そうさせてきたのは何だったんでしょうかというところ、そこが私は大切だと思っています。決して風化させず、今後どのように取り組んでいくのか。風化させずということはよく言われるわけですけれども、どのように取り組まれるのか、お答えいただきたいと思います。

（小見山幸弘環境生活部廃棄物対策局長）

今後の環境政策を進めるに当たって、ＲＤＦ焼却・発電事業の総括をどのように生かすかという観点で、御答弁させていただきます。

平成15年８月19日にＲＤＦ貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員２名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みでございます。この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かし、安全を最優先とする取組を進めていかなければなりません。

また、市町にとって長期にわたる重い財政負担となったことや市町との合意形成プロセスなどの重要な部分においても詰めの甘さがあり、県が事業として持続可能なスキームをつくることができなかったことは大きな反省点でございます。

県においては、令和３年３月に策定した三重県循環型社会形成推進計画に基づき、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会」を基本理念として施策を進めているところでございます。

この計画においても、事故の反省と教訓を踏まえた上で、パートナーシップで取り組む３Ｒ＋Ｒや廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでおるところでございます。

特に、プラスチックごみ対策や、今後多量排出が予想される使用済み太陽光パネルの対策など、社会的課題に対応する新たな知見や技術を活用するについては、しっかりと検討を行い、安全を最優先として取り組んでまいります。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションの下で信頼関係を構築し、施策を推進していかなければなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画を行っており、引き続き市町に寄り添った技術的支援を行ってまいります。

今後の環境政策を進めるに当たって、ＲＤＦ焼却・発電事業の総括を踏まえた反省と教訓を生かしていくためには、将来の環境行政に携わる職員に引き継いでいくことが重要と考えています。本年４月には、県の環境系職員の研修プログラムにＲＤＦ焼却・発電事業の総括を加え、研修を実施したところであり、引き続きこのような研修プログラムを実施することなど、次世代への継承にしっかり取り組んでまいります。

（山本里香議員）

書いてあることを少し詳しく肉づけて、今、私が先ほど示したことを言っていただいたんだと思います。

先ほど私は申しましたけれども、なぜそうなったのかという、その事実を誘引したのは何だったかということが、やっぱりそこをきちんとしなければいけないのではないかと思っているんです。

日本共産党では、安全性が立証されていないだけではなく、ＲＤＦ発電はごみ減量と矛盾すると心配する皆さんと共に、建設中止、稼働中止を求めていました。

痛ましい事故が発生した事実として風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策運営に生かしていかなければなりません。安全を全ての判断基準の根底に位置づけ、安全を最優先する。まさにそのとおり、何度も繰り返されることです。

新たなこれからの環境の行政はどういうことかということの中で、ごみ処理は必要不可欠で、政府の考え方も、これまで時に変わってきた中で、このようなことにもなってきたのではないか。

今は燃やすのは最小限、プラスチックは燃やさないになってきているので、そういうことの中で今後進めていかれるんだと思いますけれども、先ほども言ったように、なぜその安全性を横に置いて進めることになったかということは、私は、当時の北川県政において環境先進県とか、夢のごみ処理施設とか、こういうことを行け行けムードで進めてきたこと、もちろんいろいろな安全性の面での指摘もあったけれども、そのことの観点を後退させたのは、見誤りをさせてしまったのは、そういうことだったんじゃないかなと思います。

夢を振りまいて、夢から覚めたらまた夢だったとしょっちゅう私は言わせていただくんですけれども、夢という言葉は魔法がかりで、堅実な判断ができなくなるということがあると思うんですね。それは日常生活でもあると思います。環境行政だけではなくて全ての場面で、夢にはゆめゆめ惑わされてはならないと思います。そこの反省がなかったら、県政全体、また同じことが続いていくと思います。

私としては、一歩踏み込んで、環境先進県と進めたことが欺瞞、間違いだったということが総括に必要と申し上げて、この部分を終わりたいと思います。

○令和４年定例会　委員長報告（討論：令和４年 10 月 19 日）

（山本里香議員）

第３号の電気事業会計の決算について申し上げます。

県政最大の失政だと言われているＲＤＦ焼却・発電事業の後処理の会計です。事故における死亡者を出し、県自らも痛い思いをした上に、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきたという事実は消えません。

この後の県政運営に十分生きるような総括が出来上がることを期待し、その納得ができるまでは、事業の決算を容認することはできません。同じことを繰り返さないようにするとの願いを込めて反対いたします。

県議会「ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員会」での発言

ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員会

○委員名（１６名）

委員長	田中　覚
副委員長	藤田　正美
委員	日沖　正信
委員	松田　直久
委員	水谷　隆
委員	岡部　栄樹
委員	芝　博一
委員	三谷　哲央
委員	貝増　吉郎
委員	木田　久主一
委員	山本　勝
委員	西塚　宗郎
委員	萩野　虔一
委員	西場　信行
委員	岩名　秀樹
委員	永田　正巳

○設置　平成１５年　８月２５日

○開催経過

第１回	平成１５年　８月２８日
第２回	平成１５年　９月　５日
第３回	平成１５年　９月１９日
第４回	平成１５年　９月２９日
第５回	平成１５年１０月　８日
第６回	平成１５年１１月２６日
第７回	平成１５年１２月　３日
第８回	平成１６年　１月２６日
第９回	平成１６年　１月２７日
第10回	平成１６年　３月１０日

○本会議での報告

平成１６年　３月１９日

※三重県議会のホームページの「委員会会議録」から抽出した。

平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
（閉 会 中）

開催年月日　平成15年8月28日（木）　自 午前10時 ～ 至 午後3時40分

会 議 室　第601特別委員会室

出席委員　16名

委員長　田中 覚 君
副委員長　藤田 正美 君
委員　日沖 正信 君
委員　松田 直久 君
委員　水谷 隆 君
委員　岡部 栄樹 君
委員　芝 博一 君
委員　三谷 哲央 君
委員　貝増 吉郎 君
委員　木田 久主一 君
委員　山本 勝 君
委員　西塚 宗郎 君
委員　萩野 虔一 君
委員　西場 信行 君
委員　岩名 秀樹 君
委員　永田 正巳 君

欠席委員　0名

出席説明員

〔企業庁〕　企 業 庁 長　濵 田 智 生 君
総括マネージャー　小 林 和 夫 君
〃　藤 田 輝 也 君　その他関係職員
〔環境部〕　環 境 部 長　長谷川 寛 君
総括マネージャー　小 川 治 彦 君
〃　松 林 万 行 君　その他関係職員
〔地域振興部〕　防 災 監　安 田 敏 春 君　その他関係職員
〔健康福祉部〕　総括マネージャー　河 瀬 勝 義 君　その他関係職員
〔農林水産商工部〕総括マネージャー　佐 久 間 孝 君　その他関係職員
〔総合企画局〕　リスクマネジメント特命担当監　亀 井 秀 樹 君　その他関係職員
〔地域振興部〕　総括マネージャー　東 地 隆 司 君　その他関係職員
〔県土整備部〕　総括マネージャー　瀧 本 峰 明 君　その他関係職員

傍聴議員　4 名

県政記者クラブ加入記者　10 名

傍聴者　2 名

議題又は協議事項

1 委員協議
・今後の委員会運営等について
2 所管事項の調査
・現況報告
3 委員協議に基づく調査
・質疑
4 その他
・次回の委員会について

【会議の経過とその結果】

1 委員協議

・今後の委員会運営等について

〔開会宣言〕

2 所管事項の調査

・現況報告　資料に基づき当局説明

（濵田企業庁長、長谷川環境部長、安田地域振興部防災監）

3 委員協議に基づく調査

・質疑

○日沖委員　ただいま説明いただいたことに基づいて、今から各委員さんいろいろ質問をされるんだろうと思いますけども、その前に1つ、まず改めてお伺いをしときたいんですけれども。この爆発事故は前代未聞の、特に死亡者を出してしまったという大事故に、歴史的な大事故になってしまったわけです。で、まず、事故の後に、ほんとにその悲痛な思いをされた、特に亡くなられた方、重症を負われて入院されておられる方、亡くなられたお宅にとりましてはほんとに悲痛な思いをされた御遺族の方々に対して、どういうふうにその償いのための誠意を持った対応をしておられるのか。そして、いろいろ、その公務の現職の消防士さんの、公務を遂行しておられた途上での事故ということのかかわりもあるでしょうけれども、この県の施設で亡くなられた、事故に遭って亡くなられたということで、県としてどういう償いを今後されていかれるように相談をされておられるのか。この事故の詳細の中の質問に入っていく前に、やはりお二人の方々が、特にお二人の方々が大切な命を落とされた、そして、ほんとに悲しみの中におられる御遺族があるということのうえに立って、今一度始まりに聞かせていただきたい。その辺をお願いいたしたいというふうに思います。

○濵田企業庁長　この事故の後は、その日に知事と共に私もその御家族の方を訪ねまして、あるいはその後、お通夜、葬儀と、そのように当面気持ちを表すという部分のことはさせていただきました。ただ、今時点でどうするかということにつきまして

は、先般も知事からもお話しにありましたように、ともかく誠心誠意という言葉でもって表すしかありませんが、私としてもその気持ちでいきたいというふうに今はお話しだけさせていただきたいと思います。

○日沖委員　ちょっと今の御答弁いただいただけではですね。事故の後にお通夜なりお葬式なりに参加しましたということは、お悔やみ申し上げましたということはわかりますし。実は亡くなられた南川平さんの方は私の町内会の方でございまして、知事はじめ御参列されておられましたのは確認しておるわけでございますけれども。それはもちろん当然のことでございます。今まだ対応が決まってないということでお答えはいただきましたけれども、しかしながら、やはり県としてきちっとですね、やはり償いというものをしなければならないことになってくるんだろうと思いますから。その辺の話が何らなされてないということですか、まだ。一部には、御遺族のお宅へ何らかの御連絡を取らせていただいたり、今後の対応についてお話をさせていただいたりというところの御担当も作っていただいたやに、お聞きもしたんですけども、その辺どうなっとんのかもう一度お答えいただけませんか。

○安田地域振興部防災監　ちょっと御質問の御趣旨と外れるかもわかりませんけれども、消防職員の方の殉職ということで、手続きといいますか、そういう対応がございまして。1つは、もちろん公務災害上の、死亡でございますので、公務災害認定という手続きがこれから進んでまいります。一方では、殉職に伴う表彰あるいは賞じゅつ金制度、そういったものがございますので、これらの適用につきましては進めてまいりたいという、桑名市と共に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○日沖委員　それでは、県としての対応はお葬式に参列されてから以降は全く、御遺族に対してまだ具体的なものというのはないわけですね。そう確認させていただいてよろしいですか。

○濱田企業庁長　そういう意味では、具体的にまだされておりません。

○日沖委員　はい。とりあえずこれ確認させていただいて、後ほど。

○三谷委員　2点お伺いさせていただきたいと思います。1つは、大量放水されてまして、それが沢地川なり落合川、嘉例川に流れていかないようにいろんな措置を取っていただいておるというのは、これ評価させていただきたいと思うんです。ただ問題は、昨年の12月の23日に1回RDF発熱をして、そのときに放水をしたのが河川に流出をして、地元では大変な問題になったわけですね。そのとき、県は、企業庁は、もう二度とこういうことはせんということでの対応を取っていきますという、そういうことを地元とこう約束をしてやられておるんですが。今の御説明聞いてますと、8月14日の1回目の爆発のときに、汚水が河川に流出しないように地元自治会からの要請があって桑名市消防本部に放水停止を依頼した、という御説明だったと思うんですが。当然、昨年の12月の23日にそういう汚水が流れ出たという経験を踏まえている以上は、また放水をするような場合はどういうふうな対応をするかということがきちっとこうシステムとしてでき上がっていなければいけなかったにもかかわらず、地元自治会からの要請を受けてそういう対応をしていくというのも少し解せないと、そういう思いが1つあります。それから、ちょうど今、今年は不作ですけれども、稲の刈り取り時期になってまして、いろいろ風評被害等も地元相当心配をしてます。そういうところへの対策というか考え方あればお伺いをしたい、その点です。

それからもう1つ、ごみの、これ毎日200トンRDFが出てくるようなこの処理の中で、当面いろいろこう、各ほかの市町村で受け入れ等図っておられますが。先ほどの説明で、現在、当面のRDF化市町村、26市町村のごみ処理体制についてはこうやって整った、というご説明いただきました。この当面というのは、大体いつごろをめどに考えておられるのか。この2点お願します。

○田中委員長　まず環境部長から、はい。

○長谷川環境部長　正直申し上げまして、日々ごみは出てまいりますので、まず生ごみベースで処理できるということの受け皿をつくってあるだけで、製造されるRDFの処理は県外も含めて受入先を今確保しているという状況です。ですから、26市町村が基本的にRDFをすべてやめるというわけにもいきませんし、現にRDF化施設は動いとるわけでございますので、そこの受け皿を市町村が探すというのも大変でございます。当然この事故の原因でそういう結果としてこうなっておりますので、生ごみベースとRDFベースで両方探しておりまして。基本的に、RDFベースでそういう民間企業等含めまして処理できる所が確保できれば、それはもうこの当面の生ごみのベースで受けていただくというこの仕組みがもう少し変わってくるという。当面と言いますのは、私はいずれにいたしましても、生ごみがRDFになった、2分の1ぐらいの量になりますが、生ごみがRDFになるわけですから、この生ごみが最低限処理できる体制を、ほかの市町村で受けていただけるという体制を取らないことにはだめなんで。それを当面と言ったんで、それはもう先ほど言いましたように、対策本部をつくって、その当面の措置の内容がより市町村にとっていいような方向になるように検討していく、ということで御理解願いたいと思います。

○田中委員長　風評批判について、佐久間さんお願いします。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー　私の方からお答えさせていただきます。農地や農作物へのダイオキシンの影響調査につきましては、現在行っております大気、水質、土壌等の調査と連携しまして、23日からの調査を実施しております。23日には土壌の簡易調査、26日は本調査ということで実施しているところでございますけれども。この調査につきましては、12年度から県内全域を対象にして順次実施しておりますダイオキシン類の調査箇所の内、発電施設に近い2カ所として調査を実施しております。なお、この調査につきましては、簡易調査につきましては1週間程度で出ること、土壌については結果が出ますけれども、土壌、作物等の本調査につきましてはさらに精密な調査結果が必要であると。その結果が出るには、先ほども申しましたように約2カ月程度と言われておりますけれども、これにつきましては努力して早く結果が出るようにしていきたいというふうに考えております。

なお、現在データについては調査中でございますけれども、ダイオキシン類の性質等につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」というふうなものの中で、人が一生涯にわたって摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断されますダイオキシン類の量につきましては、体重1キロあたり、1日あたり4ピコグラムというふうなことで定められております。これを現在主食であります水稲の場合に当てはめてみますと、全国平均調査で出ております数値に基づきますと、体重50キロの人が玄米のみを食べたとした場合には約、毎日一生涯71キロを食べ続けるということに相当するというふうなこと。さらに水稲の場合には、もみにダイオキシン類が付着したとしても玄米ということで除去される。また精米にするということから、健康に害を及ぼすことはないと考えられております。このようにダイオキシン類につきましては、かなりの作物を大量に摂取しなければ人体に影響を与えないというふうに考えておりまして、一時的に摂取基準を超過したとしても健康を損なうものではないと言われているところでございます。以上でございます。

○田中委員長　汚水流出等については、企業庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長　この2ページの記載について、実はそれまでの散水の部分についても、前回の轍を踏まないために一定の循環のシステムはつくっておりました。ただ、このように大量の形の部分ということまでやってませんでした。それで、こう書き方としては非常に、あまりいい書き方じゃないんで。それは、要請があるというのは、我々もこれは大事だという部分もありまして、このころから放水を大量にするという方針を聞いたところで、地元からも当然見にきていただきまして、その場で強い要請を受けました。我々もそういう措置は取りながらやってました。それで、桑名消防の方も、あの辺の河川のその部分についての汚染対策というのは非常に、その後も含めまして、非常にこう慎重、真剣に相談に乗ってくれております。そういうような意味合いで、消火の状況を妨げるつもりはなかったんですが、こういう部分をぜひお願いしたいというような話をしてですね。そして、じゃあということで、1時間少々ですけどその間にさらなる増強を押して、で、循環こうしながらそれを放水すると。で、それを受けてよほど汚れてきますと、こぼれたりしますと、それをまたバキュームで運んでいくというシステムで。今、そのときにちょうど雨が相当降りました。あのときに一部、調整池ですね、外には出ておりませんが、調整池の方へ流入した形跡がありましたんで。少量だと思いますが、それで念のために、やはり前々からのお話もあって次の対策を講じたと、こういうことでございます。書き方として、要請があっただけでやったんだというような受け止め方をされるような書き方をいたしまして、申しわけございません。

○三谷委員　一部報道で、地元の要請があってそれによって放水を中断するなりおくらしたがために、後、その消火活動におくれを生じたというような趣旨の報道もあったもんですから。そういう意味では、企業庁としてはきちっとそういう説明をしていただかないと、またいろいろ誤解を生む可能性になってくる、可能性が出てくると思いますんで、その点ひとつお願いをしたいと思います。

それから佐久間さん、僕そんなこと聞いとんのじゃないんです。そのピコグラムがどうたらこうたらとか。そういう風評被害を出ないような手だては何を講じてますか、ということ聞いてるんです。健康に害がないと今あなたおっしゃった。それは、その何とかピコグラムがどうたらこうたらという話ですが、そうじゃなくて現実に、地元の方々いろんな、こんな大きな全国ニュースの事故になって、いろんなものが飛散したんではないかとか流れたんではないかと、いろんな話が出てるわけですね。そういう中で農作物へのそういう風評被害が起きるんではないかと心配してますから、そういう風評被害が起きないようにどんな手だてをしてるんですか、ということをお伺いしてるんであってそういう細かい話聞いてるんじゃない。

それから環境部長、当面の話はわかったんですが。民間ベース等っておっしゃいましたけれども、民間で、僕が聞いておるのは県内で2カ所ぐらいしか受入先がなくって、RDFの。それも処理能力3、40トンじゃないかというお話も聞いてます。で、すぐに、こちらの方のやつもありますけども、四日市、鈴鹿にストックされてるやつもあるわけでしょ。これの処理も優先してやっていかないけない。そこら辺のところのスケジュールというか見通し、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー　うちの方としましては、環境部と連携して現在行っております調査等につきまして、その結果等を的確に皆様にお話しするようにするということが一番重要であるということで。そのような体制で、できました情報については報道でしっかりお知らせするとともに、調査したものにつきましては、市町村それから地域の方々にもきちっと説明を申し上げるようにしながら対応を現在もしておりますし。これから、その結果等につきましてもきちっと説明をしていきたいというふうに考えております。

○長谷川環境部長　民間のRDFの受入先はほんとに努力いたしておりまして。岡山県の水島の「JFEエンジニアリング」につきましては、香肌奥伊勢資源化プラザが照会をいたしまして、これが1つのルートで終わっております。それから、浜島の分につきましては京都の民間業者を現在調整中でございます。で、そのほか、大変遠いんですけども、今のところ私どもは10社以上の廃棄物の許可業者を確認いたしておりまして、それを鋭意この本部の中で詰めてですね。で、正直申し上げて公募でやるわけにいきませんので、今その知り得る範囲でその調査をしてますので。他県の廃棄物対策課も含めまして、連携とって、近府県でできるだけ調整できる所はないかということも鋭意進めてまいりまして。私どもはRDF化が、生ごみベースでは今言いましたように当面の措置としてこうやっとるんですけども、当然RDF化があるわけですから。そのRDF化を進めた事業でございますので、その市町村にとってのRDF処理というのがまず第一義的にありますので、それの処理が可能な限り早く解決するように努力してまいります。そういうことでございます。

○三谷委員　もう最後、終わりますが。佐久間さん、地元で対応するとおっしゃってるんですが、まだ具体的に地元説明会とかそういうこともされたわけじゃないでしょう。ね。で、2カ月たって調査結果出てからでは遅いんですよ。で、今おっしゃったように、もうこれは健康被害がないとおっしゃるなら、その旨をきちっとやっぱり発表して、積極的にそういう被害が起きないような手だてを講じていただく、ということをお願いしておいて終わります。

○芝委員　ダイオキシンに関連して。今の返答で、今のここの防止の分でも、簡易調査今週末、本調査が3週間後、確定調査が2カ月後と。これは、当局として、ダイオキシンに関する大気の調査も水質も土壌も農作物も一緒にやろうと思うからそんな数値が出てくるんじゃないの、日程が。いろんなとこで聞くと、極端なこと言うと、大気だけならすぐにでも数値は出るっていうんですよ。まとめて正確な数字を出そうと思うから、こんだけの時間かかるんじゃないの。そこんとこまず答えて。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー　農作物につきましてはですね。

○芝委員　農作物の話か、この日程は。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー　今お話ししたのは農作物です。

○芝委員　はい、はい。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー　すみません、あの。

○芝委員　今の農作物やて。

○三谷委員　あほなこと言うなや。さっきは2カ月ていうのは、そういう説明と違うやないか。

○芝委員　ちゃんとその問題把握しとる。例えば、三谷委員が言われた部分で、環境を、住民は周りの大気で吸い込んどらんとかいろんな部分心配しとることがまず。その次には水を心配して、土壌を心配して、次には農作物だ。それぞれに、ね、測定にかかる期日が違うの。特に農作物とか土壌なんかは、いろんな部分で、今言うたように数値が出てくるの遅いでしょう。しかし、大気なんかは機械からある程度の分は数値が出てくるわけよ。こんなもん、なんでまとめて発表すんのよ。情報公開的に、地域住民を安心させようと思ったら、まずその部分の、ダイオキシンを吸い込んどらんかっていう部分を発表すべき。その部分の。それであと、みんなまとめて大計的にやろうと思うから今みたいな日程が出てくるんだけど、分離して、わかるもんからまず速報値発表する。まず大気については大丈夫ですよ、次に出てきた水質は大丈夫ですよ、っていう部分を、なんで順次情報公開してかんの。その辺のことまず答えて。

○長谷川環境部長　先ほどの調査結果の資料でご説明いたしましたように、ダイオキシンの調査結果については今週末に簡易調査の結果が出ます。それから、本調査は速報値を3週間以内に出します。それで、確定値というのは2カ月ということでございますので。このいわゆる簡易調査、速報値をその可能な限り、要するに委託業者も分散いたしまして、鋭意、それぞれの必要の最小限結果がきちっと出る調査をいたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○芝委員　その簡易調査の今週末っていう中に、その部分は大気の調査だけの今週末じゃないでしょう。大気も水質もいろんな分野待つからこんだけかかるんでしょう。ある意味では、地域住民は一番何が知りたいかって言うたら、ダイオキシンが入ってなかったか、自分はまず知りたいわけでしょう、まずは。今言ったような順番でね。その、まず大気の部分の調査は数値かけりゃすぐに出るんだから、測定値で。後の修正があってもそれやむを得ん、少々の部分は。そんなに天と地ほど変わるわけじゃないんだから。そういう順次の適宜の情報公開、なんでできやんのっちゅうの。今週末って遅いよ。地域住民も、もうまさにそうなるんじゃないの。

○松林環境部総括マネージャー　分析ですね、可能な限り早く出す予定、心づもりにしておりますけれども。その分析期間が、おっしゃったように、簡易測定は同じような期間がかかるのが、分析のその技術上かかりますもので。我々も、水が早い、大気が早いんやったら、出るものについては早く出していきます。だから、簡易測定は、同じように技術の中で1週間ぐらいかかると。それから、ほかの本調査につきましては、水と大気、土壌、みんな違いますので、出たものから順次出てきます。これ、あくまでも分析のやり方、中で期間が変わっております。それはちょっと御容赦いただきたいと思います。

○芝委員　私は聞いてるのは、大気の簡易測定、あくまでも簡易測定やけど、大気の部分と水質と土壌と農作物は当然やり方が違いますから、時間がかかるもんも早く出てくるもんもある、と聞いておるんです。今の説明によると、大気の調査も、極端なこと言うたら、時間や手間かかる農作物等の部分も同じように時間がかからんと結果が出てこんのですね、測定値が。そこ答えてよ、はっきり、そこを。やり方の違いはわかった。確実性を求めようとするのもわかっとるけども。大気の調査にかかる時間と、農作物、土壌にかかる時間、同じ日数、時間、技術がかかるんだね。それを聞いとるんです。

○松林環境部総括マネージャー　簡易調査についてはほぼ一緒のような、1日2日のずれはありますけども、ほぼ一緒のようにはかかります。それから本調査につきましては、例えば大気ならば9月10日前後ということで。それから水ならば、水も同じような時期ですけど、土壌はもう少しそれより遅いというふうにずれてはおります。それは、それぞれやっぱり、先生おっしゃったように分析で違うとこありますので。だから、それはもう最大限急がすようにしておりますので。

○芝委員　明解な答えなかったけど。私の専門じゃないのでわかりません。ただ、対象物、大気なり水なり土壌なりの部分によって調査の時間は違いますよということは聞いてるのでね。わかる範囲から発表してあげなさいよ、と言いたいこと。みんなまとめて今週末にという、その情報公開の遅さが問題やということなんですよ。特に地域住民のためにも、わかった数値から公表をしてもらうっていうのが、それに対して安全なら安心してもらえるし、問題があれば対策も取れるわけですから。そこの部分は地域の一番大きな問題やと思うんですよ。適宜の、まとめてせえてそんなことだれも要求してませんよ、こんなものは。間違いなく違うはずや、時間帯の違い。

○田中委員長　環境部長、タイムリーに情報提供していただくということでよろしいでしょうか。

○長谷川環境部長　はい、結構です。早速、至急手配します。

○田中委員長　はい。

○貝増委員　ちょっと順番に振り返って聞きたいんですけどもね。8月14日朝、早朝に事故ありましたよね。で、企業庁長行かれた、現場に。朝一番に行かれたと。でもその後、議会でも第1報が入ってきたんが16時10分なんですよね。でも地元サイドで入ってきたんが午後2時。で、県庁に電話すると、休んでおりますとか、いろんな方が取った、全部夏休み取られてたと。でも、この問題、情報がほんとに県庁がその内部で押さえたかわからないが、地元協定書の中で協定違反ばっかりやってるんですね、県庁は。1つ1つの協定書見ても、例えば4条、5条、6条なんて、事故が起こった場合はすみやかに施設を停止し、地元と協議をし直す。それまでは操業しない。といっても、8月14日に1回目の、県庁は熱風やと言うけど、爆発してるというのも一切そういうストップかけてないと。この辺の管理体制をどうしてたんやと。多度町と11月15日に協定を結んだ一番ご当地に対しても、大きな問題が入ってないと。

○田中委員長　貝増委員。

○貝増委員　いや、いや、1つ1つ。関連するもんで。

○田中委員長　貝増委員。

（「アフターの話やで、今」の声あり。）

○貝増委員　アフターじゃなくて。だからこの後、一番、三谷議員も言われた風評問題、あるいは日沖議員も言われた1つ1つがそうしてなおざりになってるもんで、こういう問題になってきてると。県庁すべての情報出す、環境先進県として情報出してくという割には中身が伴ってないというのが、今日これだけみんなの不満が出てくる。これがやっぱり、安心、安全のこの三重県の中で一番大きな汚点やと知事が謝ったことも、やっぱり私は素直に職員が認めて、身のあれを取る、取らず、よろいを外して、やっぱり全身全霊でやっていただきたい。そんな中で、三谷議員の中でちょっとわからなかったんが、四日市と鈴鹿に置いてある1，600トンと700トンの既存のRDF、これが現地の中ではこの機会にということで、大急ぎで鈴鹿の倉庫から搬入してたと、そういうことも聞いておりますけども。実際、三谷議員の質問の中では、今後の既存の倉庫にしまってる処理についてはどうするかとも答弁なかったんですよね。これについて、長谷川部長になるんですかね。

○田中委員長　企業庁長。

○貝増委員　企業庁長ですね。実際、ほんとに今のままで止めとくもんか、それとも、それはどこかに移設するものであるか、お答えいただきたい。

○濵田企業庁長　大量に処理はできませんが計画的に。22日からでしたかね。

（「はい」の声あり）

○濵田企業庁長　22日から処理できる所へお願いして、処理にかかっております。大体、ええと9月の。鈴鹿の部分で300トンあまりまだ残っておりますが、受入先の都合もあって少し時間がかかるとは思いますが、処理をしていくという方針は決めて処理をしております。

○貝増委員　どこへ持っていくんですか。

○濵田企業庁長　県内の、あのう。

○貝増委員　はっきり言ったらいいじゃないですか。どこどこ。それが安心を生むんですね。

○濵田企業庁長　今現在処理してもらっておるのは、私ども環境の時も随分信頼もし、処理してもらっております、「三重中央」の方でやっております。

○貝増委員　じゃあ、300トンを全部そちらへ持っていくということね。

○濵田企業庁長　今、運んでおる先はそこでございます。

○貝増委員　じゃあ、四日市はどうなるんです。1，700トンは。

○濵田企業庁長　四日市も、できるだけ計画的に出す方向ですが、今は鈴鹿の方を中心にやってます。

○貝増委員　これ、三重中央というのはそれだけの処理能力あります。

○濵田企業庁長　かなり大規模に処理できる能力を持っておると認識しております。

○貝増委員　認識じゃなくて、いつからいつまでの間で、これだけの分はここで、どこどこで処理はできます、しますと、そういう答えは出ないんですか。

○濵田企業庁長　多方面にいろいろお願いせんなん部分もありますので、三重中央さんにもですね。そういうことで、受け入れができる範囲内で進めております。いずれにしても計画を、できるだけの処理を速めていければなということでお願いしていきたいというふうに考えております。

○貝増委員　なんでそこまでしつこく聞くかと言うと、8月14日の第1報の企業庁のコメントの中に、今回の発熱の原因はRDFの発酵である、とはっきりと言われてるんですね。企業庁として認定されてると。それなのに、ストックヤードが危ないというのに、これをいつまでエンドレスの中で在庫処理をしていくもんかと。だから、この期間、1週間、あるいはひと月間で確実に処理できますという答えが、県企業庁として出るもんか出ないもんか確認したんです。

○濵田企業庁長　まず1つに、ほりっぱなしにしてあるんじゃなくて、監視体制は企業庁の職員も含めてやっておるという前提でございますが。8月22日から、22日現在で、四日市に1，600トン、鈴鹿に700トン、合計2，300トンがありまして。早急に処分したいということを伝えて、目途としては9月中旬をめどに処理できないかということで、今努力をしておるところでございます。ただ、まあこういう状態で、いろんな所からのごみ処理が依頼されると思いますので、そこの部分だけということにはならないかもわかりませんので調整しながらやっていきたいと思います。

○貝増委員　もう昼前ですからちょっと簡単にしますけどもね。例えばそういった施設だけじゃなくて、RDFはそもそも燃料ですから、これについて緊急事態の場合は民間施設、例えば中部電力の火力の原材料に、燃焼材料に受け入れできないか、あるいは太平洋セメントのそちらの方で一時処理ができないかと。そういった検討対応はどないなってます。

○濵田企業庁長　当然、中部電力あたりにも要請しましたが、少し、RDFの持つ塩分であるとか、そういったことで少し受け入れは困難だというふうな話も来てます。また、そういう情報は広げて処理はしていきたいと思いますが、今のところ見つかっておりません。

○貝増委員　太平洋も無理ですか。

○濵田企業庁長　太平洋もですね、太平洋へ、あの、あそこも塩分処理あるのかな。あそこも塩分の処理については相当こう難儀すると思いますが、重ねて技術的な検討をお願いしてみます。

○貝増委員　それでは、各大きな施設が、それだけ大企業が塩分が入ってるから三重県のRDFは燃焼材料に使えないと。そういった、例えば今回のこの処理ができたときに、そういった固形燃料が今現地で再開されても県の施設は大丈夫なんですか。RDFが塩分が多いということに対してね。

○濵田企業庁長　塩分は、持っておる施設の利用の問題であって、塩分自体がどうのこう危険というような話じゃなくてですね。機械を運転するのに塩分要素が強いものですと非常に機能上悪いと、こういうようなお話です。

いずれにしても、9月中旬めどにということで我々も、先ほど申しましたような事業者の方にも相談しながらやっておったんですが。私申しますのは、こういう状態ができて、各市町村のごみの処理までいろいろ広がってますんで、当初お願いしとるようなベースで行くかどうかということがやっぱりありますので。そこはまた環境部さんとも調整しながらやらないかんと思ってますという意味で、少し当初見とった9月中旬めどという話がそのまま計画どおり行けるかどうかということについては、少し検討させていただきたいと。それで、計画変更に伴うものについては、範囲を広げては、当然のことながら見て努力してまいりたいと思います。

○貝増委員　はい、私、これはまた後にゆっくりやりますわ。その日沖委員が言われたように、2人の方が殉職、亡くなられたと、そして5人の方がけがをされてると。やっぱり、特に殉職というのは重き。**○田中委員長**　貝増委員、長くなりそうですか。

○貝増委員　はい。

○田中委員長　やったら、もう昼からにしてもうたらと思うし。

○貝増委員　いや、もう終わるよ。ですから、やっぱりその補償に対してしっかりと県として地に足をつけた対応していただきたいと。市と、あるいは広域と考えるんじゃなくて、県の施設、その消火の中で亡くなられたということを県庁も最大限意を酌み取っていただけたらと。ね。そういうことを要望して終わります。

○田中委員長　どうぞ。はい。

○水谷委員　簡単。

○田中委員長　お昼からもしますで。

○水谷委員　いや、もう1つだけ。8月19日の経緯の説明の中で、当然消火活動をやられた中でホースでこう冷やしてたと。で、その中に、新聞しか私は聞いてないんだけども、バーナーでそのタンクの周りに穴をあけて消火活動の一環とするというようなことを聞き及んでですけども、それは事実かどうかということちょっと確認したいんです。書いてない。

○濵田企業庁長　少しお断りさせていただきたいと思うんですが、ここへ書いてあることは確実に今の段階で事実として認定されたことを中心に書かさせていただいてます。そして、聞くところによると、調査委員会なり、特に警察の方もそういった部分についてのいろんな聞き取りがあるというようなこともありますので、我々としてきちっと。聞いたとかいうような話は書けるんですが、きちっと自分たちが見て確認したとか、それが、というような部分で、少しあやふやな、あやふやと言うと言葉が悪いんですが、きちっと確認されていないことについては、この後のいろんなこういう場合は少し確認できたものから出させていただきたいなということでございます。なかなか、いろんな方に対する聞き取りが入ってますので、あまり想定的な形はですね。ただ、切っておったという形はあります。それはありますので。ただ、どういう形でだれが指示してどういうことまでやったかという部分については、それぞれの微妙な問題がありますので、ここではまだ書かさせてもらってないと。この整理がきちっとできる都度には表わさせていただきたいと思います。

○水谷委員　事故原因の大きな1つの、2つの中の1つやというふうに新聞報道も出てましたので、その辺をちょっと確認をさせていただいたんで。まだはっきりとしていないと、こういうことです。

○田中委員長　お昼の休憩入りますが、委員協議の中で、今回に関連して、やっぱり情報の開示が議会側にも随分遅いではないか、足らんではないかという意見がたくさん出ました。そういった観点で、先ほどの貝増委員の、その鈴鹿と四日市に残ってるんですか、今までたまってるやつが。で、工場の中にもおそらく残ってるんでしょう。で、今この消したRDFの処分も含めて、その受け入れ先の処理能力も含めて、その計画性というんですか、計画をこの委員会にお出しをいただきたいと思います。企業庁長、環境部長、よろしいでしょうか。

○濵田企業庁長　はい。

○田中委員長　それでは暫時休憩をさせていただきます。なお、再開は午後1時とさせていただきます。委員の先生方よろしくお願いいたします。

（休　憩）

〔再開の宣告〕

○芝委員　緊急対策。朝からの、今までの県の対応の部分で、今、現地では消火もしくはそのままほぼ鎮火したって、温度はあるけどもした。それからあと、RDFの抜き取りからして原因究明にという形で。それからまた、環境地域住民への環境等々で対策を取られておりますけども。本部には知事を筆頭とする本部があります。現地だけ対策本部があります。実際、ね、県出たらいいんです、現地のすべての指揮、すなわち今の議論してます環境の部分の測定であったり排水処理の問題、それから現地の消火、抜き取りとかいろんな部分の現地の最高指揮決定者はだれなんですか。

○安田地域振興部防災監　現地の災害対策本部の本部長でございます、知事が指名いたしました、松岡出納長でございます。

○芝委員　愚問も兼ねてあえて聞きますが。きちっと指揮命令系統下で稼働してますか、すべての面において。

○安田地域振興部防災監　現地災害対策本部の中での指揮命令というのを徹底しておりますし、あと、消防機関等関係機関との連絡調整についても努めているところでございます。

○芝委員　当然、指揮が1本であって、いろんな情報、知識、専門家の意見を聞きながら、いろんな対策の部分の最終決定はおそらく松岡本部長がされるんだろうと、そうでなきゃおかしいとこう思ってます。その中で、昨今改めて地域の議会やとかいろんな所から視察調査等々が相次いでおりますけども、その対応等々も松岡本部長で全部対応されてるんですか。

○安田地域振興部防災監　いろんな関係の議員の先生方も含めまして現地を視察していただいておりますが、基本的には松岡出納長をキャップに対応させていただいております。

○芝委員　地域の議会とか行政関係者の部分の、現地を見たい、また、視察をしてそこから学び取りたいという意向はわかるんですがね。とにかく今の緊急の課題は、まず完全消火とRDFの撤去、搬出ですね。それから原因究明だろうとこう思ってます。その中で、ここで県議会でも先ほど朝からも確認をされたように、所轄する部署が4つの委員会がある。それをある意味では包括する形で、議会対策の特別委員会を設置をされた。その中で、きのうもありましたけども、それ以外でも既に現地を視察に行った、事前にも行った、事後も行った委員会もあれば、後から行こうとしたけどもやっぱり特別委員会等とのバランスを含めて1本化しようという、混乱を招くためにしようという部分。それは、現地には、やはり今言ったようなこと優先にしてほしいから、余分な余力の、余分な力を注がれたくないと、注がしたくないという分で統一した部分でやってるわけなんですがね。実際これ、その個人名を伏せても、きょうの中日新聞、伊勢新聞、朝日も載ってますけども、現地へ行って現地のクレーンに乗って見ることが、松岡出納長許可したん、これ。こんなこと、きのう行われとるけど。議員がこれ現場のクレーンに乗って現場の中身見て何の効果があるの、説明してくれ、この時期に。

○安田地域振興部防災監　いろんなご視察をいただいてる方も含めまして、現場での安全第一といいますか、安全確認には職員全員、対策本部の職員、終始徹底しているところでございます。その中で危険区域内へは一切入っていただかないように、私どももお願いしているところでございます。その結果、不十分なところもございますし、危険区域内での管理をしていただいてる消防の方にもさらに徹底をしていただけるようにお願いをしたところであります。

○芝委員　そういう意向で当然現地の松岡出納長も判断をされとるわけやわな。松岡出納長のその意向、県の意向、当然松岡出納長表裏一体だと思いますけども、その指示系統生かされてるの。一説によると、この部分のクレーンの乗車については桑名消防が許可したって話を聞いとるけども、そんなことは今現在行われとって、ほんとに原因究明とか現場の対応はできるの。

○安田地域振興部防災監　安全管理、確認が不十分だった点はお詫びしたいと存じます。危険区域内での管理、桑名消防の管理も含めまして、改めて徹底をさせていただきたいというように思います。

○芝委員　改めてってね、この事件の全段から含めてずっと、消防の対応、企業庁の対応、県の対応、富士電機の対応がそれぞれまちまちで、いろんな部分で議論を醸し出してる昨今きょう、きょうここにおいて、今でも1本の部分が全然できてないじゃない。これから今までの原因究明やってく中でですよ、こんな初歩的なことが。松岡出納長がしとったなら、来てやらしたその是非の部分の意気を問いたいし。今私が指摘したように、出納長が、本部長が知らずに桑名消防が許可したというのなら、現場はどうなっとんの、この時期において。原因究明はそれ以外の問題と違う、そんなものは。責任問題や、そんなものは。

○安田地域振興部防災監　特にその危険区域までの部分は、現地の対策本部が安全管理を受け持っていろいろ徹底させていただいているところでございますが、その中で不十分な点があった点についてはお詫びさせていただきたいというように思います。

○濵田企業庁長　私も副本部長として、警察あるいは消防ですね、と入る時は協議しながらはやっておるんですが。当然作業の状態であるとかそういったことをきちっと確認したうえで、どうしてもという場面のときは許可するというような格好での対応でございますが、現地において、それがたび重なる話になれば当然問題も起こしますので。私もこの後また戻りましたときに、十分そこら辺の相談はさせていただきます。

○芝委員　あのね、私が言いたいのは、この期に及んできちっと指揮系統、責任系統、明確にしてほしい。その問題が議論されてる中で、きのうもそんなこと起こってる。二次災害でも発展したらどうするんですか。当然、本部長、松岡出納長さんの経験と知識の中でわからない部分が多々あろうと思う。専門家がいる、業者がいる、消防がいる、いろんな部分のその知恵や意見を集めて最終判断するのは、私は本部長と思とる。そこの部分もう一遍そういう構築せんと、この分に限らずにですね。いや、あれは消防さん許可出しましたよ、これ富士電機がしましたて、さっき、全然変わらんやないですか、事故前の発生の状況と。そこをもう一度きちっと、いろんなすべてにおいて、現場において、だれが最高責任者で、すべての系統をもう一度構築し直す必要はないですか。形はつくった、つくったけども、それぞれがばらばら勝手に動いとんのじゃないですか、これ。

○安田地域振興部防災監　毎日、その現地対策本部の中で、いわゆるその関係機関の方々も入っていただいて、1日2ないし3回は必ずそういう連絡調整会議というの開いておりますので。そういった場でそれぞれの立場でも安全管理徹底するように、今後本日以降そういったことを徹底してまいりたいと思います。それから、その現地災害対策本部の中での指揮命令系統ということにつきましては、これはもう松岡出納長のリーダーシップでもって、徹底してこれまでもやらせてきていただいてるというふうに思っております。

○芝委員　きとらんから言うとるんやないか。現状はこんな分ですから改めて。これ、それぞれの思いとかそれぞれの地域性とか、いろんな部分があろうと思うんです。そこでの部分でやっぱり今大事なことは、今の現状を改善すること。要するに鎮火を絶対忘れないこと、それから撤去して、原因究明することとって。最大限我々県民としても議会としてもきちっとせなあかん。その部分があって、そういう思いがあるけれども、そこはやっぱり同一補助でやらないと。こういうこと許されるなら、地域対策的に私ども会派の中でも、それこそ、槽の中まで入りたいというぐらいの思いを持ってる人もおるわけですから。その辺の部分はやっぱり統一せんことにはですね。それと、問題は、現地は何遍言うても1本化してない。それが一番の問題。今までも、それを責任追及されたやん。だれが言うたや、だれが責任があんねやて。まさしくこのことはそうやない。本部長の管轄下に、消防もあり富士電機もありいろんな部分が、専門家の委員会もあるんなら。本部長がすべての指揮をとって決定すべきの部分はさ。実際どうやった。本部長、決定してないでしょう。私が指摘した、桑名消防が決定したやろ。

○田中委員長　安田防災監にお尋ねします。本日提出いただきました資料6。現地災害対策本部、ここの組織の中で、消防機関、いわゆる消防署ですかね、消防署、警察、富士電機さん、これがその組織の中に入っていませんが。今、芝委員の指摘の内容で、そういった県以外の団体とのその対策本部、もしくは連携体制、連絡体制はいかになってるんでしょうか。

○安田地域振興部防災監　この資料のとおりでございまして、組織の中には県以外の機関は入ってございません。したがいまして、消防機関あるいは富士電機等も含めた関係機関につきましては、この現地災害対策本部との関係機関という図形になっております。しかしながら、そこでの調整というのがもっとも大切でございますので、毎日の本部員会議プラスこの関係者も入った打ち合わせ会議でもって意思疎通を図って、いろんな対策、応急対策を決定していると、こういう実情でございます。

○芝委員　命令系統はっきりせなあかんわ。こんな関係機関やなしに。今言う、県以外の組織の人間、関係機関に入ってもらってるっていうだけやなしに、入ってもろてそれで勝手が動くんじゃなしに、命令系統1本にしなさいよ、命令系統を1本に。なってないからこんなこと起こるんじゃないですか、こんなことが。本部長のもとに、桑名消防も関係者もすべての部分も命令系統1本と。入ってないから起こるんじゃない。

○安田地域振興部防災監　命令系統といいましても、あんまりこう何ていいますか、法的にていいますか。そういうふうな部分の命令系統は確かにそう分かれておりますが、実質的に毎日のそのきめ細かいその打ち合わせ会議によって意思疎通を図りながら、それぞれの責任、権限、命令でもって行っているというのがこの組織でございます。

○田中委員長　安田防災監、この毎日のその連絡調整会議の議事録なり項目というのはお取りいただいてるんですか。

○芝委員　入っとるだけで勝手に動いとんのか。

○安田地域振興部防災監　はい、後日またそれでは。

○田中委員長　それでは委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

○三谷委員　今の関連で。先ほど質問させていただきました、例えば四日市、鈴鹿の倉庫に保管されとるRDF、これ県が管理してるんですか、それとも富士電が管理してるんですか、基本的には。

○濵田企業庁長　あれは、現在は富士電機の所有物でございます。ただ、こういう事案になりましたんで、県の職員も合わせてその発熱なんかの状態を管理はしております。

○三谷委員　どうもさっきからの答弁が何か奥歯にもの挟まったみたいな話で、その処理っていうのがはっきり言われないんですが。こんなものは県の方が責任持って、例えば環境部がきちっとした指導力持って対応するっていうか、それくらいのことはっきり言わなきゃだめですよ。あれは富士電の管理物、所有物だから云々というのは、そういう段階越えとると思う。環境部長、どうや。

○長谷川環境部長　私のほうで、富士電機の所有物について、問題のある、問題があるかわからない在庫のRDFですので、環境部でもって責任を持って今後の対処の仕方を早急に詰めて対応します。

○三谷委員　どこが富士電で、どこが企業庁で、どこか環境、ようわからんとこがようけ出てくるんさ、後から。

（「今でもそうやさ」の声あり。）

○三谷委員　今の、さっきの指揮命令でもそうやし。

（「このRDFもそうや」の声あり。）

○田中委員長　午前中に、そのRDFの鈴鹿と四日市の倉庫についての管理体制、出荷体制についての資料を求めましたので、後刻提出されると思います。で、今の現地の災害対策本部ならびに連絡調整機関の資料を求めましたので、後刻提出されると思いますので。それ、またごらんいただいてからの御審議ということで、現時点でよろしいでしょうか。

○木田委員　午前中の説明で、RDFを貯蔵槽から搬出した、それが予想外に多くて、1，100から1，200立米というふうに言われましたけども。これは今どういう状況になってるわけですか、取り出した分は。

○濵田企業庁長　取り出したんじゃなくて、まだ貯槽の中に残っておると。それを取り出そうとしとるということでございます。

○木田委員　取り出した分が60立米て言われたんですかね。それはどういうふうな処置をしようとしとるわけですか。

○濵田企業庁長　取り出したRDFについて、ダイオキシンの問題がないかということでそれを調査した後に、問題がないということになれば廃棄物として適正に処理するという形になってます。

○木田委員　午前中から、周辺住民の方の不安というようなことがたくさん言われたんですけども。一説によると、燃焼というのはもうすごく激しい化学反応で何が発生しているかわからないと。高温で燃焼した場合ダイオキシンはあまり出ないんですけども、ほかのものが出とるかもわからんとかですね。そういうふうな中で水を掛けて冷やして、まあ蒸し焼き状態とかですね。そういうふうなことがこう行われてきた中で、私、この槽の中のRDFあるいは取り出した部分が、ほんとにこう危険なんじゃないかなというふうに思ってるんですよね。それを放置をしていく、その敷地内ですけども放置をしていくということについては、ますます不安を高めるというふうに思うんですけども。これを安全に、例えばダイオキシンが含まれとっても安全に処置するための方策というものも同時に、同時並行的に考えられているのか。それをちょっとお聞きしたいと思うんです。

○長谷川環境部長　ダイオキシンの3ng以下である場合と越えた場合とでの、いわゆる特別管理廃棄物として処理するか、普通の産業廃棄物として処理するかというのは、この検査の結果出ますので、近日中に出ると思います。それによって処理の仕方が決まりますので、私どもとしては、特別管理産業廃棄物になっても処理できるような業者を、今、選定しております。

○木田委員　それと同時に先ほどの議論にありましたけども、これ取り出した分についてはどこが責任を持ってやられるわけですか。富士電機がやられるんか。

○濵田企業庁長　先ほども、富士電機という話はそうですが、企業庁としてきちっと対応をしたいと考えてます。もちろん環境部の協力も得、それから各種専門委員会の先生方の意見も聞いたうえで処理したいと。通常の時ではございませんので、そのように対応いたします。

○山本委員　3点をちょっとお伺いしたいなと思います。まず1点は、環境影響に限ってとごみの問題に限って言います。まず16ページのこの雨水の調整池から出てきた水については、昨年の12月のときの事故にも、表へ出したらいろいろこう影響があって、とにかく問題になったようなこの事件がありましたんですけど。今回はもう表へ出したらいかんということで、調整池の中で今食いとめて、きのうおとついも周りを、堤防をかさ上げしてこれやってもうとるんですね。それで、それはええとして、表へ出したらあかんような水を今これ、そこからくみ上げてホースで企業庁の浄水場の接合部へ接続をして、その水をこの伊坂ダムの中へ全部こう流入しとるわけですね。ですから僕は素朴に考えたときに、この表へ出したらあかん水をこの伊坂の水の池の中へどんどんどんどこ出しとるんやけど、その辺のところはええんかなと、まず1点ね。

それから2つ目は、やっぱり桑名で約、生ごみでは200トン、それでRDFにしたら100トンですけど、今、生ごみを一生懸命。毎日出てくるわけですね。それで、上野でも100トンぐらい出てき、あと、RDFに付随したその各市町村は約350ぐらい出てくるわけですね、トンぐらい出てくるわけです。で、それを今、桑名あたりはもうなかなか処理できやんもんやから、やっといろいろ県の方とも協力してもうて。今7町ぐらい、愛知県では2町ですか、ハチオウとそれから港の環境と、あと、三重県内にこのごみを分散してもうて処理をしてもうとるんですけど。特に桑名ですと、もうごみを運ぶパッカー車もないもんやから、持ってきたごみをこれから牧草のようにああやって周りをこうビニールで巻いて、においとそれから汁が出やんように加工しながら、あっちこっちお願いしとるわけですけども。当然、やっぱりこれはいろいろ費用の面で、おそらくこれからいろいろこう問題になってくるんじゃないかと思うんですけども。そういう、ごみを処理をしとる費用の面について。まだ早いかわからんですけど、いろいろお考えがあったらひとつお聞きをしたいなと、こうやって思ってます。2点目。

3点目は、今、芝さんの話なんですけど。僕は安田防災監に聞くんですけども、20メーターも30メーターも上からあの所を見るというのがほんとに必要だったか必要なかったか、それだけちょっとお聞きします。

○濵田企業庁長　先ほどの水の関係ですが、前回は非常に色がきつかったという部分でありまして。実は、先ほど申しましたように、前回は少し処理が遅れたと、それで調整池に大量に流れ込んだということでしたんですが。今回の場合は、流れたというのを見た人もいるということですが、データ的には少量と思われてます。水質基準自体も、活性炭をほりこんでますんで色は黒なってますが、水質基準自体も前回とも比べものにならないほどのもんでして。そういう意味では、ユーザーの方にも、こういうことですと。そして、伊坂地区の地域にも、こういうことですという話もしですね。そして、ただ、やっぱり今までの経緯もありまして、力尾地区の方の前回に引き続いての話というのは、やはりこれは相当感情的な問題もあり、できるだけの対応をした方がいいんじゃないかということで。ユーザーあるいは伊坂の地域の方にもお話しさせていただきまして、そして我々、水質の職員をそこへきちっと張りつけて、そういう格好で見守りながらやってます。水質については問題がないというふうなことで、現地でも地域の方も見られております。そういうことで、汚い、問題のある水を流しとるんだというふうなことにはならない、ということでよろしくお願いします。

○長谷川環境部長　桑名広域につきましては、委員御所見のように200トン近いごみが毎日出ますので、一番最大の市の広域の清掃組合も市当局も含めて大変御迷惑を掛けております。その中で、1つは、今さっき言いました圧縮こん包に関する部分は、8月の22日分の120トン分が桑名広域の旧焼却場に野積みされております。で、それについて、圧縮こん包をしてその場で一時保管して、そしてそれを他の地域のごみ処理場へ、受け入れてくれとる所へ随時運んでいるというところでございます。もう1つ桑名市の広域で大変な問題になっておりますのは、当日出たごみがそのまま受入先に行けない部分。特に事業系のごみなんかはチェックしないといけないもんですから、この旧の桑名広域の焼却場でまた整理をしまして、そしてそこでトラックにそれぞれ仕分けしながら出てるということと。それから、事多いもんですから、ある意味で、このごみが、午前中ちょっと言いましたように、受入先が量的には確保できとるんですが、コンスタントにそのようなことになるかどうかということについて毎日の調整になっておりまして。配送関係とかいろんなことでも大変御迷惑を掛けておる状況でございます。いずれにいたしましても、それは当面の処置の中でさらにもっと受入先も広げながら。例えば四日市市が50トンと言ってますけども、もっと増やしてやろうかという話も一部ございますし。近隣で増えれば、より配送も楽になりますので、その辺は鋭意、環境部責任を持って市と一緒に取り組んでまいりますので御理解願いたいと思います。

で、費用の面につきましては、知事が全協でお答えいたしましたように、県が責任を持って調整するという、この辺を知事が答弁いただいておりますので。それを踏まえまして、今後、関係市町村さんと詰めていくことになると思います。今の時点では具体的な話には至っていないので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○安田地域振興部防災監　はしご車の件でございますけれども、現場のその消火作業につきましては、ほんとにその安全管理という面で細心の注意を払って、これまでやらせていただいてるところでございまして。例えば22日以降、一斉放水をする時なんかも必要最小限の職員にいたしまして、テント内の職員も全部待避したうえで放水をやってきたというふうな状況でございます。そういった中で、実は昨日の段階で非常に、その冒頭に申し上げましたように、タンク内のそのRDFの残量が多いと、予想より多いということで、別途また違った方法であそこからRDFを取り出す方法を急遽検討しなきゃならないというふうな事態になってまいりまして。

それともう一方では、タンクを上から見ることによって、形状が変形していないかどうかをチェックする必要があるということで。昨日は、三重大学の先生も含めまして専門家の方々に現地へ行っていただきまして、どういう作業が可能であるかをどうしても上から見る必要があるということで、初めてはしご車を使って中を見ていただいたというふうなことで。必要最小限の作業であるというふうに認識しております。以上でございます。

○山本委員　まず排水の件ですけども、前回の年末のときにはだいぶ変色、色が茶色にかかって、見るからにもそれは汚水というようなこういう感じでしたね。ですから、あれが流れていくとなってくると、下流も大変こう、ある面では迷惑な話になってくるんじゃないかなと気はしましたけども。今回は、例えば量が多くて期間が長くて、打ち込んだやつをまた回収をしてもう1回打ち込むというような形をしながらやってますもんでね。僕は決して、あの汚水っていうんですか水が、何て言うんかな、企業庁長さんはもう規格で入って大丈夫やとこういうこと言われますけど、なかなかやっぱりそういう面では、ちょっと私は理解しがたいと

こがあります。例えば、いい水であれば下流へ流しても別に構わんですけど、流したらあかんと言いながらその伊坂ダムの中へどんどんこう流していくというのは、僕はちょっと理解できやんで、もし御意見がありましたらもう1回あれと。

それから2つ目については、知事が調整をするということですけども、今は一生懸命何とか1日のごみを処理せなあかんということで一生懸命こうやってみえるんですけども。やっぱりもうちょっと、この調整をするというのは、それはある面では払わん場合もあるし押しつける場合もあるということもありますからね。もうちょっとその辺のところは、ひとつ現場の市町村が期待を持って、とにかくこの一大事には何とかひとつ協力して自分たちもやっていくんやていう、こういうものをもう出すぐらいのところにやっぱり持っていってもらわんと。いやあ、割とこう県は冷たいなあという、こういう気持ちがありますからね。ひとつ1回、何かあればお願いしたいと思います。

それからあと、安田防災監には、私は学者が見るというのはそれ必要かわからんですけど、例えば議員がそれを見るというのは果たして、何ですかな、必要やったんか必要なかったんかということを僕はお聞きしたわけですから。ちょっとお答えください。

○濱田企業庁長　水は循環器で使います。で、使って汚れた水がそこへ出るんじゃなくて、バキュームカーでその処理をやっとるということで、調整池には入ってません。調整池に入った恐れがあるいうのは、そうしたときに少しあれ、翌日でしたか大雨が降りました。それで、ガードしとったんですが、ガードしとったとこから少しこぼれたということを地域の方が言われますんで、念のために水質を検査し、そしてそれをもう1回念入れて水処理するという意味でして。あの汚れた水自体は外へ運び込んで別処理をしてます、ということでございますので御了解いただきたいと思います。

○長谷川環境部長　全協の知事の、県が責任を持って調整するというお答えで、大変、委員にとってはどうかもわかりません。知事がまずそこまで言っていただきますので、私も現実を踏まえて知事と調整できますので、きちっと現実を踏まえた中で調整したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○安田地域振興部防災監　安全性という面からも現在の時点では必要最小限であるべきだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山本委員　必要最低限て、ようわからんけど。僕は、そういうことがあなたの立場としてよかったか悪かったかということを聞きたいわけです。

○安田地域振興部防災監　したがいまして、関係機関というか消火を検討する立場の人間が見る必要があったので、必要最小限としてああいう方法を取ったということでございますので、それ以外の部分については御理解をいただきたいというふうに思います。

○山本委員　消火やる人は、消防職員はみんな見やなあかんで、そういうのは。中の様子を、どういうことやと見やなあかんけども。一般の議員とかそういう人たちが、行ってそこを見る、中を見る必要があったかなかったかということ聞いとるんです。

○安田地域振興部防災監　今の、現状の中では必要はないというふうに思います。

○西塚委員　鈴鹿と四日市の倉庫に保管されてますRDFの関係について、改めて少しお聞きをさせていただきたいんですが。今の企業庁長のお話によると、あのRDFは富士電機の所有物だというふうにおっしゃられたんですが。その26市町村からできたRDFが発電所に運び込まれて、で、企業庁のものになる。企業庁いうか、3，790円で企業庁の所有物になったのは、なぜ富士電機の所有物にいつ移ったのか、それをお聞きをしたいと思います、まず。

○濱田企業庁長　前の議会でもそういう御質問ありまして。実はこの事業をやるについて、3，790円ということで非常にこう市町村の負担も大きいということで、いろんな所へ協力を求めてました。そして、その中で1年少しですけど、この当初のごみ処理の形が、灰処理の問題が少し残っておりましたんで。落ち着くまでの間、RDFについて200円ほどを協力していただけるという話で、企業庁へ一端持ったものをさらに200円で買い取ってもらう話にしました。そういうことで、産業廃棄物となった処理になっておるんですが、ただ先ほども申しましたように、富士電機が管理はしてますが、今回の処理の話については安全性の面で相当やっぱり問題がありますので、企業庁として責任持った対応をしたいということで話をさせてもうとると。ただ受入先等との問題もあって一気にという形には行ってませんが、もう22日から既に運び出しをして処理にかかっておると。私としては1日も早くそれを処理したいということで、排出先が許せば、十分な時間、理解を求めていって処理したいと。

○西塚委員　今お話し聞いとると、市町村が3，790円を負担をして企業庁が買い取ったわけでしょう。その灰処理やいろいろ含めてその費用が要るということで。それ、200円で富士電機に足りるんでしたら、富士電機に200円で引き取ってもらったらどうなんです、最初から3，790円もらわずに。

○濱田企業庁長　そういうふうにできればいいんですが、現実の話として、200円分を富士電機にも協力してもらったということなんです。市町村の負担が3，790円という話の中では現実に難しいということで、それぞれが、太平洋セメントにも協力求めましたし。で、企業庁もいろんな意味での節減の努力もするということで、市町村の負担をこれ以上膨らまさんためにも、できるだけ経営の効率化なり合理化いうことところで協力いただけませんかというようなことで。だから期間を区切られました。一定の灰処理の形が、今、藤原の方でお願いしてますけど、あれが始まるまでの間という格好で、じゃあ200円程度を協力しましょうという話になりました。

○西塚委員　灰処理ができるまでの間、今、工事やってもらってますわね。まあそれまでの間、その200円協力いただくことになりましたというふうに、今おっしゃられたわけですけれども。と、RDFを処理するための協力金のようなものですやんかね、200円というのが。200円もらう、なぜその所有権が移ってくんですか、向こうへ。

○濱田企業庁長　現実の処理として、200円で買い取ってもらう形を協力要請しましたんで。ただ、この方法で市町村の方へも私、話ししてですね、ぜひそういう格好でということでやってますので。特にそれをもって市町村の負担が、というんじゃなくて市町村としてはその方がいいという形で。結果として処理対応も広がるということになります。

○西塚委員　たまたまというか、今回こういう事故が起きて発電停止をしてますけれども、順調に発電所が稼働しておれば、富士電機の所有物であるRDFを持ってきて、また発電所で燃やすことになってたんでしょ。それはどうなんですか。

○濱田企業庁長　順調に行けばそのような方法も取れました。

○西塚委員　そうすると、そうですね、RDFの流れが全然よくわからんのですよ。なぜ200円で買い取ってもらわなあかんのか。所有権が富士電機に移って、また三重県のものになって三重県が燃やすとかですね。この三重県が2つに燃やすときには、ただなんですわね。引き取り料ただでしょう。富士電機の所有物であるRDFを三重県の発電所で燃やすときに、その引き取り料はただでしょ、富士電機からは。その辺はどうなる。

○濱田企業庁長　あのですね、例えばそれが、結果的に灰処理ができない状態でその協力もいただけないような形になっておった場合に、これは1つの考え方ですけど、どこまで確定しとるかという議論があるところですが。その場合ですと、一般廃棄物から出てきた一般廃棄物はどこまでも一般廃棄物だという、その当時の国の考え方があります。それですと、その灰は全部各市町村が個別に処理しなければならないという話になります。そういうふうな現実を踏まえれば、協力の話は結果的には、そういう市町村にとって処理のしやすい形にもなったということでございますので。特に三重県にとって不利な要素とか不安な要素はないということから、私も富士電機にも協力求め、市町村としても、その灰処理について、現実に一緒に燃やしたような灰が分けられるわけもないと。それを、やっぱりそれぞれ個別の灰ですよね、という論理の方が私はおかしいと思いましてですね。しかし、そういう主張もあります。そういうことから、結果的には200円の協力という格好が形としては産業廃棄物という形になって、市町村の処理から事業者として処理できるという結果にもつながってまして。で、私としては、市町村ならびに県全体としても一番安定的な処理ができると。それをいつまでも続けるというんじゃなくて、あくまでも太平洋セメントでの灰処理ができればそれで終わるということになります。

○西塚委員　おっしゃることが全然わからんのですわ、僕は。灰処理をするために200円協力金いただくわけでしょ、富士電機から、結果的に言うと。それであるのに、RDF所有権がなぜ富士電機に移るのかがわからないんです。

○田中委員長　確かに、濱田庁長、さっぱり私もわかりませんですわ。もう少しわかりやすく御説明いただけませんか。庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長　一般廃棄物としてRDFが入ってくると。それを仮に企業庁が直接処理しても、残った灰は一般廃棄物ということになります。で、その部分を1回仮に私の所が有価、例え100円でも50円でもそうですが、有価で買えば産業廃棄物になります。そうすると、各市町村の一般廃棄物としての処理でなくて、いわゆる産業廃棄物としての処理ができます。そういうような意味合いでは、富士電機の方で1回買い取ってもうた形になってますので、産業廃棄物としての処理ができるという形になります。そうすると、市町村として、個別にその部分について処理をそれぞれの責任を持ってやらなくてもできるということで、やった部分とですね。それで、市町村の負担の部分もありましたんで、その200円の御負担もいただいたということでございまして。ただ、産業廃棄物になって相手の所有権であるという形はありながらも、この運び出しの話については企業庁として当然責任を持ってやる状況にありますので、今その話を22日からも運び出しをやっておるということでございます。

○西塚委員　わかったような気がしてきたんですが。要は、富士電機のRDFを燃やしてできた灰を産業廃棄物であると。県のRDF燃やしたら、これは一般廃棄物ということなんでしょ、灰は。その区別をしたうえで、処理するための費用という意味で200円いただく、ということになる。

○濱田企業庁長　県がやろうと事業者がやろうと、要するに有価物として買い取ったものであれば、それは一般廃棄物にあたらないということなんです。非常にこうわかりにくい話になってますが。法的には、私自身もそれはおかしいんじゃないかという

話で国の方とも随分やりとりはしました。しかし、そういう見解でございまして、これは私は現実的でないと思います。それで、現実に燃えたRDFの灰が、これは桑名市のもんです、これは多度町のもんですなんていう話がつくわけがないんで。それはやっぱり現実対応ということがきちっとできるまでの間は、各市町村にもそんなことは迷惑掛けられないというようなことで、企業庁として決断してそうやってやらせてもうてます。ただ、今回のような話の結果は予想してませんでしたんで、倉庫にある処理については主体的にそれを解決するように取り組みます。

○西塚委員　まだちょっと納得ができかねるっていうか、よくわからんのですが。後で結構ですので、何かこう図に示すか何かでちょっと、説明資料後でいただけませんか。

もう1つ、サイロの中から取り出しとるんでしょ、今。その所有権はどこのものなんでしょう。

○濱田企業庁長　富士電機のものでございます。

○田中委員長　環境部さん、先ほどのその一廃の話と産廃の話、ちょっとわかるような図面というんですか、簡単にわかるような資料として、後刻お出しをいただくようお願いしたいと思います。

質疑を続けたいと思います。

○岡部委員　2番の方のでちょっと若干よろしいですか。

○田中委員長　原因究明ですか。

○岡部委員　はいはい。

（「原因究明はあかんよ」の声あり。）

○岡部委員　だめ。

（「だめ」の声あり。）

（「原因究明はまだ。事実だけて言うとるやん」の声あり。）

○岡部委員　いや、この説明の中でちょっと聞きたいもんがあるもんで。その辺がちょっと若干来るかなと思って。

（「それも後やな。」の声あり。）

○岡部委員　それも後。

（「原因究明は後。ややこしいで原因究明は後にしようということ」の声あり。）

○岡部委員　管理体制やな。

○田中委員長　今は立場上の話だけを。

○岩名委員　ちょっと今まで話聞いてて、もう非常に輻輳しとって、少し交通整理してもらわないとわからないんじゃないかと思うんですね。どういうことかと言うと、これは発電施設と焼却施設とあるわけやな、これ。

○田中委員長　そうそうそう。

○岩名委員　う一ん、まあ言うたらね。う一ん。

○田中委員長　そうそうそう。

○岩名委員　RDF化されたごみを燃やすまでの焼却施設と電気をつくるための発電施設と2つに分かれるんじゃないんでしょうか。そうでしょう。それで、焼却施設については環境部の所管だと。で、発電施設については企業庁の所管だと。こう言っとんのやけども。設計、施工、管理のいずれも、環境部は企業庁に委託をしたのかどうか、つくるときね。この辺のとこからちょっと聞いとかんと、この施設の全容がはっきりしないんだわな。これまずお願いします。どっちがつくったもんなんか、さっぱりわからん。

○長谷川環境部長　焼却施設といういわゆる市町村のRDF化の施設は県が、環境部がいわゆるRDF化の促進のために声を掛けまして、それぞれ施設の整備をしてもらってます。で、それのRDF化のいわゆる処理の受け皿として発電所が生まれております。発電所が、今の火力、今の多度のこの発電所がですね。それは企業庁が、県と企業庁と話し合って、過去にその企業庁に発電の整備を委託してやっとるんです。

○岩名委員　発電は企業庁やということはもう歴然とわかるんですが。じゃ、貯蔵槽はどこのもんなんですか。

○長谷川環境部長　それは発電施設と一連のものです。発電施設と考えていただいて結構です。

○田中委員長　つまり企業庁ということですか。

○長谷川環境部長　企業庁です。

○田中委員長　はい。

○岩名委員　それじゃあね、そこに運び込まれるRDFの形状とか内容とか、規格。

○田中委員長　ちょっと岩名先生よろしいですか。

○濱田企業庁長　貯槽は燃やすための部分ですので、焼却施設の部類に入ると思いますが、分けては。企業庁では、その部分は全部一括して企業庁で事業やってますので。いわゆる建設のための費用の負担区分という意味で、そう、こちらの焼却施設に分けたものが一般会計からお金をくださいと。それで発電施設は企業庁のほうでお金を準備します、そういうような形で。で、トータルの建設は企業庁が行いますと、こういうような格好で。

○岩名委員　はい。

○田中委員長　一緒のことやな。

○岩名委員　まあ、別々の財布から出たということやな。

○濱田企業庁長　はい。

○岩名委員　それで、今ちょっと聞いてんだけども。貯蔵槽は発電施設の一部だという今お話ですわね。そこへ入っていくペレットには規格があるということも聞いてるし、あるいは、その運び込まれる固形燃料が規格に合ってるとか合ってないとか、これ、だれの責任でチェックするんですか。

○濱田企業庁長　規格については、国の方でいわゆるJIS的になったほどの規格はございません。ただ、RDFの運営協議会で、県が市町村とそれから企業庁と環境部で運営協議会つくりまして、その運営協議会の中でRDFの性状はこういうものにしましょうという申し合わせはあります。そして、その規格に基づいて作成してくださいと、こういう話になってますが。今まで確かに悪いものはありましたが、それでもって拒否したという話はございません。

ただ、悪いというのは目視にもわかりますので、それの改善のための話は具体的に現場において、こういう状態こういう状態というものを見ながら、市町村のそれぞれの担当者が寄って改善しました。そうすると、改善するのはどこを改善するか言うと、RDFをつくる部分を改善することできませんので。現実に、ある広域組合等は、私は目ではあんまり具体的には確認してませんが、1億近い部分を、つくった事業者の方が当然回収までの負担をして、いいRDFをつくるように改善したと。そして、当初の部分と比べますと、確かにそういう改善努力で随分違ったRDF化になってきておるというのも事実でございます。ただ現実対応、企業庁としても、あまりのものはという気持ちもありましたが、そこで確かにとめると、同じような市町村のあれがありますので。なるべく1日も早く改善をということで随分急いだ打ち合わせをして、各市町村の方も随分努力をしてくれたということで。そういうことが現実でございます。

○岩名委員　今、固形燃料についてお尋ねをしてると企業庁長が答えるわけなんだよね。これちょっと、僕おかしいんじゃないかと思うんですけど。ということは、これ、さっきも財布が別なんだという話で、いわゆる環境部が各市町村と協議しながらこれつくってるもんだと我々は認識してるわけですよ。発電することは、いかにお金を出し合って、どういうロケでああいうものができたか別にしてですよ。固形燃料をつくったり指導したり、規格に合うたり、合うてないかとかっていうのは、環境部じゃないかと私は思うわけなんだけども。これが今、答弁すると、企業庁長が答弁しとるわけだけども、環境部は関係してないんですか、環境部長。

○長谷川環境部長　ちょっと過去の経緯があるもんで、すみません。

○田中委員長　松林さん。余谷さんですか。

○岩名委員　これ、前の環境部長も企業庁長も一緒やもんでな。まあ余計ややこしいんだと思うんだ、これな。僕らもそういう概念でこう見てるのかな。ま、ええわ、わからな。そやけど、わからなええわっていうわけにいかんな、こりゃ。

○田中委員長　どうしましょう。うん、大事なところですので。

○岩名委員　大事なとこやな。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー　いわゆる固形燃料につきましては、先ほどもありましたように、水分で10%という1つの規格もございますし。あと、落下試験とか強度とかっていう部分の中で、施設をどう運営していくか、どういうふうな形にしていくかという部分の指導は、当然、市町村のRDF化施設つくる段階で、事業者に対してきちっとそういうふうな規格に合うようものつくれという形で指導してきた経緯はございます。私はそういう形で指導をしてきました。

で、あと、その後、その中でもRDFのいわゆる貯蔵する段階での問題ということで、いわゆる生石灰と消石灰という2つの方法がございまして。石灰を混ぜるときに、いわゆる消石灰、運動場に使う白線に引くような石灰ですね、その石灰と生の石灰と両方がございましたので。三重県につきましては、生の石灰の場合は非常に各地でそういう燃焼するとかいうようなこともありましたので、いわゆる消石灰の方を利用してつくるという形での指導をさせていただいた経緯がございます。

○岩名委員　その消石灰か生石灰かについては後でちょっと触れたいんですけども。いわゆるこの問題で一番大きな問題は、過去に12月に起こった事故、あ、いつやったかな、一番最初こう。

○田中委員長　12月です。

○岩名委員　その時点でいろいろな疑問点があって、固形燃料自体を検討しなければならなかったわけですが。そのときに環境部がそういうことで指導してるんであれば、もっと深い指導をする必要があったんではなかったのかということを聞きたいわけ。今、固形燃料のことについても企業庁長が答えてるわけでね。これはどうも、つくる側、そして燃やす側というものがはっきりしてないんじゃないかと。そして、その固形燃料についての責任が、やや不在ではないかと思われるわけね。それと、あなた、今、消石灰だったら絶対にまあ大丈夫というようなこと言われるけど。私たちスポーツの世界で、やっぱりラグビーとかサッカーで白線を引いとります。雨が降ってきたら必ず、その上、気をつけろということを指示してます、みんな指導者は。やっぱり、やけどするんです。明らかにやけどする。ですから、12%も石灰が含まれてるRDFの固形燃料になぜ水を掛けるのかということは、私らみたいな無学なもんでも非常にこれはおかしいじゃないかと思ったもんですわね。

それともう1つ言いたいのは、やっぱりあなたたち、その形は、生活者のごみをああいう形にして電気を起こすという理想的なこと言ってるんだけれども。どもですね、私は最初から昔から申し上げてきたのは、ナスビのしっぽやキュウリの端っこで電気は起こらないということを言うてるんですね。で、これは必ず廃プラを切り込んでるということをドイツで聞いてきたんですよ。で、今も私は、だから、あれだけの長い間燃えたり、ガスが発生したりしてるんじゃないかというふうに思うわけですわな。その点についてどうやな。どう思いますか、余谷君。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー　RDFをつくるときに消石灰と生石灰の話が1つございました。消石灰につきまして、つくっとる所の、当然保管をするという形は水がかからんような形で、きちっと保管をするというの前提にして考えておりまして。特にサイロの中ということであれば、これはもう当然水が入らないという形になっておりますので。通常その時点では、各施設いわゆる他県での施設でも、いわゆる消石灰でつくったRDFから発熱するということはなかったということで、生石灰はそういう形が情報としてありましたので、消石灰を選んだという。選択はそういうことになろうかと思います。

RDFに1つするのに、先生言われましたように、確かにその生ごみで発電するというのは非常に難しいんで。基本的には生ごみは生ごみとして処理をして、それからプラスチックはプラスチック、容器包装リサイクル法等も出てますので、そういうふうな形で分別をきちっとした形でRDFにして、いわゆるそれ以外のものは可燃物をRDFにして燃やしていく、という方向性で検討してきたところでございます。

○岩名委員　ちょっと聞こえにくかったんだけど、いわゆるプラスチックも切り込んでるの、切り込んでないの。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー　容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは、分別収集の過程できちっと分別してリサイクルに回っていくと思うんですが。それ以外のものというのは、分別ルートが、リサイクルのルートがなかったということで、そういう部分はRDFの中に入る部分が出てくると思います。

○岩名委員　燃えてこないと。それ、もうわかりました。せやけども、あの事態に陥った時に12%の消石灰があるわけですよね、あの中に。そこへ水掛けて熱が出ないということにはならないんじゃないかと私はまあ思うからね、質問をしているわけですよ。

次に、企業庁と富士電機の関係についてちょっと聞いておきたいの。これは12年に公募型のプロポーザルによって、RDFの焼却と発電施設の整備を随意契約で締結をしておりますね。で、その後、施設の管理、委託契約を締結していると、こういうふうに聞いとるわけだが。これを委員長、できたら、どういう形の委託契約が結ばれているのか、また一遍お示しを願いたいと。

○田中委員長　今、契約内容についても大変重要な部分であると思いますので、次回の委員会までに資料を請求しまして、次回の委員会で、その契約から原因究明の方に入っていかせていただきたいと考えております。また、今、生石灰の話もありましたが、そういうふうな化学的な部分についての資料もあらかじめ御用意いただき、原因究明として、私たち参考にさせていただきたいと考えております。

○岩名委員　はい。その中で、今契約してる中でRDF貯蔵槽の管理は、これはどのように委託されていたのかちょっと教えてください。

○田中委員長　はい。それと先ほどの答弁がまだなっておったんですが。その、いわゆるどっちに所属してるか、環境部にあるのか企業庁にあるのかって、もう少し明確にお答えいただけますか、貯蔵槽。

○岩名委員　貯蔵槽は企業庁って言われたよね。ちゃう。

○濵田企業庁長　施設の、一般会計か企業会計かいう部分は、環境部の方からお金をいただいて、当然、建設は。

○岩名委員　それはええわな。そのあるていはいいんだけども。要は今の貯蔵槽は。

○田中委員長　だれが責任を持って見とるかという話や。

○岩名委員　企業庁の責任になっとるんでしょ。そう言うたな。そうやな。

○濵田企業庁長　はい。

○岩名委員　中っていうよりも、僕が言うとんのは外の、側のことやで、側。側、そうですな。

○濵田企業庁長　はい。

○岩名委員　うん。そしたら、そのRDFの貯蔵槽の管理はどのように、貯蔵槽の管理をどのように委託契約されてるの。

○濵田企業庁長　プロポーザルのときに、建設とその後の運営が一環のものとしてプロポーザルされまして。建設を富士電機が全部引き受けたように、後の運営管理も全部、富士電機がやるという格好になってます。そこの部分を説明いたしましてですね、すると、まあ。

○岩名委員　まあええわ、そんなこと、ええ。そうすると、富士電に委託管理されてるということやな。

○濵田企業庁長　そうです。

○岩名委員　そうすると、そこへ入るその固形燃料についての指導とかそういうことは、富士電がする立場にあるのですか、ないのですか。

○濵田企業庁長　企業庁の方も、いわゆる目視程度ですけれども、入れる時に基準、こういうもの入れますよという話がありますので、企業庁としてもそれを確認する必要はあるかなということで。ただ現実には、運び込んでくるRDFについて目視することで見ておると。そして、ちょっとおかしいなという話になると、各市町村の方へ、こんなRDFが来てますよという話をすぐ言って改善してもらうというようなことですが。もちろん富士電も当然それは、自分とこのその発電材料と燃料として使いますので、ものを言う権限がないとかいうんじゃなくて、それを燃やす側からは当然運営管理しておりますので話はあります。ただ我々の方も市町村との窓口も引き受ける必要もありますので、現実的には荷が運び込まれると駐在がおりますので、その駐在が状況を、24時間とはいいませんけれども可能な部分見ておるということです。

○岩名委員　はい、もういいです。固形燃料についての管理が十分であったとは言いがたいというふうに、私は今思います。あとの問題について、事故に至るまでの経緯についてはこの2番の原因究明のとこでまたお尋ねしたいと思います。

○萩野委員　1つだけ聞かせてください。560立米入っとるはずが1，100か1，200入っとったんやっていうふうなことを、きょう聞かせていただいたんですけども。そんなずさんな入れ方をしとったんですか。どんだけ貯蔵槽へ入っとるかわからんのですか。めっちゃくちゃぼんぼんほうり込んどったっていうことなんやろか。560と1，200では全然違うと思うんですけども。それはともかくとして、それを、RDFをですね。

（「ともかくじゃあかんで」の声あり。）

○萩野委員　ともかくじゃいかんですね。そのRDFを受入先へ受け入れてもらってるんですけども。生ごみで行く場合はともかくとして、RDFを受入先へ持って行くんですけども、今回のこの事故とかRDFの性格とか、そういうものをきちっと受入先へ説明して受け入れていただいているんでしょうか。そうじゃないと、またその場所で同じようなことが起こると、これ、またすごい責任ていうことになりますので。私が聞いたところでは、これ1カ所だけだと思いますけども、持ってったら、その辺置いといてと雨ざらしですよ。天井のないとこ、その辺置いといて、積んどいてっていうふうな所もあるんだということを聞いているんですが。きちっと説明されてますか。

○長谷川環境部長　今のRDFとして処理していただこうという民間の施設については、その辺は大丈夫だという確認を取っております。ただ、一般の焼却施設でもやれない部分がありますので。だけど、そういうのをやると当然危険があります、危険が生じますので、その辺は環境部として、一般の焼却施設でやらないようにきちっと指導していきたい。県下では海山の施設だけが安全でやれるということは確認いたしております。

○萩野委員　先ほど、その560が1，200て、そんな入れ方なの。

○濵田企業庁長　前々日に、その部分が全部違っておったかということについては私もう一度確認しますが。比重いわゆる水分膨張が相当あるという話は、専門家の方されてまして。ただそれでも、全部が水分膨張ということは考えにくいんで。その辺のことは私もきちっとした資料とかあれを持ってませんので、また、どういう状況なんかということはこれからも調べていきたいと思います。

○萩野委員　要するに、どれだけ入ってるかわからん所へやみくもに水掛けとったと、こういうことになってしまうような気がするんです。そんなことまでしてなかったんかと非常に不思議に思います。それから、その受入先ですね。これ、やっぱりきちっと対応していただかんとですね。民間で、例えば住友とか何とかっていろいろなとこへ受け入れていただくんですけども、私が申し上げたようなことが、雨ざらし日ざらしにずっと野積みしてあるというふうな状況やっていうことも聞きましたから。その辺はきちっと対応していただかんと、また新たな事故につながると思いますので要望しておきます。

○岡部委員　関連で1つお聞きしたいんですが。今、萩野先生の御質問ですが、RDFのいわゆる製品化したやつについては、これはいろんな民間でも使えると思うんですよね。で、これ取り出されたことを見ると、これ、もう製品部分じゃなくてもうつぶれてるっていうか。その部分について三重中央とかいろんなとこへ御厄介になるという話なんですが。このものをそっからどんなふうに処分されるというようなことは聞いてみえるんですかね。

○濵田企業庁長　基本的には燃焼処理というふうに聞いてます。

○田中委員長　運搬方法は。

○濵田企業庁長　運搬は、三重中央さんの場合はそういうトラックをきちっと持っておるということで。12月の時も、苦情の出るような格好の処理じゃなくて、きちっと対応していただきました。

○岡部委員　全く燃焼された、もういわゆる、ものということでいいわけですか、製品じゃなくて。

○濵田企業庁長　それをもう一度使おうというような考え方は全く捨てて。ともかく、きちっと処理するということであれば、廃棄物して処理してもらうということでお願いしてます。

○岡部委員　そうすると、民間の方でも、これお聞きを願う、御協力願うわけですけども。民間の方も、やっぱりもう製品じゃなくて、いわゆるもう消火した廃物として処理していただくわけですか。

○濵田企業庁長　少なくともその貯槽に入っておる部分については、もうそれ以外の方法は私はないと思うんですが。現実に貯槽の中を見てみますと全部が燃えて無くて、専門家の方が発表するには数%から10%ぐらいが燃えておると。あとは、そのRDFが燃えない状態っていうんですか、完全に燃えた状態じゃないというような話がちょっと言ってました。しかし、不良のものになっておりますんで、それはもう廃棄物にして処理するのが私としては当然だろうと思ってまして。そういうふうなことでやってもらうようにお願いをしてます。

○西場委員　この環境部の、ごみの受入概要のこのペーパーの数字ですけど。この、ちょっと表の見方少しよくわかりにくいんですが。上野市とか香肌奥伊勢なんかの小計が96、63になってますけど、これはどう足すとこの96になんの、これ。61やわな、これ足し算すると。香肌もこれは48さ。

○長谷川環境部長　ついてんのを見てもらうと、いわゆるそのRDFが生ごみ換算すると倍になるということで、このアスタリスクの部分と生ごみの部分とで計算しておりますので。香肌ですと、11と20と2とですね、それから30です。

○西場委員　11と20と2と。

○長谷川環境部長　2と30。

○西場委員　30。

○長谷川環境部長　はい。15はRDFですので。生ごみ換算すると30。RDF化しなくて生ごみで出していただければ、RDFは逆に半分になりますので。今、生ごみベースでやっておりますので63、ということです。

○西場委員　そうすると、この上野も香肌も出る量が100%まあ確保できたと、そういう表ということやね。

○長谷川環境部長　はい。それで、域内処理するんだけれど、例えば奥香肌ですと、1日32トン出ますが、受け皿としては63トンありますと。だけど、右の32わざわざ書いてあるんですが、32をこの63の中で処理の施設の中で調整して、63を調整すると。だから、倍近い要するに受入先を今のとこ確保させてもらってると、生ごみベースで。

○西場委員　生ごみとするとこうなる。

○長谷川環境部長　そうです。

○西場委員　この30になるけども、RDFに換算すると32ということでしょ。いや、逆か。

○長谷川環境部長　いや、違います。

○西場委員　ああ、そうかそうか。

○長谷川環境部長　生ごみとしてですね。要するに受け入れ可能枠ということで考えてますので、可能枠というものとですね。要は、この中で奥香肌は32トン出ますが32トンはこの中で確保できますという、生ごみベースでできるということで御理解願いたいと思います。

○西場委員　そういうことなら、とりあえず安心なんですが。とりあえず当面というような話もありましたけども、それはそれぞれ地域によって違うわけですわな。かなりそこのリスクというのはありますね。

○長谷川環境部長　これを、先ほど言いましたように、四日市の50トンが倍にしていただくような話とか、それぞれ今話し合いをしてますので。なるべく受け皿は、受け入れていただく枠は大きくしながらですね。それでもう1つ大事なんは、ある程度安定的に、ある一定量が受けていただけるということでお願いをしていかないと、毎日日がわりメニューで、出す市町村が。と、受ける市町村も困るのもございますので。それを今回、鋭意、至急調整を、市町村と話し合って御協力得ていきたいというふうに思っております。

○西場委員　受け入れてくれる市町村と、その。

○長谷川環境部長　受け入れてくれる市町村を安定的に。要するに50トンなら50トン、コンスタントに、どこのごみを受けていただくということをですね。すると、出す方も運搬車とかそんなんの手配から何からですね。

○西場委員　そうすると、その説明の中で、これを県が責任を持って調整すると、こういうように言われたけども。その言葉100%でいいの、それ。県が責任持ってその調整をやっていけるんか。

○長谷川環境部長　きょうも、けさ言いましたように、そういう意味で、環境部内に体制を整えましてこれの調整の専任職員も置きますし。ただもう1つ問題は、地元の市町村においては、まだまだ我々の要するに努力が足りませんもんで。いろいろ、市町村にとったらある意味での県の決めた枠の中でこう整理されておりますので、この枠がきちっと市町村も納得いただけるというか、一緒に今後やっていけるような話し合いもきちっとさせていただいて整理をしていきたい、というための対策の体制を整えましたので。もうこの6つの出す方の、特に出す方の側のこれ努力が。受ける方の協力も大変なんですけど、出す方の協力もですね。今までRDFでやっとったわけですので、これが急遽生ごみに変わるわけですのでその辺大変なんで。その辺を御一緒にやらせていただくという体制を環境部で整えました。

○西場委員　言葉のあやかもしれんけれども、県が責任を持って調整すると言い切ってしまうと、市町村も、それなら県に任せよかとこういうふうになってくるかもしれんけれども。ある意味で、そこでお互いの、任してもうたが、それで調整がおくれるということなってくると、実際、町村も困るし。町村は町村で相当な覚悟持っとるから、自分自身で動く場合もあるだろうし。そこのその責任の所在ていうのか主体の所在をきちっとすることも大事だし、しすぎて、また現実的な対応にならん場合もあって。どちらかといえば、今の現実的な状況からいえば、しっかり自分とこで動ける市町村であれば、その市町村の主体性を生かしながら県が補足していくということの方がいい場合もあるだろうし。

それから、その生ごみに一部変えていくということになると、これはもうシステムの大変更ですから。プラスチックと生ごみを分別せねばならんというようなことをこれからやってくのも、それぞれの個別の住民の人の協力も得らなあかんことになってきますから。これはにわかに、なかなかやるのも大変なことですから、これに対するサポートというのも大変重要だし、その点しっかりと対応してもらうようにしてほしいわな。

○長谷川環境部長　はい、わかりました。

○芝委員　事故調査専門委員会の分について少しお尋ねしたいと思います。何人や、1、2、3、4、5、6、7、8人ですか、今現在。

○長谷川環境部長　そうです。

○芝委員　ここでは、目的としては、原因究明を主な課題として適切な対応、調査、研究を行うと、こうありますね。で、現場の当然調査もするでしょうけども、ここでは、委員会の今後のスケジュールの中では、RDFに関する既存の資料であったり、保管時の発熱状況であったり、いろんなこの関連の部分で企業庁や環境庁に関する部分の調査もすると思うんです、過去にもさかのぼる。その中でどうして、環境部科学技術センターの男成さん、それから、環境部の和田さんが入ってるの。調査する側と調査される側の人の所に入ってしまってる。この部分はなぜかという、私は非常に疑問に思う。それともう1つは、男成さんや和田さんがこれだけ調査委員会に入って専門知識を有するなら、なんでここに。きょう出てきとんの、手挙げて。おんのかおらんのか。

○長谷川環境部長　おりません。

○芝委員　出してきて当然やないか、という思いはするんです。まずその辺から明確な説明をしてください。

○長谷川環境部長　午前中も御説明申し上げましたが、要するにRDFのいわゆる究明、RDFそのものの性質とかいろんなものを究明するということも含めまして、燃焼工学の、微生物工学、環境工学、安全工学という、いわゆる博士論を持ってる専門家も集めました。男成妥夫も現に水熱反応等のいろんな研究もやっており、和田もこれはRDFのかかわりを、かかわりといいますか環境部としての業務も一部やっておりましたので。これは、事務局が別ということも、事務局というかこの委員との連携も兼ねて、研究者レベルでこのレベルの中に入れる男を入れた、というふうに御理解願いたいと思います。

○芝委員　大変重要なことに考え、私は反対。事務局なら事務局として、皆さん方のことサポートする分なら置くのは結構。しかし、明らかにこの問題の原因究明をしたい、はっきりしたい部分をこれから究明してく部分において、問われる側と問われる側とで一緒の立場の人間だったらだれに気使う。その問題、やっぱり私は不明瞭やと思う。見直す考えありませんか。彼らがいいっていうんじゃなし、立場上。県職員でしょう。

○長谷川環境部長　笠倉委員長においてはこのような職員の構成を望んでおりますが、芝委員がおっしゃるようにこれで不明瞭だと言うんであれば、笠倉委員長に一応相談申し上げます。

○芝委員　私はむしろそうしてほしい。それの方が正解やと思うし、むしろ今後この委員会にこの県の職員2名同席してほしい。ある意味では、部長も庁長も燃焼工学や合成化学やてわからんわけでしょう。今後いろいろこの議論の中で、私どももそれなりの勉強もしたいと思うんですが、的確に答えてもらう人って唯一この2人て、こういうことですから。是非、むしろそっちの方に力点置いて欲しいなとこう思いますよ。要望、これは。

○長谷川環境部長　ちょっと1つだけお願いしますが。燃焼工学は笠倉先生、藤間先生、鶴田先生等求めておりますが、男成は合成化学、和田は工業化学ということで、燃焼工学の専門ではありませんのでその辺は御理解願いたいです。

○芝委員　何が専門かやなしに、我々は何の専門もないもんですから、彼らにアドバイスもらいたいし、とこういう思いでね。ただ私が言いたいのは、これなりの原因究明をして後の体制も立てていこうって中に、環境部長の部下、関係する部分の人間が調べる側、調査する側にいるっていうの非常に不自然だと思うんですよ。ここの部分は、私ははっきりけじめつけるべきやと。むしろ事務局なら事務局、この専門委員会をサポートする事務局として送り込むなら私はいい。で、是非ここへも出てきてほしい。という部分はやっぱり必要な部分だと思います。

それからもう1点。今後のスケジュールで、この専門委員会にRDFに関する既存の資料とか、保管時の発熱状況、他県の施設の状況、管理体制、この部分の資料提供というかやってくことになってますね。同時進行でこの委員会にも資料を、同じものを提供してほしい。我々、分析力あんまりありませんけども、してほしいんですが、その可能性はどうですか。できる、できない。同時進行的に、専門委員会とこの特別委員会に資料提供、同じように。

○長谷川環境部長　この委員会に提出する資料というのは、基本的には別に出しても問題ありません。

○芝委員　同じものでもいいわけね。

○長谷川環境部長　結構です。

○芝委員　それはもう。

○田中委員長　あしたの委員会って、できとるんちゃうの、きょう。

○長谷川環境部長　えっ。

○田中委員長　あしたの委員会やったら、きょうできてるんちゃうの。

○長谷川環境部長　いや。

○田中委員長　まだできてへんの。

○長谷川環境部長　できておりません。これからつくります。

○田中委員長　そうしましたら、あしたの委員会終了後、うちの委員会の方に提出ください。

○芝委員　先に8月22日にこの専門委員会が開催をされました。されたということで、あとは新聞紙上等々でわかってますけども。これだけの部分を受けて専門委員会でありますから、それも専門家が入ってる部分、まあ2名は別としても立場が。逐次、要綱でいいからね、県民に向かってもしくは県議会に向かって報告すべきだと。何が議論をされて何が問題やったかという部分を、要綱的概略版として報告を今後求めたいと思うんですが。その実現はできますかね、即時。

○長谷川環境部長　会議の当日に、前回も委員長が現地で会見しております。それで、そのときの、どういうことが話し合われたということについても事務局から資料を提供してます。

○芝委員　記者会見したとか、委員長がどういう立場でされたか知りませんけども。確かにまだまだ調査の最中でありますから、確定のことは少ないでしょう。しかし、こういう議論でこんな議論が出た、こういう議論、こんな議論と、まだまだ調査がわからないということも多いとは思いますけど。逐次、その審議の中の要綱のまとめた部分を、記者会見でじゃあしましたよって部分じゃなしに、きちっと議会へも特別委員会へも報告してほしいという要望なんですが、委員長。

○田中委員長　環境部長、そのようにお願いしたいと思います。

○芝委員　すべて。すべての議論、専門委員会議論したこと公表すべき、情報公開すべき。そこの点も含めて。

○長谷川環境部長　この件につきましては、かなり、最終、中間報告に向けて委員のそれぞれの専門の分野から協議をいただきまして、そこでの例えば意見がその都度外へ出るということによってゆがめられるということもありますので。その辺はきちっと責任を持って、どういうような議論をしたのか、どういう方向に向かってんのかきちっと出しますので、それはちょっと。あのう、何もかもですね。

○芝委員　今、部長答弁で、その専門の意見の皆さん方、意見が最終答弁までゆがめられるって、だれがゆがめるの。どんな形の条件が、想定から考えられるの、それ。

○長谷川環境部長　それはもう想定してください。

○芝委員　むしろ反対にゆがめられるような可能性があるなら、特に即時に情報公開、公開すべきだと思いますが、どうですか。中でやっとったら、むしろそんな状況があると言うんなら、最終結論まで公開せんとほっといたら、中で余計ゆがめてるかわからんやないですか。意見の意見が反映されるかわからん。公開。

○長谷川環境部長　先ほども申し上げましたように、当初、この委員会の設置の資料も進化しておりまして、この3つの今後のスケジュールで書いてありますように、今後検討を加え、発熱原因や対策について必要に応じ数次にわたり報告してくる予定ということで。開かれれるたびに、方向が出た、また結論で合意に、委員の合意に達した、そういうものは数次出してくということで。この19日の事件以降このように方向を変えましたので、御理解願いたいと思います。

○芝委員　今変えたんやな、方向。

○田中委員長　環境部長に申し上げますが。それでも、例えば、その取り出してるよという状況、取り出したけどまだ少し熱を帯びてたよというのは、私たちはこの委員会を立ち上げた以降でも新聞でしか知る由を、知ることができない。例えば事故に関

しては、今までファックスで事故速報を議員には送ってきていただきましたが、最近は出ていないということもありますから。その情報提供という観点で、もう少しその体制づくりもこの際にお願いしておきたいと思います。

あと、質疑、質問。

○三谷委員　資料請求についてお願いしたいんですが。8月14にリスクマネジメント会議っていうの開催されてるんですね。私は、この14日の事故があった後、この時きちっと対応してれば、ひょっとしたら19日の事故が防げたんではないかという思いが消えないんですよ。で、ここの資料、いただいてる資料だけ見ますと、このリスクマネジメント会議、三役、部局長集まって、ごみ固形燃料発電所等のこの事故調査専門委員会の設置を決めたとこう出てるんですね。プロポーザルで、つくる時も専門家に決めていただいて、こういう事故が起きたらこの原因もまた今度専門家の方にお願いするということだけでは、僕は県の役割って全く果たしていないと思いますので。このリスクマネジメント会議の中でどんなことが語られたのか、どういうことでこういうふうな話になったのか、この議事録あれば出してもらいたいんですが、次回の委員会までに。

○田中委員長　はい。資料の請求をお願いしておきたいと思います。

○日沖委員　影響が出た26市町村のごみ処理をほかのとこで受けてもっとる現状なんですが。特に桑名広域の部分については、焼却処理ということでお世話になっておるということになりますと、その焼却灰は小山のガス化溶融炉へその分も最後には行くわけですよね。行く分がどうしても出てくるわけですよね。まあ続けますけども。で、そうなると、小山のガス化溶融炉の能力ていうのは、全体の量がわかりませんけども、能力というものに影響は出てこないのかということの確認をひとつしておきたいのと。

それと、ちょっと認識不足で申しわけないんですけれども、RDF化しとる事業組合なり衛生組合なりっていう所で、全体の、私わからないもんで申しわけないんですけれども、少量のRDFやったら焼却炉で燃やしてあげるよというとこはないのか。それ、全くないのかっていうところとですね。

それともう1つ、またこれ違う質問ですけれども。今現在、先ほど来の話の中にも出てきておりましたけれども、太平洋セメントの方で、これがRDF焼却発電がうまく継続しておれば、太平洋セメントでその焼却灰を処理していただくべく設備を今現在建設中ですね。で、この事故がありまして、これが将来に向けてはできることなら再開という思いはあるんでしょうけれども、この事故を受けて再開できるのが2カ月後になるのか半年後になるのか1年後になるのかというの、今のところ、今の現段階ではわかりませんね。で、そういう中で、そのままその太平洋セメントにおける、その企業庁のRDFの発電施設の焼却灰の処理の施設というものは、このまま今現在進行しとる建設を続けて先に完成させてしまっておくのか、その辺と。

それともう1つですけれども。先ほど来、事故調査専門委員会の話が出ておりますけれども。ちょっと、当初のこの施設を建設、プロポーザルで建設するにあたっての審査の委員会がございましたね。その中にそれぞれの分野の専門家の方々も入っておられたと思います。そのお名前を全部今記憶してないんで申しわけないんですけれども、そのときも専門家の方々が入っておられたわけですから。そのときの反省に立ってこの今回の事故の調査をするんであれば、そのときの専門家がこの中に何人か。今回の事故調査専門委員会の中にも何人か、当初の関係者が入っとっていただいて、そして、その当時に、こうやってこれがええっていうことでこう決めたけども、この部分をもう少し考えとけばよかったなっていうものの、やっぱり反省に立って調査するっていうことも大事だと思いますので。そのときの専門家の方々の中で、もう1回これに入っていただいとる方っていうのはあるのか。以上のところをもう一遍確認をさせていただきたいと思います。

○長谷川環境部長　最後の質問の件については、入っておりません。そのプロポーザルの時のメンバーは入っておりません。そういうような視点では立ち上げたときには考えておりません。で、今、委員長が中心に、必要な、要するにこれにまだ不足する方、必要な方の判断は委員長にゆだねておりますので、その旨一遍委員長にはお話しさせていただきます。

それから、RDFのいわゆる焼却で、RDFの少量ならよいというようなことはあるのかという話でしたけども。これはやっぱしRDFそのものが危険というですね、まだ判明しておりませんので。その少量の、要するに焼却炉でやるということについては注意をきちっと促して、ないようにしたいというふうに思っております。

○田中委員長　環境部長、最後のところもう少し。もう一度、最後のところを。

○長谷川環境部長　焼却炉でRDFを燃焼しようと思えばできないことはないんですが、日沖委員は少量ならどうだとおっしゃったんで、環境部といたしましてはRDF。

○日沖委員　現にそれで焼却処理をお世話になっとるとこっていうのはないんですね、ということ。

○長谷川環境部長　ありません、はい。溶融炉で処理をしていただくという所へは声掛けております。

もう1件、小山のいわゆる処分場の灰ということでありましたが。

○松林環境部総括マネージャー　各市町村の灰は、これ入れることで当然増えますので、今、処理センターの方でお願いをしてるところでございます。それで、緊急対応ということで是非やらしてほしいということで今お願いしてるとこでございます。

○濵田企業庁長　太平洋セメントの件については今まだ協議はしてませんが、これから検討せんなん課題の1つです。

○日沖委員　ガス化溶融炉の、その協力していただいとる清掃組合から出てくる灰が多くなるていうことですわね。で、受け入れてもらえるように協力要請しとるということですけども、これはもちろん県の事業団ですから協力いただけて当然だと思うんですが。大体その通常から、今までの通常から増えてくる量と、増えてくる量をどれぐらいに想定してみえて。そして、こういう別のとこから来るというのは想定しておられなかったでしょうから、小山のガス化溶融炉の処理能力とか処理の限界とかいうものにはかかわるほどの量にはなってこないのか、というところをお聞かせいただきたかったんです。

それと、事故調査専門委員会の当初のプロポーザルの選定の時にかかわった方は入っとらんでええんかということの質問をさせてもうたんですけども。一遍相談かけてみますていうことは、考えてみますということで受け取らしていただいてええのか、ということもう一度お聞かせください。

○長谷川環境部長　あす委員会を開きますので、委員長とお会いしますし、委員長に話します。

○松林環境部総括マネージャー　灰の量につきましては、月曜日から入り出したところでございますので。どれぐらいなるかということは今積算しているところでございますので、また後日報告させていただきたいと思います。

○日沖委員　きょうの始まりの繰り返しになりますけれども、今質問させていただいた内容はまた後日お知らせいただくべきところは、ひとつよろしくお願いいたしたいと思いますけれども。きょうの冒頭に私がお願いさせていただいた、遺族さんへの対応の件につきましては、ちょっときょうの冒頭の御返答ではあまりにも冷たいような感じを受けました。毎日通えとかそういうこと言うとるんではございませんけれども。県としての、やはりあれだけの県の施設においてすさまじい最期を遂げられた方々というわけでございますから、やはり県としての償いのあり方というものがきちっと決まってそれが履行されるまでは、御遺族もし御希望があれば、調査しとる段階で、途中経過ですけどもこういうことがあるんですよとか。御希望があれば何か対応させていただいたり、また、お慰めさせていただく場面があるのであれば、誠意を持って対応させていただいたりということがあってしかるべきだと私は思いますので。その辺、今の質問に加えて再度要望させていただいて終わります。すみません。

○田中委員長　じゃ、副委員長の方から総括して。まとめていただいて。

○藤田副委員長　総括というのではございませんけど。先ほど日沖議員が言われたように、これからの原因究明という中で大きな問題がこれから整理されてくると思うんですけど。特にプロポーザルでこうやった中には学識経験者の方が、先ほど、入っていろんなその選考にあたって意見を言われて選考して、という形になったと思うんですよね。そうすると、今これ、その学識経験者の方に対して、この前新聞を見たら、安全の管理というものはあんまり議論されなかったというようなことをちらっと私は聞いた、新聞で読んだんですけど。まず最初に、その学識経験者の方たちのコメントというものが我々は聞かせていただきたいなと。そのことから、やっぱりこれからの技術的なその問題とかそういうものがこれからわかってくるんじゃないかなあと。もし安全というものがそこで検討されてなかったら、ほんとに何をここで審議されたかというような議論もこれからしていかなければいけないんかなと思います。

それと、やっぱり契約ということを明解にしていかないと、やっぱりこれからのその責任を明確化してく中で、責任の所在が明確化してこないと責任の転嫁になったり、責任逃れになったりすると思いますのでね。やっぱり契約の内容を我々に示していただいて、そこから整理をしていく必要があるんかなと思います。

そしてあと、そんな中で私は、これは総括という意味じゃなくて、やっぱり技術という問題がクリアされてなかったら、基本的にはどんなシステムがあっても機能しないと。で、技術が是非を問わずシステムがなければ、どんだけその技術的なものがよかっても安全という問題は確保できないと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、これから今、住民の遺族のケア、地域の信頼回復ということと同時に原因を究明していく中で、やっぱり技術的な問題あるいはシステムの問題、そして、システムがあっても、それが人間がミスをしたり怠ったりというようなことも起こってくると思いますので。

やっぱり、これから委員が質問をされるようなことに対して、しっかりその辺の提供をしていただいて原因究明の形にしていただきたいと。私はそういう意味で要望させていただきたいと思うところでございます。特に契約面なんかを先に見せていただかないと。非常に、事故原因でいわゆる何か契約の問題なのかというようなとこが、かなり今日はあいまいな答弁に見えたような気がしますので。委員長に、特にその辺なんかを明解に次の課題にしていただきたいなと思います。

○田中委員長　次の委員会の審議に入りますまでに、日にちはまだこれから決めさせていただくんですが、先ほど岩名先生のご質問にも一部触れてありましたように、契約の部分が少し明解でないことには、一体だれが責任なのということにもなろうかと思います。契約書の関係の資料を早急におつくりいただきますように、この際お願いしておきたいと思います。また同時

に、先ほど、やはり岩名先生の方からご質問ありました、そのRDFの性状、形、目視にするところによると少しおかしいのもあった、そのときにはその関係市町村に伝えたということなんですが。その性状のデータ、一体どこがどんなRDFが出てきたかということも、この際資料として御用意いただきますことをお願いしときたいと思います。ほかにないようでございますが。ごめんなさい。

○永田委員　それから公募型のプロポーザル。これもちょっと事前に欲しいんですよ、資料として。

○田中委員長　プロポーザルの関係は契約と一緒になる、いただける。

○濵田企業庁長　プロポーザルに関すること、それから契約については、委員長の指示で提出させていただきます。

○永田委員　出せるもんならば、今、副委員長申された選考のときの議事録的なものがあるのかどうか。あればいただきたい。出してほしいです。

○濵田企業庁長　そこら辺について、ある限りの資料を見て、委員長と相談させていただきます。

○岡部委員　はい、結構です。

○田中委員長　それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきたいと思います。次回の日程につきまして委員協議をさせていただきますので、委員以外の方は御退室をお願いしたいと思います。

4　その他

・委員協議

（次回の委員会について）

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年8月28日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長　田中　覚

ページのトップへ戻る

ページID：000019199

問い合わせ先：県議会事務局
電話：059-224-2877／ファクス：059-229-1931／E-mail：gikaik@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
（閉 会 中）

開催年月日　平成15年9月5日(金)　自 15:41 ～ 至 17:35

会 議 室　第601特別委員会室

出席委員　14名

委員長　田中 覚 君
副委員長　藤田 正美 君
委員　日沖 正信 君
委員　松田 直久 君
委員　水谷 隆 君
委員　岡部 栄樹 君
委員　芝 博一 君
委員　貝増 吉郎 君
委員　山本 勝 君
委員　西塚 宗郎 君
委員　萩野 虔一 君
委員　西場 信行 君
委員　岩名 秀樹 君
委員　永田 正巳 君

欠席委員　2名

委員　三谷 哲央 君
委員　木田 久主一 君

出席説明員

〔企業庁〕　企 業 庁 長　濵 田 智 生 君
総括マネージャー　小 林 和 夫 君
〃　藤 田 輝 也 君　その他関係職員
〔環境部〕　総括マネージャー　小 川 治 彦 君
〃　松 林 万 行 君
〃　早 川 正 美 君　その他関係職員
〔地域振興部〕　防 災 監　安 田 敏 春 君
総括マネージャー　東 地 隆 司 君　その他関係職員
〔健康福祉部〕　チームマネージャー　田 畑 好 基 君　その他関係職員
〔農林水産商工部〕総括マネージャー　佐 久 間 孝 君　その他関係職員
〔総合企画局〕　局 長　飯 塚 厚 君
リスクマネジメント特命担当監　亀 井 秀 樹 君　その他関係職員

傍聴議員　5 名

県政記者クラブ加入記者　11 名

傍聴者　2 名

議題又は協議事項

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

2 契約について

3 委員協議

(1)次回の開催について

(2)その他

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

(1)資料に基づき当局説明

(安田地域振興部防災監、飯塚総合企画局長、小川環境部総括マネージャー、松林環境部総括マネージャー、濵田企業庁長)

(2)質疑・応答

○田中委員長　ありがとうございました。先日、委員の先生方から要求のありました資料の説明をさせていただきました。まず、今提出されました資料についての質疑を行いたいと思います。どうぞ自由にご発言お願いいたします。

○貝増委員　濵田庁長にちょっと確認、今、最後の項目なんですけどね。今日現場から出したRDFですね、その判断が3ng以下であれば、現地での桑名広域の話では、3ng以下であったら一廃で処理できるという話はあったんですけど、これはもう完全にその前の説明のとおり、産業廃棄物として専門業者の処理ですね。間違いないですか。

○濵田企業庁長　はい。

○芝委員　多岐にわたるんで、1つずつ。まず、企業庁長。今のいただいた資料の6ページですね、6ページの部分で三重県と企業庁の役割分担、これは基本協定書によって役割分担がはっきりしていると。協定書があるわけですから、ここに書いてあることははっきり名目うたわれているんだと、ここに上がっていることについては。この中でリスク管理のところで、量の確保と売電収入の確保とありますけども、安全管理の部分の項目はあったのかないのか、それをまずお尋ねします。

○濵田企業庁長　ここに書かれた部分がほぼすべてでございます。書かれていません。

○芝委員　すべてということは、安全管理に関する項目は一字もなかったということですね。

○濵田企業庁長　はい。

○芝委員　はい。それから、同じく企業庁長。RDFの性状について、この部分大変シビアというか、ナーバスな問題だと私は思っているんですが。昨年度からいろいろ問題があって、性状についていろいろ協議会の中で改善命令というか改善のお願いをしている中で、ここで公的なRDFの規格標準情報がありますね。この標準情報に従って、当然これに合ってないから、要するに改善というか、その部分をしたわけですね。打ち合わせというか、お願いをしたかと思うんですが。

そこで先ほどの資料に出てきた現状までの部分で、具体的にちょっとあえて聞くんですが、この基準値を下回っている、基準を下回っているというか上回っているですね。どっちと言うのか、要するに基準よりも悪いという、それぞれのRDF7施設の部分の中で、さっきの表からいくとどれとどれになるんですか。さっき各施設の、7つの施設のデータがありましたね。どこにあったやろ、ようけあってわからん。どこにあったやろ、これ。

○田中委員長　環境部。

○芝委員　環境部の16ページ。

○萩野委員　ちょっとそこで関連の質問がある。よろしいですか。

○芝委員　関連か、まあ答えてからにする。

○萩野委員　同じ質問があります。

○田中委員長　では、萩野委員、発言お願いします。

○萩野委員　16ページなんですけども、これは何ですか。製造年月というのが、平成7年とか8年とかになっているでしょ。そんなときにRDFを製造していたのですか。これは何の資料なんですか。

○芝委員　では、その辺も含めて。

○田中委員長　含めて16ページの中身について、もう少し詳しく御答弁お願いいたします。小川さん、お願いします。

○小川環境部総括マネージャー　この環境部の資料の16ページでございますが、RDF化を目指しておりました市あるいは組合の実際のごみを、具体的にRDF化をしたということで、そのときの分析データでございます。

○芝委員　テストか。

○小川環境部総括マネージャー　テスト的につくったものです。

○芝委員　ああ、練習やな。それはわかった。ちょっと本題に戻るよ。そうしたら、このデータ、これは練習、テストというものはちょっと置いておいて。この中で標準情報があって、要するに合致していないから、その後の協議会の中で、何回にも分けて形や水分、性状いろんな部分の改善の要請をしてますね。そこで、最終的に年4回テストして報告することとなっていますが、実際に報告されているんですか。テストしたんですか、しなかったんですか。報告があるのかないのか。

○田中委員長　質問はまとめてある程度言っていただけますか。それとも、一つ一つ。

○芝委員　頭の中整理できやんで、一つ一つの方がええんやけどな。

○田中委員長　わかりました。では、年4回の報告について、濵田庁長お願いします。

○濵田企業庁長　決められた報告はあったというふうに。ございました。

○芝委員　その決められた報告があったなら、こんなテストの資料じゃなしにその資料出してくださいよ。年4回報告されたわけでしょ、基準値を下回ったらだめだと、上回ってたという部分で提出されたもの。それが全部その4回のときに、恐らく最初からの部分だと、それでもこの基準値に合致してないから、何遍もこれ改善のものが出てるんですよ。そのデータ出ない。

○田中委員長　直ちに出ませんか、濵田庁長。

○濵田企業庁長　ちょっと確認させていただけませんか。

○芝委員　確認って、データはあるんやろ。

○濵田企業庁長　ちょっと待ってください。9月2日に県警の捜索が入りまして、コピーが取ってないとございませんので、ちょっと確認させてください。

○田中委員長　また、濵田庁長と環境部、だから企業庁と地振と環境部に申し上げますが、前回の委員会で資料要求させていただいたわけですから、関連する資料まで詳細にお出しいただくのが皆さん方の誠意だと思うんです。今もお話ありましたように、平成7年の稽古、テストのときのデータを本委員会に提出されても具体的な議論ができない。前回、必ず性状データをお示しいただきたいということを申し上げたわけですから、ちょっと姿勢について苦言を呈しておきたいと思います。御担当の方、ちょっと御確認いただいて、すぐ出るものかだけ御確認いただけますか。今、庁長がおっしゃられたようにコピーが取ってあるかないかも含めて、ちょっと問い合わせをしてみてください。芝委員、引き続き。

○芝委員　それは後日返答もらうということ。

○田中委員長　もう今聞いてもらおうと思って。ないんやったら持ってきてもらうしさ。

○芝委員　はい、わかりました。その資料が出てから、きちっとしたまた対応の返答を聞かさせていただきたいと思います。

○濵田企業庁長　このRDFの性状の話の中で、寸法、いわゆる長さとか直径とかいうことが決めてございます。その話の中で当初あれしたのは、直径というからには粉状でないことは事実でして、そういう粉状のものが多かったということが、外から見ても明白でございましたので、そういう取扱いの部分も含めて検討していたという部分でございます。

○芝委員　そういう説明をされるとちょっと突っ込みたくなるんだけど、ここに標準情報があって、いろいろな改善命令が出て、テストでもこれだけの検査項目があって、当然ながら悪いから直してください、年4回チェックしましょうとテストサンプルを取って検査をしたら、当然このくらいの検査をするのと違うの。大きさや長さを言っているわけではないんですよ。だから、基本的な部分については、例えばよく水分の含有量であったりとか、硬さであったりとかいう部分の調査をしているわけでしょ。今の庁長の返事だけ聞くと、中の化学的な部分は検査をせずに、硬さや長さだけやと聞こえたけど、それだけの検査なん。

○濵田企業庁長　いや。そういう部分じゃなくて、そういうような部分も当初あって、この目視でもすぐに確認できるようなものもあったということで、取扱い上非常に不具合が出やすいというようなこともあって、すぐにもう取り組んだということで。年4回の報告でございますので、その報告を待ってというんじゃなくて取り組んだ部分もございますということを申し上げたんです。

○芝委員　はい。それは当然の措置だと思うんですが、運営協議会で義務付けた年4回の報告、1回でも2回でもされている部分、その部分の資料をきちっと。ここの7月、平成7年くらいの性状分析をしていると思うんで、この部分を早急に出していただきたい。それを見たうえで判断もいただきたいと、こう思います。

それから、環境部の18ページ。18ページに限らず、例えばこれでいくと18ページ、RDF発電施設におけるRDF貯蔵設備について、4県他県との部分の比較表が出ています。私たちこれだけ見てもさっぱりわからんの。三重県の有効容量はそんなに大きくないと。よそでは1万を超える部分もあるんですから。これは1つのタンクなのか、複数の、ああ2基やな。1基で13,700のとこも福岡県にあるしということですけども、その部分はわかりました。ただ、これは外形だけのものでありますからね。今議論されている他県にあってうちにないもの。もしくは反対に、うちにあって他県にないものあったら言ってほしいくらいですけど、他県にはこんなものが設置されていて、三重県にはこの部分が付いていませんでした、設置されていませんでしたというものを、ちょっと上げてください。

○田中委員長　これは環境部でよろしい。はい、環境部お願いします。

○小川環境部総括マネージャー　先生の今のお答えに当てはまるかどうか、ちょっとわからないのですが、17ページの方に他県のRDF発電施設の状況が掲げてございます。そこの真ん中の方にRDF貯蔵槽という所がございます。具体的には構造等、保管量、保管期間、温度計等の設置状況が、他県の状況ということで3県でございますが、こういった形で掲げてはございますが、ちょっと三重県との比較ということではわかりにくいかとは思いますが。

○芝委員　よう私も難しくてわからんけど、17ページに他県のRDF発電施設のいろいろ書いてあって、一番下に温度計等の設置があると。他県にはこれだけしてあるけど、三重県には1つもなかったという実証の項目と理解していいんですね。三重県はゼロで、よそはこれだけしてありましたという対比表やな。

○小川環境部総括マネージャー　環境部の方は、この構造そのものについて審査といいますか、設計等やっておりませんので、できたら企業庁さんの方でお答え。

○濵田企業庁長　後の契約の所で少しそのものの考え方を載せてあるんですが、その比較表じゃないんですが、契約のあり方の考え方がこうなっておりまして、そしてその中で防災設備がこういうふうな格好で入っておると。

○芝委員　そこまで言うとややこしなってくる。とにかく契約の約款とかいろいろあると思うんです。説明あると思うんです。ただ、現状だけ認識したいんで。打ち合わせがあって、契約があって、変更あって、いろいろあったと思うんですが、現状をまず確認するためには、今までのこと置いておくと、三重県にはゼロでよそにはこんなものがあったと理解していいんですね。現状認識。

○濵田企業庁長　温度計等は後で設置したものでございます。

○芝委員　いや、そんなもの。温度計は後で設置したけど、当初は何もなかったわけね。事故があってからの部分ね。

○田中委員長　県の方に申し上げますが、限られた時間で集中して審議してまいります。したがって、質問の意図を十分御理解いただいて、単に質問者に対する答えだけじゃなくて、より原因を早く洗い出し、そして次なる対策へというふうなことでこの委員会が設置されておりますので、単なる言葉のやり取りだけではなくて、中身を御理解いただいて、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○芝委員　契約のことは置いておいて、企業庁長と環境部にお尋ねしたいんですが。先ほどの県と企業庁の帰属の問題。安全の部分が一項目もなかった。何の部分の帰属もしてない、責任がない。だから、今の施設の比較においても、温度計等これは後から事故が起こってから付けたものでありますから、その時点では何の設置もしてないということは、改めて聞きます。RDFというのは、完全に安全管理の帰属もしなくてもいい、機器の設置もしなくてもいいというほどRDFは安全なものという認識で当初かかっていた。今は違いますよ、今の部分じゃなしに、部分ですべてを考えていたのかどうか、はっきり答えてください。改めて。企業庁でも環境部でも。当初の考え、今の考えじゃなしに。

○濵田企業庁長　私自身としては、RDFがこのように危険なものというようなかたち、現状のような事故が起こるということの認識はございませんでした。

○小川環境部総括マネージャー　環境部としましては、当時の状況が詳しくわかりかねますもので、もう少し時間をいただきたいと思いますけども。

○芝委員　当時の状況やなしに、今基本的なRDF施設の帰属の問題、設備とかいろいろな部分は、補助金の分配の数字によってきちっとわかるじゃないですか。その中で安全管理の部分はまるっきり飛んで、どこにも安全管理はどこがしなさいという帰属の部分も責任の明確さも固定してない。これは今の部分で何の安全対策というか、設置機器類の安全対策上の設置をしてない、タンクについてですよ。そうすると、それから見てもあえて私は聞いているのですが、RDFは発火もしなければ、発熱もしなければ、爆発もしないという完全な神話があったとしか思えないんやけど、そうじゃないの、当時は。だから推進したんでしょ。

○小川環境部総括マネージャー　そのように思います。

○芝委員　はい。これは議論するところじゃないので、もう1点だけ。認識の確認だけ確認してます。それから総合企画局。RDFのリスクマネジメント会議の報告いただきました。で、8月15日に設置ということは、例の爆発死亡事故が起こる前ですよね。ここの所で項目ごとには危機管理体制の徹底を図っていくとか、各県民局とか部局の危機管理体制の徹底について具体的に協議することと、こうなって、そこ大きな項目ありますけど、それが爆発、熱風出るまでにどう生かされたのか。その辺の詳細な部分の提出資料って出ますか。ここでは徹底図っていく、具体的に協議するとなっています。当日までにしていなかったのか、していたのか、現場での話。偉いさんだけ、部長級だけ寄って、その項目決めただけ。

○飯塚総合企画局長　このリスクマネジメント会議の概要につきましては、詳細な議事録つくっておりませんで、こういった概要でございますので、これがすべてでございます。いずれにしましても、19日の事故以降は、事故対策本部と災害対策本部がすぐ設置されましたので、すべてそちらの方に検討が委ねられているという状況でございます。

○芝委員　はい。ということは、ここのリスクマネジメント会議で部長級以上は会議をしていろいろな方針は決めたけども、その後19日くらいに事故が起こっているから、実際何にも稼働してない、現場に下りてないと理解していいんですか。

○飯塚総合企画局長　先ほど申し上げましたように、あくまでも15日のリスクマネジメント会議の主題でございますけども、環境部の方を事務局とします事故調査専門委員会の設置を決定するということでございましたので、こういった会議が行われたと。それから、今も申し上げましたように、19日の事故以降、事故対策本部と災害対策本部が設置されて、そちらでやっていくということでございましたので、いわばリスクマネジメント会議はこのとき限りであったということでございます。

○芝委員　ここでいろいろな不手際があったり、後手後手回った対応の部分について批判しても仕方がないと思うので、事実の確認だけをしていきたいと思います。とりあえず1回目の質問は終わります。

2　契約について

○田中委員長　ここで、委員の皆様方にお諮りさせていただきます。今の芝委員の質問の中にも、もう少し契約について私たちは知りおかなくては、幅広く質疑ができない、もしくは深く原因究明ができないということもあるように思われます。したがいまして、ただ今からまず契約について当局の説明を聞き、その後トータルで質疑を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中委員長　それでは、当局におかれましては、契約についての御説明をお願いいたします。

○岩名委員　質問させてもらったらあかんの、もう。契約の資料もらってあるんだから。

○田中委員長　よろしいですか。質問で。

○岩名委員　だって、また長々聞いていたら、全然聞くことできませんでさ。もう資料もらっているんでしょ、これ、僕ら契約書。これ僕ら検討したから、これについて一遍聞かせてもらいたいんやけど、どうやろう。

○田中委員長　よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○田中委員長　では、説明なしに。あらかじめお配りさせていただきました資料中心に基づいて。

○岩名委員　説明時間が長すぎてね、あきませんのや。

まず、安全面について、私お尋ねしたいんですが。このプロポーザルに関する資料というのをもらったんだけど、僕は一つ冒頭に申し上げておきたいのは、あなたたちはここまでの大惨事を引き起こしておきながら、そしてなおかつこういう委員会が立ち上がって、ここで真相究明をしようという大事な時期にね、資料提出の中に何ですかこれ、黒い線で消して。こういう会社名を全部消して、黒塗りしてるじゃないですか。なぜこんなものをありのままに出さないのですか。なぜこうやって情報を隠そうとするんですか。こういう姿勢が許せませんよ。とてもじゃないけど、こんなもの本当にやってられませんよ。まず、私はこの中の技術的要素比較表の上段ですね。上段今言っているように消してある所。

（「何ページです」の声あり）

○岩名委員　プロポーザルの2ページやけど。

○田中委員長　プロポーザルのA3の横長。

○岩名委員　わかりにくく綴じてあって、本当にわかりにくいんです、これは。もっとわかりやすくやってもらわないといかん。

（「61から64」の声あり）

○岩名委員　提案応募者の欄は消されているんだよね、今言ったように。富士電機はEだということでよろしいんかな。

○濵田企業庁長　はい、間違いございません。

○岩名委員　そんなこんなもの10箇所応募してきて、本当に応募してきたのは9つですね。その中で3つが選ばれていると。書いてあるの、こんなもの何で隠さなきゃならん理由があるんですか。きちっと会社名を書いて、そして我々に提示するのが、当然のあなたたちの義務ですよ、これ。特別委員会ですからね。まず、それを言っておきます。

それで、ヒヤリングにおいて、防災等についての質問は3社ともへ、この最後に選ばれた3社ですね。その3社ともに防災についての質問はなかったと、こういうふうに聞いておりますね。それで、新聞によれば、学識経験者の野田委員長が、野田教授が、「県から質問依頼はなかった」と、こう述べておられるわけですよね。ということは、貯蔵槽についての質問もないわけで、教授がこういうことを言われるということは、質問の内容はあらかじめ県がつくっていたというふうに思われるわけですが、それについてお答え願いたい。

○濵田企業庁長　質問の内容をつくって。私自身もそのメンバーの中に入って聞いておった限りでは、そういう認識はなかったですが。

○岩名委員　いみじくも言われたけど、あんたも中に入っていたけど、結局防災、防火、防音、こういうことについて、あなたは一言も触れておらんわけですよね。それは誤りだと思いませんか。

○濵田企業庁長　当時の記憶でございますので、私が具体的に防災の項目については聞かなかったかなと、そんな記憶があります。

○岩名委員　だいたい7人のいわゆる選考委員の中にあなた入っているんだよね。それは今の立場と違って環境部長でしょ。しかしながら、県から選ばれた人ですよね。そもそもこの7人の選考委員たる者の構成も、私はおかしいと思う。県から入っている人が過半数を占めていて、そして学識経験者が3名ということは、いかにも県が思惑があって、ここに落札、いわゆるプロポーザルで指名をしたといわんばかりの、我々門外漢から見るとそのように映るわけであります。

そして、次の質問ですけど、やっぱり技術的要素の比較表、これですわ、これ。これ見ると、受注した富士電機の欄がここにこうあるんですが、ここに何て書いてあるのかな、ちょっとよくわからんのやけどね。防音か。防音対策と防火対策というのが、こう2つ欄があるんですね。

（「防湿やね」の声あり）

○岩名委員　防湿ですか。いずれにしても、ここに2つあるんです。ほかの8つの企業はそれなりに大したことないけども、ちょっと書いている。しかし、富士電機においては、一切防火とか防災とかいうものについては触れていない。結露を止めるために何かを貼るとか、ここに書いてありますね。サイロ外壁には、これ結露防止用の保温材を施工する。これは防湿対策ですね。防火対策は、やっぱりサイロ内の空気を吸引することで、これ字読めないんだよな。

とにかく、サイロ外壁に断熱材の施工をすると、こういうことが書いてあって、もう既に新聞等でも皆言われておりますけども、私たちは議会から平成3年にドイツへ行かせてもらったということは前も言ったけど、そのときにもこういう話が出て、既に安全装置はドイツでは貯蔵槽に窒素ガス、あるいは炭酸ガスをもって、これをいつでも消射できると。火が燃えてきたら、炭酸ガスもしくは窒素ガスで消すと。こういう装置が付けられているということの説明を、我々は受けておりました。

今、新聞等でもそのことはもう既にいろんな先生方、例えば循環資源研究所所長の村田徳治さんという方もそういうことを、やはりそういう注入して消火する装置があるということを認めておられるわけでありますけどね。こういうもう常識的なことを見落としていたということについて、当時の選考委員の1人として、あなたはどういう責任を感じますか。

○濵田企業庁長　今のことに関連して、できましたら今日お配りした資料の23、24だけは説明させていただきたいんですが。企業庁の23ページと24ページにですね。この部分だけは説明させていただけませんか。

○岩名委員　いやいや、ちょっと待ってくれ。時間稼ぎされてはね。

○田中委員長　端的に委員からの質問にお答えいただくようにお願いいたします。

○岩名委員　うん、頼みますわ。どこや。

○田中委員長　一番後ろから2、3枚目です。

○岩名委員　これ。これは企業庁と富士電機の契約についてじゃないですか。私が今言っているのは、あなたが選考委員としてそこにおって、そして今言ったように常識だと言われている、例えば日本国内のいろいろな施設でもそういうことが施工されていると、私は聞いておりますが、そういう基本的なことを欠落していたということに対する責任を感じてますかと、どう感じてますかということを、私はあなたに聞いているんですよ。詳しいことはいいんです。

○濵田企業庁長　当時の認識としては、技術的な部分については、それぞれ専門家の意見を通してあるという前提で、私もその中へ入りました。そういうことで、今の記憶ですが、私がしたのは手続の透明化であるとか、そういったことは自分で主張した記憶があります。ただ、委員としてこういう結果になっておりますので、その分についての御指摘は受けなければならないと思います。

○岩名委員　はい。今日の読売新聞にきちっと書かれておりますけども、いわゆる全国のごみ処理自治体の組織する社団法人全国都市清掃会議で、1999年にRDFの貯蔵施設について、温度センサーや消火設備を設置することが望ましいとする要領をまとめ、それを県も入手していたと書かれております。そして、三重県は2000年の10月に富士電機にすべての施設を一括委託をし、契約をしているわけですから、もう1年前にあなたたちはこのことを知っているはずなんですね。知っているにも関わらず、このことにまったく触れずに見過ごしてきたという責任は、私は実に大きいというふうに思うわけであります。

そして次に、一遍聞きたいんだけど、貯蔵槽を含む発電所の履行期間、履行期限というのかな、は当初は14年11月30日。これは恐らく12月1日からダイオキシン規制が始まると、こういう想定で、11月30日までにいわゆる施設の引渡しを求める契約がされていたと、こういうふうに考えられるわけですが。どうしてここで受け取ることができなかったか、これを説明してください。

○濵田企業庁長　全部にわたって、まだ施設を稼働させる部分のOKの部分と、それ以外の部分もありまして、そういう意味でトータルで完成はしてなかったということで、一部事業がまだ残ったということで受け取っていません。

○岩名委員　しかし、そう言いながら、これを今年の3月31日まで再引き延ばしをし、さらに受け取らず、来年の3月31日まで先延ばしをしたと。こういうことはどういうことですか。

○濵田企業庁長　来年の3月の部分は、灰水洗の設備を太平洋セメントの方へつくっておるということで、灰処理の建設が少し時間かかりますというようなことで、その部分を含めて期間を延長いたしました。このことについては、既に議会の方へも報告済みでございます。

○岩名委員　ばかなこと言ったらいかんですよ。そんなあなたの話は常識的なものではないです、それは。県と大企業が契約を結ぶにあたって、これほどいわゆる履行期限を延長するということは、これは異常ですし、恐らく私の類推するところ、これは設備の異常に気が付いたからではないかと。だから引き取りを私は延ばしたんだろうというふうには思いますが。それならそれでいいですが。

それでは、あなた軽く「こんなもの受け取れないから、受け取れないから」と言っているけども、何のために履行期限があるのかと。これやっぱり契約上のきちっとした、契約見せてもらいましたが、きちっと書いてあるわけですよね。そうすると、これに対する私は約束の不履行ですね。期間内に工事が完成しないんだから、これに対する不履行に対してペナルティをかけるべきではないかと思うんですね、我々県民サイドから考えると。契約書の第44条には「履行期間内に工事が完成しない場合は、このことに起因して生じた損害金の支払いを乙に請求できる」。乙すなわち富士電機です。請求できると、こうなっているんですね。これに対してあなたたちはどういう処置をしましたか。お答えください。

○濵田企業庁長　結論は出ませんでしたが、そういう問題について、双方が何度となく話し合いはしました。ただ、まだ結論を得るに至っていません。

○岩名委員　そうしますと、今は結論出てないけど、当然これは企業庁の責任で、然るべき賠償なりいろいろなもの、ペナルティは課してもらえると考えてていいんですね。

○濵田企業庁長　そうしておいた展開から、今回の事故が起こりまして、今原因究明であるとかそういった部分で、さまざまな検討がなされてますので、そういった部分をも踏まえてやはりきちっと整理せんなんだろうと、このように今は認識しています。

○岩名委員　あなたたちはいろいろなことを言っているけど、表ばっかり繕っているけども、要は当初14年の11月30日に履行期限があるはずを、今年の3月31日まで延ばして、また延ばしているわけですが、11月30日直後の12月23日に、もう既にRDFの貯蔵槽で発熱事故が起こっているし、1月5日には発電所の蒸気タービンが損傷事故を起こしている。1月19日には発電所の制御バルブが故障している。3月9日にはボイラーの排水管の不具合が出ていると。この5回にわたって発電を停止してきたわけでしょ。こういうことをもっとオープンにして、私はきちっと議論の訴状にのせてもらわないといかんと思っているんだけども。こういうこと等々、三重県に及ぼした損害は非常に大きなものがあると。だから、そういう問題が1つと。

それから、今回のあの惨事を招かないために、この5回にわたり発電を停止していた時点で、常識的に考えればこの時点ですべての施設を停止をして、総点検を実施すべきではなかったかと私は思うんですが、あなたの見解はどうですか。

○濵田企業庁長　一定期間その後発電部分についての点検は、全部富士電機にも言いやっていただきましたが、私自身も富士電機の社長さんにもこういう部分があると。我々プロポーザルの話の中で、あなたとこの技術提案をいろいろ受けてやったということから、全社挙げての取り組みでないと、今岩名委員おっしゃったような話になるということで要請もし、そういう話の中で、そのように全社挙げて取り組むというような話を文章でも回答をいただきました。

そういうことで、一つ一つの当時の発電の事故としては、非常に我々から見ても、もう少し注意して運用すれば起こり得なかったんではないかという事故もたくさんございまして、そういう意味では単に現場にいるだけではなくてというような話でものも申しましたが、結果としてそういう事故が連続してしまったということで、そのことについては今はもう少し強い対応をするべきだったと思います。

○岩名委員　わかりました。私が言っているのは、あなたの話人ごとのように僕聞こえるんだけども、とにかくこの5回の発電に関するいろいろな事故があったと。この時点で全部を止める判断をするのは、富士電機の社長じゃないんですよね。監督責任のある企業庁がこれはするべきではないかと、私は思います。こういうことの話を聞いていますと、どうも企業庁と富士電機との癒着とまでは言わないけど、なれ合いというか、非常に安易な雰囲気が我々に伝わってきて、非常に不愉快なんですが。こういう、私はここできっと企業庁が適正な判断と措置を取らなかったということが、この惨事を引き起こしたと、こう言っても過言でないということを申し上げておきたい。

それから、今年6月に点検の際に、水分が多く発酵が進んで、不良品の燃料が約100トンが内壁に付着しているのを発見したと、こういうことを聞いております。しかしながら、不良品の除去は作業に危険が伴うということでせずに、県内各市町村からの燃料搬出を続けていった。このことも、ここまで100トンが内壁に付着しているという問題点を発見しておきながら、さらにそこにいわゆるRDFをまた入れていったと。こういうことについても、あなた責任を感じませんか。

○濵田企業庁長　100トンの付着をしておったという部分と、それから、その後搬入したという部分の、申しわけないんですが、どのような事実関係であったかということを、ちょっと今私整理できていませんので、申しわけないんですがお答えできません。

○田中委員長　これは環境部で整理していただいてますか。そういう時系列の現象。

○岩名委員　これね、いろいろそうやってあなた何でも環境部へ振るようだけど、すべて一括してあなたの方に、RDFの貯蔵槽もすべて一括して、まあ言ったら委託をしているんじゃないですか、この環境部は。どうなんです。

○濵田企業庁長　私、そういう趣旨で申し上げたのではなくて、私自身が今岩名委員がおっしゃったことについて、きちんとどれだけのものがどの時点であって、それにどれだけ入れたという具体的な数字の認識がないものですから、今の時点でその認識がないということでお答えができませんのでということの話でございます。

○岩名委員　それは環境部に聞いてもわからないんじゃないですか、僕はわからんけども。富士電機にというか、あの辺全部委託をしているわけでしょ。富士電機にはっきり言えば、聞かないとわからないという答えが正しいのじゃないですか。

○濵田企業庁長　きちっと答えようと思えば、そういうことも報告を受けてきちっと確認しないと、私自身は答えられません。

○田中委員長　でも、そんな資料くらいあるやろ。ここの時点になってくると。付着したのはいつでさ。そりゃちょっと庁長あれやで。小林さん、事務的にわからん、今岩名先生の御指摘の内容。いつやったかとか。

○岩名委員　委員長、僕が言っているのは違うんですよ。その100トンが縁にへばり付いて問題だという意識を持たれたということを、新聞等で聞いているし、何遍もこれ聞いているからそうだと思うんですよ。それをそのまま放置して、本来言えばそれを取り除かなきゃいけないんですね。しかし、取り除くには危険だということで、結局またどんどんどんどん新しいRDFを上から放り込んでいったということは間違いじゃないのということを、私は言っているんですよ。だから、量がどうだったかとか、そういうことを言っているのではありません。まあ、いいわ、次行きます。

市町村は今までトン当たり3，790円で多度に持ち込んでいたと思うんですよね。ところが、聞くところによると、現在その数倍もするようなお金で処理をしなきゃならんと。これは今、こういう火急のときですからやむを得ないと思いますけれども、これをいつまで続けるのか知らないけれども、大変な金額に私はなっていくというふうに思うし、こういう今日までの県と富士電機の関係を見ていると、県に移管されていない企業の施設で発生した事故なんですよ、これ。そういう中で、これからのそういう諸費用、これは常識的に普通にすっと考えると、当然企業、すなわち富士電機が支払われるべき私は責任があるように思うんですが、あなたはどう考えている。

○濵田企業庁長　その辺のことにつきましては、少しこれから法律の専門家にもきちっと相談しながら、きちっとした見解をまとめたうえで進めたいと思いますので、この場の御答弁は少し避けたいと思うんですが。

○岩名委員　あなたたちは、何か今の庁長の話を聞いていると、どうも人ごとのようにしか思えないんだな。これは税金を使って尻拭きをしなければならんとか、いろいろな予想される事態があるわけですが、我々は理に合わない支出に対しては、議会としては同意するわけにはいきませんからね。これはきっちりと筋道を立てて説明責任を果たしていただくように要望して、私の質問を終わります。

○永田委員　ちょっと1つだけ、確認させて。関連だからお願いします。今のプロポーザル、これいただいておりますね。そのときのこの問題については、防火設備、防災設備の問題あるんですね。これ読みづらくてわからないですが、確かEだと思うんですね。ここには防災対策、防湿ですか、これ、防火対策ってあるんですね。それがちょっと私も非常にいろいろ今までの情報と、それが実際に設備がなかったというような記事もありますし、そして、当初案では防災設備は考慮していたが、実施設計では防災設備はもう省かれていたと、こんな記事もあるんですね。ここら一遍きちっと見解だけ聞かせてほしいですね。これポイントになってます。

○濵田企業庁長　何度も申しわけありませんが、その部分が23、24に契約の考え方の中に少し触れさせてもらってございますので、こういう事実になっていますということを御報告させていただけませんか。

○永田委員　時間もないから、実際そうだったのか、なかったのか、最初それだけ言ってください。

○濵田企業庁長　23ページの第8条を見ていただきたいのですが、乙というのは富士電機でございます。「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする」という条項があります。それから、その上の第2章のちょっと上の所を見ますと、「この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位云々」とありまして、「乙が提出した技術提案書」というのがありまして、これ括弧で確認仕様書及びその添付図面という話あります。技術提案書の中には確認仕様書というのが含まれております。

それで、24ページの一番下の枠の中に確認仕様書という枠がございます。この中で、これが契約の一体のものですが、防災設備という欄がございます。そして一式という形に書かれております。ですから、自らの裁量及び責任という格好の契約のスタイルになってまして、そして防災設備一式を行うと。そしてリスク分担の話が23ページの下にございまして、もしそれが設計リスクであれば受注者の設計ミス、乙が負担すると、こういう契約の科罰というのがありますということだけ報告させていただきます。

○永田委員　ということは、実施段階において、その防災設備が施されなかったということになるわけですか。

○濵田企業庁長　この我々のこれを見る限りにおいては、どういう防災設備をするかどうかという部分を含めて、この契約上は第8条でいわゆる富士電機の自らの裁量及び責任においてやるというふうにしか読めないなということは思っています。ここらはそれぞれのところでまた今後議論が起こってくるとは思いますが。

（「人のせいばっかりしとんのやな」の声あり）

○濵田企業庁長　そういう意味じゃなくて、こういう契約がありますということの事実だけは御報告させていただきます。それから、先ほど非常に私に対するいろいろな御意見ありますが、御批判は受けます。ただ、人ごと云々の話で、私一日足りとも過ごせた心情ではございませんので、そのことだけはお汲み取りいただきたいと思います。

○永田委員　事実なんですからね、これ大爆発という。これ起こしてしまったことは事実なんですから。ということは、もう補修するべきやと思うんですわ。そこらをまるっきり任せてしまってここに至ったのかということになっちゃうわけですな。そこら辺の見解だけ聞かせて。

○濵田企業庁長　契約はこういう形で、結果としてその技術を介意したけれども、こういう問題が起こったということからすれば、契約のあり方自体からやはり今後も検討する必要はあると思います。それは、こういうところの反省に立って、根っこからやっぱり我々も検討し直さなならんという意識はございます。

○永田委員　今日のところはこれで。

○山本委員　いろいろ特にプロポーザルに関する資料等もずっと見させていただいて、なかなかわかりにくいなと思いながら、いろいろ疑問点も浮かんできましたので。1点は、いわゆる富士電機、いわゆるE提案になったのかというところをお聞きしたいと思っています。もう1つは、タンクがなぜ、4つのこの主要なやつの中から1つになったかという、この辺のところを2点お聞きしたいなと思いながら、ちょっと細部のところについてお伺いしていきたいと思いますけども。

まず、ここの審査会の報告書の中の13ページを見てもらいますと、その審査事項の中でE提案というのが出てきますけども、これはいわゆる今聞きましたような富士電機ということでございますけど、そこに外国でのフラフ状RDF高効率焼却発電の実績を持つボイラーということで、これをずっと見ていきますと、例えば49ページ見ていると、それのいろいろ細かいことがずっと書いてあるわけですけども、これなんて全然私どもなかなかわからんわけでございますけど、この辺のところが大きく今回の富士電機に傾いた大きな要素やないかなと、こういうことを思うわけでございますけど。この辺のところを一つ、どういう燃焼性の比較のあれなんかと、ちょっと説明してもらって。それと、できたらこれ何ですかな、ひょっとしたらいわゆる7人の学者の中に、こういう得意な人がおらへんだんかなという気がするわけですけど、その点のところを1点お伺いしますわ。

それからもう1点は、一次審査で一応3社に残ったわけですけども、その中で発電効率という話がございますな。これが一応いろいろ出てきた提案の中には、このE社だけが28％ということですね。それからH社あたりが26.7％枠を出ているんですけど、だいたい大きな差はないんですけど、一応発電効率28という、この辺がまた何かそういう企業庁あたりの採算性を重視した立場の中で、こんなことでいったんかなという気がするわけですけど。それでは実際これが今運転をされとって、この発電効率の数字というのが、今現在8カ月くらい運転して、どのくらいの数字になっているのか。この辺のところを1つお伺いしたいと思います。

それから3つ目は灰処理の問題ですけどね、灰処理の問題はこれ今聞きますと、平成12年2月くらいから灰処理については太平洋セメントというような話が書いてございます。それが37ページにも太平洋セメントと、それから富士電機が共同事業体を形成してこうやってやっていくという話が出ているんですけど、私どもの認識では、企業庁さんが一生懸命努力をして、太平洋セメントといろいろ話をしながら、その灰処理についていろいろやっとってくれるなと思とったら、既に富士電機とそういう具合にいろいろ話がされとって、そういう形で具体的に始まったのかなというのが、この提供した資料では見受けをするわけですけども。

それと合わせていろいろなRDFの貯蔵施設の防火対策の問題でも、例えば富士電気は全然そういう防火対策をやってなかったけど、C社ではCO_2と温度計を取り付けてあったり、H提案では火災報知器とか散水設備等が取り付けてあるということ

ですけども、このあたりを見ていてもより比較してみると、本当に富士電機で、何で富士電機なのかなと、こういうところがちょっと私疑問浮かぶわけですわ。

それで、最終的に例えば7名の選考委員がいろいろ選考したわけですね。プロポーザルでああも出てきたやつを最終的に3社から1社に絞ったと思うんですけども、この中でまた見ていくと、1人が3票持ちで1提案については2票まではいいという、こういうあれで多分選考会をやったと思うんですけども、そのE社とC社とH社の票を、例えばE社が何票になったのか、C社が何票になったのか、H社が何票になったのか、この辺のところをちょっと教えていただきながら、どうもやっぱり最初から富士電機さんありきかなと、こういう気がしますもので、ちょっとその辺のところをお伺いします。

それから、2点目は富士電機の今回の提案の中で、いわゆるE提案の中にはいろいろこう見てますと、ページ数でいきますと2ページですか、2ページのE提案の所ではRDF貯蔵設備の形式では、サイロ方式は鋼板型4基でサイロ下部からコンベアで搬出するということですけど、この提案が今回プロポーザル出されて、それが今現在大型のもの1基しかないということなんやけど、この辺が恐らく原因につながった、大きな原因だと思うんですけども。これの4基が1基にずっと変わってきた経過についてちょっと1回お伺いします。以上すいません。

○田中委員長　2点。予定時刻が迫っておりますので、簡潔に的確にお願いしたいと思います。

○濵田企業庁長　一番最後のお尋ねのところは、19ページ、プロポーザル後の機器仕様の変更というところでタービンの問題と、それから20ページに貯蔵槽の形式、基数変更というところを報告をさせていただきました。ここに記載させていただいております。そして、変更理由は下にありますように、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、掻き出し装置が設置されている方式へ変更したいと。で、4基から1基への変更が提案されました。それについて、容量も同じなので問題がないと判断して採用したというような記録があります。それをそのまま載せさせていただきました。

それから、発電効率の話については、補助金の対象が28％以上という規定があったと思います。それで、そういうところが28％という数字が出てきておったと記憶しています。それから、富士電機ありきでなかったかということについては、私はそういう認識はありません。私自身そういう働きかけを受けたことはございません。それから、RDFの部分は永田教授がRDFの大家というふうに我々は認識しておりました。それから、太平洋セメントの件については、おっしゃるように企業庁でプロポーザルの話のときに、太平洋セメントを使った灰処理の方法を考えますというような話を、もちろん当然全社にですけど、こういう処理の方法もありますよということを話しております。それで、実際上我々一生懸命やったという部分は、やはり単価を下げるとかそういう部分もあって、懸命に地元の理解も得るというようなことでやらせていただけた話でございます。

○永田委員　それから、審査したときのE、H、Cが何票ずつ入ったかだけ教えてください。

○小林企業庁総括マネージャー　まず、C提案でございますが3票でございます。すいません、ちょっと待ってください。間違いました。C提案が2票でございます。それからE提案が3票でございます。それからH提案が2票でございます。これが第二次審査の部分でございます。

○田中委員長　小林総括マネージャー、例えば今お手持ちで資料持ってはるんですよね。出してくれればよろしいやんか。なぜ、そこで尋ねやんと出さんという姿勢なの。それは最初の委員会でも申し上げたと思うの、委員会の進め方も。じゃあ尋ねなかったら出さないの。積極的に情報を共有しあって、そして早く原因究明して改善策を考えていくのが本委員会の責任だと思っていますから、少し考え方を改めていただかないことにはこの委員会もたんと思います。お願いをしておきたいと思います。

○山本委員　まず、4つのタンクが1つに変わったということですけど、今簡単に御説明されましたけど、それでよかったと思いました。よかったというか、そんな簡単な形で変わっていっていいのかなと、そうやって思いましたやろか。その辺のところ企業庁のちょっと御所見をお伺いしたいと思います。それと、このE、H、Cの決定について、企業庁はどうですか、妥当やと思いましたか、まあという、その辺の所見をお伺いします。以上です。

○濵田企業庁長　妥当であったかどうかというのは、委員会でそれぞれの方、さっき言ったように票も割れたのは事実でございますが、初めからこういう格好でやりましょうという話は決めたと。その方式に従ってこれが決定されましたので、それは初めにそういう方式を明確にしておいて、公明にやろうという趣旨での結果だと思います。

それから、タンクの話については、やはりこういう事故の状態になりますと、2,000トンが入っておったことの処理の難しさというのは実感します。そういう意味では今後検討せんならん部分ではないかなという気がします。それは技術的な専門家の再度、意見も聞いたうえでやるべき話だと思います。私自身今どの形がいいかというところまでは、これはその知識持ち合わせていませんので、専門委員会の方々の意見も十分参考にしたいと思います。

○山本委員　そのタンクについては、例えば採算性とかいろいろそういうことの考えで、そういうふうに変えたというような気持ちがあったんですか、なかったんですか。

○濵田企業庁長　富士電機自体からこれの方が効率的だという提案で、あまりそういう同じ2,000トンのベースですので、記録で見る限りはあまり大きな問題として捉えた議論はなかったように思います。関係者にも少し聞いてみましたが、ここに記述したような内容だったと、私理解しています。

○田中委員長　予定した時刻がまいりました。委員会続けてよろしいでしょうか。

（「関連だけ」の声あり）

○田中委員長　そうしましたら、次回の委員会に本日御議論いただいております契約について、特にプロポーザルの手法に至る経緯、プロポーザルの際の判断等を中心に、そして市町村等7団体との契約等の第4条に注意義務というのがありました。ここらあたりの部分についての議論を中心に、次回の委員会でさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中委員長　今、緊急たちまちの御質問ございますでしょうか。

○貝増委員　委員長からもだいぶ指示あったけども、執行部。我々議会も平成12年、あのときの委員会、委員長、副委員長も含め議会としても反省もしなければならない。その前提で質問もさせていただきますけども、企業庁長もやっぱり当事者として議会にすがるんじゃなくて、やっぱりこの問題についての何をしているというより、この原点に戻ってほしいなと思うんですよ、我々も反省して前へ進む代わり。

そういったときに、岩名委員の質問にもありましたけど、ある新聞に載ってから全部過去の資料倉庫から捜しました。自分の所管している委員会のときの取扱注意書も出てきました、平成12年6月9日委員会で配ってくれた資料。これには全部各社の寸評が書いて名前も出てます。でも今日こうして改めて事件のあった後、なぜ今岩名委員が指摘されたように、個々の名称を隠してしまわなければならないのかと。別にこんなの流れてたって審査の後ですから。今から審査するといったら隠さなければならないけども、終わった後ですから、すべての資料というのは委員長も指摘されたように、私はこの場で必要だと思うんです。これは次回からの資料では、全部やっぱり名称入り。そして、先ほどの採決でもC、E、H社、2票、3票、2票、名前まで言っていただく。

だから、警察が動いているから、どこどこが知事部局が動いているからというんじゃなくて、ここは調査の議会ですから。

○田中委員長　貝増委員、簡潔に質問事項は何でございましょうか。

○貝増委員　資料出してくれということと、一番大きな問題で、今回の現場でのこれだけの契約仕様書を結びながら。1つだけ確認したいのは、第1章第6条そこに甲の責任が書いてありますよね。甲というのは発注者ですよ、企業庁。現場の事故が起こった原因は3月以降。

○田中委員長　貝増委員、急を要しますか。

○貝増委員　急用です。

○田中委員長　急を要しますか。

○貝増委員　はい。

○田中委員長　はい、発言を続けてください。

○貝増委員　はい。市町村からRDFの搬入は、確保確認を全部企業庁がするということになっているんですが、これについて今まで一回も企業庁は答弁してないんですよね。だから、この辺はどうなっているかと。これ次回での答えでもいいですよ。もう今現場閉まってますから。委員長、今までの資料というのは、ある程度オブラートで包まれた資料ばかりですよ。次回19日というのは日も空きすぎる。で、そのときに提案をしたいのは、諮っていただきたいのは、これこっち関係ないけども。すべてのスタートに原点に戻って、例えば前の知事の証言取るとか、もらうとか。

○芝委員　議事進行で質問と委員協議と分けてやってもらってくれよ。

○田中委員長　貝増委員、よろしくお願いします。

○貝増委員　わかりました。では、次回について私がお願いしたいのは、各種の協定書を結んだ企業庁と地元対策、それについて徹底的に入りたいと思います。いかがですか、委員長。

○田中委員長　正副委員長で協議のうえ、審議内容を決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○芝委員　追加資料はもう出た。

○田中委員長　後でまたきちっと。出ました、さっきの資料は。あった、なかった。小林さん。

○小林企業庁総括マネージャー　ございました。

○田中委員長　ありました。配るだけ配っていただける。それでは、これにて本日の委員会を閉会いたします。質疑につきましては、次回委員会も継続して行いますので、よろしくお願いいたします。当局には大変ご苦労さまでございました。

3　委員協議

（1）次回の開催について

（2）その他

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月5日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長　田中　覚

ページのトップへ戻る

ページID：000019200

問い合わせ先：県議会事務局
電話：059-224-2877／ファクス：059-229-1931／E-mail：gikaik@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
（開 会 中）

開催年月日　平成１５年９月１９日（金）　自　午前１０時０２分　～　至　午後４時００分

会　議　室　第６０１特別委員会室

出席委員　１６名

委員長　田中 覚 君
副委員長　藤田 正美 君
委員　日沖 正信 君
委員　松田 直久 君
委員　水谷 隆 君
委員　岡部 栄樹 君
委員　芝 博一 君
委員　三谷 哲央 君
委員　貝増 吉郎 君
委員　木田 久主一 君
委員　山本 勝 君
委員　西塚 宗郎 君
委員　萩野 虔一 君
委員　西場 信行 君
委員　岩名 秀樹 君
委員　永田 正巳 君

欠席委員　０名

出席説明員

［企業庁］　企業庁長　濵田 智生 君
総括マネージャー　小林 和夫 君
〃　藤田 輝也 君　その他関係職員
［環境部］　環境部長　長谷川 寛 君
総括マネージャー　小川 治彦 君
〃　松林 万行 君　その他関係職員
［地域振興部］　総括マネージャー　東地 隆司 君　その他関係職員

傍聴議員　６ 名

県政記者クラブ加入記者　１２ 名

傍聴者　２ 名

議題又は協議事項

１　ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について

２　事故原因（全般）について

３　委員協議

（１） 次回の開催について

（２） その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

１　ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について

（１）資料に基づき当局説明

〔長谷川環境部長〕

２　事故原因（全般）について

（１）質疑・応答

○日沖委員　前回の委員会から継続するようなお問いかけになるわけなんですけども、前回の委員会のときに岩名先生の方から、このプロポーザルのですね、各企業の提案の中でいただいとる資料にもそうなっとるわけですけれども、富士電機を除く他の参加してきた企業さんはすべて、どこもすべてが何らかの防災対策なり、リスクマネジメントについての考え方なり、これ含まれとるわけですね。貯蔵槽について。しかしながら、富士電機さんだけがそういう対策というものがまったくない貯蔵槽が提案されてきておるわけですね。そこのところを岩名先生が前回の特別委員会のときに突いて聞かれたわけですし、また、新聞なんかにもそこのところがなぜだということで、なぜそれなのにここに決まったのかということがですね、問いかけられとるわけなんですが、前回の答弁ははっきりとはその理由を示していただけなかったように思うんですが。

前回の答弁ではとにかく企業庁としては、その発火するとか、発熱するとか、そしてまあこういう事故に、大事故に至るような危険性があるとかいう認識はまったくなかった、危機意識はまったくなかったんだということで、聞かせていただきましたし、また、プロポーザルということで富士電機さんにも全部任せてあったんで、なぜそういう構造になったのかってよく分からないというような答弁もいただいておったわけですけれども、しかしながら、さらに、今回のこの中間報告の資料の中に添付もいただいてあるわけなんですけれども、さらに加えてですね、この今回のプロポーザルで提案してきてもらった富士電機以外のところは全部何らかの防災対策が、考えが含まれておったということと合わせて、今回この中間報告の中にもありますけれども、よその県の、三重県と同じメーカーのサイロがよその県に２つあって、そちらの方には同じメーカーやのに、スプリンクラーが設置してあるとことかですね、窒素ガスの充填設備が設置してあるとことか、あると。

これだけですね、やはり富士電機以外のメーカー、富士電機以外の参加してきた企業さんは何らかの防災設備を考えておられましたし、そして、三重県の企業庁の施設と同じ貯蔵槽を造ったメーカー自体もですね、よその県では同じようなものを造るにあたってスプリンクラーなり、窒素ガス充填設備を設置しておるというこの現状の中でね、なんで三重県だけそれがなんらそういう危機意識というものが、貯蔵タンクに、貯蔵槽に反映されとらんのかというのは、まったくこんだけいろいろ資料をいただいて、こういう状況をみせていただくなかでですね、より分からないんですね。

この三重県の貯蔵槽を造られたメーカーさんは、よそでは防災対策なんらか貯蔵槽に対して取っておみえなわけなんで、なんで三重県で造るときだけはですね、それは富士電機さんなり、企業庁なりがですね、いらないんだということで省いて造ってくれということでもあれば、そういうこともあるのか分かりませんけれども、自然に考えればですね、やはり、造るメーカー側なり、プロポーザルに参加しておる企業側なりは貯蔵槽に対して、何らかの防災設備をしとって当たり前なんだという意識で、これ、あって当然のような環境に思うわけですね。そこのところを何で三重県だけがまったくそういうものを施されずに、これできてしまったのかというところを、とにかく企業庁さんが任

せてあるんだということであれば、任せてあったので分からないんだということであれば、そしたら富士電機さんの方で何らかの、なぜ三重県のこの貯蔵槽だけがですね、こういうその無防備な形で出来上がってきたのかということを説明もいただきたいですし、ここのところを是非我々にある程度理解ができるように、一遍お答えをいただきたいなというふうに思います。

いただく資料を積み重ねれば積み重ねるほど、なぜ三重県だけまったくこういう危機意識というものが反映されない、こんなタンクになってしまったのかというところの疑問がどんどん、どんどん膨れてきますので、その辺もう一度、前回の委員会から引継ぎの話になりますけれども、是非よろしくお願いいたしたいと思いますが。

○濵田企業庁長　きょうお配りした説明資料の２６ページ、２７ページをお願いしたいと思います。企業庁のこの説明資料の２６ページ、２７ページをお願いします。よろしいですか。

プロポーザルについての結果的な、今後検討せんなん反省点にもなろうと思うんですが、プロポーザルを経て契約がどうなっておったかという部分でいきますと、まず第１章の通則のところの４項のところに、下から３行ぐらいに、富士電機Ｚですけど、「Ｚが提出した技術提案書に特別の定めがある場合を除き」、ごめんなさい、技術提案書によってこの第２章の第２条にいう、「技術提案書に従い」この設計施工するんだと、こういう話がありまして、その下の８条でですね、「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県ＲＤＦ焼却・発電施設の設計を行うものとする。」とあります。

そして、その下の、リスク分担のところに、その設計リスクによる、「受注者の設計ミスであれば、Ｚがそのリスクを負担する。」と、こういうようなこう考え方になってます。

それから、その２７ページのこれ、さらにいきますと、施設の管理運営に関する契約の基本条項、一番上の５５条の４項に「富士電機は管理運営期間中、Ｚの費用負担において、技術提案書に従って、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行なうとともに、安定的な電力の供給に努めなければならない。」という規定がありまして、同じく、リスク分担については設計リスクというものを設けております。

それから、次の２８ページへいきますと、同じくこの設計の一連の話の中で確認仕様書というのがございまして、ここにもですね、「本書は、三重県ＲＤＦ焼却・発電施設整備事業の締結にあたり、受注者の技術提案に基づく確認仕様書とする。」と、こういう形で富士電機が提案する確認仕様書という契約になっております。

それから、その一番下に、労働安全衛生というところにも８項にありまして、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとする。」というような規定もございます。

それから、機器整備、２９ページの方へいきますと、機器整備の項で、この枠の一番下のところに、ア、イ、ウ、エ、オ、カがありまして、防災設備一式とこうなっております。こういうこう形が、契約の形になっておりまして、委員おっしゃるようにですね、富士電機の技術提案にまるっきり委ねるという格好の契約であることは間違いありません。そしてそのリスク分担もそのように決められておるということでございます。契約上はこうなっておりまして、そこから出発しての対応でございます。

こういう結果を招いたときに、このプロポーザルをやり方がどうであったのかというのはですね、今後安全という部分からは十分検討しなければいけない項目だという反省はございます。

それから、そのあとは温度計を設置したり、あるいは、仕様について、これはもう自分で手で持って測定をするとか、そういう対策は講じるようになりましたが、設計の段階の話は契約はこうなってまして、結果としてはスプリンクラーであるとか、そういうふうな防災の設備はなされていなかったと。

それについての富士電機の考え方については、ＲＤＦというものは、そういうところまでのものという認識がやっぱりなかったというような主張でございます。

○日沖委員　そういうお話は、前の委員会のときにもおおむねいただいたように思いますし、富士電機さんにもそういうＲＤＦというものが、そういう危険性のあるものだという認識がなかった、そして、企業庁としては契約の中でですね、おおむねほとんどが富士電機さんに委ねてあるんだということで、そういう話も前にもいただいたわけなんですが、それはそれとしてですね、今回の事故に至る経緯の中で、何があったんだということを我々は知りたいわけですから、もう一度繰り返しになるわけですけれども、このいただいた資料をそれぞれ検証を我々なりにさせていただくと、やはりその危険性がまったくないＲＤＦだというふうに、いくらここでそういう認識が当時あったといってもですね、しかしながら、よその提案してきておる企業さんはもうすべてがですね、何らかの防災対策をその貯蔵槽であっても、とらなあかんのやという提案をしてきておるわけですし、そして、これもまた繰り返しになりますけれども、そちらからいただいた資料の中にも載っておるように、同じ多度のＲＤＦ設備の貯蔵槽を造った、造られた同じメーカーさんがよそで造られた、よその県で造られた貯蔵槽についてはスプリンクラーなり、ガスの充填設備なりということを捉えてるわけですから、やはりいくら危険性に対する認識がなかったとここでいわれても、やはりこちらの方がこのＲＤＦを扱うその常識からいって、非常識やというふうにしか考えられないんですよね。他でもそういう三重県のように貯蔵槽には、なんら防災対策というものが施されていなかった施設がいくつかでもあればですね、それはまだまだこれから発展途上の施設やからということで、理解もできんでもないんですけども、しかしながら、これまでいただいた資料を総合するとですね、この三重県の多度の施設だけ、そうなわけですから、やはりこれ以上企業庁さんが任せてあるんで、答えれないということであれば、富士電機さんからですね、どういう形、ここの三重県だけ、三重県の施設だけこういう形にしてしまったんかということをきちっと聞かせてほしいですし、おそらくその、他の企業さんが防災設備も入れた提案をしてきてみえるわけですから、いろいろ情報交換なり、当時のそれぞれその提案してくる企業同士の意見交換もあるでしょうし、この貯蔵槽というものを造るについて、どうだったんか、当時が。当時の常識がというところがですね、やはり我々ちょっとやっぱり聞かせていただきたい部分でございますから、企業庁では答えられないというんであれば、企業庁長さんも疑問を持ちませんか、これ。なんで、お宅こういうまあ、あとの祭になってしまってますけれども、なぜ他のところはこういうふうになって、防災設備ついとるのに、なんでうちの貯蔵槽だけこんなんなんですかっていう疑問を持ちませんか。その辺もあわせてですね、必要であれば、やはり富士電機さんからのコメントもいただいて我々にも知らせてもほしいですし、今一度お答えいただきますよう、お願いします。

○濵田企業庁長　私もこの契約条文全体にわたって、このような形になってますので、当時のものにもいろいろ聞いてみました。なぜこういう提案の形になっておるのかと。委員おっしゃるような疑問の点もありますので、聞きましたが、やはり、プロポーザルというところで、その当時としては全面的に技術提案を受け止めると、こういう話であったということしか、実は私の耳には入ってきておりません。

富士電機のほうにもそういう話はいたしましたが、ＲＤＦの今、現在ですね、持っておるような話の認識ではなくて、平成７、８年ごろに行なわれた調査ではですね、そういう話はあまり想定できなかったというような主張でございまして、この点については今後、先ほどいいました技術提案のその内容と、それからリスク分担の話を含めて、相当の議論をしていかなければならないというふうに受け止めております。

今、私のお話できる内容は、それしか持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

○日沖委員　このままいきますと、いつまでも平行線になるわけなんで、まだまだ後に、この点の疑問は残しながら進めてかしていただくことになってくんでしょうけども、とにかく、今一度繰り返しになりますが、当時、富士電機さんとしてはそういうその意識を持ってなかったしというような話を聞いたということで、企業庁長のほうから聞かせていただきましたけれども、しかしながら、何度も言いますけれども、他の提案してきている企業さんはそういうことを想定してか、どうしてか分かりませんけれども、何らかの防災対策を施した貯蔵槽を提案してきているわけですし、三重県の貯蔵槽を造ったメーカーさんも、他の県では防災対策なんらかを施したものを造っとるわけですから、やはり世の中のＲＤＦの関連の施設に携わってる企業なり、メーカーさんなりというのは、何らかのこういうものを造る時には、そういうものをつけるんだというのは常識だったんじゃないのというふうに我々は思うわけです。資料を見せていただくと。なぜ、だったら富士電機さんだけがなぜその、富士電機さんの下で貯蔵槽を造っているメーカーさんでさえ、よそでは防災対策やっているわけ、防災対策したものを造っとるわけですから。何で、富士電機さんが受けたこの三重県のやつだけですね、他の企業なり、メーカーの考えとは違う、まったく違う意識の危機感はまったく感じないものに、造ってしまったんかというところは、やはり企業さんに任せてあるといってもですね、疑問を持って、今からでもいったいどうやったんやということをやっぱり聞いてですね、報告を今、今報告いただいただけの報告では、ちょっと我々まったく疑問が解けていかないんで、企業庁さんから聞いていただいても、われわれにもうちょっときちっと報告をいただきたいなというふうに思いますので、きょうのところこれ以上お聞きできないのであれば、お願いをさせていただいて質問を終了したいのですが。

○濵田企業庁長　私自身もそういう思いもありますので、何度か話し合いはしてます。ただ、契約上はこうなっておったという事実の上にたって、今後の展開もありますので、私もそこの部分はできるだけの情報を集めてやりたいという思いはあります。

ただ、現在のところ、そういう話の段階で止まっております。さらにそう努力します。

○日沖委員　はい、お願いします。

○水谷委員　今、日沖委員に関連する質問を１件と、私の方から２、３件ちょっと質問をさせていただきます。

ただ今貯蔵槽の防災設備の件でいろいろありましたけれども、この前の答えがありましたこの貯蔵槽のタンクの４基を造る当初予定であったと。これは１基にしたと。こういう理由がありまして、この前の資料の２０ページに変更理由という形で、定期点検等に必要となる貯蔵容量に変更がなかったので、問題はないということで、４基から１基にして採用したと、このように述べられておりますけれども。それでその設備投資変更額が、貯蔵槽の変更でゼロと。プラスマイナスゼロという形になってますよね。これにつきましては、通常我々素人が考えても、当然４基造るものを１基にすればですね、値段的には安くなるというふうに私は考えるわけですよ。なぜこれを１基にしたかというのはもう一度、ただしたい。

それと、やっぱりこれ安全性を見た場合、いくら貯蔵槽といえど、４基とはいわなくても２基ないし３基あったほうが、当然のことながらバッファタンクとしての役目を果たし、安全性が高まるというふうに私は考えるんですけれども、この辺をひとつお聞きしたいと。まずひとつよろしくお願いしたいと思います。

○濵田企業庁長　前回お渡しした２０ページにですね、この点についても私も当時の書類なり、あれを全部捜せという格好で打ち合わせ記録からすべて、ちょっと書類が混乱しとるところもありますが、できるだけのことを捜しまして、協議経過なんかも見ておったんですが、ここに書いてあることが記録としてのすべてになってまして、装置としては掻き出し装置付きというのとですね、装置が前はなかったという格好で、いわゆるＲＤＦのブリッジ化というのがある程度想定されてくるという話もあってですね、この掻き出し装置はつけたと、こういう話で、収支としてはその変更はゼロという格好になっております。

それ以上のところは、私が捜した記録の範ちゅうでは見当たりませんでした。そういう協議記録があります。ですから、この協議については県も当然知っておってですね、協議したという話になってます。

○水谷委員　そういうことでございましょうですけども、要するに我々が通常考えた場合ですね、４基タンクを造る基礎と、ね、土建工事からすべて入れたらですね、当然１基にした方が安くなる。というのは、一般的な常識やというふうに思います。その辺が、まあ、掻き出し装置をつけられたことによって、プラスマイナスゼロになったのかどうかわかりませんけれども、企業庁長そういうふうに思いませんか。

○濵田企業庁長　そういう部分も含めてですね、私、協議内容を調べてみたんですが、私が先ほど答弁したようなことの協議記録でございました。

○水谷委員　先ほど日沖議員さんもおっしゃってましたように、やはりその辺のね、詳しいことがわからなければやっぱり富士電機さんにも、よく調査をしていただきたいというふうに思います。これにつきましてはこれで終わりたいと思います。

もうちょっと２，３点。よろしくお願いいたします。

○田中委員長　はい、お願いいたします。

○水谷委員　事故が発生してから約１カ月を経ったわけですけれども、冒頭にですね、一番最初に日沖委員が言われてましたように、遺族に対するその補償とかいろんなことについての意見が当初ありましたけれども、それもインターネットで紹介されてまして、そういったことについてまあ、私が非常にこの中の委員の中では、ある１人の方の遺族の自宅に非常に近いものですから、まあいろんなお話を聞いてきたわけですけども、また、こう非常に残念だという気持ちで、遺族の方がおっしゃってみえるんですけれども、要するに企業庁、三重県、あるいは富士電機さんに対して非常にだんだん、だんだん納得がいかないという気持ちが出てみえております。これはですね、やはり亡くなった方あるいはけがされた方につきましては、非常にＲＤＦのこの発電所といったすばらしい設備を、自分たちが一生懸命こう事故を処理しようということで携わってきたわけですけどもね、結果的にこういった大惨事になったわけですけども、そういった遺族の方の意見としましてはやはり息子が、あるいは親がこういった仕事をしてきたのであるから、できる限り早く原因究明をしていただきまして、安全な設備等問題ないというなかで、やはり再開をしていただくのが、亡くなった人へ対するまあ、ひとつの恩返しあるいは義務じゃなかろうかということを当然言われるわけですよ。

その中で、やはり、もう１カ月経ったわけですからね、三重県として亡くなった方、遺族の方、あるいはそのけがをされた方に対して、何らかの見舞い金なり補償なりのことをその後ですね、考えていらっしゃるのかどうかということをちょっと聞きたいんですけども。

○濵田企業庁長　まあ、知事の方も含めてですね、今あるいろんな制度を中で検討はされておりますし、私自身もそういう話の中でできるだけ最高のものをお願いしたいというものは、後々の話は別としてですね、知事宛にはお願いはしました。南川様、川島様の所へは私も先般お訪ねいたしまして、今委員のおっしゃったような気持ちは十分受け止めてまいりました。そういうような意味で、今、ここでこれをこうしますというところまでのものはありませんが、気持ちとしてはですね、いつもそういうことを考えておるということでございます。

先般も、いろんな話の中で、いや何も知らないよ考えてないよみたいな受け止め方をされておるような場面もありました。そういうことではなくて、やはり、一番ご遺族がおっしゃったのはやっぱり、消防という使命感の中で行われたことが結果としていい方向になっておるというようなことについて、随分お話がありました。そんな気持ちは私も十分受けとめて参りたいと思います。

○水谷委員　まあ、そういうことで、やはりどうしてもそういった姿勢をきちっとした形で示していかないと、遺族に対する不信感というのは募る一方で、ましてやこれは三重県とは直接的には関係ないのかもしれませんけども、富士電機さんにつきましては、社長ぐらいがあいさつに来てもいいんじゃなかろうかというようなふうに私も思いますので、この辺もし、そういった形で言っていただけるんであればありがたいなというふうに思うんですけども。

○濵田企業庁長　私お会いした後にですね、こういう状況でありましたよという話は、富士電機の方へも、やはりもう少しきちっと考えられたらどうですかという話は申し伝えました。

○水谷委員　なるほどね、はい。非常に日が経つのが早いものですから、その辺、是非ともですね、早急な対応を是非お願いしたいなというふうに思います。それから、これ地元、東員町との環境保全協定書というのがありますよね。これが私ちょっと入手したんですけども、第６条に操業停止等という条項がありまして、要するに、乙、乙というのは企業庁ですね、は、こういった事故等によって公害を引き起こすようなおそれがある場合、故障、破損、その他の事故が発生した場合には直ちに操業を停止し、甲、東員町ですね、及び関係機関へ報告するとともに、原因の究明に努めるものとすると。乙は操業再開した時は速やかに甲に報告するものとする。とこういうな条文があるんですけども、これは東員町長とですね、企業庁長の濵田さんとの中で締結をされてるわけですけども、これはもちろん濵田庁長もご存知ですよね。

○濵田企業庁長　手元にも持ってございます。

○水谷委員　これにつきましてですね、東員町の方からまあ、お聞きしたんですけども、なんらこういった報告がなかったと、住民からの報告で我々はおかしいということで飛び回ったら、こういったことがあったというような報告を受けているんですけども、これは事実ですか。

○濵田企業庁長　その報告というのはですね、多度町さんと桑名市さんとそれから東員町さんと、三協定ございますので、いつの時点でという話まではあれなんですが、時点、時点でのどういう内容の報告という話まで、これ規定してませんので、ですから、もし落ちとるというような話でしたら、私自身も東員町長さんとも現場でもお会いして記憶もありますし、いろんな格好での話はありますが、ここでいう管理に関するような、テーブルについての話がないというような意味でなら、まだそれは行われてないと思いますので、そういった疑念を持ってもらわないようには今後対応したいと思います。

○水谷委員　８月の１４日に起きた事故の件につきましては、どうも、あとで連絡いったのかどうか分かりませんけれども、住民からそういう音もしたという報告があって、どうも行ったようです。だから正式な形で企業庁からは報告が行ってなかったように思いますので、この辺はですね、やはり協定書がある以上はきちっとした形で守っていただきたい。これはやっぱり住民に対して当然のことながら不信感を抱きますので、その辺を是非実行をしていただきたいと思いますので。

○濵田企業庁長　あの後すぐにですね、連絡の文をきちっと作りまして、また今現地の分もつくってますので、現地本部の連絡体制とか、マニュアル的なものも早速作りました。今後、そういう状況が生じないように最大の努力をしたいと思います。

○水谷委員　もうひとつだけお願いします。これはまあ、それぞれ地元に企業庁から説明会を開催していただきましてですね、本当にありがとうございました。ただ、内容的にいろいろな意見を聞きますと、どうも責任のある回答のできない方ばかりの出席であったと。だから、なかなか話をしても、今の中間報告が出てない状況での説明会でありましたので、非常に難しいとは思いますけども、その辺の企業庁としての責任者のやっぱり出席を住民が求めておりますのでね、その辺につきましてなぜそういった方がとりあえずは説明会に出たのかということをお聞きしたいです。

○濵田企業庁長　まあ企業庁としては、現地の責任者という格好で、あれからすぐに企業庁のマネージャークラス２人を現地に配置しまして、そして、個々については私としては、相当の判断と現地対応をせんなんことがよくありますので、それとある程度いろんな技術も持っての知識もありますので、これであなたたちがそこで責任を持ってやっ

てほしいと。そうすると、やっぱり現地の方とのいろんな意味での窓口ですね、これからの。そういう部分でも繋がるでしょうというような意味合いが非常に強うございました。

それと、あの時点で、私もずっと答弁の話は当然報告を受けてみてますが、仮に私が出席したとしてもですね、ああいう程度の話であっただろうと思います。それと、私自身の出席をいろんなところで言われます。正直言って私の気持ちはいろいろありますが、やはり判断せんなん時期の問題と、ひとつは物理的な問題もありました。ただ私は地元との話はやっぱりポンと行ってですね、するよりは、やっぱりもっときちっとした密接な関係を築いていく必要があるなと、そんな気持ちが強いもんですから、今現在ですね、管理職におる２名をそこに配置して１４名の体制を作って、そういう受け止め方ができるようにという企業庁の力を総力をそこへ結集せないかんと、こんな思いでありましたんで。

それと、私自身がですね、出席した話といたしましては、桑名広域の全員協議会という話の中で、これには桑名広域関連の全市町村長さんが出席していますし、それから議会の代表の方全部が出てます。そこへは是非という話がありましてですね、私そこで説明もし、そして１時間５０分間ぐらいだったと思いますけど、そういう場面へは行ってお話もさせてもらいました。

そういうことで、状況を見ながらは対応しますがですね、こないだの時点では私、かなり技術的なことも含めてきちっと説明する必要があるんじゃないかなということでの話でしたので、資料なんかはできるだけ丁寧に分かるようにしてほしいというようなこともして、やらせてもらいましたことは御理解いただければなと思います。

○水谷委員　せっかくのね、やはり説明会に地元の町会議員、あるいは自治会長、すべてが参加をされてですね、非常にこう期待をして説明会に出られた人ばかりなんですよね。そういったところで非常に後でそういう批判が当然ありました。企業庁長のやっぱり出席を求めて是非、きちっとした形での説明会にしてほしいと、こういう強い要望がありますので、今後是非ともそういったことにつきましての対応をね、よろしくお願いしたというふうに思います。以上で終わります。

○岡部委員　この施設につきましてはですね、いろいろ取りざたされておりますけれども、私は初めから安全性に欠けた技術的なものがあったというふうに、認識をせざるを得ないと思うんです。県の特別事故調査委員会の方から原因の究明が、こないだちょっと発表されました。厚生省のごみ処理施設性能指針によってやられたと思うんですけれども、果たしてこれがそのような形で取りざたをされておったのかどうかというのは、少しこう疑問に思うわけです。

まず、７名の委員の皆さんがみえましたけれども、この前少しお話がありましたけれども、３，２，２のいわゆる挙手で行なわれたと。できればその、誰と誰が３で誰と誰が２か、教えていただければありがたいなと。それがひとつ。

そしていろいろ事故原因で取りざたされておりますけれども、これ、生ごみについては要するに水分が含まれるいわゆる腐敗菌の増殖しやすい、いわゆる好気性、嫌気性の持った施設ということが当初からわかっておると思うんですよね。好気性については約６０度、嫌気性については１００度以上の高熱が発生するということは、もう当初から専門家であればお分かりいただいておるかなと、そんなふうに思うんですが、そこで、水を含みやすい、いわゆる吸収性のある施設についてはいわゆる今、日沖さんがおっしゃったように、いわゆる保管庫、これは密閉式でなければいけないのと違うかなという気がするんです。

密閉式でないと、いわゆる外からの空気が吸いやすい。当然水分がたまる。水蒸気がしてメタンガスが発生する。爆発に繋がる。こういうようなことで、この施設そのものが当初からそういう、いわゆる機能を持っておったのか、いわゆる乾燥装置あるいはガス抜き機能をもった保管庫であったかどうか、というのを先にお聞きをしておきたいなと。まず、それをちょっと２つをお聞かせいただきたいなと思います。

○濵田企業庁長　投票の話についてはですね、あれははじめに決めたと思います。最初は無記名でですね、最後のところは無記名で投票するという格好になっておりまして、そのように投票したと思います。それから、結果については、この今回の表に整理させてもらってあります。投票方法とか方式ははじめに決めておいてですね、その決めた手順に従ってやったということでございます。

それから、今の部分の具体的に技術的にですね、ちょっと答えがもてませんので、また調べて御返事させてもらいます。

○岡部委員　その辺がですね、一番ポイントになってくるんですよ。それで、なぜかといいますと、いわゆるこの施設については危険性、いわゆる危機管理の大切な施設やと思うんですよね。で、そういういわゆる、もしそれが確立してなかったら、設置してなかったらこれは設備不良ということで、消防法に抵触してくるんですよね。この施設が消防署の方でいわゆる許可がおりたのかどうか、なぜ認可をしたのか、許可をしたのかということに繋がってくるんですよ。ここの部分が一番大切になってくるんです。そしてから、もうひとつですね、いわゆる可燃性の大量保管の設備については、これは保健所の認可がいると思うんですが、保健所のいわゆる設置認可と許可認可というのは下りてるんでしょうか。

○小林総括マネージャー　お尋ねの消防なんでございますけども、このＲＤＦにつきましては、消防法でいいます危険物等に現在指定をされておりません。例えば紙とかそういうものが、そう指定されておるんですけども、ＲＤＦについては指定されておりませんが、現在のこの爆発事故を受けまして、どうしようかというふうな今検討が国の方でされようと始めております。

それからその先ほど先生おっしゃられたどういうふうなその、密閉式とかガス抜きがどうとかという話でございますけれども、確かにタンクそのものの構造につきましては、まあ密閉式ということでございますが、この富士電機そのものがプロポーザル時に前回もユハラ先生からちょっと指摘がございましたけれども、このいわゆるタンクの防火対策としてはサイロ内の空気を吸引することで、まあ、その、還元雰囲気にするとともに、サイド外壁に断熱材の施行とかそんなふうなことを書いておりまして、なかなかこれ理解のしがたいような内容かと思っておりますけれども、要はこの防臭対策も兼ねてそのサイロ内を無酸素状態にするといいますか、そんなふうな感じのことをここに触れておるんかなと、そんなふうに解釈をいたしております。

○岡部委員　そうすると消防の方については、今国の方といわゆる協議というか、それによって最終的に答えは出るんでしょうか。

○小林総括マネージャー　私どもの今、貯蔵槽の現況でございますけれども、ちょうど昨日からテレビ画面も流れておりますけれども、上の切り取り作業を行なっておるんです。ちょうど４ｍと６ｍにしまして、やっておりまして、昨日ちょうど４枚取れたという状況でございます。したがいまして、まあこのタンクそのものはこれから撤去をしていくということでございますので、これからタンクそのものをどのような構造にしていきますか、あるいはまた、タンクと違う方法で行きますか、いろんな検討があると思うんですけども、そのときにはある程度国の方も、急がれますということになりますと、このＲＤＦそのものについて消防法上でどういう扱いになるかというようなものは指導なり、あるいはまた決まったものがでてくるのかなとそんなふうに、今のところは考えております。

○岡部委員　この辺をですね、はっきりしないと最終的に国の指針、いわゆる国が進めた施設として国の方にもかかってくると思うんですけどね。この辺をきちっとやはり整理をしておいていただきたいと思います。それから、特にですね、この施設については、いわゆる持込みするＲＤＦの不揃いのものがあると、こういうような発生しやすいということになるんですが、搬入された時のいわゆるそのチェック機能というのはどんなふうにされておるのか。

○濵田企業庁長　先般委員長のほうからもご指摘がありましたので、１３ページをお願いします。その前にですね、１６ページをお開きいただきますと、写真をつけてございますが、これは１月９日にですね、担当者会議に示した写真でございます。もちろん現物も見せましたが、当時作られたＲＤＦはですね、この真ん中あたりの搬送コンベアで運んでいるときにこんな状態になるようなＲＤＦでございました。

もちろんその頃は、それぞれの施設もですね、稼動して間もないということもあったと思います。そういうことで、これをどのように改善するかという話は、我々としても今はストップすべきでなかったのかという強いご批判もいただいてますが、この当時はですね、やはりこれは速く改善してきちっと市町村のごみ処理が困らないようにというところへ非常に意識がいっておったというのは事実でございます。

それでこの状態でしたので、これを改善するためには、単に言うてしとるだけではいかんと。これは施設もそうですし、それからその施設の運営の仕方でですね、メーカーとも協議せんなんと。こういうふうな話がありますので、そういうことから、市町村とともに取り組んできたわけでございます。

そして、その１７ページを見てもらいますと、以下２月の１４日にまた、この状況を見てさらにやったとかですね、それから５月にも行いました。その、するたびに確かに物はだんだん、だんだん改善されてきました。そういう話の中で、我々も目視という格好になってますが、実は市町村からのですね、運び出しは３月に１回の報告になっています。まあ、考えますれば、毎日製造するものが３月に１回という意味はですね、やはり、当初の時からやはりお互いが協力関係をきちっとしてですね、かなりそれぞれが注意義務をきちっと果たそうと。でなかったら、毎日あるいは作る毎の報告でなければだめなわけでして、ＲＤＦでもいいところをとってやればですね、悪意に考えますればそんなことになりますから、そういう意味じゃなくてやっぱりそれぞれつくるところがですね、やっぱり自分たちの

注意義務をきちっとやってもらうためにということの意味合いもありまして、おたがいが協力してやってきたという経過でございます。

ただ誤解がないように、だから県は関係がないのだという意味じゃなくでですね、いっしょに取り組んでいかなきゃならんという意味で、こういう改善をずっと取り組んできました。それから、特に２０ページ、１９ページに桑名広域清掃事業組合の性状改善の取り組みとありますが、ここの話もですね、実は桑名広域はほぼ半分がその生産量を持っていますので、ここのＲＤＦの性状には非常に大きく関与するということもありまして、１２月から性状改善に話し合いながら取り組んでまいりました。

そして、いろいろ報道されておる話の中で、１９ページの一番下のところで、１月の２７日から２月１日にこの屋内で高さ３ｍに積み上げて、この桑名広域の製造したＲＤＦの状況を見ましたら、こういう発熱があったというようなことで、もう少し早急にこれ取り組む必要がありますねというような話し合いをしてきました。そして、この２０日の２０ページの次のページの一番上に先般もありましたが、県の方へいろんな提案したけれども、何もしてくれなかったようなお話がありますが、これがこの２月の話でございます。これはやっぱり、消石灰の添加の議論がありました。こういったこともあったのも事実で、県としても消石灰のあり方の部分は、まあそれぞれ集まった中ではいろいろ議論はあったと。ただ、それとは別個にですね、やはり、メーカーとしての機器の成型をもっときちっとせないかんのじゃないのという、先ほど見てもらったような話がありましたんで、それはそれとしてですね、だから、放るんじゃなくて、成型機の成型もきちっとしてくださいということで、１５年２月にそのうちの１台を交換しました。そしたら、そこから出てきたＲＤＦはですね、非常に状況のいいものだったと。それで、３月末までにすべての成型機が交換されてます。

その結果をもってですね、４月５日から１８日まで発熱の炉試験をずっとやりました。この試験の結果はですね、異常な数値はひとつもなかったと、こういうふうな話で、この時点でかなり改善されたと、そして、そういう話をしながらもですね、カルシウムの添加部分なんかを調整しながらさらに一層取り組んでいただいたと、そしていままでは直接投入でしかできなかった桑名広域の話が４月２１日以降はですね、貯蔵槽へ投入しつつやっても大丈夫だろうと、こんなような話になってきたということで、まあ、各市町村も懸命に取り組んでいますし、県としてもそういう問題を解決しながら、いっしょにやってきたというようなことでございますし、それから１８ページの方へ戻ってもらいまして、実は、目視という話だけになってますが、その中でもですね、少し形状がずっとそういうふうな格好で続くようなものについては、また個別にですね、文章もあるいは物も採取したサンプルといっしょに送って、こういう状況ですので、さらに改善してほしいと、このような話でまあ、全部が混ざり合ったものになりますので、全部がですね、やっぱり力を結集してやっていただくとこんなことで、今も取り組んできておるということでございます。

ただ、今回の結果を踏まえてみればですね、やはりこういう状況、ある一定の部分であればですね、これからは搬入ができないとかですね、それからその基準をもう少し明確にするとか、ご指摘いただいたようなことは当然検討せんなん課題かと思います。

○岡部委員　それで今ですね、取り壊しが始まってますね。非常にややこしくて、施設については県やと。サイロの中身については富士電機やと。委託の関係でいろいろあろうかと思いますけれども、この取り壊して、取り壊した時のその費用はどちらが負担するのか、あるいはまた、再度そこへですね、新しく設けるのか、別のところにまたやるのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

○濵田企業庁長　費用の部分についてはこれは当然先ほどいったような契約内容に従ってですね、これから決定していくことになると思います。当然我々としてもですね、こういう契約時のこのぶんについてはきちっと対応していただくという気持ちでおります。それから、今後のこの部分についてはですね、知事も申しておりますように、やはり、白紙のところからという話になればですね、白紙は何もせずに放っておくという意味じゃなくて、我々としては知事がきちっとご判断できるような状況をですね、早く整えるということだと思いますので、それと先ほどの中間報告の話にもありましたように、その他の施設も放っておけば錆びたりですね、あるいはまた別の二次的な具体的なことは分かりませんが、ことになるかも分からないということでの、その話だと思いますので、そこらはこれからのご指導をきちっといただいて対応することかなと。ただ、現在はですね、貯槽を通してやる方法とあと、今までも貯槽を使わない時は直接投入でやってまして、貯槽がなかってもですね、そこへ貯蔵しないという方法ならばですね、施設は一定の点検をすればこれは物理的には稼動するという状況にあります。

○岡部委員　最後に１点。間違ってたらごめんなさい。聞くところによると、いわゆる富士電との委託の間で委託料が１０年間にわたって建設費の方に含まれて済まされておると聞いておるんですが、その辺は本当でしょうか。

○濵田企業庁長　おっしゃっとる意味がちょっと理解しがたいんですが、建設費の、委託料でなんかカバーしとると、こういう意味でしょうか。

○岡部委員　いわゆる１０年間の県と富士電機の委託契約の委託料が、建設費の中にすでに盛り込まれて処理されてるというふうに聞いておるんですが、それは本当でしょうか。

○濵田企業庁長　これは委託も、いっしょのプロポーザルの中に入ってますので、それは契約の中に入っています。もちろん建設費はいくらですよ。それから委託料はいくらですよ、いうのは既にお渡しした契約書の中にずっと盛り込まれております。

○岡部委員　それは管理に対する委託料ですか。

○濵田企業庁長　管理運営をですね、建設したところが管理運営をするという、一括のプロポーザルになってますので、そういう意味で管理運営経費でございます。

○岡部委員　そうすると、こういうような結果になってですね、いわゆる修正はするんでしょうか。そのままですか。

○濵田企業庁長　その辺は今後の、原因のあるいは責任のという話でですね、話し合いが行なわれなければならないことと思っております。

○岡部委員　終わります。

○西塚委員　契約の関係についてお尋ねをしたいと思います。温度センサーが設置されておるというふうに聞いておるんですが、これは当初から温度センサーが設置されていたんでしょうか。

○濵田企業庁長　あの、後で。

○西塚委員　確認仕様書によりますと、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとするという項目があってですね、防災設備一式を備えると、こういうふうに確認仕様書ではなっておるんですが、その際の防災設備一式というのはどの程度のことを想定されておったんでしょうか。

○濵田企業庁長　その部分になるとですね、一番初めに日沖委員が話した契約のところへ戻っていきまして、我々としてもですね、そこの部分をもっとクリアにならないかという部分でですね、やっておるんですが、契約書にある限りの範ちゅう以外はですね、まだ今のところ掴んでおりません。

○西塚委員　契約書ではですね、技術提案書、おそらくその確認仕様書などに基づいて設計をするとこういうふうになってますね。設計施工に関して、契約を履行しなければならないというふうに言われておってですね、富士電機が技術提案書に従って責任を持って設計を行なうものとすると、こういうふうに書かれておってですね、確認仕様書の中で防災設備一式という表現があるわけですけれども、そうするとその企業庁としては、なんか契約結んだだけで、内容についてまったく検討もしなかったということになるんでしょうか。

○濵田企業庁長　こう、なんというんですか、貯槽という意味じゃなくて、火災報知機であるとか消火器を設置するとかですね、常識的なものは当然あるんですが、この一式の貯蔵槽の部分の話は、先ほどいったように、例えば温度センサーなんかは取り付けられていないという格好になります。

○西塚委員　その設備についてですね防災設備一式を備えると、これが契約の内容ですわね。温度センサーは後で付けたと、なんか断熱材を回りに張ったということなんだけど、それがその防災設備一式ということの判断だったんでしょうか。

○濵田企業庁長　技術提案書の話はですね、そのようになっておるということでございます。

○西塚委員　労働安全衛生の項目でですね、爆発や火災が発生しない構造にするというふうに明記されとるわけでしょう。それがですね、今おっしゃられることとどう考えても理解しがたいんですが、もう一度お願いします。

○濵田企業庁長　私もそういう点は、そういう観点から今後のいろんな話し合いは強くそういう分を踏まえて、やっていきたいと思っています。

○西塚委員　この機会にやっていくんじゃなくて、契約してですね、設計をして建設したわけですので、その時点で契約を履行されとるものかどうかということが大切なんじゃないでしょうか。

○濵田企業庁長　先ほど申しましたように、私も結構長いこと県行政に携わっとる中でですね、こういう形のプロポーザルの契約内容に触れたのは初めてでございます。そういうような意味合いで、先ほどからですね。ただ、契約内容はこうなっておる事実はもういかんともしがたいですもんですから、私自身もいろんな思いがありますが、そこはきちっと踏まえてですね、行かざるを得ませんし、いろんな話を聞いてきますと、要するに出来上がり一式を、まあそれを貰えば問題がないんだという格好の、まあ平たく言うとそういう形の思想でずっと来とるんですね。そういう意味で、いろいろ個別個別に見るとですね、たくさんやっぱり問題を含んだ格好に結果としては随分いろいろあるなということで、そういう認識を踏まえてやらざるを得んと思っています。

○西塚委員　そうするとですね、任せてあったんで契約内容はどうか別にして、出来上がったものが正しいものやと、契約に基づいて出来上がったものやという認識だったということなんでしょうか。

○濵田企業庁長　今の形としてはですね、そういう契約の形でですね、もちろんまだ形としてはまだ受け取ってない形になってますので、そういう部分を踏まえて今後でもやれる部分はいろいろできるだけの努力はせなならんと思いますが、いずれにしても、少し契約内容の総点検を、それから専門家の方にも意見をもう一度聴取しながら、進めていかないかんと思う点が多々あります。

○西塚委員　くどいようですけども、今あなた、まだ富士電機から県が引き継いでいないと、だからこれからでも直すものは直すというふうにおっしゃるわけですけれども、もうすでに昨年の１２月１日から現実には稼動しておるわけでしょう。だから、その引渡しが終わって現実に、その正式に終わったか終わらんかは別にしてですね、現実にはもう昨年の１２月１日から引き渡してもらって管理運営を富士電機に任せてやってきたわけですので、その契約内容に従ってですね、１２月１日現在の時点できちっと出来上がっていなきゃ行かんと思うんですが、その辺はいかがですか。

○濵田企業庁長　ＲＤＦの燃焼という部分についての、こういう構造物があるとかですね、安全審査的なことは当然やっております。そういう中で、これでＲＤＦの燃焼は大丈夫だねということは確認したうえでＲＤＦの燃焼行為は行なったということでございます。

○西塚委員　今企業庁長がおっしゃるのは、発電所の施設の方ですわね。ところでその、確認仕様書ではですね、わざわざそのＲＤＦ貯蔵設備について防災設備一式という表現まで入れておいてですね、なんらそれがなかったということについてはですね、これは契約違反ということになるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○濵田企業庁長　我々としてはですね、今いくつかの先生がおっしゃるような思いも含めてありますが、個々の点については原因究明、あるいはそれの責任も含めて本当の意味で、正直言いまして、これは今後きちっと主張すべきは主張してですね、やっていかなきゃならないことだと。それから企業庁自体の契約のあり方の部分も含めて、その反省も含めての当然ことでございます。

○西塚委員　私その、契約のあり方というよりも、契約したものが履行されておるかどうかというチェック体制が、欠けておったのではないかと、こんなふうに実は思っております。是非富士電機との関係で、きちっとしたけじめをつけてもらいたい、こんなふうに思います。

　それから、もうひとつだけ。日沖議員や水谷議員からも遺族に対する対応の関係で、少しお話がありました。まあ、お葬式に出ていただいてですね、そこまではまあ誠意もって対応していただいたんですが、それ以降ほとんど対応できてないということなんです。桑名市では、自分の直接職員ということもありますので、公務災害補償法であるとかあるいはその自前の条例やら規則などに基づいてですね、対応していただいておるということで、この９月議会に予算も提案されているんです。過去にそんな例で、例があったのかどうか別にしてですね、私は気持ちの問題だと思うんですよ。遺族が今随分思いがあるみたいなんですけれども、そういう意味でいきますとですね、早急にいくらがいった、どうなのどうかということは私は言うつもりはないんでが、知事交際費の中から、見舞金を出すとかですね、そういう対応はできないんかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○濵田企業庁長　まあ、先ほど申しましたように、今現在の制度でできる話は、最高のものをお願いしたいということは私も文章を含めてですね、知事にはお願いしました。それから気持ちの問題というような意味合いではですね、まあ先般、９月１０日だったと思いますが、私自身ですね、お訪ねをし、話も聞かせていただきました。直接的な心情もきちっと受け止めてまいりました。今企業庁の中でもですね、そのお金の額というではなくて気持ちで答えられる方法はないかというようなことで、職員個人も含めた部分での、そういう取り組みもですね思っておるところでございます。いずれにしても、気持ちとしては常にそういう気持ちを持ちながらですが、今現在企業庁としてという部分はこうだという話はいえる状態ではありませんので、知事の方へは制度的な部分でお願いしたいということだけは申し伝えたところでございます。

○西塚委員　気持ちは十分にあるということなんですけれども、ただですね、先ほど企業庁職員個人的にどうとかいう話がありましたけれども、私はそういうことではなくて、やっぱり三重県なり、企業庁なりの組織としてきちっと対応することが大切ではないかと思うんです。

　桑名市の消防本部では、消防葬を計画されておったそうです。いろんなことがあってですね、遺族の方がわだかまりがなかなか解けないということで、消防葬そのものも延期されている状況がありますので、制度の枠を超えてでもですね、早急に対応してもらいたいと要望しておきたいと思います。終わります。

○木田委員　さまざまなご意見に対してですね、答弁があって、どうもかみ合っていないような感じを受けるんですけれども、この問題につきましては県民の皆さんもかなり関心がありまして、いろんな人と話をするですけども、その人たちの認識というのは、ＲＤＦというのはすばらしく先進的な技術だというふうに思っとったけども、実は何もわかってなかったんやなというのがですね、県民の皆さんの、私も含めてそういう認識じゃないかなというふうに思うんですね。もしそうであるならですね、それをそういうことを前提にしてないと、答弁がかみ合ってかんのじゃないかなというような気もするんですけども、簡単な、単純な質問なんですけども、そもそもこのＲＤＦでいこうというふうな発案とか、それを採用したその過程といいますか、どういう根拠でそうなったのか、というところから考えんといかんのじゃないかなというふうに思います。

　それで、それによってですね、プロポーザルを受けてそのプロポーザルの判定する能力というものが果たしてそのときに県にあったのかどうか、そこら辺の疑問をお聞きしたいと思います。これは日沖議員さん言われましたけれども、なんでそういう防災施設のないものが選ばれたのかということにもね、そういうことが通じるんではないかと。今、この２点につきましてですね、ＲＤＦの考え方の発案、採用、それからプロポーザルに対する判定能力、その点についてお聞きをしたいと思います。

○濵田企業庁長　ＲＤＦ化構想の方はまた後で、環境部さんから答えてもらうかわからんですけども、プロポーザルのときの委員の話ですが、まあ、委員の中には特に３方入ってまして、私が知っておる話の中でもまあ、永田先生がおられたり、森先生という方がおられたりして、この方たちはかなりその部分ではいわゆる、そういった意味での専門家というふうに我々も認識しておりました。かなり技術的なご質疑を随分されておりましたので、私どもだけではそれはできない話でございますが、そういう専門家含めての検討の中でされたというふうに認識してます。

○田中委員長　ＲＤＦ化構想について、環境部長お願いいたします。

○長谷川環境部長　これまでの経過といいますか、その取り組みの内容だけの説明しかできませんが、平成４年度に企業庁が全県ＲＤＦ化発電構想を提唱いたしております。平成５年１１月に三役調整会議が行なわれて、ＲＤＦ化ごみ発電構想の導入が決定されたという経緯がございます。それでいろいろあるんですが、平成８年１１月に副知事を委員長として関係部局長を入れた三重県ＲＤＦ化構想推進委員会が設立されております。

　環境部はＲＤＦ化構想の推進が資源循環型社会に寄与するため、ごみの持つ微量なエネルギーの有効利用と、ごみ処理の広域化を進める有効な手段であるとともに、ダイオキシン対策を進めるうえでも有効であることから、ＲＤＦ化構想を推進して参っております。以上でございます。

○木田委員　その通りだと思うんですけども、いいところばっか見てきたわけですよね。そういう中で本当にこのＲＤＦの問題というものが分かってなくて、そしてそのままやって来てこの事故に繋がった。そういう中で、今企業庁たびたび言われますけれども、私にも思いがありますけれども、と言いながら答弁されるのはですね、そういうとこだと思うんですよね。元が、元がしっかりしてないのに、今の問題についてですね、しっかりした答弁というのはわたしはできないんじゃないかなと、そんな感じがしております。まあ、この最終的な決定は北川知事がされたというふうなことでいいんでしょうか。

○濵田企業庁長　これは最終的にはですね、個々のプロポーザルの決定であるとかですね、これは企業庁が行ないました。

○木田委員　まあ、そういう委員会とかですね、企業庁とか、部長会議とか当然あったと思うんですけども、最終決定は北川知事がこれで行こうということを決めたということで認識していいんでしょうか。

○濵田企業庁長　先般もお話しましたように、この施設はですね、一般会計の施設とそれから企業会計の施設があります。そういう意味では一般会計の意思決定の部分はですね、これは知事からの予算もいただきましてしておるという意味では、そこの部分は知事でございます。

○木田委員　先ほどですね、再開に向けて知事が判断できる状況をつくっていくというように、企業庁発言されたと思うんですけども、具体的にいうとどういう状況にしたら知事が再開をするというふうに考えておられるんでしょうか。

○濱田企業庁長　こう、いくつか今中間報告の中でもですね、ご指摘されております。このご指摘された内容が全部クリアしとる状態では当然ありません。そういうものではですね、ひとつひとつ点検していく必要があると思いますし、その点は私どもの方では貯槽以外のですね施設についても言及されています。そういうような部分についてはやはり放置しておくと、また別の問題も起こす可能性もありますので、そういう意味では別の部分の点検とかそういったことをやっぱりきちっとやっていかないかんのではないかと。まあ、貯槽をどうするかとか造りかえるとかですね、そういう話はやっぱり専門家の意見とかそういった部分を踏まえて、やっぱり今後検討されていくことになると思います。

○木田委員　ということは専門家の意見を聞いて再開した方がいいという答えが出てきたら、そういう状況になったというふうに判断していいんでしょうか。

○濱田企業庁長　我々として、今まで、今現在指摘されておること、今後、今は不明だけれども、検討中のもの、それ含めて、やっぱり問題をご提示いただいた部分をクリアするという話がないと、やっぱり安全確認がされたというふうにはならないんではないかなと思います。

○木田委員　もう一度最初の問題にちょっと戻りますけれども、契約にこういうふうになっているという説明がありましたけれども、確かに契約は大事やと思います。それは契約書に従って履行してもらうということも大事やと思いますけれども、最初言いましたけれども、プロポーザルがあってその判断能力が本当に県にあったんかどうかということを考えると、やっぱり本当の責任というのは、受注者よりも発注者の方によりあったような気が私はするんですけども、その点についてのご見解をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長　このプロポーザルのときの趣旨はですね、やはり民間のそういう技術提案を高く評価して取り入れたいと、こういう思想が非常に強くあったと受け止めています。ただ、今後の部分で、安全云々の話になりますと、まあそういうチェック体制がまたできましたよという話でいいのかということについては、この事故後の話はまた別の観点から行なわれて当然なんではないかなと、そのように思います。

○木田委員　確かに、そういう民間の技術とかの方がですね、先に進んでいる場合が多くてですね、それ以上に、発注者側がというのは難しい面あるんですけども、やっぱりそのあたりを十分にこれからも考えていかんとまた同じようなことが起こる。判断できないわけですから、どちらがいいか、判断できないのに決めなければならないということですね、そういう私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○濱田企業庁長　やはり既にいくつか開発された事例と、それから新しい取り組む事例はですね、やはり分けなければならないかなと。なるべく民間の力を活用する思想はやはり大事なことではないのかと、ただそれが全部右へならえ式でいいのかという話の課題であろうと思いますので、そこの部分は十分受け止めなければならない課題だと思います。

○木田委員　最後の質問ですけども、発熱の問題が起こってきましてそれから後ですね、そのタンクへ向けてＲＤＦを投入するといいますか、貯蔵するというか、そういうことは全然なかったんでしょうか。

○濱田企業庁長　きょうの資料にも書き、今までも発表しましたが、７月２日の日に鈴鹿においてあった部分を一部運び込みました。ただ、当時としては比較的発電が順調になっておりまして、貯槽の中には４００トンぐらいしか入ってなかったというところでですね、これを今後、こう、合間合間に運転していくという趣旨で少しづつ運び入れたと。

　その入れた部分はですね、まあ４カ月少し経った分でして、これならばまあ問題がないんじゃないかというふうに判断してのことだというように、私も報告を受けました。そういうことで、３００トンぐらいそこへ入れたということで、ですから、燃えた１４日時点では７００前後のＲＤＦが入っておったんじゃないかということで、トンでなおせば２０００トンぐらいが満杯でございますので、その時点としては非常にこう満杯の状態ではなかったということから、まあそれがすぐに発熱してきてという経過の部分はやはり、これからも少し我々も解明していただきたい面でありますので、今後もその辺が議論されていくと思います。

○木田委員　量は少なくてもですね、やっぱり発熱してからでも入れるというようなことはやはり、やっぱり危険性が分かってなかったんだなという感じを受けます。最初言わせていただいたように、最初の時点からちょっとＲＤＦに対する知識とか認識に問題があったということを、反省もしていただいて答弁してもらうことによってですね、これから建設的な議論ができるんじゃないかなというふうに思います。責任は皆さんだけにあるんじゃなくてですね、議会にもあるわけですから、そのあたりは、と、私は思うんですけども、北川知事だけではなくて、議会にも、それから職員の皆さんにもあるわけですから、そういう最初の問題からきちっと認識せんと、どうしても責任逃れの答弁になると思いますんで建設的な議論にならないと思いますので、その点を要望しておきます。終わります。

○三谷委員　日沖委員や岡部委員、今木田さんもいろいろおっしゃってましたけれども、皆さんの思いがいろいろ切り口違いますけれども、最初から富士電ありきのプロポーザルではなかったのかという、そういう思いがあるんですよ。きょうの朝日新聞ですか、今度の万博の政府館、技術提案も入れた総合評価でということでやってましても、それでも談合の話があってですね、もう一遍調査し直しているという話ですね。

　県の方にですね、７名の委員で実際技術的なことがきちっとわかる人がまあ、学識経験者であって、あとの行政とかそこら辺の者はなかなか新しい技術のＲＤＦ等のことが理解できないというような中でね、第１回目の三者に絞るときには１番点数の低かったところが結果としては、そのプロポーザルが採用されているということに関しては、やはり、さっきの岡部さんじゃないですけども、２、２、３のですね、じゃあ誰が３を入れたのかというぐらいは是非知りたいところなんです。企業庁長は当時は談合はなかったという認識ですか。

○濱田企業庁長　私自身のことは自分ではっきりわかりますので、私はどこからもそういうお話をですね、受けたことはありません。

○三谷委員　当時ですね、ちょうどその富士電に決まる直前ぐらいに、荏原はですね、桑名広域でＲＤＦのプラントを取ったと。で、石播がですね、愛知県の知多でしたか向こうの方のごみ処理の方へ行くんで、ここは富士電だということで業界調整がついたという話はざっと流れましたよね。

　それから、桑名広域の荏原が取る、元々当時は日立グループが本命やと言われておったんですが、その下をくぐって荏原がとってですね、それの尻拭いに荏原の孫請けに日立が入って、またこの日立の今回問題になっておるサイロも日立にまわったというような、そういう話があったんですが、企業庁長ご存知ですか。

○濱田企業庁長　私はまったく知りません。

○三谷委員　結局ね、純粋な技術的な話は学識経験者の方にやっていただければいいんですよ。だけど、こういうねいろんな話、こういうものをきちっと整理して、県民の目から見たときにきちっと説明ができるようなことを行政の方が責任を持ってやるというのが、プロポーザル本来あるべき姿ではないかと思うんです。そういう技術的なこともきちっと理解できない人たちが１票を入れてですね、３票だからここがなってきたというようなそういう経緯があるものでね、やはり富士電ありきのそういう話ではないのかという、そういう疑問がどうしても消えていかないというところがあると思うんですよね。

　だから、そこら辺のプロポーザルのあり方そのものもやっぱりこの際、もう一遍考えていただくということが必要だと思うんです。

　それから、もうひとつ、さっき話がありました。水谷委員から話があった、サイロが４つから１つに変わった理由、４つが１つに変わった理由、もう一遍企業庁長教えてもらいませんか。４つから１つの。

○濱田企業庁長　先ほどもご答弁しましたけれどもですね、先般書いた部分が報告に。私ももっといろんなことがあるんじゃないかというような部分で、当時の打合せの議事録なりですね、何なり、ほとんど全部捜し出せというような話で、見たんですが、報告したのがこのようなことなんです。それでこのように書かせてもらったということで、ですから、４つが１つという話と後で新しい思想が出てきたといえば、ＲＤＦのブリッジ化が少しあると、そやで、そういう部分は掻き出し装置もいるわねと、そんなような話がこう、富士電機のほうからの提案があって、それで当時の担当何名かがですね、それをずっと聞いて、いいのかなというような格好でですね、協議記録がなされておりまして、内容はこうでございます。

○三谷委員　私がですね、関係の方からいろいろ聞いてますとね、４つから１つになった最大の理由はね、用地の話だというお話しがあるんですよ。つまり、４つ、１つにしなければ用地的におさまらないと。だから、４つを１つにしたんだというようなそういうお話があります。そういうことを聞いておられませんか。

○濱田企業庁長　それはないようでございます。見てもらったら分かりますように、用地は比較的まだ少し余裕を持った形で作られておりますので、そういう記録もありません。

○三谷委員　そうすると今あそこの土地はですね、発電所の建っておるとか、サイロが建っておる所の所有者は桑名広域ですか。県ですか。

○濱田企業庁長　桑名広域から県が借りとる形になっています。

○三谷委員　買ったんですか。土地。

○濱田企業庁長　いえ、借りておる。

○三谷委員　借りておる。借りておる。あの土地のこともいろいろ裁判になったり、いろいろ、ごたごた、ごたごたしてますわね。あの中に例えば無償貸与の土地だとかですね、いろんな土地の問題があって、それあたりでは全体の工事が遅れたということですか。

○濱田企業庁長　それも一因だったように記録をされてます。あと、施設の許認可の話なんかも一部あったりしますが、まあ、直接的に動き出したのは土地の取得の話が大きかったように、記録されております。

○三谷委員　そうするとあそこはもう、桑名広域からずっと県がずっとこのまま借りていくという、そういう形ですね。

○濱田企業庁長　当初予算はですね、計上してあったわけですが、そこの話が決着つかないということで、その時点になったらもう一度、再度、買取りの格好の予算を組もうということで、いったん議会にお諮りして減額させていただいております。

○三谷委員　ですから、土地の問題もそうですし、それから施設の問題もそうですし、ダイオキシン規制の１２月という期限があるものですから、すべてを見切り発車でやって、試運転もせずに、大急ぎでやってきたというそういうところに、今回の原因のひとつがあるというふうな認識がありませんか。

○濱田企業庁長　調整期間が短かったということは事実だと思います。ただまあ、発電の事故なんかをいろいろ見ていきますと、比較的こう注意すればですね、防げたんじゃないかというような事故も相当ありまして、そういう要素も強いねと。期間が短かったからそうなったんだということだけでは、いけないよという話をしてですね、それで、それと、確かに１２月１日ところへこちらの施設だけじゃなくて、ＲＤＦ化施設自体もですね、やっぱりそこへまあ駆け込んだということで先ほどのような、成型が十分いった格好じゃないところから出発したとかですね、いくつかの要素が重なったことは事実でございます。

○三谷委員　プラントの話もそうですし、土地の話もそうですし、今、企業庁長がおっしゃった成型の話もそうなんですね。ここでも桑名広域の成型機全部入れ替えとるでしょ。これ、要は。荏原がとった経緯はどうでもよろしいけども、結局非常にお粗末というか、技術的に未熟な段階ですべてがスタートしているような、そんな感じがするんですよ。機械全部入れ替えてね、やり直さないかんというのはこれ異常ですよ。しかもこれ、同じ御殿場では訴訟問題まで荏原のやつ起きてますよね。だからこういうふうな全体見てますとね、すべてが未熟なままにきちっとした十分な準備をせずに、見切り発車して今回のこの事故につながってきたというのはそんな感じがしてしょうがないんですが、そのあたりの認識ありますか。

○濱田企業庁長　我々先ほども言いましたように、１２月１日のダイオキシン規制というのは相当強く頭にあったのは事実でございます。そして、できるだけ発電条件を整えて、そして市町村のごみがまあ、今はこんなんと同じようなことが起こりますので、最大努力しようとしてみんなで取り組んできたという結果でございまして、まあただ、そういう話の中でもですね、いくつかご指摘いただいとるようなことをすべきであったというようなことは、多分いくつかあると思います。時間がもっとゆっくりしておったらということもひとつであると思いますが、複数のものが全部よってしまったなと、やっぱりそういう意味で危機管理というのを考えるときに個別個別に考えた話ではいかんのだなという、そのトータルの危機を全部総合して考えてなけりゃあかんという反省もあります。

　例えば私の方の施設だけを見てですね、総合でのその危機管理を考えても、外部から来るその部分ですね、そういったことも踏まえてやっぱりスケジュールを調整すべきであったんじゃないかというようなことは、振り返ればあります。

○三谷委員　最後にしますけれども、企業庁長のご説明だけでどうしてもはやっぱり納得できない部分ありますし、それから、今まだいろんな審議全体を聞いてましてもね、富士電を含めた業界側の理屈というか、理由でね、行政の方が振り回されているというか、上手に踊らされているような感じがしないわけもないわけですよ。ですから、そのあたりのところは、これからまだ委員会続きますから、もう少しこっちも調べてね、きちっと庁長のご見解も聞いていきたいとは思いますけれども、いろんな課題がたくさんあるということだけは覚えておいてください。すみません。終わります。

○永田委員　委員の方のご意見聞いておりますと、大体ひとつ絞られてきているように思うんですが、きょう配られましたね、この専門委員会の調査報告書。まあはっきりと貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類が同一でしたと、管理方法は受入基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行なっていますと、はっきり、これもいよいよこれ正式に中間報告出されましたね。これ。これはもう、認めざるをえないんですね、これ。企業庁長どうですか。

○濱田企業庁長　それは事実だと思います。

○永田委員　そこでちょっと、前回はね、特別委員会でも岩名委員から指摘があったと思うんですが、またしもこの今回報告書でＡ案とかＢ案とか、書かれておるんですが、もうここに至ってですね、社名入れてもいいんじゃないですか、これ。どうでしょう。お答えください。

○濱田企業庁長　この１ページにですね。

○永田委員　企業庁長ね、この報告書でまたこれＡ案とかＢ案とか、これ書いてんですよ。

○濱田企業庁長　ご指摘を受けましてですね、第１回目の審査提案でＣ提案が６、Ｅ提案が５、Ｈ提案が７と、あとのところはそれとはほとんど入ってませんので、そういうような意味合いからですね、このそこまでの、要するに評価されなかった内容という部分が、明らかにいくつか書いてありますので、そこを配慮させてもらったということでございます。

○永田委員　もういいんじゃないですか、これ。Ａ案、Ｂ案、こんなん。そんなこと言ってないで、もうはっきり、三谷委員からねえ、ちょっと生々しい話も聞きましたし、もういいんじゃないでしょうか。言ってくださいよ。これ、書きましょうよ。でないと進みませんわ。それから、前回、ちょっと指摘したと思うんですけどね、きょうちょっと話しありましたけれど、技術提案は一切任せてあるとこういうことですね。そして新聞報道によりますと、企業側は我々は私どもは、ＲＤＦの専門家ではないということをはっきり言われたんです、これね。そこら辺、これ真実なんですか、これ。ちょっとお聞かせください。

○濱田企業庁長　どういうような部分で、あれしたということなんですけど。そういう意味での専門家というようなですね、ことは、私言わなかったつもりなんですが。いわゆるＲＤＦという部分をですね、この技術を買うというような意味合いでプロポーザルという方式をお願いしましたと。そういうようなことを中心にご説明したと思うんですが。

　それで、富士電機さんの方が専門家ではないと言って、そこでですね、お話が出てきてですね、まあ、ああいう報道になりました。当然、我々の方もですね、ＲＤＦについては、いくつかの財団へ調査をお願いしたりして、そういう意味での調査内容なんかを通しての話は、当然一定の勉強はするわけでございます。ただ、ＲＤＦ自体の直接ですね、なぶって研究して、そういう意味での専門家ではないという認識はありますけど、専門家のいろんなところの部分は、当時企業庁としても調査委託なんかは出しておりましたんで、そういう部分の範ちゅうではですね認識はあったと思いますが。

○永田委員　どうもそこらへんがですね、その認識の甘さだったのかなということも、思いをせざるを得ないんですが、それと、この審査委員会ですね。富士電機さんも招請もちょっとこう揉めとったようですが、本来ならば、この審査委員会もね、私はきちっと本当ならば当委員会にでていただきたいのが山々なんですが、たまたまこれ見ますとですね、濱田さんも審査委員会で１名でいらっしゃいますから、そこら辺の中身についてはお分かりだろうと思います。

　さて、そこでですね、防火の問題、あるいは監視方法の問題とか、消火の問題。この問題について審査の過程、例えば提案内容の評価項目というのがありますね、これ。この中に、あんまりこの危機管理的なこの関心をもつとか、消火とかそんな問題をですね、どうも評価項目の中で、議論あったのかどうか、ここらへんどうでしょう。

○濱田企業庁長　ここに書かせてもらったようなことがほとんどその内容だったと、私も印象があります。貯槽の中のですね、防火設備がどうのこうのという議論は、記憶にもありませんし、あとでこれ見る限りにおいてもありません。

○永田委員　正しく、この貯蔵槽の問題が今回の問題でありますから、これ見ても大体明らかだと思うんですが、この辺の認識の甘さに起因がしてなりません。これはね。従ってですね、どうやら行き着くところはこんなことで進められたことに起因するのかなというふうにも思うわけでありますが、その専門家である３教授ですね。これを消火あるいは監視そういった技術的な問題については、どうだったでしょうか。

○濵田企業庁長　発電の効率でありますとかかなり技術的な部分の議論が体制を占めとったと思います。そういう意味で先ほども申したようにですね、消火設備云々の話はそれほど問題として、捉えてなかったんではないかという印象はあります。

○永田委員　大体こう、聞いててなるほどと思わさせていただきました。従いまして、ひとつまあそこら辺の、いろいろ最後にいろんな問題を極めていく中でひとつの大きな汚点であったなあと、このようにも思わさせていただきます。最後にちょっと、確認させていただきますが、今ちょっと岡部委員、それから三谷委員からありましたけれども、３対２対２のこの内訳は明示していただくんですね。

○田中委員長　あの、プラントの話でしょう。提案者の。

○永田委員　提案者の名前はっきりしていただくんですね。

○濵田企業庁長　議会の強い要請ということならばですね、それぞれの会社の方へ確認します。情報公開の話の中でも少し。私先ほど言いましたように票が競っておるとかですね、話ならばいいんですが、ゼロ票とかですね、ゼロ票とかですねそういう話のときにどうなのかなと。

○田中委員長　いいとおもうけどなあ。永田委員お願いします。

○永田委員　もうこんなん、ちょっとなんや、ちょっとあまりうざうざと聞けなかったんですが。もうはっきりいってくださいよ。するか、せんか、ってここで。

○濵田企業庁長　前回の岩名委員の話を受けでですね、票数なんかをきちっとおいてしたとき、ゼロ票とかですね、いうな話がありますね。ここらは何も配慮しなくていいのかなということで、もし審査にですね、例えば４票とか、３票とかいうふうに競った場面なら私は当然いるだろうなと、こう思ったんですが、そういう気持ちだけです。もし、ゼロ票の場合でもというという話になればですね。

○田中委員長　それでは三重県の情報公開条例に従って、公開できる部分につきましては積極的に当委員会に公表をお願いしたいと思います。

○濵田企業庁長　それから、その３票、２票の内訳ですか。

○永田委員　明らかにしてほしいんです。

○濵田企業庁長　これは無記名でという話になってまして、記名はされておりません。

○永田委員　無記名。うーん。そうですか。ちょっと残念ですね。ですから、ちょっとあの、もう最後ですが、ちょっと１件だけ。岡部委員がちょっと申し上げておったんですが、委託料ですね。委託料、今ちょっと、問題になりました。この委託料の額が分かれば聞かせてほしいです。

○濵田企業庁長　先般お配りした契約書の中にですね、ずっと書いてございます。

○田中委員長　資料に記載していただいておるということですね。

○濵田企業庁長　はい。

○永田委員　はい、分かりました。

○田中委員長　それでは、暫時休憩といたしたいと思います。再開は午後１時から行いたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

（休　憩）

○田中委員長　ご質疑、ご質問お願いします。松田委員お願いいたします。

○松田委員　今まで何回かこう委員会開かれまして、重複のある分は流れ的にご容赦をいただきたいと思います。まず、企業庁長の午前中の答弁、また今までのご答弁をずっと聞かせていただいておりましてですね、いわゆる富士電の方にプロポーザルというきちっとした契約をして、審査をして、そして決めたことであると。それに委ねたということだと思います。もちろん自分は知らないということではないんでしょうけれども、まあ、富士電の方が後はうまくやっていただけたはずであると。そのように、私は聞こえるんです。本来ですね、午前中、木田委員が質問をされましたのにちょっと関連をするんですけれども、まずこの事業がですね、当初、田川知事さんから計画をなされていたと、こう聞いておるんです。で、まあ、企業庁からの発案でと先ほど長谷川部長も言われましたけれども、まあその時代が変わってきてですね、循環型を環境との循環型を目指してということで、もう一度これが日の目を見たいうことなんですけれども、基本的に考え方として、いわゆるその、一廃、廃棄物を処理をする、循環型にする、それの副産物として売電があるという考え方なのか、売電ありきの話なのかですね、一遍ちょっと環境部長と企業庁長にですね、その辺のところの入口論なんですけどね、どうだったんかというのを一遍ちょっと聞かせてもらいますでしょうか。

○長谷川環境部長　ただ三重県のですね、今のこのＲＤＦ化構想事業というのは、当然ＲＤＦの処理の受け皿が発電施設とまったく直結しておりますので、それはもう切っても切れないものだというように思いますが。最初の計画からですね、この要するに、ＲＤＦ化施設は２６市町村の７施設を整備していくのと同時にですね、発電施設も同時に整備をされているわけですから、これはひとつのセットといいますか、一体的なものとしてのＲＤＦ化構想の中の流れでなっていると思います。

○濵田企業庁長　資源循環型社会を目指すという話の中でですね、企業庁に担う役割は発電というというところをまあ、受け持ったということで、基本は資源循環という思想からというふうに思ってます。

○松田委員　私、今回の事故はあくまで企業庁ベースと言いますか、ベースと言いますか、売電を中心にするところが主体になっとったから、この事故は起きたのと違うかなという気がするんです。例えばですね、今、長谷川部長が言われるように、同軸でとせめて同軸でということであればですね、例えばその事故になったときに、ＲＤＦがいっぱいたまった時の事故のいわゆる想定とかですね、例えば広域との事故になったときの契約でも、事故になったときのところなんか全然ないんですね。するとごみをどうするかというものの発想に立っておればですね、こういうかかる事故のときでもきちっと処理はされたんと違うかなと、このように思うんですね。

ですから、もう１回お聞きしますけれども、その辺のとこいかがでしょうか。

○長谷川環境部長　私もその当時の、推進の窓口でやっていたわけではないんで、しかとは言えませんが、この当時の環境安全部が中心になっておったＲＤＦ化構想というのはですね、ごみのＲＤＦ化の推進と地域におけるＲＤＦの利用促進と、利用しきれないＲＤＦの受け皿としてのいわゆる企業庁の発電を活用するというような構想であったというふうに聞いております。

○松田委員　また後でこれいろいろ議論が、おそらくこれどうだったのかなという議論になってくると思うんですが、まず、そのときにですね、まあプロポーザルでまあ、審査委員会ができました。それまでのですね、事務局とかそのプロポーザルでいろいろ審議会やってこれできたわけですけれども、これ事務局はどこが受け持ったんですか。

○濵田企業庁長　企業庁でございます。

○松田委員　企業庁。するとですね、例えばこの審査委員会の評価方法というふうなこともこれ一番最初のベースのものが出てきますけれども、それが事務局案とこうなってるんですけども、事務局というのは企業庁ということを考えたらいいんでしょうか。

○濵田企業庁長　はい、企業庁の事務局が作ってですね、もちろん専門家の方にも意見は聞いたようには聞いてますけれども。

○松田委員　そのときにまあ、審査委員がですね、７名がみえて、そして集まられてもちろん事項書なんかもですね、これ事務局、いわゆる企業庁が作るわけですよね。まあ、作っていくわけですね。でまあ、その事項書によって進められていくわけですけども、そのときに、企業庁の意思といいますか考え方というものが知らぬ知らぬ間にですね、委員にまあなんというんですか、波及していくということはないんでしょうか。

○濵田企業庁長　あの、確たる答えは言えませんけども、原案を作ったのは企業庁でございますが、いろんな意見を、プロポーザルのときの意見はかなり専門的なご意見があったように記憶しています。

○松田委員　基本的に２人の方が亡くなりました。このプロポーザルは、これ結果論から逆算していったら、これ間違ってたと、失敗だったと。２人の方が亡くなってるわけですから、安全管理とかですね、十分効力があったか、考察していたか、事故が起こらない対策を十分まあ、考えていたのか、そういうふうなものを欠落しておったからですね、今回私はこの事故が起きたと思うんですね。

例えばですね、今の県の発注方法なんか見ると、県土整備部でも農林部でもですね、必ず実績とかそういうふうなものが入ってくるんです。実績、トンネル掘るんにしても、こういう実績のあるところへしかだめだとかいう、ハードルが必ず付いてくるんです。だけどこれ結果的にですね、このプロポーザルで決まってきたのは富士電といって、何も実積のないところに落ち着いてしまったわけですね。というと、日ごろ県が推し進めている行政とこのプロポーザルの審査会が決めたことと大きく違うんですね。その辺のところ、企業庁どう思われていますか。

○濵田企業庁長　同じような実績と言う、トータルの実績の議論はなかったと思いますが、当然このボイラーの燃焼の形態であるとかですね、それを採用するボイラーの運転実績があるかとかですね、そういう形での実績議論はあったと思います。

○松田委員　時間もあれですので、富士電はいわゆる同業者ですね、同業者とかいろんなその立場の人から聞くとですね、富士電に決まったときですね、そんな馬鹿なと、全然実績がないとこやないかと。もちろんそのときにプロポーザルの時点でですよ、富士電さんもいわゆる権利があるわけですから、決まって別に富士電さんにそれは罪はないわけですけども、一般常識からしてですね、そんな馬鹿なと言うことだったんですね。例えば、プラントなんてこれ日立に聞くところによると、丸投げしておるというようなことなんですけども、その事実というのは何遍も委員の方聞かれてますけども、企業庁長は認識されておるんでしょうか。丸投げという認識されておるんでしょうか。お聞きします。

○濵田企業庁長　プラントの部分で日立金属がかなり主体的にその、そこの部分については関わっておるということは、認識しています。

○松田委員　丸投げになってないかどうか、というのをお聞きしとるんですが。

○濵田企業庁長　そこまで確信は持っていません。

○松田委員　これからじゃあ、それは丸投げかどうかというのは、今から調査をされるわけですか。

○濵田企業庁長　どういう手立てがあるんかは、含めて考えます。

○松田委員　ちょっと違う観点からなんですけども、今、どなたかが今、きょう質問されました。要するに、例の貯蔵槽ですね。貯蔵槽、これがはじめ、当初１０基あったんが４基やとか、４基が１基になったとかいうような、まあそういうことを経過を聞いておるんですけども、もう一度申しわけないですけども、４基から１基になった経過、簡単でよろしいですからもう１回教えていただきませんか。

○濵田企業庁長　何度か同じ答弁で申しわけありませんが、変更事由としてですね、富士電機からＲＤＦの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、掻き出し装置が設置されてる方式へ変更したいと、こういう申し出がありまして、ついては４基から１基へ変更をしたいということの提案がありました。そして、貯蔵槽の方式は掻き出しの装置が設置される方のがよいというふうに、その提案を飲みまして、企業庁としても了承したと、こういうことになってます。

○松田委員　よろしいですか。すると、４基から１基になるという提案が富士電から来て、そして、それでやってくださいといったのは企業庁で、ということですか。

○濵田企業庁長　提案に対して了解してます。

○松田委員　と言うと、要するに最終的には企業庁長の責任で持って、そのように変えてくださいということ、言われたんは企業庁長なんですね。最高責任者としては。

○濵田企業庁長　形としてはそうなりますが、要請があってですね、元々の技術提案の形がですね、プロポーザルの格好をとってますので、そこで特別におかしいという話がなければ、多分その全体としての技術提案として受け止めたと、私はそういうふうに思います。

○松田委員　詳しく僕も調べてないんですが、設計変更の場合は契約書でですよ。設計変更する場合は富士電側から企業庁に申立てというか、申し出をしてそれが了承されなければ、設計変更にできないということになっておるんですけども、それはご存知でしょうか。

○濵田企業庁長　これは契約前のですね、プロポーザルの提案の変更でございます。

○松田委員　うむ。

○濵田企業庁長　プロポーザルでですね、提案しとった提案内容を変更したいという格好のものでございます。

○松田委員　するとですね、ここでいろんなプラントか、いろんな変更されるのは別に富士電からあえて言うてもらわんでもいい訳ですか。いちいち。まあ一応親切で富士電がこう、変えさせてもらいますと言って、言いにきましたけれども、そういう必要はないんですか。

○濵田企業庁長　これ必要はあると思います。

○松田委員　どうも言うとることが分からん。じゃあ契約にはないということですな。

○濵田企業庁長　契約はその後で契約しています。

○松田委員　わかりました。はい。企業庁の話を聞いていますとね、富士電が要するに、契約書の場合は安全管理も全部富士電に任せてあるからというご答弁を、終始、私は聞いておったんですけども、最終的に４基を１つにしてくれというのは今お聞きしたら、企業庁長やないですか。

○濵田企業庁長　ですから、プロポーザルのときの変更があり、先ほど、何項目もありますけど、当然そこには設計予定金額の話の変更もあると思いますので、そこは話をしてきて当然だと思うんですが。

○松田委員　それなら、僕はこういう委員会でもね、私がその指示をしましたと、最終的に、意見を求められて、４基を１つにしましたという、僕は答弁があってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○濵田企業庁長　何度か言いますけども、全体との枠組みがですね、技術提案という格好で受け止めておって、その技術提案の話の中でですね、この技術提案のこの部分をこういうふうに変更したいと、こういう提案内容でございます。

○松田委員　私、これ聞いとったら多分遺族の人、怒ると思うな。申しわけないですけども、僕はこれからこの委員会で、やっぱり事実をきちっと認めて出してきて、そやな、この委員会がですね、次の事故、更なるまた次の事故に繋がらないようにする、僕は委員会だとこう思うんですね。ですから、何も企業庁長にね、今悪いからどうやというんじゃなくて、やっぱり事実関係としたら、僕初めてですよ。今、４基を１つにしたという命令というか了承したよというのは、今僕はここで初めて聞いたんですよね。多分委員の方、皆同じやと思いますけども。僕はそのようなところははっきり言っていただいた方のがいいと思います。

次に入らしていただきます。前の委員会で質問でたんかどうか分かりませんけれども、ごみの、これ朝日新聞の９月の１４日ですけれども、いわゆるその、一廃できたごみをですね、いわゆる有価物に変わってということでこれ書いてあるんですね。いわゆる一廃を富士電が一廃の処理のいわゆる許可がないもんだから、お金で売ってですね、トン当たり２００円で売って、そしていわゆるごみ一廃をですね、有価物に変えてまあ、処理をしたということなんですけれども。これについて、ちょっと部長のご意見をお聞きしたいんですけども。環境部長にお聞きしたいんですけど、これはやっぱり違法なんでしょ。

○長谷川環境部長　廃棄物処理法ではですね、法の解釈ですけども、有価物でですね、売られて富士電機が有価物で買われてそして処理をするものはですね、産業廃棄物であるということは間違いございません。

○松田委員　例えば県民局あたりでね、各出先なんてそんな指導してませんよ。例えばいろんな廃棄、産廃業者とかそういうのが窓口訪ねて、これと同じこと言うたら全部ノーと言ってますよ。全部ノーと言うとる。それと部長の言うとることと、いわゆる窓口で言うとる指導と全然違うんですけども、もう１回お聞きしますけども、違法じゃないんですか。

○長谷川環境部長　私はですね、委員の質問に対して要するに、企業庁が、企業庁の市町村から委託を受けた、委託処理を受けた廃棄物を、企業庁が富士電機に試験的に有価物として売って、試験的に処理をするということがね、それが要するに緊急避難的にそのときやられたというんであればですね、その範囲、まあ、極端なことを言えば一般廃

棄物としての灰の処理の施設の整備が遅れてますよね。現実的に。その中で、そういうことが法的に解釈すればどうかということに関しては、その法の解釈からいけば、それは有価物で処理された場合の最後は、灰は産業廃棄物になるということを事実を言っているだけで、そのことがいいのか悪いのかという判断はしていません。

○松田委員　企業庁長は長年その環境部長をやられておりました。これは違法ですか、違法じゃないんですか。

○濵田企業庁長　私も今の環境部長と同じ考え方でやりました。

○松田委員　このときに、このときにですね、いわゆるこういうふうな処理をするぞということを、環境部には一応尋ねましたか。こういうやり方でやりたいけどもということを、環境部に聞かれましたか。問い合わせをされましたか。

○長谷川環境部長　私どもの担当に、企業庁から話がありました。それで、ひとつは、試運転期間中に富士電機が燃料として企業庁から購入するということと、市町村の了解のもとで富士電機に売却しているという２点の確認がなされて、産業廃棄物としての取扱いを了解したというふうに聞いております。それ以外の事実は一切分かりません。

○松田委員　私が聞いた話ですとですよ、これは違法ですと１回言うたんやな。環境部が企業庁に。違法ですと。で、企業庁は違法といわれながらもやめてくれということやけども、押し切って企業庁がやったと私は聞いておるんですけど、その事実はありますか。ありませんか。

○濵田企業庁長　そのやり取りは、実は私知りませんが、話はですね、その３，７９０円の引き受け料の話から出発いたしました。そして、ただだと言うとった話がですね、市町村の方は３，７９０円をまあ、ご了解いただきました。

　そして企業庁としても３，７９０円の話の中ではですね、灰処理が遅れとるいう話もありまして、予定した金額よりは高い経費につくなという話が、そこに客観的にありました。それで、当時、各方面からいろんな意味での経営収支の改善とかそういったものを求められました。そういう中で私も富士電機、中部電力にもですね、他の部分で少しご協力いただけないかというようなことで、協力もいただきました。そして、富士電機にもですねこういう状況もあって、やっぱりここは一定の期間、暫定的な灰を処理する期間というのは、１６年の３月までの話ですが、期間を区切ってですね、協力していただきたいとこういう話で、じゃあそのＲＤＦを買いましょうという話になって、２００円で買いとっていただきました。

　まあ、そのときの我々の話としては、しかし一番残念なのは、やっぱり資源循環という格好を目指してましたので、できるだけその線に沿いたいなあという話でしたが、少しかないませんでしたんで、結果的には埋め立て処理のような格好になってます。ただ期間を定めてそういう格好で、協力してもらって処分したいなということでの話でございます。

○松田委員　よう分からんのですけども。言葉尻を取るつもりはないんですけども、今企業庁長はしりませんでしたと、こう言われた。ありませんでしたか、ありません。なかったか、あったかと僕はお聞きしたんですけども、知りませんでしたとおっしゃった。あったかも分からんけど、知らんだか。要するに、あった事実はあったけれども、自分は知らんだということですか。

○濵田企業庁長　私自身はですね、こういう格好で有価物という話の判断をしてましたので、まあ、これで暫定的な期間の協力を得て、やれるんだろうと。当時それ以外の方法も確かに一廃か、産廃かという議論よりもですね、その処理ができるかできないかというところの方が問題としては大きかったように思います。

○松田委員　これ以上話しませんけれど、環境部長にお聞きします。ではですよ、こういうふうな非常手段だと、こう言われた。同じようなパターンがこれから大小に関わらず出てきたときに、環境部としては許すんですね。このやり方を。

○長谷川環境部長　もう少し、説明いたしますと、平成１５年の第１回の定例議会で、田中委員長がこの問題の質問を本会議でされております。そして企業庁のＲＤＦの焼却灰を岐阜県の産廃業者で処理していることについてですね、循環型社会に逆行してるんではないかと、それから、なぜ一般廃棄物が産業廃棄物になるのかというご質問をされました。それでですね、企業庁側は富士電機に支援してもらうということでＲＤＦを企業庁から有価で買ってもらい、後は廃棄物処理をしていただいていますと、セメント資源化に役立つまでの間の暫定的な処置ですということで、私の方からもですね、また委員長の方からご指摘を受けましたので、環境部は企業庁と連携してきちっとやりますということをそのとき答弁をいたしました。ですから、そのあと、この暫定的な処置が延々と続くというようなことは困るので、おっしゃるとおり、環境部の姿勢として、このような一般廃棄物が産業廃棄物にですね、こう有価でね、一部売られたら変わるということに対しては必ずしも好ましいことではないので、これについては一日も早くですね、一般廃棄物としての処理なり産業廃棄物としてのきちっとした処理の形を、整えていただきたいということで、うちの職員は企業庁の職員と協議をしております。それが、この今の流れの中で、このようなことが続いておったということを、廃棄物処理法上の解釈で有価で取り引きされて、処理されれば産業廃棄物になるということはですね、その法律上の問題であってですね、それが実態論的に好ましい動きであったかどうかということは、緊急避難的な面でですね、一次的にはやむをえないかなということは私は判断しましたけれども、このことはあまり好ましくないということとは判断しております。

○松田委員　古い話やけどね、江川があの１日入団といっしょやなこれ。話は。本当に。だけどね、本当県民の人ね、そういう産廃業者でもね、指導受けたところなんか本当にね、馬鹿な県やったら許せんのかと。これね、僕、事故の原因てここと違うかなと思うんですよ。企業庁長には申しわけないないけどもね、環境部長やっとってですよ、こんなもん違法ってわかったことですよ。１００％。分かったけど仕方がない、自分とこの庭で起きたことやから、しゃあないでということで盲点を突いたと。分かっとるから盲点の突き方も分かっとった。としか考えられやんのやけど、もう１回企業庁長聞かして。

○濵田企業庁長　先ほど答弁させてもらったように、期限を定めてですね、やったのは事実です。で、早く資源循環の形に戻したいと、いう形はもう基本的にもってます。そういう意味で、今は成立していますけれども、連日、藤原町さんとかですね、地区の方とお話して、それが成立しました。そういう意味では先ほど環境部長が答弁したような形での状況が整ったということでございます。

○松田委員　もう一度聞きますけど、期限が限られたら環境部長、いいわけですか。期限を限ったとかそういういろんな条件さえ整ったら、このシステム自体、許せることなんですか。違法なんでしょ。

○長谷川環境部長　なんて言うんですかね。その実態としてですね、県がやったから、企業庁がやるからいいとか悪いとかという判断はしてませんし、当然我々ですね、こういうことは現実、その灰が出てきて灰がどう処理されるかということの中で、当然環境部の役割としてもですね、この企業庁が富士電に２００円で、有価で売らなければ、売らなければというか売るようなことがなければですね、当然一般廃棄物としての灰が出てきますので、その灰処理を県外を含めて一般廃棄物としての処理をしていただく業者をですね、当然今回のごみ処理もいっしょですけども、捜してそういうことに対して協力するというのが環境部の役割でございます。そのとき、そういうような協力もしたわけでございますけれども、かなり高額であるとかいろんな理由もあったか、また担当に会ってですね、説明させてもよろしいですが、そのようなことの中で、要するにやむを得ずそのときはですね、このようなまあ、廃棄物処理法上からいけば一応産業廃棄有価で取り引きされたもので、試験的に使うといわれればですね、なおかつ市町村の同意も、関係市町村の同意も得られているということであったので、環境部の職員はですね、それはそういうことでできるだけ速やかに正常な形に戻すようなことを、企業庁に要請して、そしてそのときは終えたという事実はございます。

　これが私、環境部長として好ましくないのかどうか、といえば、好ましくありません。

○松田委員　この辺にしときますけどね、おそらくねこういうことをしていると、県の環境行政っていったいどうなっとんのやろと、不信を僕はねこの事故は事故ですけれども、この事故に波及していっぱいですね、僕出てきておると思うんですね。一番困られるのは、困るのはね、これ今からの窓口ですよ。おそらくこれを持ってきてね、いっしょやないかと言われたらね、それに要する時間というのは説明、だって間違っているものをやってしまってからね説明するわけやから、曲がったやつを曲がってないという説明するのやで、普通の１０倍、２０倍説明要るわけです。そしてもっと信用をなくしたということやと思いますから、後きちっと対応していただきたいですし、違法だったのかどうかというのはやっぱりきちっと終わったあとでも、僕は違法なら違法と、はっきりするべきやとこう思います。それをひとつ要望しておきたいと思います。

　もうひとつだけすいません。今回の事故でですね、いろんな影響を受けた方がいると思います。例えば１例なんですけども、広域からこう、運んでるわけですね。これ１回ストップしてしまって、京都やらいろんなところへ今持っていかないかん。すると、広域でですね、運送を任されたようなところは業者もまた用意してですね、まあ、資本投下してですね、さあこれからやっていこうといったときに、全部それが切れてしまった。それによって破綻してですね、経営が悪化してきたと、いろんなね、運送業だけにこだわらず、いろんなところでいっぱい影響が出てきとると思うんです。この辺のいわゆる影響というのは、把握されてますか。企業庁長。環境部長かな、これは。どちらやろ。環境部長かな。

○田中委員長　それぞれの観点で、環境部長から。

○長谷川環境部長　いわゆるその，ＲＤＦ化。いわゆる発電所に関しては、生ごみベースで４００トン。ＲＤＦで２００トンというのが、日々処理をされていたということの中で、発電所が止まっておりますので、生ごみ処理とＲＤＦと両方で処理をして、それぞれの自治体で可能な限りやれる、現にＲＤＦ化をもうしている市町村もございますので、その辺の処理を県外も含めて、受け皿を求めて私がごみ処理対策本部長として、日々、陣頭指揮をとって、日々のごみ処理に困らないように、やるということはやっております。その中で松田委員おっしゃるように現実的に県外企業とか従来の、そのひとつの仕組みが崩れておりますので、県外企業へ行くときに、そういうような従来の仕組みの中で、もの事がうまく収まっているかということに関しては、少しはそういうような地元の、例えば運送業者が多度へいくんであれば、自分とこが受けて配送できたけども、県外へ行く場合は、運送業者がその受け手の処理する会社の車両でしか受けないというようなこともあり、その辺で少しそういうような従来の仕組みが崩れていったというような実態は聞いております。

それは何とか、改善ができないかということで、申し入れているところは事実でございます。

○松田委員　できたらね、そういうところの窓口というか、どこへも行きようのない窓口、相談窓口でもいいですからね、一遍聞いたってほしいんですよね。そしてできるだけ県が協力したって貰って、協力できるところはしてあげる。広域に言うところは言ってあげるということをねやっぱりしてあげてほしいんです。まあ、民・民の話だからということでね、先方を通してということを言えば言えますけども、やっぱりね、県が起こしたといいますか企業庁が起こした事故ですから、それに起因したことですから、やっぱり県民の皆さん、やっぱり信頼を受けようと思ったら、そういうこともやっていただきたいと思います。

それともう一回最後になりますけどね、僕は今のそのごみの問題でもそうなんですけども、何か自分とこでルールをつくってやっていく。企業庁もですね、こうやってしたら有価物でええやないかと、本当にね、考えられないことをやって、そのがんがん推し進めていく。そういうことが、日常的にそれで当たり前だということがですね、今はこう、浸透というか、企業庁中にそういう雰囲気になったときにね、僕は例えばもう上に任しときゃええやないかと、こんなことは考えんでもええやないかというよなところでですね、僕はその事故が起こった可能性も実はあると思うんですよね。その辺のところ。例えば県の、この組織でもですよ。フラット化と、本当にこれでフラット化でですね、管理体制でできるのかなと、こんなんもやっぱり見直さなあかんと思うんですよね。ここで言ってもどうか分かりませんけれども。そういうなことも含めてですね、やっぱり考えていかなあかんと。

委員長これ要望なんですけども、そういうフラット化とかそういうのも含めてですね、また一遍議論をしていただければなと思いますので、ご要望させていただきます。

最後に、これですね、田川知事からきてですね、前の、野呂知事の前・北川知事がですね、いわゆる情報政策、環境政策という２本柱できたわけですね。そして、情報先進県、環境先進県とこう、三重県は言われたわけです。まあ、そういう流れであったわけですけども、企業庁長、前知事から何かこの事故について、連絡とか電話とかありました。

○濵田企業庁長　受けておりません。

○松田委員　はい、以上です。

○田中委員長　引き続き、ご質問、ご質疑お願いいたします。

○貝増委員　２、３お伺いするんですけども、やっぱり何回この委員会開いてもらっても、企業庁長のあまりにも理路整然としたパーフェクトで、小さな声での答弁がゆえに、逆に、県の責務というのは一議員としてより疑義が生まれるわけで、その点から２、３点お伺いさせていただきます。

プロポーザルの件からいきますとですね、いろんな声出せ言うたって、前の堀田庁長あるいは安井庁長のときは、全部資料を議会へ出していただいていたと。それがきょうのこの特別委員会になってくると、情報公開制度しか出せないと。各委員みんな、このうち半分以上は所管事項で経験しますけど、皆書類持っているはずなんですけども、正規の委員会でこういった書類のひとつも出せないといったところにね、不信を感じるんです。プロポーザルのときでも、いろんな経過を聞いた。でも、県が企業庁は富士電機に任したプロポーザルのその説明を受けた、全部逃げ道がある。でもそれはチェックできなかった、技術集団が企業庁じゃないんですか。人数もしっかり各分野でおるのに、そのプロポーザルの県としての受け皿のチェックはなぜ今になっても、あの時しなかった、できなかったということを表明できないのかと、それについてまずお伺いさせていただきます。

○濵田企業庁長　先進的な技術というところでですね、こういうプロポーザル方式を選んだというところが、先ほどから何度かご説明させてもらった通りでございます。ただ、先進的な技術があるゆえに、そういうプロポーザルでよかったのかという問題については、先ほど申しましたように、こういった分についての他の民間活用の形とは違った形が必要であったかなという反省はありますということは、先ほど答弁させてもらったところであります。

○貝増委員　それもう、まどろっこしい話じゃなくて、本当に本音で申し上げてほしいと、例えば地元説明会でも知事は一番最初に頭を下げて、悪かったと、県の責任やと言われているのに、現場責任者が現地の対応も部下任せやと、この辺本当に一番の被害者は誰言うたら、県民なんですよね。そこをやっぱり執行部として加味して、ひとつひとつこの究明委員会では胸襟を開いてしゃべっていただきたい。そして、それが情報として出ることによって、先ほどの各委員さんから言われた泣いてる人、苦しんでる人、いろんな分野でも、あっ、県はそこまで進んできたと、ね。光明が見出せるんと違うやろかと、その辺を反省して言ってほしいんですが。

あなたが環境部長のとき、同時進行で県土整備でも資料が流れてます。そのときのＲＤＦ焼却発電施設を改めて見ますと、経費の節減、建設コスト・維持経費コストの低減を視野に入れ、契約交渉に入ると。当然今まで言うたように、防災あるいはリスク管理は全部受けたら負け、受注業者に任せると。この辺をまだまだこれから究明をしていかなければならないんですけどもね。そうしたときにですね、今回また新たな資料を頂戴してはっきりすることが、発注は企業庁が丸投げしたと、まあこれはしたとします。しかし、一連の１２月の起動してから各固形燃料・ＲＤＦがおかしいと気がついてから、いろんな担当者会議、理事者会議、何回もやられています、ここにいうとおり。でもそこには、現場を委託した先の富士電機ですが、入ってないと現場責任者が。これ、企業庁はうちが管理していると、一番大事な事故の原因になる、なったかも分からないその辺のことがなんで稼動現場の人も入れてないんか。役人だけで、関係者だけでどうのこうの言って処理してきたことについての経過を説明してください。

○濵田企業庁長　この会議へ出ている企業庁の職員と、それから委託しておる富士電機の関係者とは当然いろんな話しはしています。そして、ただ、事故原因となったというところの話はですね、そうだったかどうかは私のほうは富士電機はそういう主張はあろうと思いますが、私の方はそうであるとは認めておりません。

ただ、各市町村の担当者との会議は、やはり先ほどのような状況を踏まえてですね、やはり県から、県と市町村の側で解決すべき問題であろうということで、こういう協議会を開いております。ただ、始めの時には、この１月の９日のときですね、このときは全員寄って議論いたしました。こういうところから出発しています。このときは確かに出ておったと思います。

○貝増委員　その後はなんで、ね、熱が出た。例えば桑名広域でもこれ３ｍ積んだら１００度越したと。そういう資料までどんどん、会議に出ていると。じゃあこれを止めることによって各地域の持込された搬入されたＲＤＦについて、あれ現場では誰もチェックしてないんですね。企業庁。桑名広域のごみの搬入者のチェックはあっても、地元を入れた７カ所からの搬入、あるいは貯蔵槽にどれだけ、この車から積めとか、それ全部運転手さんの判断ですよね、あれ。地元ゲートチェックをしてなかったと、これも大きなやっぱり事故に対する原因やと思うんです。そういったことについて、その辺の桑名広域の中には企業庁の現場事務所として途中から１人入れて、２人プラス事務員１人、３人体制でおりますけれども、あの人たちは表へ出なくて、現場に出ず、事務的なことしかしてなかったんです。何のための出先現場事務所だったんか。頻繁にこの１２月から小さい事故、あるいは８月１４日の爆発までの間、何回もあって会議もやっているのに、企業庁として本部のシンクタンクが誰もそこへ乗り込んでなかったと。その辺の対応は企業庁どうでした。

○濵田企業庁長　例えば灰の処理についてもですね、まったく放置してあったというんじゃなくてあとあとチェックしてこういう文書も送りましたというところも、先ほどご説明させてもらった通りでございます。まあ、四六時そこに立っていうようなチェックじゃないですが、ただ、これも基本的には先ほど申しましたが、結果としてその方法がよかったかどうかということは考えなんですが、協調体制をとりながらいわゆるその安全注意義務というものを励行してもらって、各市町村の方もですね、そのＲＤＦの形成を、成型をよくするというような部分については、調査もしてもらい、それで取り組みもしてもらったというようなことで、決して企業庁の担当がまったくそこに閉じこもりきりで何もしなかったということではございません。

○貝増委員　後で先輩が大きな質問をされますので、最後にさしていただきますけれども、そうですね、各委員言われましたけれども、協定書、１１月１５日、２０日、２９日、ね。多度町、桑名市、東員町等、個別に組まれた。あるいは広域組合との搬入上限の協定書も組まれている。これ、文書をつくっただけで、ひとつも実践されてないということがこの間の説明会を通じて地元住民は、市町民ともピークにきとると。まだ今にたっても現場責任者の企業庁長は現場引き上げたら、一切表に出さないと。この協定書に対する約束したことを、言葉の使い方は別として、判断は別としてやっぱり水谷委員が言われたように、第６条の、一遍ストップをかけるというその一時的初動判断がなぜ企業庁長としてできなかったか、その辺を教えていただきたい。

○濵田企業庁長　これは１４日の事故を言っておるんでしょうか。

○貝増委員　も含めて。今までのね。１４日でもいいですよ。

○濵田企業庁長　１９日のときはですね、私飛んでいってすぐに。

○貝増委員　１４日ですよ。

○濵田企業庁長　１４日のときはですね、これ止めるような認識は現場に聞いたところなかって、それで熱風であるか、爆発であるかいうような議論もありました。私がそのときの聞いとった話はですね、現場の責任者は爆発音はなかったと。で、こういうことでしたということで、強い熱風という表現をさせてもらったと。それでそういう部分で、この施設を止めるという、貯蔵槽以外のところですね。そこの部分についての不具合は、生じてませんでしたので、施設の稼動を止めよと、こういうような認識はございませんでした。

○貝増委員　発注は一体で出しておいて、発電施設はいいからと、あるいは熱風で穴があいたと、あれは完全に爆発ですわ、あれ。ね。1ｍ５０以上の大きな穴があいてるのを見とって、それで夜中に大きな音ポーン言うて、ね。鳴ってる。朝一番に行っていただいたのは、当然責務で行かれた。でも後は会議は県庁でしなければならない。現場の若い人はうろうろしていて、何にも指示できない。本庁から呼べと言われても、誰も来てくれませんと。そんな状態が続いた。やっぱりその初期対応、庁長が現場から離れるときには、やっぱりなぜ他の技術者をその場に置いて指揮判断をできる人間を置かなかったか。あれが二次災害を起こした原因やと思うんですけどね。

○濵田企業庁長　先ほど申しましたとおりですね、施設の機能としてはまあ私の分にされた機能というのは承知してましたんでですね、特にその後の状況を見てですね、１９日のときとは状況は異なりました。１９日のときは行ったときに、けが人のことを訪ねて、そしてすぐに施設の稼動は止めたかという話はさせていただきました。

○貝増委員　きょうはこれ以上聞いても多分、企業庁長はだんだん言葉が小さくなって言葉選ばれるもんで、私は質問をこれで終了させていただきますけれども、また次回もございますもんでね、以上、終了します。

○西場委員　この問題ですねいろんな問題が残ってくるんだろうと思いますけれども、今の時点で言える重要なはっきりしてきたことは、ＲＤＦなりＲＤＦ発電のシステムそのものが決して安全でなかったと、こういうことだと思うんですよね。ＲＤＦ発電は決して安全でなかったと。それが今いえる結論だと思うんです。この安全でないＲＤＦ発電、あるいはシステムをこれからどうしていくのか。このシステムそのものを葬るのか、あるいはそれを安全に変えて継続していくのか、このために原因究明をしなくてはならんし、そして、我々この委員会のこれからの質疑も深めていかねばならない。まあ、こういうことだろうと私は考えております。

先ほど来、いろいろ話があったんですが、元々その今ＲＤＦは先進的な技術だと、今、企業庁長も言われて、これを、ある意味では盲目的に信じてこれを進めてきた。それには環境先進県として三重県の県政を進めていくというその大きな流れの中で、その目玉的にこの事業があったと、こういわれるところですし、私もそう思います。そんななかでのこだわりが、逆に大惨事にまで至ってしまった、こういう状況にありゃあしないかと。こういう点が非常にこう、大変気になりますし、その辺のところの今までの経緯の中であるいはそれぞれのその部局の判断の中でこういった意識がどこまで作用しとったのかと、このことについて、私は今一度それぞれの立場あるいは代表してでも結構ですが、聞かして貰いたいなとこういうように思いますが、あまり時間ありませんから、いろいろそういった疑問点なり、申し上げたいことをちょっとまとめて申し上げます。

このＲＤＦのこの安全の配慮が欠落しておったと。特にその他県でも同じような施設があるのに、本県のみがその関係者の安全意識が非常にこう、希薄でなかったのかということがよく言われたり、新聞に書かれたりしておるわけでありますが、その原因として考えられるのは何かと、こういうことを先ほど来のまあ、環境先進県のこの意識の中で改めて考えてみますと、とかく最近Ｂ／Ｃいわれますけれども、そのコストそのものをいかに低く押さえるかというところの意識が、安全をしのいで行き過ぎた面があったんじゃなかったか。

あるいは１２月１日に規制が始まるというその時間的なことに追われるがゆえに、そういうことに繋がったんじゃないかと、こういう、より安く、より早くという意識が結論としてこういった爆発事故に繋がっていったんだというようなことにはなってないか。あるいはそん辺が多分にどんだけあったのか、まあ、こんなことをいろいろ４基の設備が１基になったというような、それぞれの提案の結論を導く前提に下地になったんだと、こういうことになってくるとこの構想なり県の方針と相まってですね、企業庁の基本的な姿勢というものが大変重要になってくるんだろうと、こういうふうに思いますし、コストの面でいえば、これは岩名先生の発言にも確かあったかなと思いますが、３，７９０円、これに至るまでに既に無料化であったのがそうなったじゃないかという中で、企業庁も厳しいそのこれからのその運営を強いられたと、そういう面があるだろうし、また、何もかもをそういったこの受け入れ企業に任してしまう、丸投げであったのかどうかというところまでの表現は別にしましても、そういう状況にしていかざるを得ない、そのコスト面のあるいは急ぎすぎるそういった効率主義一辺倒の、こういったやり方がこういった状況を作り出したと、こういうことになってくるんではないかなという思いがいたします。

もうひとつは、私どもにＲＤＦの専門家がいないということを富士電が言ったやら、あるいは企業庁も言ったやらというような、そんなことを側聞いたしますけれども、平成４年からでてきた三重県の構想が今日もう１０年近くかけてやってきて、専門家がいないということはですね、専門家のレベルにもよりますけれども、そんな容易く言えるもんじゃないと思うんです。しかし、考えてみれば、今時点で、長年携わってきた人が今の時点でその安全性や技術に対して物を言える立場に現在おられるかどうか、その人事面での配置とか、あるいはそのＲＤＦの発電の運営に関してですね、そういう言葉が出てきたときにその言葉をきちっと受け止めて、それを事業なり運営に反映していくそういう状況にあるのかどうかという、こういったことも大変気になるところであります。

長年のその今までの取り組みの中で、必ず私は専門家に近いそうした技術やそういった人材は三重県にたくさんおっただろうと、その中にはこういった我々にはなかなかその当時、今まで安全面での議論がなかなか聞こえてこなかったけれども、そういった安全面に対するこうした方がいい、こうなると危ないという声があったはずだ。それをきちっとその実行までいたしめられなかったシステムとして、あるいは人事としての問題がなかったのか、こんなことについても聞かせてもらいたいなと思います。

とりあえずそこまで。

○濵田企業庁長　私自身もコスト意識は当然持っておりました。ただ設計段階も終わってましたんで、我々はその後の、例えば灰処理の運営の問題であるとか、そういった部分については随分、意を用いたつもりでございます。ただ、先ほど言ったようなコスト主義が前面に出すぎて、今回の分になったんではないかというようなことは、我々もこの施設が、設備がついてないとかですね、そういうような面からはもう一度検証する必要があるという格好では見ていますが、今のところ、この部分はこうだったというところまでの記録は見当たりません。

この後の人事面での話はですね、おっしゃるような部分をやっぱり必要と思いまして、私も１名途中で異動させたのは、非常にその当時から深く関わってですね、そういう意味での勉強もよくしておるという５０代の職員を１人配置させていただきました。ただそれまでの経過の中でですね、今までの配置がすべてそれでよかったかということについては、途中異動の中で少し大幅な異動があったりしたことも事実でございますので、これからの意を止めなければならない点かと思います。

いずれにしても、経費面だけでですね、この安全性との問題がどうであったかということはこれからの原因の話とも含めてですね、我々ひとつひとつ点検せんならん課題であると、そのように思っています。

○西場委員　１２月１日の規制の開始に間に合わすために、急ぎすぎた、こういうことについてのその拙速な対応というのはなかったかどうか、この点についてはどうですか。

○濵田企業庁長　この点につきましては先ほども申しましたように、１２月１日の施設稼動には、是非間に合わしたいという思いはありました。これはＲＤＦが市町村から出てくるという実態があってですね、ただ、そのために安全の部分をまったく無視してやったということじゃなくてですね、安全点検の部分については、どうかということはきちっと点検しながらやったつもりでございます。

ただ、途中で発電のプラントの部分でいくつかの故障が起こったということでですね、そういう計画が少し狂わされたということもございます。

○西場委員　確認のためにもう一度聞いておきますが、そのタンクを１つにしたあるいは、当初プロポーザルで提案のあったいろんな安全設備のいくつかあるいは全部が、実際建設できなかった、しなかった、こういったことは急ぎすぎあるいはコスト主義、こういう中で影響したとは考えられない。

○濵田企業庁長　そこまでの部分でですね、この部分がという確信をもってまだ私答えられません。

○西場委員　環境先進県を標榜する県政に忠誠を尽くすあまり、このことに支障があってはいけない、事故があってはいけない、問題があってはいけないという意識が事故にまで、発展してしまうべく以前にいろいろ対処しなくてはならないというその積極性に、ブレーキをかけたということにはなってないですか。

○濵田企業庁長　私庁長になってですね、一番先に前任者から言われたことは、灰処理の問題が滞ってますと。これを解決してください。その前にですね、市町村との間の引き受け料の話が解決されてませんと。大きくはこの２点と

いうふうな話がありまして、当初はその２点に全力を尽くしていきました。そういう話の中で、１２月１日の稼動の話もおいおい入ってくる中で、土地の、先ほども申しましたように、取得の関係で少し遅れたとかですね、いろんな情報が入ってきて１２月１日に間に合うのかというような話は聞きながら、ただまあそうは言っても安全面は確認しながらやらないといかんからなという話で、一応の市町村のＲＤＦの処理にはまあ間に合ったと、そういう認識で始めました。

○西場委員　これ原因問題だけ。灰処理の問題もやっていいのかな。

○田中委員長　きょうの本委員会は、原因究明についての。はい。

○西場委員　じゃあ、最後になりますが、私が冒頭に申し上げましたこのＲＤＦのね、システムそのものが安全でなかったという認識を現在は持っておられますか。

○濵田企業庁長　専門家の方のご意見を聞いておっても、いろんな課題が出てきておりますので、そういう認識をきちっと持ってひとつひとつ解決していく意識がないと、問題解決に繋がらないと思いますので。

○西場委員　はい、終わります。

○萩野委員　こっちも大きな声の委員が後に控えておりますので、簡単にさせていただきますけども。ひとつだけ。お２人がお亡くなりになったんですけども、そのタンクの上へ登って消火する、どういう経過でそうなったです。

○濵田企業庁長　まあ、この部分についてはですね、原因究明とそれから捜査の問題が大きく関わりますので、私これが決定版だという話は、自分の目では確認してませんので答弁は控えさせていただきます。

○萩野委員　そのときに、企業庁は関わっていたかどうかについてはどうですか。

○濵田企業庁長　１９日の日の話の、朝の打ち合わせには参加したけども、そのときにはそういう話は担当は聞いていなかったという報告を受けております。

○萩野委員　燃え盛っているタンクの上へ登れば危険だということは、それは消防に携わっていなかっても分かることではなかったかという思いは、私は捨てきれんのです。ですから、捜査に関わることで答えられないと言うんだったら、それはそれで止むを得ないと思いますけども、今後原因究明をするときに遺族の方の思いもありますから、その辺についてはやはりきちっとしていく必要があると思うんですよね。時間の経過も追いながら、どうしてそのようなことになったのかというあたりは、しっかりここでも議論をしていける状況を是非私どもも作っていかなければならんというふうな思いを、それがやっぱり遺族の皆さんに答える、この委員会として答える道だというふうな思いがしますので、是非ともそんなことも当然議論できるようにしていただかなきゃならんと思います。

　前例があるものとないものと、県のいろんな施策の中にあるなかで、これはほとんど前例がなかったものですから、今の答弁聞いていてもですね、要するに契約書や仕様書をですね、中身をきちっと判断する能力が企業庁になかったとしか思えんのですよね。例えば西塚さんがさっき聞いたですね、その仕様書の中にですね、防災設備一式というふうに書いてあったら、それはどんなものかというのをきちっと点検をするのが常識だと思うんですよね。スプリンクラーが付いているかないか。付いているかというのは。そこをまったくもうプロポーザルだからと富士電機に任していたということは、やはり点検する能力がまったく欠如していたし、安全管理に対する意識もですね、きわめて低かったというふうに思わざるを得んのですが、どうですか。

○濵田企業庁長　こういう事故が起こる結果になってますので、その分は本当に重く受け止めて今後に生かす必要があると。先ほど申しましたように、プロポーザルの方式のあり方についてもですね、こういう先進的な分についてのは、十分考えなければならないと、そういう思いは強いです。

○萩野委員　それでですね、説明会をマネージャーさんかなんかが行ってですね、説明会をしてくれているんですけども、逆効果ですよ。きちっと責任を持った方が行かれて、先ほど日沖さんからありましたけれども、今の説明会はかえって住民の皆さんに県民の皆さんに、不信感を煽る、増幅する説明会になってますよ。答えられないとか。やっぱり、説明会をするなら、きちっと説明できるような、スタッフも揃えて説明に行っていただくように、今後お願いをしておきたいと思います。

　それからですね、９月の１７日にですね、関係する市町村から知事に対して陳情がございましたね。これは原因究明とちがうんか。終わりますわ。

○岩名委員　ずっと話聞いててもね、もうこれは企業庁の責任はですね、もう逃れ去るものではないと思います。ね。私、このいろんなものの中で非常にこのね、不思議に思っているのは、２回に及んでですよ、履行期間を延長しているということですな。これ、来年の春まで。この中日新聞の８月２６日の新聞によるとですよ、施設には問題があってそのまま引き取ると責任が生ずる、と。受け取りを先延ばししてですね、運転状況を観察していたと。こういう説明をまあしたという記事があるわけですよね。ですからもうあの、いわゆる先ほどどなたかもお話ありましたけども、１２月の１日のダイオキシン規制ということだけが頭にあって、とにかくやらなきゃいけないと。しかし、不安はあるけれども、施設に不安はあるけれども様子を見ながらやるんだと。こういう無責任な体制でですね、スタートをしたこと自体がですね、今日の大きな惨事を引き起こすことになったと思うし、この責任は非常に重いと私は思います。そして、完工検査すらもですねこれ、受けていないんではないかと思うんだけども、これ常識外の問題だと思うんだけども、これはどうなんですか、完工検査とかそういう完工報告とか、そういうものはもうなされたんですか。

○小林総括マネージャー　電気事業法上の問題がございまして、その電気工作物なかの事業用電気工作物になっておりましてですね、その中でその自家用の電気工作物というふうなＲＤＦ焼却施設は位置付けになっております。まあ、それにつきまして、いわゆる施設の本稼動と申しますかそれについては、いわゆる施設の使用前検査というのが必要でございます。それにつきましては、もう既に使用前検査につきましては、この１５年の４月２９日でございますけれども、それは既に受けております。

○岩名委員　いや、設備全体の完工検査ですよ。だからその電気系統とかそのいろいろのではなしにですな、すべての貯蔵槽も含めてですよ。

○小林総括マネージャー　それともうひとつその、いわゆる一般廃棄物の施設でございますので、廃掃法上のものもございまして、１１月２８日でございますが、一般廃棄物としての使用前検査も受けております。それから、その後、いわゆる三重県の検査監室の検査と申しますか、いわゆる出来高の部分検査等もございますので、それにつきましても１４年の１２月１日の稼動に備えましては、それ以前にいわゆる出来高の部分検査等を受けておりまして、それでその焼却発電部分についての稼動部分について、問題ないということで、稼動いたしております。

○岩名委員　稼動部分について受けたとか、何々の部分について受けたということを今言っておられるんだけども、僕は全体として、すべてクリアされたのかということを聞いておるんですよ。ちゃんと答えなさいよ、あなた。

○小林総括マネージャー　先生の方からいわゆる工期の問題のご指摘がございますが、現在のこの工期につきましては、来年の３月３１日。

○岩名委員　ちょっと待って。工期じゃない。完工検査を全部ね、受けたのか。そのクリアしたのかと全体を。

○小林総括マネージャー　先生のお尋ねにあれでございますけれども、このまず、工期の方から説明一部させてください。現在の工期が１６年の３月３１日となっております。これにつきましては、このいわゆる焼却灰の処理をいわゆるセメント資源化をいたします。その関係がございまして今、藤原町の太平洋工業の中で、灰水洗いわゆる灰を洗う施設をつくっております。それが来年の３月までかかるもんですから、この全体の工期、それが富士電機のほうに入っておりますので、この来年の３月３１日までの工期延期をいたしております。それで、それ以前につきましては、この１５年の３月３１日までの工期ということでございまして、それはいわゆる藤原町につくります灰水洗設備を除いた部分でございます。で、その、１５年の３月３１日までの灰水洗設備を除きましたいわゆる多度町に造っております焼却発電設備、貯蔵槽も含めました全体のものでございますけれども、それについての、これもその灰水洗設備ができまして完全な完成検査でございますので、この１５年の３月３１日まで工期を延ばしました部分についての、その辺の出来高の検査等については終了いたしております。

○岩名委員　それじゃねえ、これ民間業者がね、こういうことをやったとした場合に、県がこういうずさんな状況でね、操業許可を与えますか。与えると思いますか、あなた。どうです。今さっき話があったように、県がやることなら何でもオーライ、オッケーでね、やっていけると。そんなバカなことはないわけでしょう。それはね、県民に対してですね、非常に不信を招く僕は事態だと思うんですがどうですか。

○濵田企業庁長　そのことは今後十分反省も含めて受け止めます。ただ、電気事業法上の話としては、まあ一応クリアした形の中で、市町村のごみ処理という観点もあって、懸命に取り組んできたということは事実でございます。

○岩名委員　ちょっと僕の答えになってないなあ。まあ、これはちょっと常識外だと、僕は思うんですがな。その、県の事業としてですね、こういうその、得手勝手なスタートはですね、ちょっと許されるものではないということをまず言っておきます。

次に、爆発事故が起こった日ですね、我々は県土整備、そして企業常任委員会の視察でこの現地にいたわけですな。そして、庁長もおってですね、爆発の直前、私は質問していたと思うんですね。そのときに富士電機の責任者に対して、あなた方の会社はこの施設を造るのに、どういう今までのわが国における経験ありますかと、問いましたよね。したら、まったくありませんと、平気でまあ答えたわけですがね。私はまあ唖然としたわけですが、このような会社にですね、プロポーザルであろうが何であろうがね、契約をするという異常さ。これはですね、ちょっと私は許せないというふうに思います。まあ、日沖委員も指摘をされておりましたけれども、安全対策をプロポーザルの審査の時点でも持ってない。そういう富士電機を指名したことに対してね、県の責任は感じてないかどうか、ちょっと企業庁長。

○濵田企業庁長　プロポーザル方式としては、ひとつの方式だったと思うんですが、先ほど申しましたように、新しい事業をするという観点で、その他の部分といっしょのプロポーザル方式でよかったのかという観点がひとつとですね、それからもうひとつは先ほど申しましたように、プロポーザルの中でもかなり先進という話の中で企業にですね、委ね、ある意味では過ぎ、過ぎたという部分があるのはこの契約上、明らかであろうとは認識してます。そういう意味では反省はあります。

○岩名委員　いや、反省じゃなくてね、私は、県は県の責任だと思うんだけれども、あなたはどう思うかと言っとるんですよ。

○田中委員長　企業庁長、簡潔にご答弁お願いいたします。

○濵田企業庁長　具体的な部分についてはそれぞれのところでいろんな意見をきちっとでてくると思いますので、それをきちっと受け止めたいと思います。

○岩名委員　これね、企業庁はね、県としての責任を認めようとまったくしてない。そして、富士電機はまた一方で、私は富士電機の人の話を聞いたことがないんで、分からんが、まあ、自分の責任を認めようとしない部分が非常に多い。こういうことではね、県民がたまったものじゃないし、犠牲者の方々にも浮かばれないと私は思います。委員長にお願いしたいんですが、この際に、富士電機の責任者をね、一遍参考人として招致をしていただいて、我々からもですね、一遍いろいろとお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中委員長　委員の皆さん方、今、御提案をいただきました富士電機さんの方からも、多岐にわたっていろいろとお伺いしたいことがあるということでございますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声、複数あり）

そうしましたら、詳細につきましては正副委員長とで、ご一任いただきまして、打ち合わせさせていただきますので。

○岩名委員　委員長、ちょっと注文よろしいでしょうか。異議なしなんですが、というのは会見なんか見ていても、東京から来た常務かなんか知らんけど、今、現場の状況をしらない、それは向こうの勝手ですが、それ以外のですね、問題になっている契約上の担当者だったり、それから現場の責任者など、そういう人たちが必ず来てほしい。複数でも可能だということで、常務来てもなかなか要領を得ませんので、契約上の問題に熟知している人とか、現場の事故の部分の管理官含めてですよ、わかっている現場責任者それら含めて複数で結構ですから、お願いいたします。

○田中委員長　正副委員長にご一任ください。お願いいたします。引き続き岩名委員お願いします。

○水谷委員　今、岩名委員が言われましたように、富士電機を呼んでいただくのは非常にありがたいと思いますけども、まあ、いろんな意味でですね、県民感情等を察知しますと、非常にこれに携わった一番の責任者というかね、そういった方、前・北川知事もですね、そういう形で是非ともですね、参考としてですね、お聞きしたいんですけどもいかがでしょうか。

○田中委員長　一応、じゃあ、正副委員長にご一任ください。

○水谷委員　はい、分かりました。お願いします。

○田中委員長　岩名委員、引き続きお願いいたします。

○岩名委員　それとですね、私は今回のその事故後の対応についてもね、私は企業庁の対応は非常に悪かったというふうに思います。ひとつの例を言いますとね、これは素人の考えかも分かりませんが、最近タイヤ工場が火事になりまして、その消火もやっぱり水でやってたんですが、結局化学消防車が出動して泡消火をしたということをテレビで報道しておりました。私はこの爆発の翌日にですね、一向に火勢が衰えない。そういう時期に、副知事からですね、電話が何かの要件でありました。そのときに、あなたどこにおるのやと言ったら、現地におるということだったんで、私はそんなもの水かけてもやね、あの火の勢いを見ていると、これはプラスチックが燃えているんではないかと、一般廃棄物やないやないかと、だから、それはそれとしてですね、三重県には四日市には特に化学消防隊がおるんで、泡消火も持ってるんだから、それを呼んだらどうやという話をしたところやね、これがまたやね、結局消防庁に頼んで呼びまして、消防庁から今係官が参りましたというから、係官が来ても火は消えないじゃないかと私は、その場で怒ったわけですがね、それでね、そしたらまあ、名古屋から消防車がくると。化学消防かと言ったら、普通の消防やと。こういうふうな対応にしてもですね、私は非常になんとなく、その、備えが全然できてないというふうに思えてならないわけであります。これはまあひとつ愚痴として聞いといてもらいます。

そして、次にですね、今行き先を失ったＲＤＦの処理代金の問題も、これ非常に大きな問題だと私は思うんです。これについて、今日までの状況の中でどの程度の金がかかっているのかを、委員長通じてですね、ひとつ我々にも示していただきたいと。これ後で資料としてね、お願いできませんか。

そして、最後にね、松田委員のさっきのご質問に関連してですね、ちょっと私も古い県会議員として申し上げておきたいことがあるんですが、この事業を始めようとしたのは企業庁なのか、環境部なのかというご質問がありましたよね。なんとなく分かりにくい答弁であったように思うんだけれども、これはですね、そもそも平成４年に何か新しい方針が出されたという、先ほど報告ありましたが、もうそれ以前から昭和の時代からこれは相当企業庁がですね、熱心にやってたことなんですね。私は唯一反対しておりましたので、私のとこへも、何度となく執拗に企業庁からですね、理解をしてくれという要請がございました。ですから、これは明らかに当時の通産省、通商産業省の外郭団体でありますＮＥＤＯがですね、これは厳しくそのまあ売り込んできたひとつの事業であって、それに乗っかった当時の企業庁がですね、これを何とか火力発電事業もなかなか採算が合わなくなってきているし、電気科の人間をですね、どうしようかというような中から考えられた事業であることを、ここではっきりと申し上げておきたいと思います。そういう発想の中で、これは行なわれたことであって、当時私も議論のひとつとして申し上げたことは、まずは一般廃棄物については市町村の専権事項ではないのかと。それに県がなぜ手を突っ込んでいかなきゃならないんだと、ね。こういうですね、やはり役割分担を超えたことをやったことが、こういう惨事を引き起こす大きな原因になったんではないかと。この辺の原点に立ってですね、私は考えなければいけないし、今後の対応についても考えていってもらいたいと、このことを申し上げておきたいと思います。以上。

○芝委員　はい、そいじゃ、質問させていただきたいと思います。まず、庁長ね、庁長先ほどの答弁の中で、よく出てくるのは、主張すべきは主張してと、今後議論していくとか、そういうような部分を受け止めていきたいという、まあある意味では、主体がなしにね、対象の相手をぼかしながらというか、意識しながら、もしくは今後の進展を意識しながらの言葉が非常に多いんです。今までのすべての説明だけど、今回の企業庁の体質と、今回の事故に限らず、今までの体質も含めながら皆さんから全体的に、この委員会からでも県民からも指摘を受けているのは、説明責任がなってない。このことははっきりいえると思う。もうひとつは情報公開なってない。この大きな２点の元に、あると思うんです。不信感が。そこのところがまず、今回の事故を契機に体質改善にもっていってもらわんことには困ると思ってるんだけども、なかなか庁長の口からそんな言葉が出てこない。非常に残念に思ってます。

おそらく、庁長が今いう、主張すべきは主張とか、議論していくとか、どうこうというのは、今後の進展を含めながら時には対象が契約委託先の富士電機であったり、消火にあたってもらった消防署関係であったり、司法当局であるんだろうとこう、それは推測できますよ。しかし、今ここへ来ればね、さっきからいろいろありますように、企業庁としての責任、もしくは県にもある。その責任は絶対に免れない。これは委員会の恐らく皆さんの思いであろうし、県民の思いであります。

しかし、今言ったように、そこの責任は認めた上でいろんな契約上の問題、いろんな部分の民法上の問題、法律の問題も含めて主張すべきは主張するという、部分でやってもらわないと、何もかもがですね、同じ感覚の部分でやってもらったら困る。だから、私は言いたいのは、説明責任は十分果たし、情報公開もする。そこで、改めて企業庁としての責任は取りますよと、その部分がひとつあって改めて主張すべきは主張すべき、議論すべきは議論すべきという問題に分けないと、大変なことだなと思ってますから、まず最初にそこを主張しておきます。

そのなかで、私は今回の一連の部分をですね、大きく３つの形態というような感覚で捉えて、まず、質問をさせていただきたい。そのひとつというのは、先端にひとつの原因があってそれはすることは大変難しいと、複雑な要素から構成されていると思うんですね。事故全体。一連の流れが。その中で、まずひとつはＲＤＦの性状の問題、これがひとつだろう。要するに、６つの施設から出てくる部分の性状の問題、過程の問題、先ほども議論されておりました。これがひとつ。

もうひとつは要するに、契約から、プロポーザルから契約に至って、建設されて、あとの安全管理の部分の問題がひとつ。もうひとつは、いろんな形で発熱して、発酵して発熱したり、爆発したり、発火したりという部分の対処の問題。そこで、けががあったり、死亡があったわけですけども、大きくはここの３つに分けて議論するべきだろうと、私自身は思っておるんです。

その中でまず一番目の部分で、お聞きをしたいのは、ＲＤＦの性状の問題。この部分については、県の事故調査特別委員会の方から報告書にも上がっています。それを引用するとね、ＲＤＦの形状や水分について県内の製造施設からの報告、報告だけであるけれども、顕著な差は認められないというコメントが出ていますね。ところがきょう、ここに企業庁からね、一連の報告を貰った分については誰が見てもね、顕著な差があるとしか思えやんわけですよ。顕著な差があるとしか。今は、時間がたった今は例えばこの部分とは６月のデータだろうと思うんですが、６月のデータを元にした調査委員会というか、総論だと思うんですけども、６月の部分も大事でありますよ。大事であるけれども、それも調査委員会なり、企業庁なり、県が行ったデータや検査じゃなしに、それぞれの施設がそれぞれのところへもっていって、それぞれのところのやり方でやったような感覚もあるんです。同じところでやっていませんから。同じ試験槽の中でやってません。そのものでこの調査委員会の検査の総論付けだけでも、少し私は疑問に思っているんです。

それ以前に、ここにも今日報告いただきましたように、去年の１２月から既に運び込まれてるなかで、度重なって桑名を始め、各施設に改善要請をかけている。この事実とね、報告とがこれでいいのかという部分。この調査委員会の管轄は県のほうですけどもね、そこの部分が一番大事な部分であるのに、結論付けは６月の持ってきてもらって、報告してもらったデータをもとに、もう正常で差異なしという部分の結論付けの部分から議論を出発してもいいのかどうかという思いがあるんですよ。ここの部分について県としてはね調査委員会の報告をどう受け取ってます。これでいいとしているのか、報告は報告ですよ、こんなもの。いや、やっぱり現状的に差異があるのかという、そういう認識から。

○長谷川環境部長　７ページのＲＤＦ化施設と他県施設とのＲＤＦ性状比較ということで、県内の７施設と他県１１施設のいわゆる水分、灰分、可燃分、いわゆるＴＲの基準はクリアされているし、他県のものとは顕著な差は認められないという報告でございますので、要するに、他県でそういう発熱とかいろんな事故が生じてないのに、三重県ではなぜ生じた、起こったのかということに対して、まずＲＤＦの性状を比較したということでございますので、これはこれで意義があると思います。

○芝委員　その比較したデータは一応、何月時点のもの。総論的に。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　市町村のほうのですね、ＲＤＦ化施設が１４年１２月前後稼動でございますので、それから以降のものでございます。基本的にはその１４年度の部分とそれから１５年度に入った部分も一応ございますけれども、両方と取っております。

○濵田企業庁長　私のほう、出したのもですね、１２月の２３日の発熱の部分がありましたんで、１月ごろはこうでしたと。桑名広域の部分でも４月の何日にはこのようなところで改善しましたと、そしてきょうも資料として出させてもらっていますけれども、企業庁自体が分析した資料もつけて今はこういう状況でございますと、そういう部分の表を現時点でこう見れば、大体言ったような状況の話の中にあると、こういうことでずっと経過を説明させていただいております。

○芝委員　そうすると、ちょっと整理させてな。１２月以降からＲＤＦ入ってきている。専門委員会報告としては、去年の１２月時点もこの６月時点もすべてずっと一連の部分のデータを見ながら差はないという結論付けになっていると認識していいの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　市町村のほうですね、大体、３カ月に１度くらいしかこのデータというのを残しておりませんでしたものですから、そのデータをもとに比較をいたしておりますので、必ずしも毎月チェックをしたとかですね、そういう意味合いではございませんので。

○芝委員　ようわからんのやけど。極端なことを言うと、例えばこの写真の１６ページのね、桑名のこの製品なんていうのは、非常に誰から目見ても、綿化度というか、粉化度というんですか、この部分は劣ってるんだなとこう思ったりして、改善要請をかけてますけどね。これを見て、よその他県と一緒という判断したわけやないんでしょ。よくなって、改善の要請をかけた、よくなってきたある程度のものの６月時点かなんかと思ったんですが、その時点を見て調査委員会は差がないという判断をしたでしょう。以前のものは差はあると考えていいんでしょ。そこをはっきりしてください。まず。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　調査報告書７ページは、あくまでも県内の７施設と他県の１１施設を比較をいたしております。その中で見ていただいたら分かりますように、粉化度については他県の施設の。

○芝委員　いつの時期やと聞いておるの、おれは。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　時期的にはその同じような時期で比較しております。

○芝委員　同じような時期。桑名のＲＤＦでもね、去年の１２月の部分のデータと今年の６月のデータとは違うと思うんですよ。だから、事故調査委員会っていつのデータをもって調査をしたというの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　桑名の分については、平成１５年の２月のデータでございます。

○芝委員　２月。機械を替える前。替えてから。桑名の。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　一部その機械を入れ替えている時期かなと思います。

○芝委員　ちょっとその、個々、個々それぞれの施設の出したデータの年月が私は把握してないで、分からんのですけども、いずれにしてもね、県下の同じ部分のＲＤＦは、顕著なその差はないと、他県と比べてはないし、県の中でも差はないと、こういうコメントが入っている。ところが今まで以前、企業庁からのコメント等ではですね、以前はそのここに報告あるように、その原形をとどめないもの、崩れてるものもあったりとかですね、いろんな問題が、大いに不良品が含まれてたというコメントがあった。そのときの部分のデータも調査委員会には提出をして、調査委員会はそのときのデータも入手してこんな結論になったかということを、私は聞きたかったんであってね、そこの観点はどう。

○真伏循環システム推進チームマネージャー　大体その施設については稼動しました直後といいますか、１５年２月前後ですね。その辺のやつを主に調査をいたしておりますので、それで言いますと、今現在のデータと比較したというわけではございません。

○芝委員　まあまあしたわけ、今現在の新しい、改善された後の部分でやったというわけじゃないということね。私はその中でね、事故調査委員会の部分のデータは非常にデータ不足、気の毒にデータ不足だったんだなと、こう思っておるんですよ。現状はもっともっと改善する前の部分というのは、データもっと悪くて劣化しとった、悪かったんだろうとこう思う。そのときの運び込んだものがタンクにあったからねそこの現実と、いや最近の新しいデータ集めて調査委員会がこれは他と変わりませんよ言った部分とでは、まるっきり中身は違う、現状に違うという思いがあるんで、ここの部分をきっちり修めやなあかんとは思ってはおるんです。これがひとつ。

そのＲＤＦの受け入れ問題。その中で、事故調査委員会がコメントを出してます。委員長はコメントされている中でもね、「関係者から聞き取りの調査等々について、できればしたいけれども、捜査権もなく相手もあること。それから警察消防との関係上、難しいものがある」。それは分かるんですが、そういうことと、いずれにしても関係者間の聞き取りの調査もしたい。委員長要望しとるんです。併せて企業庁には運転時や保管時のデータ提出も求めたい。こういうコメントが載ってます。それから、当然ながら、この調査報告書にも事故前の状況等の詳細なデータが確保されていない。ということなんですね。非常に、先ほどからコメントの部分を含めて県の責任にないような部分をいわれるんですけども、調査にまず、この事故調査特別委員会の調査に県としても企業庁としても、十分協力し、データの提出、先ほど言ったように、説明責任と情報開示、これの部分を果たしてますか。まず、その感覚から聞かしてください。県と企業庁。

○長谷川環境部長　この１カ月足らずの中で、４回委員会を開いてですね、県外の稼動している３施設の実態も調べ、それから実証実験も三重大学や他の企業等でやり、いろんなものを事務局で可能な限りのことをやっております。ただ、おっしゃいますように、委員長の報告にもありましたように、いわゆるデータ、事故前のデータについては日々ＲＤＦのいわゆる貯蔵槽への動き、搬入とかいろんな動き、どこのがどのような動きであるかとか、量的にとかですね、その当時の湿度とか温度とか、そういうものは客観的に調べられますので、いわゆる吸湿率、吸湿が高まるような夏場でございましたので、どうなっているとかそういうデータはですね、可能な限り全部出して協力しております。ただ、その実態的に事故が起こったときのデータというのは十分なものではないので、最終報告に向けてですね、そのデータを踏まえて究明をきちっと図ると言うことを委員長は述べております。

○濵田企業庁長　企業庁としてもですね、少しまどろっこい感じになりますが、現場事務所のほうが少し立ち入りができない状態になって、結果としてそういう状況が出しづらい部分があるかも分かりませんが、基本的には職員ですね、そのときの情報を状況を集めようとして、懸命に取り組んでおります。いろんなご指摘受けてますので、基本的

には我々の方も調査委員会で明らかにしていただきたい気持ちが他よりももっと強うありますので、今後についてはですね、十分対応していけるように努力します。

○芝委員　企業庁、今のコメントよう聞くと、今まで十分協力してなかったと、これから十分協力しますというような解釈でよろしいですか。

○濵田企業庁長　正直言いまして、職員も私がこれ以上して大丈夫かなというぐらいですね、懸命にやっております。そういうな中でなかなか、こう書類として整備されてない部分があったりするのも事実でございまして、そのお叱りを被っておりますけれども、協力しようという気持ちはこれは今までと変わりません。

○芝委員　企業庁、ここは、こそこそ言うんやったら、気持ちやない、気持ちやない。するか、せんか。出すか、出さんかですよ。もう何日経っとるとおもてんの。整理みたいなん、いらんわけですよ。あるものを事実の経過とともに出せばいいんですよ。出されれば。それが調査委員会であろうと、警察だろうが、どこだっていっしょなんですよ。その部分がないから、調査委員会の委員長が敢えてコメントせんなんというここに問題がある。そう思いませんか。

○濵田企業庁長　環境部とも十分。

○芝委員　環境部関係ないやろう。

○濵田企業庁長　いや、企業庁自体はそういうつもりでそれを取り組んでおります。

○芝委員　取り組んでおりますし、僕は取り組んでなかったからこんなコメントとかそういうことになっていく。取り組んでください。違いますね。その部分については。

○濵田企業庁長　取り組みます。

○芝委員　はい。それで、今まで、プロポーザルの件とか契約の内容、設計変更とかいろんな部分で、でてきました。当然事故調査委員会の部分も含めてそのほぼ最初の原因、まあ爆発原因、発火原因のこととは行かなくても、大きな原因の部分は絞り込まれたと、こう思っております。その中で、当然、企業庁としてはね、庁長はその説明の節々にプロポーザルだから、委託してるからという部分が、前段に私はあると考えているんですけど、感じ取れるんですけども、しかし、それはあるでしょうけれども、設置者として委託者としての責任、指導、管理。この部分は絶対に責任は免れないと私は思うんです。

当然ながら、企業庁の管轄すると言わしている県の責任も逃れられない。その部分においては。契約実行したが知らんが、その部分は別として、まず、企業庁はプロポーザルの選定の部分をした、それから設置している部分の責任。管理者としての責任。指導。能力。いろんな部分での、責任問題は、逃れられないと、こう思うんですね。現場へ直接関係なかったから、責任はないとは言わせないと思う。

その中で、事故以来、相当月日が経つわけでありますけれども、企業庁の中で今回の事故に対して、今いった観点から、責任問題を議論したことはありますか、ありませんか。

○濵田企業庁長　私、それぞれでですね、言われとる部分についてはきちっと受け止めるつもりです。自分で評価することでなくてですね。

○芝委員　企業庁長受け止めてじゃなしに、私言っているのは、例えば県にはいろんな問題起これば、県の懲罰規則があります。そのときは当然ながら然るべき機関を開いていろんな問題を検討します。１回、２回でも。１回でできるときもあれば、２回もあるでしょ。すぐに方向性は定めても実行しない場合もあるでしょう。当然県も聞きますが、企業庁の中でそんな例えば懲罰規定のようなものはあって、それに沿った検討会的なもの、結論はなくてもいいですよ、まだ。そんなものは開かれたか、開かれてないかということを聞いておるんです。

○濵田企業庁長　開いておりません。企業庁にですね、として、これが責任があるという部分については当然施設の長としての、これは私の責任に帰属すると思います。

○芝委員　そこですべては私にあるからというんではなしに、きちっとした懲罰規定あるんですか。ないですか。まず。懲罰規定。

○濵田企業庁長　企業庁の中には。

○芝委員　県に類するの。

○濵田企業庁長　はい、同じような規定はございます。

○芝委員　その中で、事があればね、開かんなん文になっとるわけでしょう。すべてが対処終わってから開けという文になってても、そこは庁長の判断ですよ。誰がどうかというではなしに、自分ひとりの責任じゃなしに、いろんなことでいろんなものに責任があると思うんです。庁長１人に限らず。まずそこで、いろんな問題、まず、結論出すまでのそういう部分は召集して検討を今からしていく。そこでも情報収集もしていくということの分をすべきだと思うし、併せて、県としてもね、そういう検討に入るべきだと思っているんです。県の懲罰規定にあわしながら。

県民に安心、安全を守るという、前提のための行政でありますから、そこに多大な負の部分があったわけでありますから、当然私はそこに対象になってくると思うんですが、庁の動きと県の動き、そこの考えをもう一度お聞かせください。

○濵田企業庁長　私は今の時点よりですね、少し、もう少し原因究明の部分とかいうものを待つ状況です。

○芝委員　県は。

○長谷川環境部長　県の場合は企業庁長にあたるのは、当然知事になりますので、総務局が懲罰の所管部門でございますので、当然その旨伝えます。

○芝委員　伝えるというか、まだ開いてないということね、現実は。そういうもんはね、設置してないということですね。

○長谷川環境部長　やってないと思います。わかりません。

○芝委員　でも私は結論的なもの、中身のその議論までにまず、開くのは知事であるし、設置するのは知事であるし、企業庁においては庁長なんですよ。そこですぐ結論が出るもんでもないけれども、やっぱり設置すべきだと、県民に企業庁にもそれなりの管理と指導と行政上の問題の責任はあるということを明示するためにも、すべきだと思うんですが、庁長その辺はどうですか。先ほどから、原因究明が先や。それは当然先せなあかん。しかし、まず設置をするということがね、企業庁にも委託責任がある、管理行政指導責任があるということの、まずはいろんな問題他にもあると思うんですが、まずはそこの明示にもなると思うんですが。そんな考えはありませんか。

○濵田企業庁長　現時点では考えておりません。

○芝委員　はい。それじゃ、いつになったらそんな部分は設置、現時点じゃないということはいつの時点なら、それが可能なんですか。

○濵田企業庁長　今後の原因の究明とかですね、そういう部分をもう少し見極めないと、職員も懸命に我々日々の仕事に、さしてますので、そういう状況もお汲み取りいただきたいと思います。

○芝委員　私、事故の処理の仕方には２つあると思うんですよ。すべてが終わってからねいろんな責任問題の部分はきちっとする。そういう形。もうひとつは、事故の原因究明とかいろんな部分をしながら、原因究明を続けながら、やっぱし、その原因究明ができていろんな体制が立ち上がった中でその実行というか実施はそこだけども、向かってこういう方針でありますよ。要するに、退路を絶ってという感覚はないけれどもね、青木さん、ちょっと名前を出すと、ちょっと事情はおかしいけども、そんな感覚的なね、話の部分でやっぱりあると思うんですがね。今。青木さんやない、野中さんやったな。退路を絶ってというのは。失礼しました。

いずれにしてもね、県民から見て、我々この委員会にしても、議会からしても、県から見ても、県並びに企業庁になんら責任の部分というのは、避けて通れない。この思いはあると思うんです。その責任のどういうものかというのは、これから議論ありますけれども、そこの部分でやっぱりそんな部分をですね、設置をすると、具体的な議論は先送りにしとくけど、まずは企業庁責任ありますよということは、やっぱりひとつの誠意の部分であるし、また犠牲、今先ほどあったように、遺族の方とか、被害に遭われた方も、患者の方への誠意でもあるし、姿勢やとこう、思うんですけどね、もう一度庁長、じゃあ事故の原因があるで究明するって、それいつ頃になるんですか。

○濵田企業庁長　私としては、やっぱり私以外の部分に関わる問題については、やはり職員の士気の問題もありますので、現在は考えておりません。

○芝委員　士気がどうこうするから、その部分ないというんではなしに、やっぱりね、今は庁長一人の問題だけではなしに、やっぱり全体の信頼を県に対する行政信頼を取り戻すという意味でも、企業庁の英断も私は必要だと、当然ながら、先ほども言いましたように、県の部分でも知事でも結論は先になっても設置をして、県にも責任ありますよ

という部分を見せていくのも大事なことだとこう思ってますから、もう一度是非再考をしてほしいと思う。これ以上言っても多分変わりはないと思いますから、再考もしてほしい。こう思ってます。

それで、先ほどから、議論されとるその責任問題の部分でありますけれども、当然ながらまあ、先ほど庁長、先ほどずっとですね、プロポーザルでやりましたよ。委託してますよ。とこの話をしてます。当然そこのところは企業庁の責任あるけども、受け入れ側の部分にも大いに問題はあるだろうと、こう思ってます。そのところ、責任問題についてはこれはまた、事後の主要的な問題でなしに、警察の捜査権の問題やなしにですね、民法上の問題の責任の追及はこれからなされるなあとこう思うんですけども。

じゃあ企業庁として、今後、富士電機に対してどういう考えしてる、望んでいくかということをはっきり足を固定しないと、対応は取れていかないわけですよ。要するに、具体的に言うと、契約上、先ほどから主張されているその契約の問題。委託してますから、変更であろうが、なんであろうがすべて通る。原因は富士電機にあるんだ、だから、裁判をしてでも民法上に従って、契約の部分の履行を求め、責任を追及していきますよという、姿勢をとるという部分がはっきり分かれば、それはまたこれからの進行の方法も考えられるし、その辺の部分まず、今の現在のお考えからお聞かせください。

○濵田企業庁長　契約に基づいてですね、きちっとした対応が取るのは当然のことと思ってますんで、それは進むようにします。

○芝委員　契約上の部分を最大限のバイブルとして企業庁は法律、契約上に基づいて然るべき手法に打って出るという解釈でよろしいですね。

○濵田企業庁長　そういう状況しかですね、方法がないときはそうなると思います。

○芝委員　時はとはどういうこと。今、考えはどうなんですかと聞いているんですから、どうしようという方向性を出してください。

○濵田企業庁長　相手が私のほうの主張を今、反対とかいう話でないもんですから、契約はこうなってますね。と。リスク分担はこうなってます。だからこうしてくださいという主張をします。

○芝委員　当然その決断をする前には、相手との交渉があって、その結果次第ということを言われたいと思うんですが、そいじゃ、事故があって今までの分、当然現場での鎮火的な部分ありますけども、当然富士電機との部分の責任者と関係者との話し合いはされてるのが常識だと思ってますが、何回されて、どんな話をされましたか。

○濵田企業庁長　日々ですね、現場それぞれでやってますが、場面場面でそれはでてきます。たとえばＲＤＦの処理、これするときにですね、これはあなたの所の部分ですね。契約こうなってますねてな話ありますが、相対として向き合ってですね、まだ調整した状況にまでは至ってません。

○芝委員　事故の後処理の問題と原因究明と同時進行でやっぱり併せて、富士電機さんとの企業庁との考えの相違、ここを整理して議論をしなくちゃならんということは、やっぱり早急にせなならんと思うんですわ。ある意味では。現場ではだんまりで、うちはこうですよと。じゃあ富士電機はそのまま、はいわかりましたといってるはずがないと思うんです。当然反対も異論もあろうと思うんですね。そこの整理が大変大事になってくる。その中に、そのあとの部分で、然るべき手段が出てくるとこう思うんですがね、おそらく、一般から見ると今までの流れから推測すると、いろんな部分で主張が受け入れられない部分が出てくる、場面ができてるんだろうと思うんです。いろんな方でその分ご紹介ください。

○濵田企業庁長　当然そういうふうにするためにはですね、こちらの考え方もきちっと整理をしてですね、法的に。また、法律の専門家の指導も要ります。そういうような意味での準備は当然のことながら、我々やってます。

○芝委員　そういうようなことでなくて、そういう準備をしているという解釈でよろしいですね。法的な整理をしながら。

○濵田企業庁長　当然どの方法をするにしてもですね、その考え方は整理は絶対必要でございますので、そういうことはやっています。

○芝委員　いやいや、考えは当然そうだと思いますが、今最後の部分で、してますということですから、弁護士を入れて弁護士と相談しながら、そういうことを取り掛かったという解釈をしてよろしいですか。

○濵田企業庁長　当然こういう状態になればですね、法的な専門家の指導を仰いでいます。

○芝委員　で、それはそれとしながら、富士電機とは場面場面でする話だけであって、例えば、正規にどこでもいいですけども、寄って、この問題どうだという企業庁と富士電機との部分での直接の正式なそういう交渉といいましょうか、話し合いの場は、正式には開かれてないんですね。場面場面、現場でやるだけでという話で。

○濵田企業庁長　全体としての話はないですが、例えば、こないだのように、窓ガラスが割れましたとかですね、近所の方の。そういうような大小あるわけですね。そういった部分についてどうしようかというような、これは当面すぐにやらんなん話ですから、そんなものは当然そのたんびにですね、話し合いしていますが、基本的な部分での話はまだでございます。

○芝委員　まあ事故対応、事故処理的なものの、そんなものは当然の話でありますが、根本に関わる、先ほどから言われてる設計変更であったり、契約上の不履行であったり、そんな部分の、大原則の話し合いの部分はね、当然私はもう、あってしかるべきだとこう思っているんです。で、そこの部分を整理しながら当然ここにも報告があって、その上で両者の話し合いがつかなければ、理解を得られなければ、法的手段に出て行く動きがあるんだろうと、こう思っておりますけどもね、ないという、今のところは解釈でします。

それでね、もう一遍、以前からも議論になってました、その議論をするとき、交渉するとき、それから法的裁判に持っていくときね、先ほどずっとでていますけども、あのＲＤＦ施設の先ほど岩名先生の完了行為じゃなしに、引渡しが延ばし延ばしになってましたね、引き渡し、要するに引き受け、要するに完成したという部分での、それはもう既に実施されて、まだないという前の設問のままになっておるんですけども、今もその状態変わりありませんか。

○濵田企業庁長　はいその通りです。

○芝委員　でもその法律上から考えるとね、要するに、すべての運営と設置はプロポーザル、富士電機に任したよと、管理も運転もそうですよ、現物をまだ支障があって受け取ってませんよとなってくると、非常に富士電機の責任というのは重大になってくるわけですよ。重大に。社会的信用も含めながら。で、おそらく、施設の改善とか改修とか、どうこうの部分以外に、恐らく今後裁判の争点の中でも今、各７ブロック施設、２７，６市町村が費用負担の問題、今特別に支出しているこの費用負担の問題が当然県に持ってもらうべきだと、こういう話が今のところは来てます。県ということはイコール企業庁になっていくだろうと思いますが、それの問題もかかってきますからね。早くやっぱり両者が話し合いをすべきだと、おそらく、企業庁側の主張が違う。主張を受けられるところもあるし、富士電機側の言ってることとおそらく食いちがいがいっぱい出てくるんだろうと、こう思うんですね。その部分も整理しながらやらなあかんと思うんですけども、早急にそんな場を持つお考えはありませんか。正式なそういう交渉の場。

○濵田企業庁長　これについてはですね、いろんな法的な整理、あるいは手段、とるべき方法、いろいろありますので、そこはちょっと専門家とも相談しながら進めたいと思っています。

○芝委員　整理も大事ですけどね、今先ほど、誰かも言われました。富士電機さんはね、現場の記者会見等々ではそれは頭下げたかは知らん。けれども、正式なところで正式な部分で今の状況からだけ行くと、プロポーザルで取った、あとの運転管理もしてった、まだまだ引渡しもせずに富士電機のもんですという、法律上のものから考えればね、議会に来て謝ったわけでも、県民見て謝ったわけでも正式なもの何もないわけですよ。そんな部分の指導というか、要請もしてないんですか。そっからまず始まってテーブルにつくというような部分は企業庁から仕掛けやなあかんじゃないですか。そんなお考えありませんか。

○濵田企業庁長　まあ先ほど申しましたように、状況の整理をきちっとした上でですね、これは専門の弁護士もお願いしますんで、そことも相談をして進めたいと思います。

○芝委員　この議会でも知事からですね、しあわせプランの部分の説明があって、来年の４月から県民に向けて発表していくか、実施したいと言われましたけれども、この問題がね、解決せずしてそのプランを発表しても、極端なことを言うと、県民は白けますよ。我々でも含めて。早急に庁長、時間がない、それがひとつ。こういう背景。

もうひとつは、各市町村が困ってるって、現状から。時間がないから、整理してどうこうと言われても、ある意味では併行に並列して進行するような形をとっていかないと、いろんなところにひだが大きくなるばかりじゃないかとこう思うんですけども、その辺の部分、もっと早急に急がれませんか。

○濵田企業庁長　相手方との訴訟の案件ばかりじゃなくてですね、そういう現実的な対応の方法として対処する方法はないかいうのはまた別途考える必要があるとは思っています。

○芝委員　まあ、あまりきょうのところははっきりした態度は見えませんけれども、いずれにしても、時間をかければいいという問題でもない。で、とにかく、整理したり取り繕う必要ないわけですから、あったことは事実のままど

こへでも出せばいいし、相手にもぶつければいいわけでありますから、そこの部分で早急に対応をまずはどうしてもしてほしいと、こう思っています。

それから、これは私も先ほど岩名先生から提案ありました。これから、実況見分とかいろいろな分についての確認の問題、おそらく富士電機を呼んで、富士電機さんを参考に招致したとしたら、いろんな部分で意見の、考え方とか、意見の食い違いが出てくるとか思うんですね。もう一点は例えば消火の方法とかいろんな部分も含め、先ほど萩野さんからありましたけれど、燃えているところ上へ登ってもという話もあったりするので、現場でですね、最終的にこの今のような契約上の問題もありますけれども、一連の去年の１２月以降からずっと起こってきて、現場の部分で、いろんな部分、性状についても後の高熱になってきた、発火したいろんな部分含めながら、一番現場で責任を持って指揮しとったのは富士電機側か、庁側か誰なんですか。そこは。

○濱田企業庁長　日々の具体的な作業は富士電機にやってもらってます。

○芝委員　いやいや、日々の作業じゃなしに、性状あかんよ、桑名さん直しなさいよ、どこどこ直しなさいよ、というような部分で、最終的に指示を出している。決定している。それから去年１２月の分でも、発熱があった部分、それからその後の部分でも含めてですね、いろんなその現場、そのときそのときの場面での決定を下している、その最終決定者は庁が下したんですか、富士電機が下したんですか。

○濱田企業庁長　内容によって異なりますが、入口までの部分は例えば、ＲＤＦの搬入にかかるような話については富士電機のほうから私の方へ話がありました。そういう話も受けてですね、そしてもちろん現物を見た上で先ほどのような取り組みをやってきたと。その結果が、まあ４月ぐらいにかなり改善されたと、こういうことでございます。

○芝委員　それは性状の話ですな。その後の、いろいろ去年の１２月から高温とか発熱とか、発火してます部分ですね。そうすると対応します。その部分の最終的な指揮者は誰だった。どっち側だったですか。

○濱田企業庁長　そっからの管理運営の部分については富士電機にやってもらってます。

○田中委員長　管理、聞いてへんやろ。まあまあ、芝委員。すみません。

○芝委員　普段の管理運営じゃなしに、発熱した。そいじゃあ、消火でしろ。消防署へ連絡しろとか、いろんな部分の作業ありますね、その非常事態に対する指揮、最終決定者はどっちがしとったのかということを聞いておるんです。

○濱田企業庁長　その時点までは富士電機のほうで。

○芝委員　その時点というのは。

○濱田企業庁長　その事故のおこる部分ですね。

○芝委員　はい、までは。

○濱田企業庁長　そこまでは富士電機のほうでですね、こういう消火をやる、そういうような格好で掻き出し作業をするとか、消火をするとか、そういう話は具体的にはしておりました。で、我々の方もですね、現場のものがおりますから、部分部分の相談はあったことはあります。ただ、先ほどどなたか、お尋ねありました、消火のときの決定の話の中にあったか、なかったかいう話しの部分なんかはですね、その部分は聞いてなかったと。それ私、もう仕方ない、事実行為でですね、確認できとることをお話させてもらっています。

○芝委員　よく分からんけど。まあその報告があったとかなかった、それが決定したかどうかという判断も、今後の難しいことだと思うんですけどね、その辺も私は矛盾すると思うんです。プロポーザルで移管もしている。移管して、すべて富士電機です。まだ現物も完了しません、受け取ってませんというんだったら、まるっきり企業庁、形だけですべて後の消火活動も全部富士電機だと言うとるけども、そこで企業庁も入っているわけでしょう。そこら辺の部分の矛盾というのはどう考えとるんですかね。

○濱田企業庁長　現場にはですね、人も張り付けて日々の行為、連絡なり連携なりのもんは、必要な部分は取ってますし、それから、資格で仕事をしている部分もありますので、例えば、電気主任技術者であるとか、ボイラータービンの技術者であるとか、そんなような業務は当然個別にはあるにはあります。ただ、運営管理一式については委託をするという話の中で、まあお願いする体制がプロポーザルの体制でございます。

○芝委員　庁長、例えば先ほど富士電機さんの関係者の参考招致という話しありましたけどね、現場の消火活動とか対応の部分について、現場で責任者がおった、庁長、庁からも出向しとったいうのは、そういう現場の責任者当時の部分、爆発当時の部分を含めてやっぱり参考人として出られる状態にありますか。行政から正式要請があれば。

○濱田企業庁長　難しいんではないかと思います。

○芝委員　どういう意味で難しいんでしょう。

○濱田企業庁長　現在警察の、私も詳しくはあれしませんが、いろいろ聞き取りが始まっております。

○芝委員　そういうやろと思ったんですけど、警察当局としては、私も直接聞いたわけではないんですけども、聞いてもらうことには一向に捜査に支障はないし、やぶさかではないというコメントもあるみたいです。それは濱田庁長が憶測の部分とか推測の部分を先行した部分で言っていることだと思うんですがね。その部分は警察がいいといったら、別に問題はないんですか。そんだけのことでしょう。だから、基本的に、現場での富士電機とのやり取りがどうこうという部分も、今後参考人招致したら富士電機からのもん、我々も聞きますよ。一方的な話になってもいけませんから、おった庁の現場の責任者、庁長おったわけじゃあないですから、一緒に出てきてほしいなと思ってはおるんですがね。それが不可能というのは、警察のその捜査上の問題だけというのだったら、警察が捜査上の問題がなけりゃあ出てきてもらえる可能性はあるわけですね。庁長としても、了解いただけますわね。

○濱田企業庁長　まあ、私としては今の部分、まあ内容によりけりだと思いますが、例えば今言ったようなですね、消火の話云々なんかの話はこれはどうなのかなという気がします。それで、まあ、現場、例えば富士電機の責任者も今入院しています。それから、そういう意味でメンタル的な部分を随分強うございます。だから、聞かれる内容にもよると思いますが、私としてはできるだけ避けたいというのが気持ちです。

○芝委員　はい、これ以上議論をしとっても平行線になると思いますが、いずれにしても私どもがね、委員会ではっきりしていきたいというのは、今も申し上げましたように、爆発事故に至った原因を多岐にあるだろうと。そこの部分をカチッとすること。それから爆発を起こしたり、発火したときのその対応がよかったのかどうか、これは当然、司法当局の分のまあ辞めときますけども、そこ部分にもやっぱり我々は目を向けにゃあならないと思ってますし、果たして白紙の状態で、先ほど誰かもいわれましたけど、白紙の状態で、そいじゃあ西場先生もいわれたようにね。まるっきりこのシステム全体を、自体を灰にするのか、いや、安全構築ができて、二重にも三重にもできて、さらに再度立ち上がりしよかという部分も含めながらね、やっぱりここの委員会でもいろんな部分の考えをまとめなくてはならないと思ってますから、いろんな意見が必要だと、こう思っていますんでね。とにかく、説明責任と情報開示、それから捜査上の問題については、私は問題ないと思って、思っておりますんでね、その辺の協力がたまた庁長のほうもよろしくお願いしたいと、まずきょうは以上です。

○田中委員長　山本委員、お願いします。

○山本委員　いろいろ庁長のお話を聞いていくと、なかなかなんか、こう、だんだんこう、富士電さんに、富士電さんにということで、何でもある意味では契約上で富士電さんにというような形で、どんどんこう受け止めていくわけですけども、実際それは富士電さんが出てきたら、これまた両方の意見を聞いてみたら、こういうところもやっぱり食い違いあったんかというような話にもなっていくんやないかと思うんで、まあ、出てこられる出てこられないはあれですけども、楽しみにさせていただきたいなと思うんですけど。

まず、あのね、今の何回でもお聞きするけど、やっぱり責任の問題ですけど、なんかそういうことについては、善処しながら考えていきたいとか、いろいろ答弁はされるんですけど、今回、７名の死傷者が出る、犠牲者が出ましたが、７名で亡くなられた方とそれからけがされた方が出ましたよね。そういう面で、こういうような大きな事故に発生をしたことについて、じゃあ企業庁なり県としては責任を感じてみえるのか、感じてみえないのかちょっとそれだけ、どっちかで結構でございますけれども、真ん中の話はいりませんけれど、ちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長　企業庁のこれが責任だというふうに、それぞれが判断されたことについては、私本当に受け止めますし、施設の長としてですね、今の状態、いろんな発言が難しいございますけれども、私個人は非常に厳しいものを自分に課してます。

○山本委員　厳しいものを感じとるというのは、ちょっと分かりにくいですけど、いや、責任を感じとんのか、感じとらんのかちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長　その部分については、今そういう意味での原因究明をきちっとやってもらってますので、それの及ぼす話がありますので、私、そういう言い方をしておりますんで、施設の長としての企業庁長としての立場というの

は、もし企業庁にかかる責任分野については私が全面的に当然受け止める立場にあると、そういう意味では私自身は日々、本当に厳しく受け止めて行動しています。

○山本委員　７名のこの死傷者が出ましたんやからさ、ね、いろいろ結果はそれはいつかは出るかは分かりませんのやけど、今そういう７名の皆さん方のいろいろそういう犠牲者があって今日があるということを考えたとき、あなたは責任を感じますか、感じませんか。

○濵田企業庁長　今まで言ったように、、この施設、県が企業庁が設立する敷地で起こった事故でございますし、直接な従事というよりは消防という形の中で起こった犠牲でございますので、そういう意味では非常に通常でないものを感じます。

○山本委員　それはその辺にしておいてね、それじゃあ、プロポーザル方式について、ちょっと私はね前もお話をさせていただきましたように、ここへ至った経過というのはなかなかやっぱり、僕もいまいち腹に入らんわけですけど、特に先ほど誰かお話がございましたように、まるで、実績のないここにこう落ち着いたという面で、ここへ決まったということでは、大分私もある意味では理解をし難いところがまずあるんですけど、まず、１点目は先ほどからいろいろお話がございましたように、４つのタンクの構想があって、それを１つの大きなタンクにしたということで、いろいろ経過説明はありましたけれど、それについて、例えば企業庁として、４つはあったんやけどやっぱり１つにした方がよかったとか、やっぱりあれは４つにやっとくべきやったかなという、そんなところちょっとお伺いします。

○濵田企業庁長　技術的な検証は、私のところではちょっとできませんが、集中して大きなタンクと小さいタンクの差は、こういうふうな事故が起こったときに、たとえば取り出しの作業であるとか、そういった部分については大いに差があるなと、これは作業しとるときの実感としてはまあ皆さんも含めてですね、お持ちじゃないのかなと思います。私もそのように感じます。ただ技術的な差がどうかということについては、まだ私がこうだという検証は言えません。

○山本委員　４つの方がよかったなあというような気持ちが多分にあるんやなと、こうやって私は理解させていただきますけど、これもやっぱり最初のプロポーザル方式の中の富士電の提案の中にもありますように、４つということで来ましたからね、それをいつのまにか知らんけど、１つに変わったと言うことで、少しこう不信はあるわけですけども。

　それとね、ＲＤＦの今の貯蔵の施設について、現在はどうやってなってますの。あのタンクのなかには２，０００トンはいるでいいんですけど、それ以外にはどんだけ貯蔵をできる能力をもっています。

○濵田企業庁長　基本的には、あそこ以外は少し倉庫的なものはありますが、基本的な部分では貯蔵施設じゃございませんので、いろいろな作業をするときにというための施設でございますから、２，０００トンのところが、貯蔵。あとはまあ、貯槽としてですね、次もう燃やす直前のところの、あれはまあ貯蔵槽とは、言えないと思います。

○山本委員　契約書の中にはさ、１カ月は富士電機の敷地のところで貯蔵できる施設を持つと書いてありますやんか。それはどうですか。

○濵田企業庁長　プロポーザルの時にですね、発電なんかが停止したとかあるいは定期修理とかですね、そういった部分のときにどうするんだという話に対して、富士電機の方でカバーできますわというような趣旨の、プロポーザルのときの発言もありましたし、記載されたものもあったと記憶しています。

○山本委員　それじゃあ、現在はその不測の事態があったときの貯蔵している場所というのがある、富士電機は持っとるんですか、持っとらんのですか。

○濵田企業庁長　それが富士電機として契約して借りた四日市の倉庫であるとか、鈴鹿の倉庫ということになります。

○山本委員　それどれぐらいあります。

○濵田企業庁長　量に合わせてですが、鈴鹿のやつはもう全部運び終わりましたので、ありません。四日市が。

○山本委員　能力です、能力。能力いうんです。能力。鈴鹿と四日市で見て能力。

○濵田企業庁長　一番最高で入ったときで、２，３００と思いますが。

○山本委員　ここには当初はさ、契約の中では１カ月程度は不測の事態に対応できると言うんやけど、今聞いたら、２，３００トンやったら、例えば１日２００トンやから、３０日やから６，０００トン保管する場所がなけなあかんのに、それはどう思いますか。

○濵田企業庁長　そういう状況になったらですね、施設を拡充して確保してもらうしかないと思います。仮倉庫です。専用施設ではありません。

○山本委員　今回のようにして、こういうなったときには、当然その施設を使って６，０００トンは保管はしてかなあかんわけですわ。それがなってないですやんか。だから、これ契約は、当初の契約からどんどん、どんどんこうやって後退していっておるんですわ。変わってっとるんですわ。それともうひとつは、燃焼。僕はここでね、まず富士電機がなぜ実績がないかというのが不思議に思うのは、発電機はいわゆる自分とこが専門ですわ。それからいわゆる燃焼装置ね、それとやっぱり貯蔵槽、これ３つを分けていくと、燃焼槽においてはフラフの、前言いましたように、ＲＤＦのこのここにも、１ページにこれございましたように、フラフのＲＤＦの燃焼施設、これがやっぱりＥ提案の中では外国でも採用されて、日本でも実証実験が行なわれとると、書いてあるわけですわ。これがやっぱり最終的にはこの、僕はＥ案に行ったんやないかとこう、思っとるんですよ。ほんじゃ、富士電はこのフラフの燃焼装置を国内どこかで現実的にやっとるんですか。

○小林総括マネージャー　現実的な話でございますけれども、フォスターウィーラー社というの、部分が入っとります。で、国内にも他にはあるというのは聞いておりますが、まあ私、現実的にはどこにあるか、分かりませんけれども、あると聞いております。

○山本委員　燃焼施設をですね、例えば、外国のええもんを持ってきてここへ据えるというようなことだけではあかんのですわ。それでまた、富士電機も自社でそういうような燃焼のデータがあるということであれば、またあれですけど。今、どこにあるか分からん、何なにがわからんって、こんなことでね、まずこの、燃焼装置についてこういう具合に選定が至ったというのは、僕はちょっと不思議でたまらんわけですわ。まずね。それから今度はタンクについてもどうですか。当初はですね、おそらく４基いって、僕は当初のタンクの４基がどういう構想かということを聞きたかったんやけど、例えば北海道の牧草のサイロぐらいのをもってきとったかも分からんのですけど、まず、そんなものを持ってきたら、だから北海道の牧草のサイロでもですね、やっぱりあれは穀物を入れたり、乾燥を入れたり、草を入れるわけですから、いわゆるその温度の管理をしたり、それからそのためにはやっぱり施設を持っとるわけですけども、そういうにはいろいろこう、いくとですね、その、発電の燃焼装置すらそうやってよそから買って持ってきて自分とこでも、実証の実験がしてない。それからこの、タンクについても今回大きな問題になった。ずっとこう３ついくと、得意なところは発電機の装置しかないわけです。そういうものをね、今回やっぱり選んでしまった、これはやっぱり僕は県なり、それからなんですかね、選考の審査委員の皆さん方についても、僕は多分にやっぱり責任があるんじゃないかと思います。

　ですから審査委員さん、審査員の皆さん方にはね、そういうわけにはいきませんからあれですけど、やっぱり県はそういう面から見たら、発電その今回の施設については、多分にこのよそから借りたものを引っ付けて装置を造ったような気持ちがするわけですけども、そういうものを造ったということが今回の事故の原因にも、一部で繋がってきたんやないかと思いますけど、そんなことを私は少し分析したときに、企業庁さんのそのなんですかな、考え方をちょっとお聞きします。

○濵田企業庁長　そのことが直接的に事故の原因と結びついたかどうかというのは、ちょっと私にはお答えがちょっとできません。そこらの部分について、ただ、外国製のもんでもですね、そういうものを取り入れて、それを技術者なんかを雇い入れて、することはよくある手法ではないのかなと。当時はそういう話がされとったような記憶はあるんですが、まあ、いろんなところと組んでやられることがよくある仕事の処方だと思いますが。

○山本委員　私はね、一つ一つのことを言うんじゃなしに、そういうようなある面では施設を引っ付けたようなものを、今回選ばれたということについて、私のこの思いというのかね、理解をしているそういう考え方について、庁長さんどんなお考えをもってみえますか。

○濵田企業庁長　山本委員を説得するだけの意見は持ち合わせておりません。すいません。

○山本委員　それとね、もう一つだけ。朝から話に出ましたな。取り壊しのタンクの費用ね、庁長さんはふわっと言われたので、なかなか理解しにくいのやけど。要は取り壊しのタンクの費用というのは、契約に基づいて富士電さんが払うということで、理解していいんですか。

○濵田企業庁長　具体的な部分は契約書に従って判断しますということで、今はちょっと止めておきたいと思います。取り壊しだけじゃなくて、あとの建設の部分であるとか、さまざまなところにまで影響を及ぶと思います。

○藤田副委員長　１件だけ、私も質問させていただきます。いろいろとさまざまな事故の原因があるわけであります。かなり審議されたと思いますけどね。やはり、その原因の明確化、そういうものをちゃんとしないと、原因究明というものがしっかりできないと私は思います。

その中で、委員の皆さん方がさまざまご質問されていることと関連するんですけど、やっぱり三重県が別に不当な責任を負う必要もないし、しかしといってですね、責任転嫁をするということはいけない。そういう原点に立ってですね、進めていかなければ方向性でないと思うんですよ。

そこでね、この前の９月の５日にね、資料いただきました。契約のところで。この資料の７ページ。ＲＤＦ運営協議会理事会決議というところで、７ページのところにね、この注意義務というのがあるんですね。三重県のところがですね、真っ白なんですよね。企業庁、ここ大きな問題だと僕は思うんでね。一番後ろ、大分と前の資料ですけど、概略版いただきましたよね。企業庁と市町村の役割分担、こういう資料でいただきました。これはね、これから責任の明確化という意味でね、どうしても僕は尋ねていかなければいけないと思うんですよ。

企業庁見てくれましたこの資料。企業庁と市町村の役割分担。注意義務のところでね、市町村のほうはですね、平成１３年１１月２２日、ＲＤＦ運営協議会技術部会で協議したＲＤＦ搬入条件を遵守すると。年間４回云々って書いてあるんですよね。三重県の方がこれ真っ白なんですよ。これはなんか意図はあるんですか。まず、お尋ねしたいと思います。

○田中委員長　資料分かりました。資料。９月５日に配布された企業庁からの、９月５日の日の委員会のときに配布された資料、説明資料。お手元、それの７ページ。

○藤田副委員長　県の方が真っ白なんですよ。

○田中委員長　企業庁ですね。

○藤田副委員長　ああ、企業庁の方が。分かりました。これはなんか意図があるのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○濵田企業庁長　いろいろあったと思います。県の方もいろいろ、契約書的な部分にはですね、いろいろ書いてあるんですが、ここは、この市町村が持ってくる議論があったときの、３回の議論ありましたね。３月に１回、もっていきますよと。言うあの話のところの注意義務のところだけここへ載せたと思います。それ以上の意図はございません。

○藤田副委員長　富士電機との契約のこの咀嚼版じゃなくて、本文ですか。それのね、２０２ページに注意義務というのがあるんですよ。こっち側のほうの２０２ページ。企業庁、これ見ていただきたいんですけども、ここには４条の１項に、まあ、乙はということは、企業庁は当該事業の履行にあたっては善良な管理者として、注意義務をもって遂行しなければいけないというような、４条１項ということがはっきり明快に書いてあるんですよね。４条１項。分かってくれました。そのようなやっぱり県が注意義務を、善良な注意義務というか、管理者としての注意義務をちゃんと遵守しなさいというようなことを書いてあるんですよね。そういうのを書いてあるにも関わらず、ここに真っ白というのは、どうも僕はおかしいんじゃないかなと思うんですよね。この辺ちょっと説明いただきたいんですよ。

○濵田企業庁長　その点については、申しわけありません。そういう意図ではなかったんですが、原文をつけたほうがよかったか分かりません。

○藤田副委員長　そういうことがね、僕はね、やっぱり責任というものを追及するというより、明快にしていくということが原因究明になるわけですよ。ここだけこの書いてあると、市町村にどうも性状の問題なんかでもね、誘導するというような形に取れても仕方ないですよね。やはり両方ちゃんとそれを管理していく義務があるということの中で、本質論を明快にしていかなければですね、芝先生もいわれたように、責任問題をはっきり認めたうえでやはり相手の契約問題もすべてそういうものを究明していかないと、やはりこういう形で、正に我々議員に配る咀嚼版がこんな形であるということは、これけしからんことやなと僕は思うんですけどね。

○濵田企業庁長　きょうお渡しした説明資料の１４ページに、少しここのところがもう一度再掲させていただきました。ちょっと説明が足りなかったと思いますが。きょう、企業庁版の１４ページでございます。これをもうちょっときちっと書くということでですね、前は非常に粗雑に書いてありましたんで、全体に。その中では４条を１項、２項、３項、全部あげさせていただきまして、乙（企業庁は～）という表現もさせていただきました。

今回ですね、市町村のあれを全部集大成して、整理しなおしなさいという話の中で、そういう部分がもうちょっときちっとなるようにというような意味合いで。

○藤田副委員長　はい、是非ねこういうものが９月５日に出て、きょう資料が出て、というような形ですよ。ですからね、やっぱり責任を明確化してですね、そこでやっぱり原因究明をしていくということを、やっぱり現地に立ってやっていただきたい。そういう意味で、大きな基本的な問題、そういう本質論がすごくこのRDFのこの事故の原因に繋がっているような、私は気がいたすんですよ。

技術的な問題、システムの問題、そしてさまざまな問題ありますけどね、それは整理しながらやっていただかなければなかなかこれ、次の方針を出さないと、市町村のそういうごみの問題とかあるいはさまざまな問題がこれから山積しておる中でね、もっとそういう明確な追求の仕方ができるようなことを是非これからもどんどんやっていただかなければ、本当に同じことがこの中でぐるぐる回るだけで、次へ進まないと思いますので、そういうものをちょっと指摘をするという意味で、質問させていただきました。是非そこら辺だけはしっかりやってください。

○田中委員長　他、ご質疑ございませんでしょうか。すいません１点だけ。すいません。よろしいですか。ちょっと議論をお伺いさせていただいておりまして、根本的な部分で１点だけ、改めて確認させていただきたいなと思っております。

お盆過ぎに、８月１９日でしたですか、死亡事故がありましたが、ずっとさかのぼっていくと、去年の１２月、発熱が起こっておったというのが一番顕著な例で、それが発端なんだろうと思います。そのときにどういうふうな対応をしておったか、このことが事故に繋がった、いや、事故を未然に防げたというところが読み取れるんではないかと、このように思いますので、確認させていただきたいのですが。

１２月の２３日だったかと思いますが、貯蔵槽に熱を帯びている。これ、発見したのはどなたやったんだろう。貯蔵槽、熱があるよと発見したのは。どうぞ。

○濵田企業庁長　富士電機が点検に回っていって、発見したと。こういう報告がありました。

○田中委員長　それはどこへ報告があったの。

○濵田企業庁長　現地の駐在やね。

○田中委員長　現地の。

○濵田企業庁長　企業庁の現地駐在へも連絡はありました。

○田中委員長　富士電機から企業庁の現地駐在。そのこと、企業庁が聞いたのはいつ。聞いてない。聞いてる。

○濵田企業庁長　ええとですね、この２２ページに記載させていただいていますが。

○田中委員長　どの２２ページ。

○濵田企業庁長　きょうお配りした２２ページの上から２段目のところでございます。１２月２３日に富士電機から県担当者にあったのはその日の６時ごろでございます。

○田中委員長　新聞にはさ、あっごめん。この資料では１１時３０分に発見されてて、６時に県の担当者というのは現地の担当者のことなの。それとも、こちら津での。

○濵田企業庁長　この日は休日、２３日は休日。休日でしたんで、本庁の担当の職員のところへ連絡が入ったと思います。

○田中委員長　が、６時ごろ。

○濵田企業庁長　はい。

○田中委員長　はい。で、それを受けた人はどのように対応したの。

○濵田企業庁長　この発熱があったという話で、（燃えてきとるとかそんな話あった。）状況としては熱が出てきたという話があって、それを監視してますわということであったと思います。

○田中委員長　じゃあそれを取り出して水をかけよといったのは誰なの。かけてもいいですね、とか。例えばかけるとか、勝手にかけたよとか。誰かが意思決定してこんことには水かけてないですわな。ごまかさんといてくださいな。

○濵田企業庁長　ごまかすつもりはありません。その頃のＲＤＦの管理自体は富士電機がやってくれてまして、巡視点検してそして、状況がこういうことだという報告があったということです。それから。

○田中委員長　企業庁の現地の担当者にあったんですね。

○濵田企業庁長　現地というなら、その日は休みでしたんで。

○田中委員長　だれもいなかったの。

○濵田企業庁長　ええ、現地はおりません。休日はおりません。

○濵田企業庁長　ほして、その連絡が本庁の担当の方へ入ってきました。

○田中委員長　本庁の担当のとこへ。

○濵田企業庁長　はい。

○田中委員長　本庁は休みじゃなかったの。

○濵田企業庁長　いや、携帯電話。携帯電話です。

○田中委員長　現地を飛ばして、その本庁のご担当者のところへ電話、あったんや。それを受けた本庁の担当者はどういうふうに対応したの。だれが受けてくれたん。そのほうが早いわ。その人に伺った方が早いやから。

○濵田企業庁長　きちっとした記録がここに、手元にありませんので、お届けします。

○田中委員長　事故が８月の１９日に起こって、それからですね、事故原因を突き止めて、県民の信頼を回復せんなんということを私たちは、県も企業庁もでしょうし、議会もでしょうし、環境部もだと思うの。それを今、ちゃんとした資料ないとか、詳しいことはうろ覚えやとか、そういうことで本当に濵田さん、あなたは事故の原因を究明しようという、それ姿勢なんやろか。

　はい、それちょっとお待ちください。それ、資料すぐ出しますで、ぴゅっと出してきて、質問にトン、トン、トンとこたえられな、あかんのじゃない。どうぞ。

○濵田企業庁長　この２２ページにですね、まあなるべくそのような意味合いで。

○田中委員長　じゃあだから私は聞いとんのや。２２ページでは分からんから。だれがいつ受けたんやって分からんから、聞いとんのや。どう対応したんやって。誰が水かけよと言ったの。かけてもいいという許可、だれが与えたの。だれが新聞記者に対して、操業に危険性はないと言うたの。

　次回の委員会までに、詳しく提出をお願いいたします。

　以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

【委員協議】

１．次回の開催について

　　正副委員長一任。

　　なお、調査事項については、富士電機を呼んでの参考人招致

２．その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成１５年９月１９日

ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員長　　田中　覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID：000019201

問い合わせ先：県議会事務局
電話：059-224-2877／ファクス：059-229-1931／E-mail：gikaik@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
（開 会 中）

開催年月日　平成１５年９月２９日（月）　自　１０：００　～　至　１２：００

会　議　室　第６０１特別委員会室

出席委員　１５名

委員長　田中 覚 君
副委員長　藤田 正美 君
委員　日沖 正信 君
委員　松田 直久 君
委員　水谷 隆 君
委員　芝 博一 君
委員　三谷 哲央 君
委員　貝増 吉郎 君
委員　木田 久主一 君
委員　山本 勝 君
委員　西塚 宗郎 君
委員　萩野 虔一 君
委員　西場 信行 君
委員　岩名 秀樹 君
委員　永田 正巳 君

欠席委員　１名

委員　岡部 栄樹 君

出　席　者

矢　内　銀次郎　富士電機（株）環境システム本部長

真　中　浩　富士電機（株）環境システム事業部　三重県ＲＤＦ発電プロジェクトＧＭ

佐々木　英　雄　富士電機（株）環境システム事業部　三重県ＲＤＦ発電プロジェクト

羽　部　徹　夫　富士電機（株）環境システム事業部　三重県ＲＤＦ発電プロジェクト

赤　松　和　彦　富士電機（株）環境システム事業部　担当部長

三　宅　雅　人　富士電機（株）法務・知的財産権部　参与

山　口　和　男　富士電機（株）中部支社　副支社長

加　藤　光　彦　富士電機（株）中部支社　公共営業第２部環境システム課　担当課長

福　留　巧　富士電機システムズ（株）中部支社ソリューション＆サ―ビス営業部　部長

松　村　寿　則　富士電機システムズ（株）中部支社

傍聴議員　２　名

県政記者クラブ加入記者　１８　名

傍聴者　１０　名

議題又は協議事項

１　ＲＤＦ貯蔵槽の事故に関することについて

２　委員協議

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

１　ＲＤＦ貯蔵槽の事故に関することについて

（１）質疑・応答

○三谷委員　新政みえの三谷です。新政みえを代表いたしましていくつかの質問をさせていただきますので、お願いいたします。ただ限られた時間でございますので、ご答弁の方はできるだけ完結、明瞭にお願いを申し上げます。それでは時間もありませんので、一つずつお願いします。

まず最初にＲＤＦの性状についてお伺いをいたします。

富士電機さんはＲＤＦに関してプロポーザルに参加されるときに、県からＲＤＦとはどういうものであるかについてどのような説明がありましたか。まず一つ。それから御社独自でＲＤＦそのものの研究というかそういうものは行なわなかったのか。ＲＤＦの性状も知らずして、設計とか施行が本当にできるのかというふうなご批判もあるわけですので、そのあたりのご認識はどうなっておるのかということと、それから１２月の２３日に発熱してから、ＲＤＦが発酵発熱するということがお分かりになったと思うがその後どのような作業をしてみえるか、まずはそこからお願いいたします。

○福留参考人　契約前に公募時にＲＤＦに関する説明があったかということに関しましては、サンプルの提示がございまして、安定度の性状、三重県企業庁で実施されたサンプルテストの結果データの提示がございました。それから研究する気だったか、またはどういう体制で望んだかということですけども、現実的に富士電機もこういう技術に関しまして興味をもっておりましたけれども、その当時の技術として富士電機では不十分とそういう判断の元に、ＲＤＦの燃焼経験のあるフォスターウィラーというボイラー会社といっしょになって、本件の対応にあたりました。

次の質問に関しましては、真中の方から答えさせていただきます。

○真中参考人　設計施工に関してどう調べたかという質問、当時我々の知り得るＲＤＦというものについてはＮＥＤＯと三重県企業庁殿とＮＥＤＯによって調査されたＲＤＦについての調査書があり、それを我々入手いたしまして、それに基づいて設計方法を進めさせていただきました。

また、プロポーザル以後我々が設計試作する際、三重県におけるＲＤＦのサンプル、成分のサンプルについては企業庁のほうから入手し、反映させていただいております。その際、具体的には長期保管がきく、におわない、発酵しない、及び形状が硬くクレヨン状であるということを確認させていただき、また、サンプルの見る限りそういう状況でございました。

１２月以降の件についてご説明させていただきます。１２月下旬から１月にかけてＲＤＦサイロ内の発熱発火物、これについて私ども自己消火において全量約２，０００トン入っていたＲＤＦを全量排出し、鎮火をさせておりますが、このＲＤＦの発熱の原因については我々がまだ正式な回答はできませんが、その当時、発酵から化学的変化で発熱に至ったものであろうという予測はさせていただきます。しかし、この最終判断については調査委員会のほうの結果に委ねさせていただきたいと考えております。

そこで、その全部を鎮火した以降、我々は次の対策を講じております。一つはＲＤＦが再度熱をもった場合、即、早く排出するような方法ですけども、まず熱をもった場合どうチェックするかというで、サイロの下部にエスケープ側、全周状に１２個の温度計、そして内部にコーン、センターコーンというのがございますけれども、センターコーンからサイド側に６個の温度計をつけまして、その温度計を自動的に計測し、監視させていただいておりました。また、上部から監視するという、内部に人が入ったりすることも考慮し、ＣＯの計測、一酸化炭素の計測を継続して行っております。

問題は、じゃあそれでよかったのかということでございますけれども、当時、失礼しました。一つ説明が抜けてございました。その後、大量にＲＤＦをサイロ内に貯槽するということを避け、何らかの温度の異常があった場合、早急に排出するように、４００トンから６００トンのＲＤＦで運用を継続しておりました。以上でございます。

○三谷委員　ＲＤＦが排出できるような体制にしたということに関してはまた後で質問をさせていただきたいと思います。

そうするとですね、当初県が提出したサンプルのＲＤＦでは、発酵発熱はしないという、そういう認識で設計をされたということなんですか。

○真中参考人　そのとおりでございます。

○三谷委員　次、質問させてもらいます。県の説明によればプロポーザル時に、建設から管理まで一貫して富士電機にお願いしていますといっているが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○山口参考人　はい、間違いありません。

○三谷委員　そうしますとね、未だ富士電機から施設の引き渡しを県は受けておりません。これの要因というのは何かというのを一つお伺いしたいのと、それからそういうことを考えますと施設の管理責任は契約上も、現状から考えても、一義的にはすべて富士電機にあるというふうに考えても間違いありませんか。

○山口参考人　まずはプロポーザルということでですね、今回の発注方式はされております。プロポーザルというのは、私どもは発注者から与えられた条件のもとで具体的な設計施工、それから管理運営を提案、それから受注側はそれに基づいて運用を行うというふうになると思っております。

従来の発注方式というのは両者の協議でそれぞれの仕様を決めておりますけれども、プロポーザル方式で特に重要なのは、その当初の発注の条件をより明確にすること、あるいはその途中の段階で変更のある場合には、それを明確にして受注者側に与えるということ、これがより重要であるとともに、この決定が大切だと認識しております。

それから、まだ、引き渡しから行われてないという見解につきましては、真中の方から説明をさせていただきます。

○真中参考人　これにはちょっと経緯がございます。

○田中委員長　簡単にお願いします。

○真中参考人　１２月１日企業庁殿は稼動を発表いたしました。しかし、実態は我々は１号のボイラー.１缶のボイラーがやっと火入れを完了し、ＲＤＦの燃焼に入るという状態が１２月１日の状態で、稼動ということは我々はやれない状況でございました。その裏にはダイオキシン規制の云々というお話があったというふうに思いますが、実態はそういうことでございます。

全部の試運転が終わりましたのは、今年の３月２０日。そして、４月２９日に電気事業法に基づく安全管理、自主検査というんですか、安全管理自主検査を完了し、そこではじめて引き渡す、引き渡す条件が整ったということになります。ですから、３月２０日までは少なくともあれだけの規模のプラントですから、多くの調整事項がございます。ボイラーの燃焼においても、タービンの負荷遮断においてもいろんな電気装置制御的調整事項がございまして、その間におけるトラブルは調整試運転における調整事項と我々は理解しております。その辺が１２月１日に稼動して、調整試運転によるトラブルを運転中のトラブルと捉えられますと確かに企業庁さんとしては受け取れないという理解になるのではないかと思いますが、我々は調整試運転内のトラブルと理解しております。以上です。

○三谷委員　そうしますと、３月２０日までの色々の一連のトラブルというのは、それは事故等ではなくて、あくまでも試運転上の調整事項だというのが富士電さんの見解だということですね。

県の方の都合で１２月１日に無理して、実態的に稼動させたんだというご認識ですか。

○真中参考人　そのとおりです。

○三谷委員　施設の管理責任等は富士電さんの方にあるということについて、これは。

○山口参考人　管理責任は私どもにあると。

○三谷委員　次の質問をさせていただきます。ＲＤＦを有価物とみて富士電機さんが購入されて、処理をしたという。つまり、RDFの所有者は富士電機であり、その管理責任も富士電機であるというふうに私どもは考えておるんですが、それは間違いありませんか。

○山口参考人　そのとおりです。

○三谷委員　そうすると、施設の管理責任は富士電機さん、そこで燃やしてるＲＤＦも管理責任は富士電機さん、ということですね。

○山口参考人　燃やしているＲＤＦについては、受け入れたものに対する管理責任は私どもにあります。ただ、品質その他についてはリスク分担上、企業庁さんの責任であると。

○三谷委員　受け入れるにあたって、こういうふうなＲＤＦでなければ困るよということは、例えば桑名広域とかＲＤＦを作っているサイドにはきちっと伝えられていました。

○真中参考人　１２月に実際、ＲＤＦの貯槽にＲＤＦを受け入れた際に、それは確か去年の１１月頃から順次運営を始めましたが、当時かなり質が悪く、見た目ばらばらであったりフラフ状であったり、一部は固まってクレヨン状のものもございましたが、質が悪いということで再三にわたって企業庁さんに品質改善要求を行っております。

○三谷委員　ＲＤＦを一般廃棄物を有価物として購入する、産廃物として処理をするという一連の経緯が違法行為、又は脱法行為ではないかという指摘があるんですが、こういうことの認識とか、それからこういうふうな処理の仕方をしなさいというのは、だれから言われました。

○加藤参考人　昨年の１１月に、企業庁さんの方から、本来太平洋セメントにセメントの再資源化ということで計画されておったんですけど、住民合意の遅れにより、１２月１日からの太平洋セメントさんでの灰処理ができなくなったということで、プロポーザル時の始期を変更したい、それで１年程度富士電機で灰処理をしてほしいという要請をされました。私どもとしてはそれに従い、産廃処理をしたという経過でございます。

○三谷委員　企業庁の指示でそのようにされたということですか。

○加藤参考人　はい、そうでございます。

○三谷委員　それが法律上、非常に問題があるというふうにはまったく認識はありませんでしたか。県の方からもそういう説明はありませんでしたか。

○加藤参考人　法的な面に関してはですね、企業庁さんからそういう要請をいただいたときに、私どもとしては、県の環境部も了承しているということでございましたので、問題はないと考えて実施しました。

○三谷委員　次の質問に代わらせて頂きます。貯蔵サイロを４基から１基に変更しているのですが、その経緯等をちょっとお伺いをしたいと思うんですけども。４基から１基に変更するにあたって安全上の検討というのは富士電機さんはされたんか、どうか。何故こういうふうな変更をしたかとか、本当のところの理由というのも一つ教えていただきたい。

○真中参考人　プロポーザル時は４基の貯槽でございました。確かにそのとおりでございます。それ以降、契約前に我々は現在のアトラス型のサイロに変更しました。その最も大きな理由はRDFの安定排出にありました。前、４基の場合は非常にブリッジがしやすく出にくいという欠点を持っていましたので、安定したＲＤＦが排出できるという意味で欠点としました。

またそのときに当然、防災ということも我々検討させていただきまして、どういう防災をとるかについて検討し、最終的には桑名消防に出向き、ＲＤＦが不燃物であるという確認と、各法律をみましてそこには消化設備がいらないという、不要であるという確認を取らせていただいて、例えば内部における注水、スプリンクラー等についてはあえてつけておりません。その理由としては、当初我々先ほど冒頭にも申しましたとおり、ＲＤＦが自分で燃えたりする

ということが考えてませんでしたので、したがってそういうものをつけることによって誤動作によって、全部ができなくなるという危惧があったので、そういう設備をつけませんでした。

○三谷委員　これはプロポーザルで技術提案ですよね。ですから、技術提案をされたところが、こういうふうに４基から１基に変えたとしても防災上の問題はないと、安全であるという判断をされたということになれば、結果からみれば４基から１基に変えたということが今回の一つの大きな原因にもなっておるわけですので、富士電機さんの技術提案そのものに大きな瑕疵があった、または責任があったのではないですか。それの認識はありませんか。

○真中参考人　現在事故原因を調査中で、我々が今ここで瑕疵があった、ないかを判断できない状況でございます。その答えはできかねます。

○三谷委員　これは先ほども言いました技術提案です。結果としてですね、企業庁が富士電機さんの技術提案を承認しているわけですね。ですから、富士電機さんの見解としては提案者側の責任がより重いのか、それとも承認した企業庁の方の責任が重いのか、これのご判断をください。

○田中委員長　矢内参考人お願いします。

○矢内参考人　事故原因がわからない段階では、同等だと思っている。

○三谷委員　次の質問をさせていただきます。富士電機さんのプロポーザル案で、防災設備一式となっていますが、富士電機さんが考えておられる防災設備一式とはどんなものなんですか。

○真中参考人　防災という意味には広い意味がございまして、一般的には地震、台風による災害、そして中の一つに火災というのがあります。今回問題になっているのは火災という問題であると思います。火災については先ほども何度も説明しましたように、当初から我々は自己発熱して燃えるという前提にないということです。それから事前に、関係各所に確認し、許可を取っていると。そして、誤動作等で不具合が起きないような確認をして設置をしているわけですけども、問題は１２月以降、いろんな問題がでたとき、以降については先ほどお話しましたように、とりうる防災としては温度計の管理、ＣＯの管理、そして実はいつでも水をまけるような状態にしておく、放水銃を準備しておかねばならない。そういう準備を全部していました。

○三谷委員　今おっしゃったような、防災上、１２月以降の防災対策、それは十分であったというご認識ですね。

○真中参考人　今考えますと、それが十分であったかということについては、非常に私どもも反省しているところがございます。

○三谷委員　契約では、技術提案書に従い、設計施工するということになっていますね。ただ防災設備が不備であったということは受注者側の設計ミスであると、また受注者側のそういう判断が間違っていたということになるのか、それとも企業庁の方がそういうことに関して具体的な指示があまりなかったんで、そのままいってしまったというのか、どちらなんでしょうか。

○真中参考人　原因究明が明確にない中で、非常に答えにくい問題です。一応、ＲＤＦサイロの中にスプリンクラー等のものを置かないということは、企業庁にも説明しておりました。また、例えば火が出たとして、検討というのはその時点ではまったくやっておりません。燃えないという前提でどうしても進んでおりますので。

○三谷委員　燃えるということが分かってからは先ほどおっしゃったようなことをされただけですね。後のことはありませんか。

○真中参考人　この以降にやったことが何点かございます。ＲＤＦの供給及び品質の確認、品質の責任を負うという企業庁さんに対して、品質管理をゆだねざるをえない状況にあったため、我々は何度か品質改善をお願いいたしました。また、ＲＤＦを受け入れる施設、企業庁の所有である施設を弊社が運営を受けておりますので、１２月以降、新たに受け入れるというところに対してはそれなりの改善要求を出すとともに、受け入れないという場合も発生しております。

２月２６日にＲＤＦを受け入れたんですけども、桑名広域のＲＤＦに対しては２カ月間受け入れを拒否しています。理由は成形が十分でないことと非常に温度が高いということで、受け入れを拒否し、４月確か２２日頃だと思いますけれども、企業庁から成形が終わったと、きちんとなっているという要請と、我々も目視確認というふうに現物を確認して成分分析、水分等確認して、受け入れを始めたと。また、受け入れに際してはやはりごみという環境問題、ごみの問題、ごみ行政という問題を、だいぶ圧力がありまして、早期に受け入れるということをさせていただいた。しかし、受け入れた後は、温度監視その他を十分に行ったのが実情です。

○三谷委員　圧力ってなんですか。圧力があったんですか。

○真中参考人　圧力というのは間違っています。早期に受け入れなきゃいけない状況があったと。失礼しました。それ訂正してください。

○三谷委員　時間がどんどん過ぎていきますので、もう少し簡潔にお願いしたいんですが、このサイロに関して、メーカーに丸投げというご批判も一部ではあるんですが、その点どう考えるのかということと、その同じメーカーが、他県でとられているサイロではもっと十二分の防災設備を整えられているケースがありますね、そういうことについて、富士電機さんとしてどういうふうに考えるか、その点ちょっと簡単に。

○真中参考人　確かに他県は大牟田、石川、福山等同じ形のサイロを採用しています。我々それに対して、比較等いたしましたが、決して劣るような状態ではないと理解しています。というのは、新聞等によって報道されていますが、大牟田においては常備のスプリンクラーはついてございません。ただし、そのかわりＣＯを測り、また、メタン濃度を測っているのは事実です。我々１２月の経験から、上部に水を撒くスプリンクラー、まあ放水銃というのは構造上、不可能でございますので、例えばそういう装置をつけてもそれが動きますとＲＤＦの上部に水がかかると同時に、そこに水道ができて内部に水が浸透しないということを我々深く経験しております。そのため、内部におけるスプリンクラー等の設置はあえてしておりません。温度管理及び品質のいいＲＤＦを入れることで、発熱しないということが最も大きなポイントになるかと思います。

○三谷委員　次の質問をさせてもらいます。平成１４年の１２月の２３日の対応等をお伺いしたい。県の説明によりますと、１１時すぎに発熱して富士電機さんの社員の方が巡回して発見し、１８時ごろに企業庁の職員の方の携帯に連絡をとったということなんですが、また何故そんなに連絡が遅かったんですか。それから企業庁のだれに連絡をされて、例えばそこで放水をされるというようなそういう指示は、一体だれがされたのか、またそれから地元への例えば多度町とか、そういう地元への通報などの連絡体制とかそういうふうな話を聞かせてください。その点ちょっと聞かせてください。

○羽部参考人　発見直後企業庁の現地駐在の方には、連絡しましたが、携帯電話が通じないということで、連絡ついたのが要するに１８時ごろになりました。その後、連絡ついて、ファックスで状況等をお送りしました。それから後、多度町等への連絡ですけども、それは私どもとしてはルートというものがなくて、私どもが連絡をするとしては企業庁しかルートとしてなく、多度町等への連絡はしておりません。

○三谷委員　企業庁の誰に連絡されたんですか。

○羽部参考人　最初に連絡したのは企業庁の多度町駐在の林主幹、その後、まあ何回か連絡したんですが、連絡がつかなくて、本庁の井上副参事に連絡がついたのが、確か夕方に近い時間だったと思います。

○三谷委員　放水等の指示はだれが判断して決められましたか。

○羽部参考人　その当時の所長だった工藤の方だったと思います。実際には、ホースでもって放水をしました。

○三谷委員　私どもがいただいています三重ごみ固形燃料発電所緊急連絡体制表という資料によりますと、管理運営委託業者が富士電機さん、三重県ＲＤＦ発電所所長の大貫さんですかね、ここから、事故等対応関係機関、警察、病院、消防、三重県企業庁、それから多度町駐在、そこから県の市町村というふうなことになっとるんですが、この大貫さんはきょうはお越しになってませんが、入院でもされてますか。

○真中参考人　体調を崩して、入院中でございます。

○三谷委員　警察、病院、消防等のこういう連絡は、この大貫所長のほうから連絡というふうになってますが、この１０月２３日の事故のときは大貫さんの方からそういうふうに全部、警察、病院、まあ病院はともかくとして警察とか消防等の連絡はされたんですか。

○真中参考人　当時は建設と試運転が同時に２つの、並行して進んでいた関係で、保安業務に関しては大貫でしたが、建設で工藤所長が別にいました。工藤から関係各所に連絡入ったというふうに考えております。

○三谷委員　またそれは別の機会でもう少し、お聞きする、調べさせてもらいたいと思いますが、事故以降、市町村との間で担当者会議等が開催されているという説明をきいておりますが、富士電機さん当初は出席をされてましたが、途中からは富士電機さん出席されていないというふうな話も聞いておるんですが、何故途中から担当者会議の方、出席されないんでしょうか。

○真中参考人　これは、我々出席する立場はオブザーバーということで、企業庁から要請がない限り、そういう会議には出席できません。

○三谷委員　管理責任の、第一義的な管理責任は富士電機さんですわな。一番の管理責任者が担当者会議に出席をされてないのは、企業庁の判断で出席、オブザーバーなしとされた、それに間違いありませんか。

○加藤参考人　ＲＤＦ連絡協議会というのがございまして、そこが、そういう方がＲＤＦ製造の自治体さんとのやり取りがあるんですけど、私の立場としますと、主体は企業庁さんでございまして、企業庁さんから出席の要請があれば、出席をする。私の記憶ではですね、２度ほどその会議に出ていると記憶しています。

○三谷委員　ＲＤＦの性状改善等も再三申し込まれているようですし、非常に大事な会議だと思うんですが、今のご説明ですと、当初１、２回はいったけれども、その後企業庁の方から出よという連絡もないんで、そのままにしたということで、本当に間違いありませんね。

○加藤参考人　１２月の事故以降、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、確か２月と記憶しておるんですけど、ＲＤＦの改善されてないんで、私どもとして各自治体さんからＲＤＦをサンプルとして、提示して改善要求を一応、企業庁さんともどもお願いしたという経過がございます。

○三谷委員　次の質問をさせてもらいます。あまり時間がないんで。

　７月の１９日に鈴鹿の倉庫で発熱をして、発火をしてますが、発電所のサイロのＲＤＦは２７日に発火しているんですよね。７月のうちに。この間大分時間があるんですが、先ほどのご説明で４００トンから６００トンぐらいに押さえて、搬出できるような体制にしておったとおっしゃってますが、１９日に鈴鹿で発熱してですね、何故発電所のサイロから搬出、全部ＲＤＦを取り出すというそういう作業はしなかったんですか。

○真中参考人　鈴鹿は保管している場所でありまして、サイロの中に入っているＲＤＦとは若干保管しているものが違っております。そのため、鈴鹿が発熱したから、サイロに入れているものが発熱するというそういう考えには至っておりません。

○三谷委員　ちょっと記憶違いだったらお詫びしないかんのですが、鈴鹿にある、４カ月か５カ月置いておってですね、もう大丈夫だからということでその一部を多度のＲＤＦのサイロの方に移す。つまり同じ物が鈴鹿と発電所のサイロの中にあったんじゃないですか。鈴鹿のほうが発熱しているのに、向こうはなぜ発電所から取り出さないのかということを聞いているんです。

○真中参考人　鈴鹿で発熱した箇所というのは、一番質としてはよくないＲＤＦのところから発熱したと。サイロに入れていたのは我々が２月２６日以降、受け入れをした、安全であるという理解の元に貯めていたものであって、若干違うと思います。

○三谷委員　富士電機さんが安全であるという理解で入れられたＲＤＦが発酵、発熱したということになれば、富士電機さんの認識が間違っていたということですか。

○真中参考人　その点が今非常に分からないところです。失礼しました。本当にそれが発酵発熱したかは調査待ちということです。

○三谷委員　７月２７日、発電所のサイロで発熱して、そのときに冷却とかいろんな一連の管理責任上検査やられておりますが、これはあくまでも富士電機さんの判断で、放水、水をかけたりして、されておって、県か企業庁、消防との相談とか連絡とかはどうなっているんでしょうか。

○真中参考人　いったんＲＤＦがサイロの中で発酵すると非常に面倒なことになるというか、１２月の経験でよく理解しております。そのため、我々は４００トンから６００トンを貯蔵し、なんらかあったらすぐに排出作業ということですぐに準備をしておったわけですけども、２７日、我々が放水を、若干もう燃えてたんで企業庁に連絡し、水を使いますよということを決定、少量の放水をし、かつ大量の放水をする場合は企業庁にもちろん報告する、また当然放水するためにはＲＤＦの中に一部穴を開けたり、注水口を確保したりということで、持ち主の企業庁に確認しなきゃいけなかった。だんだん火が強くなりまして、これはもう手におえない、で、大量放水をしたいんだということで、再三お願いしましたが、放水をしますと汚水が出て、調整池に入って困るということだった。水は極力使うなという指示。また、その経過において、とうとう我々も手におえませんと。今消防を呼んでいただきたいという要請をいたしましたが、企業庁さんの方からちょっと待てという、待ったの指示が出てきました。

○三谷委員　そうすると、管理の責任者は、最終判断は企業庁ということですか。富士電機さんではないんですか。この緊急連絡体制表を見ても富士電機さんから消防のほうには連絡することになっとるでしょ。違いますか。それはどちらなんですか。

○真中参考人　ちょろちょろの火というのは非常に我々消しやすいんですけども、その時点では当然何らかの不具合が起きたら企業庁と相談しながらやるのが事実です。また、大きくなった場合は、直接消防の方に連絡するということになりますが、消防が来ますと大量の放水を使いますので、汚水の問題があるので、十分配慮をするように企業庁から言われている。その汚水タンクを準備したり、いろんなことをやって調整池に水がいかないようにし、準備します。大量放水いたしますともうそれもなく調整池にどんどん流れるということで、消防への連絡というのは、今回の消火に対する消防への連絡というのは一応企業庁に承認をもらったんです。

○矢内参考人　管理責任は確かに私どもに責任がありますけれども、この設備自体の所有といいますか、それは私どもとしては企業庁さんにあると思って、一応そこの了承を得てというのを大前提に考えております。

○三谷委員　施設はまだ県の方には引き渡してないですよね。最終判断は企業庁がするのか、富士電機さんがするのか。富士電機さんでしょ。

○矢内参考人　最終判断の実質は企業庁に。

○三谷委員　またこれやってると、これだけで時間かかってしまうので、次に移りますが、８月の１４日の事故、これは富士電機さんからこれは爆発やなしに、熱風の吹き出しだと聞いていますが、今でも、８月１４日の事故は熱風の吹き出しだという認識ですか。

○真中参考人　私どもは熱風の吹き出しだとも、ガス爆発とも水蒸気爆発とも結論を出しておりません。

○三谷委員　私どもは現場で富士電機さんから熱風の吹き出しだと言う説明を受けたんですよ。今の話ですと、水蒸気爆発だかガス爆発だか熱風の吹き出しだか、結論出てないといったが、その結論が出てないことを我々県議会の方には説明されたと、その点お願いします。

○真中参考人　そのときの説明が不適切だったかもしれませんけども、一応爆発音もなく、今のところはなんらかの原因で熱風が吹き出たという以外説明ができなかった。

○三谷委員　８月の１４日の事故の対応、指揮命令系統、これは緊急連絡体制表のとおりというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。午前３時過ぎにですね、事故が起こって桑名消防に４時４５分、消防から警察の方に連絡がいっているということで、これ大変対応が遅いと思います。１２月の教訓がここに生かされてないんではないかという感じがするんですが、このあたりの指揮命令系統と、責任の所在、どうお考えですか。

○真中参考人　私、当日そこにいなかったもんですから、正確なことはお答えできませんが、私が聞いた話で申し訳ありませんけど、事故後怪我した人への対応のため、てんてこ舞いになっていて通報が遅れたというのは事実でございます。また、通報については、富士電機の当時の運転員、保安運転部の運転員の方から消防の方へ連絡いっとるということです。それが非常に遅れたというのは事実です。

○田中委員長　三谷委員に申し上げます。申し合わせの時間が３分程度となっておりますので。

○三谷委員　そうですか。そうしましたらですね、じゃあ、１４日の対応等、これは富士電機さんの責任でおこなっているというふうに理解してよろしいんですね。

○真中参考人　そのとおりです。

○三谷委員　私のほうから最後の質問にさせてもらいます。１４日から１９日まで、１９日の事故までの話は、この間も一貫として管理責任及び対応は富士電機さんが責任を持って行われたということですね。

○真中参考人　１４日の事故から消火については消防の方に一任しております。消防の方に。また、処置に対しては企業庁と相談しながらやらしていただいております。

○三谷委員　１４日の事故から１９日まで発電の運転を継続していますが、発電の運転を継続するという判断は企業庁がしたんですか。それとも富士電機さんですか。

○真中参考人　ＲＤＦの貯槽というのはボイラー発電所から隔離されていますので、たとえサイロが事故を起こしても発電は継続できるというシステムになっております。そのため、継続しております。

○三谷委員　地元との協定書の存在はご存知でしょうかね。

○真中参考人　サイロが事故を起こした場合、ボイラーも止めるという協定について、私は知っておりません。

○三谷委員　事故とその後、いろいろごみ処理等さまざまな諸費用が発生しておりますが、このコストの負担は富士電機さんの責任が明確になれば、明確になった責任の範囲内できちっと負担をしていただける、そういうお気持ちですか。

○山口参考人　これは今後関係者と相談の上で決定していくことを考えております。

○三谷委員　私からは質問を終わります。関連は時間ない。

○田中委員　はい、時間ない。申し合わせの時間が経過しましたので、岩名委員、よろしくお願いいたします。

○岩名委員　それでは私からお尋ねいたします。富士電機さんは爆発直後の記者会見で、ＲＤＦの専門家でないというような趣旨の発言をされております。また、私も、８月の１９日の爆発当日現地を視察していたわけですけども、そのときにも、富士電機の代表の方がですね、ＲＤＦについてはまったく経験がないと、こういうことをおっしゃっていたわけでございますけれども、それならば何故、平成１１年のプロポーザルに応募をされてきたのか、その辺のところをちょっと教えてほしいんです。

○福留参考人　その当時ＲＤＦを利用した、また、燃料とした商業施設としての発電所というものが実現しておりませんでした。ただし、その当時フォスターウィラーという会社がアメリカ国内で商業運転を実用化している会社がございまして、そこの技術を有効に利用した形で俗にいうＪＶ形態をとりまして、本県に関しての応募をしております。

○岩名委員　県の選定委員会の評価ではですね、富士電機はＲＤＦ焼却炉に実績あるということになっているわけですが、それでもＲＤＦの専門家ではないということなんでしょうか。富士電機はＲＤＦの焼却炉施設があるボイラーを提案をしておるわけですが、ＲＤＦの経験があるのはボイラーメーカーであって、富士電機はＲＤＦについては素人ということで、判断してよろしいですか。

○矢内参考人　言葉で言った言わないという話ではないんですが、今、富士電機はＲＤＦの専門家ではないということでございました。多分それは私が言った中のことだと思うんですが、私はそういう言い方をしておりません。私はＲＤＦの製造について、性状等については私どもは専門家ではございません。この範ちゅうは企業庁さんにお願いしております。私どもは発電プラントついては、これは専門家でございますよということでございまして、要するに、性状品質について企業庁さんにお願いしている件があるといっております。

○岩名委員　ＲＤＦに素人である富士電機が、ごみ焼却炉の納入に実績はあるんですか。

○真中参考人　焼却炉と言う意味では我々は富士電機は炉を造っておりませんので、当然経験ある炉メーカーと組んで入札するという形になります。

○岩名委員　ＲＤＦについては素人であり、ごみ焼却も知らない富士電機はですね、何の技術的リアクションをもってプロポーザルに応募したんですか。

○真中参考人　確かに、そういわれる面はございますけれども、実態としてはこういうプロジェクトというのは、大きな発電所というのは、いっしょに組んでやる、会社、富士電機というのは電気系統及び発電プラントというのは経験ございますけれども、サイロとかボイラー、燃焼技術というのについては、例えばチヨダ、組んでいますチヨダ化工建設、これはエンジニアリング、設計、施工については有名な会社ですし、実力もあります。そして、炉についてはＲＤＦの炉という経験は日本にもありませんし、初めてそういうので経験があるフォスターウィラー社と組むことによって、十分に能力的には到達できるものと考えております。

○岩名委員　若干異論ありますけれども、さらに質問ありますので、先へ進めます。契約書によると、富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県ＲＤＦ焼却発電施設の設計を行うと、こういうことが書いてあります。施設の設計にはほとんど富士電機の考え方が反映されていると私は考えるわけでありますが、しかし、実際には、凍結対策が施されてないなど、基本的なミスが重なっていると思います。このような事態についてどのように考えておられますか。

○真中参考人　確かにご指摘のあった凍結対策というのは、十分でなかったのは事実です。また、当時の温度というものを想定しておりませんでした。これは事実です。しかしながら、発電という意味においては我々は多くの実績を持ち、十分な実力を持っていたと思います。

○岩名委員　契約書の確認仕様書に、労働安全衛生という項目がございます。ここでは労働安全衛生法に基づくほか、安全衛生的な作業環境を確保できる施設とする、と定められております。さらに、爆発や火災の発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとすると定められているわけですが、これまで労災事故や爆発事故があったが、こういうことについてこの項目とのかかわりはどのように考えられますか。

○真中参考人　当初から我々が入手したサイロからまたＲＤＦが、あのような状況になって爆発するというのは、ＲＤＦというものが安定したものであるという理解の上から設計施工しておりましたので、まったく考えておりませんでした。非常に残念なことですけども、実態としては貯めるものによって、相当サイロというものを改造せざるを得ないというふうに理解をしておりました。また、当初からもしそのようなことが分かっておれば、当然、あのようなサイロいうのは設定しないわけですし、誠に残念なことだと思っております。

○岩名委員　今、そういうことが分からなかったというようなお話がありましたけれども、他社の提案ではですね、ＲＤＦ貯蔵槽の防火対策は、火災報知器とか温度計とかあるいはＣＯ計だとか、散水装置、いろいろな提案がされているんですが、何故富士電機はそのような具体的な提案がなかったんですか。

○真中参考人　先ほどもご説明したように、受け入れ側でＲＤＦが長期貯蔵に耐えられる、発酵しない、臭わない、また形成されていると、きちんと形が整えられているという前提で設計しております。そのために、中にあえて放水銃をつけたりしますと、別のトラブルが出るという意味から、我々はつけておりません。また、消火に関しては設備に関しては消防との打合せを行って、このＲＤＦが不燃物であると、自己発火しない不燃物であるという前提で消防にも確認しながら許可をいただいている、今までの経緯がございます。

１２月それが崩れ去ったわけですけども、その後においては温度計の監視やら、温度計の監視が一番ベストであろうということで、もしなにかあったら下から注水でとにかく早く排出すると、ボイラーで燃しきるということで考えておりました。

実際にＲＤＦの中にもし水を撒いた場合、上から水を散水した場合、これはＲＤＦが完全に固着して排出できなくなりますし、水を撒くことが室下部において燃えている、例えば発火しているということに対して、上からの放水はまったく効かないというふうに我々は理解しております。

○岩名委員　燃えないという前提でやっていたとこういうことですけども、ＲＤＦは燃料として作られているわけで、字のごとく燃えるということであってですね、元々はごみでありますし、当然何らかの原因によって燃え出すかもしれないと考えるべきであり、そういうしかるべき安全対策を施すべきではないかと私は思います。安全対策を疎かにしたのか、まったく必要でないと考えていたのか、無駄と考えていたのかいずれでしょうか。

○真中参考人　我々安全対策をしないとか、無駄だとか、する必要がないというふうに聞いていただくと不本意でございまして、我々は安全であるというものに対しての対策というのは、実質やっているつもりでございます。やっております。ただし、ＲＤＦがサイロの中であのような形で原因は明確ではございませんけども、内部でＲＤＦが詰まった内部で自然発酵して、発火するということに対してはこれはそういうことが事実ということが正式に出ましたらば、サイロの形をすべて変えて別の安全対策をせざるを得ないと思います。

冒頭言いましたように、我々ＲＤＦは燃えない、自然発火しないという前提で組まれてましたので、そのような対応をさせていただいたというのが実情でございます。

○矢内参考人　基本的には自己発火しないということで当初の原則で、基本はそうでありました。まあそういう意味で、今いろいろご指摘ある中では、やはり１２月経験したあともそうかということでございますが、基本的にはＲＤＦは、ＲＤＦというものは自然発火しないというものがＲＤＦであって、するものはＲＤＦと呼べないんじゃないかというようなことも思います。その意味で１２月の経験後、私どもは設備について先ほどから何件かしゃべっておりますけれども、基本的にはやはり品質を本来の自然発火しないものにしていただきたいということで、要するに品質管理を改善してくださいということをしました。

それから、それに対して、ほぼ毎月ぐらいの頻度でサンプルテストをしております。それから、入ってきたときには形状、臭気、温度、乾燥度合い等をこれは目視確認を必ずしております。それから成形の不十分なＲＤＦの受け入れというのは拒否もしております。これは具体的には桑名さんのところで崩れているとか温度が高いというものについては、受け入れ拒否をしている。要するに貯槽内への受け入れ拒否をして、直して品質が改善をされたというもと

で入れるようにしました。さらには先ほどいいました緊急時に対しては量を減らしておこう、それから基本的には温度で監視しよう。それも２４時間監視、８時間監視というようなことをやってきました。

それから、起きたときはそれを優先的に掻き出そうという対応、それから消し方というのはその火が出ているところに直接やるのが一番いいというのが１２月の経験ですから、火元消火に務める。そのためにホースや消火設備を用意しました。さらには定期的にやはり空にしていこうということで、私ども４カ月に一遍は空にしようという。それから何か起きたときに搬入しないといけないんで、それの置き場所がやはり臨時的に必要だからということで、一次的保管倉庫を作ってくださいというお願いをして、まあちょっと造っていただきましたけど、低くて使えなかったんですが、そういうこともお願いしました。

ということで、１２月以降については私どもは考えることを、かなりなことをやってきております。そういう意味で現在やってきた対応というものについて多少、他の発電所等正確に比較していきたいと思っています。

○岩名委員　三重県以外の、全国における3施設におきましても、貯蔵槽における発熱対策というものが施されているわけでありましてね、ですから、熱を帯びるという前提で動いているわけで、それをどうして参考にされなかったのかなあということが一つ。もう一つは、これは先ほどもご説明ありましたように、当時の通産省がＮＥＤＯを通じて、全国的に普及を図ってきたものだと思うんですよね。その原点は何かといったら、ドイツがお手本だったろうと思うんです。ドイツはもう既にこの方式は撤退をしておりますけれども、我々が調査に先年行きましたときにもやはりＲＤＦが燃焼をするという前提で、窒素ガスを照射するとかですね、あるいは炭酸ガスを照射することによってそのいわゆる貯蔵槽の中の火を消すと、こういうことが行われているという説明を受けてまいりました。

ですから、そういう皆さんも、富士電機はアメリカのみならず、世界中にいろんな技術連携を持っておられる会社だと思いますので、どうして、そういうことを研究あるいは勉強されなかったのか、非常に残念に思いますが、その点についてどう思われますか。

○真中参考人　12月の時点で我々も、窒素による消火というのにトライしています。またはCO_2を使うことによっての消火のトライ、またドライアイスを使って直接消火してみようかというようなことを経験させていただいております。

結果的には、内部に熱を持ち外部に炭化物を作ったＲＤＦの塊には、ほとんど効果がなかったというのが実態でございます。我々は12月何をしたかというと、そこで炭化物の中に壊して直接注水してそれを冷やすということを徹底して行なったのでございます。

サイロの構造上、４０００立米で非常に通気性がいいというわけじゃないですけど、密封構造といいながら完全密封ではございませんので、大量の窒素ガスを入れるということに対しては設備上ちょっと難しい問題があり、かつ先ほどお話しました炭化物を作って直接中を冷やしきれないという問題から、水が最適であるというふうに考えました。

○岩名委員　次にですね、先ほど三谷委員からもご質問がありましたけれども、ＲＤＦ貯蔵槽のタイプを、契約前に、これ契約前というところがちょっと私、引っかかるんですが、なぜ変更されたのか。それは答えは先ほど来、お話がありますので、もう結構です。貯蔵槽のタイプを変えてもですね、４基のままであれば万が一１基に何かが起こった場合でも、１基づつ対応ができて、だれが考えても１基よりも４基造ってある方が安全対策であり、また、点検等についても非常に便利であるということが分かるわけですが、これはおっしゃっているように、取り出しが楽だからとか何かの以外に、私はどう考えても何か原因があるように思うんです。例えば私が考えたのは、例えば施工費が安くなるとかですね、そういうことがなかったのですか。

○真中参考人　当然変えるについてはコストの比較というのは行なっております。プロポーザル時４基のサイロから１基に変えて、コスト的に随分下がったんじゃないかという懸念、当然受けられると思うんですけど、ざっくり言って、本体の値段は若干下がります。しかしながら、１基にすることによって土建の土木費用、杭の量、土建のコンクリートの量等が大幅に上がり、また、据付上大きいドンガラですから、工事費がかさむということで実態は４基に比べてコスト的には上がっております。

○岩名委員　貯蔵槽を１基にしたことでですね、トラブルに対する備えが一層に私は必要になったのではないかと思うわけですが、ここで契約書の確認仕様で、ＲＤＦ貯蔵設備の欄にですね、防災設備一式となっているんですが、これは先ほどもちょっと説明ありましたけども、これは具体的には何をしたのか、どのような災害を想定してそのような設備としたのか、それは防災設備としてどれぐらいの効果があるものなのか、簡単に教えてください。

○真中参考人　非常に難しいご質問で、どう答えようか悩むわけですけども、防災設備というのは先ほどお話したように、火災だけではなく、地震、気象上の台風等の災害も含めてですけども、その中に一部火災というものがございます。

縷縷申したように、最初からＲＤＦが燃えるという前提にたっていませんでしたので、そういう意味での火災設備というものは、外部には準備していましたけれども、サイロの内部には設けていなかったというのは事実でございます。あの設備自身は、大きな地震や風災が来ても倒れないような防災設備としては火災を除いて、内部の火災を除いては完璧だったというふうに理解しています。

○岩名委員　施設にトラブルが発生した場合は富士電機の自社工場に１カ月程度、ＲＤＦを保管できるということがプロポーザル２回目のときで、３社に絞られてからだったと思いますが、プロポーザル時に説明をされております。それは事実ですか。

○山口参考人　事実です。ただし、このトラブルの想定は、私どもの責任においてのトラブルで、そういう停止の状態が出て、ＲＤＦの保管が不可能になった場合ということで想定しております。その提案です。

○岩名委員　皆さんの責任とおっしゃるけども、皆さんが管理責任があると先ほど言っておられるんですから、この一連の事故は皆さんに責任があったと私は思いますが、それなら何故貯蔵槽が発熱したときや、機械のトラブルが起こったときに、倉庫ではなしに、工場でＲＤＦを保管しなかったのか、今後は工場で保管する予定でもあるんですか。

○山口参考人　今回の事故はちょっと想定しない緊急の場面でございましたので、現状即工場で保管するということはできませんでした。今後についてはですね、その対応も含めて今関係各所と協議している、対策を練っている段階でございます。

○岩名委員　これ、一日に２００トンとしても、１カ月とすると３０日でね、６０００トンぐらいになるわけです。相当な量ですし、まあしかし、こうして約束をされた以上はですね、提案内容に責任を持っていただきたいということ申し上げておきたいと思います。

それから、次にですね、ごみの固形燃料についてなんですけども、発電所に隣接する桑名広域清掃事業組合がですね昨年の１２月に異常発熱があってですね、その事故後、１、２カ月かけてＲＤＦのいわゆる熱とかそういうものに対するいろんなさまざまな実験をされたというふうに聞いておるんですね。それでですね、ＲＤＦに含まれる消石灰がその発熱原因になっているということを突き止めてですね、企業庁に報告をしたことが分かっております。

これは８月２５日に桑名市議会より抗議文書が県に提出をされていることでも明らかであります。このことについて企業庁から富士電機は何か説明、あるいは問題提起がありましたか。

○羽部参考人　企業庁からはこの件については何も聞かされておりません。

○岩名委員　ああそうですか。爆発原因は究明中ということでありまして、明確にお答えなれないと思いますけども、爆発前後に繰り返してＲＤＦへの放水をされていたわけですが、このことは今でも有効であったと判断をされているかどうか。このことは消石灰に水をかければ熱を生じると、これ我々小学校時代から習ってきたことなんで、そういうことととまあ素人考えを併せてお尋ねしたいと思います。

○真中参考人　消石灰に水をかけると大量の熱が出るというのは事実上ちょっと間違いがあると思います。生石灰、生の石灰においては非常に危険であるということは理解しております。また、消石灰をＲＤＦに含ませるというのは２つの目的があって、一つは形状を硬くすること。一つは腐敗を防ぐこと。これが２つの大きな目的ではないかと思っております。

現在、我々の知る限りでは生石灰は使われず、消石灰だと。ただし消石灰も１００％完全な消石灰がないため、一部生石灰が残り、それが発熱するということは聞いておりますが、それが大きな原因だかは今現在、分かっておりません。

○岩名委員　私、スポーツ関係の団体に関わっておりますが、現在でもですね、スポーツ石灰といわれるまあ消石灰ですけども、このラインを引いたりするものですね。これでも雨の日にはその上をすべると、必ず火傷になる。これはもう明らかに我々は現地で見ておりますので、間違いございませんのでね、そういうそのなんと言うんですかね、思い込みというかね、そういうことも私はこの事故の引き金になっているんではないかと、こういう心配をしているわけでございます。

それではですね、次に平成１４年の１２月２３日の異常発熱を受けて、その後ＲＤＦ貯蔵槽に温度計を設置したが、何故そのときに同時に散水装置やあるいはＣＯ計等も設置しなかったのか、これについてちょっとお答え願います。

○真中参考人　ＣＯ計については計測するということでやっております。それから温度計も計測する。ただし、内部における散水設備というものについては我々の１２月の経験上、非常に意味がないということが一つございまして、取り付けを断念しております。また、そのときにCO_2を噴射する装置等も当然、我々計画を入れましたが、取り付ける場所の問題、最初からそういう構造になっていないということで取り付けを計画しましたが、難しい問題と２６日以降、再度確認されたいいＲＤＦが大分たまっておりましたので、それを早く受け入れなきゃいけないという状況からそこまで、ヌトゥーの噴射口までつけるに至っていないというのは事実でございます。

じゃあ何故、水を噴霧する装置はないんだというのは先ほどもお話したように、上部からの放水はまったく効きません。今回我々が４月１９日以降、消防も上から水を打っておりますけれども、実態として数千トン打っても内部の火が消えないというのは実情でございまして、一番いいのは、やはり下から細かく注水するのが最もいい方法ではないかと思っております。ですから、あとはもう構造を変えるしかないということになると思います。

○岩名委員　３月に、労災事故を起こして指名停止になっておって、そして人身事故への注意は十二分にされているであろうし、企業庁からもそのような指示が出ていたのではないかと考えられるわけですが、それにもかかわらず、次に熱風事故が起こったと。こういうことについて、富士電機はどのような労働管理をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山口参考人　現地の所長以下安全教育を定期的に行う。それから連絡体制、その他を含めまして安全教育を十分に行っておったつもりでございましたが、結果としてはそれが十分でなかった、残念な結果だったと思っております。

○岩名委員　次に消防との関係のことをお尋ねしたいと思います。８月１４日の事故以後、ＲＤＦ貯蔵槽の管理は消火活動を含めて富士電機が行っていたと思うんですけど、消火方法については消防との間でどのような判断がされていたのでしょうか。

○真中参考人　桑名消防とは打合せを持ちまして、消火方法については我々が過去やってきたのをこうしていますと、それから、非常にＲＤＦ自身が水をかけても消えにくいというのは事実でございますと。で、１４日の事故も原因がまったく我々もつかめていません。今後、消防のほうで是非それを念頭において検討していただきたいということで、我々、小さな火の消火というのは我々もできますけれども、ああいう状態で内部でなんらかの異常があったときには我々はもう非常に危険と判断しまして、消防の方にいい消火方法を取っていただくというふうに一任した次第です。

○岩名委員　８月１９日、爆発の前日、すなわち１８日にＲＤＦ貯蔵槽の上部から２本のホースで放水したと聞いておるんですが、これはどの、どなたの提案によるものなんですか。

○真中参考人　これは消防の判断で決定されました。

○岩名委員　消防でね。８月１９日にですね、ＲＤＦ貯蔵槽の上部から放水を２本から４本に増やし、貯蔵槽の下部に穴をあけたと聞いているのですが、穴をあける、それが事実かどうかと。それから貯蔵槽の内部に可燃性ガスが発生したことが確認されている時期に、バーナー等を使ってタンクに穴をあける作業をしていたということは、まあ常識ではわれわれ考えられないわけですが、この穴をあけることについてだれが提案したんでしょうか。

○真中参考人　桑名消防から２口を４口に増やしますと、かつ、その量では不足なので、サイロの中部からさらに放水をしたいというご要請受けました。ついては、横から放水ができるかというご質問があり、私は口頭で横には穴は開いておりませんと、もし開けるのであれば、ガス溶断しかありませんと、明確にお答えしました。それに対して消防の方でガスであけていいということで具体的にガス溶断という作業が始まりました。

○岩名委員　今も申し上げましたように、可燃ガスが発生しているというところであなたがそういう判断、まあ消防の判断ですけども、それに基づいたといえどもですね、そのときにそういうバーナーを使って穴をあけるということについて抵抗はなかったんですか。

○真中参考人　私消防を信じておりましたので、消防から開けてくれといわれたら私は分かりましたというしかございませんでした。

○岩名委員　少なくとも、我々とは違って、皆さん方は専門家なんですからね、今申し上げたような常識的な分かるようなことを、消防がいったからやるんだと、このようなことが今回の事故を大惨事に対してすべてを物語っているんではないかという気がしてなりません。以上で私質問を終わります。

○田中委員長　自民党・無所属議員団、時間が残っておりますので、質疑質問続けます。山本委員お願いいたします。

○山本委員　それではちょっとお伺いさせてもらおうと思うんですけど。特に所有、建物というんですか、施設の所有面で少し、契約書に基づいてちょっと確認をしていきたいなと思うんですけど。まず契約書の３０条のところに、乙は工事完成をしたときはその旨を甲に通知しなければならない。これはいいんですけど、甲、いわゆる企業庁は甲は検査を行うものと定めた職員、いわゆる検査員は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に、富士電機の立会いの上、技術提案に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査完了し、当該検査の結果を富士電機に通知しなければならないと、この行為については、行なわれておるんですか。いないんですか。

○山口参考人　４月の２９日に、法的な引き渡しの手続きはすべて完了しておりますが、その時点で検査の申請を何回か企業庁さんにはお願いをしておりますけれども、この検査がまず行われておらないために引き取りができないということでございます。

○山本委員　その今度は下の３１条に、契約代金の支払いというのがあるんですね。これは富士電機は前項第２項、いわゆる、私が今お話したような検査に合格をしたときは契約代金の支払いを請求することができると、前項の規定による請求があった場合は、請求を受けた日から４０日以内に契約代金を支払うということがあるんですけど、富士電機さん、支払いを要求したんです。

○山口参考人　今回の請求は、部分払い、前払い含めまして何回か分けてございまして、最終のおっしゃっておる完成のこれに対する請求はまだ竣工検査が完了していないということで口頭ではお願いしてありますが、正式には提出してありません。

○山本委員　それでは富士電機さん工事代金の内のどのぐらいいただいとるんですか。いわゆる契約金額に対して、今工事代金はどのぐらいいただいてますの。企業庁から、いわゆる県から。

○山口参考人　正確にはあれですが、灰処理の関係がですね、これは来年度の３月竣工ということで、その代金をまだいただいておりません。それから現状はプラントが完成するまでのところでですね、１．４億がまだいただいてない分。トータル的には、全体が６４億のうちの１．４億。これがまだ。

○加藤参考人　建設の契約は確か６８億ということで、そのうちの８億４千万が先ほど申しました灰処理施設ということで、これは来年の３月の一応工期になっておりまして、残りの約５９億強ですね。のうちの１．４億がまだ検収が上がってないと、というのが実情でございます。

○山本委員　検査員の完了検査も終わっていないのに、金はこれずっと渡っとるわけですね。ですから先ほど聞いとった、聞いてますと、所有権は多分もう県のものや、企業庁のものや、と発言があったんですけど、こういうことを捕えて多分もうあの施設については企業庁のものやという判断をしてみえるんですか。

○山口参考人　ちょっと質問の内容が理解できないところがあるんですけど。部分的には、すべてその時点時点で検査を受けております。検査を受けた時点でその支払いを請求して、いただいておるということです。

○山本委員　それじゃあ、もう一度お伺いしますけど、管理運営については富士電機さんがおやりになってみえて、それからあの施設については、あの持ち物全体はどこが持っておるという理解をしています。

○山口参考人　現状、引き渡しが、最終的には引き渡しという書類が完結されない限り引き渡したということになっておりませんので、現状は富士電機の持ち物ということに、引き渡していない以上そういう格好になっております。

○山本委員　さっきのずっと結果からすると、ちょっと。例えば真中マネージャーはですな、あれは多分もう企業庁のものやとお話をしてみえた。今の山口副支社長、いわゆる事務所の副支社長やとやっぱり富士電機のものやといってみえた。ちょっとどちらかはっきりしてもらえませんか。

○三宅参考人　法的には契約的にはまだ引き渡しが済んでないので、当然にまだ富士電機のものであるけれども、やがてこれは、すぐ、じきに引き渡すことを予定しているものであるから、実質的にはその施設の所有的な問題については、勝手にこちらでどうこう。例えば勝手に消火水をかけて例えばかけるとかですね、そういったこともできませ

んし、いろいろなその改造についてはやっぱり実質的な所有者として、企業庁様のお断りがいると、そういう認識でございます。

○田中委員長　山本委員に申し上げます。申し合わせの時間が後３分程度となっておりますので、よろしくお願いします。

○山本委員　じゃあ理解としては、一応富士電機さんがまだ所有していただいておると、こういうことで理解させてもらいます。もう１点はね、部分使用という条項があるんです、これは３３条ですけどね。ですから、企業庁が引き渡し前にその工事目的を全部、または一部を富士電機さんの了承を得て使用するという、こういう部分引き渡しという条項があるんですが、契約があるんですけど、今回のこういう使用についてはそういうところに該当するんですか、しないんですか。

○山口参考人　灰処理の部分を除きましては部分引き渡しという格好になります。仮に引き渡しができればですね。

○山本委員　部分引き渡しではなしに、部分使用してあろうということではないんですか。部分使用です。引き渡しではなしに。部分使用です。

○山口参考人　部分使用ということで、そういう認識でおります。

○山本委員　もう結構です。はい。

○田中委員長　それでは引き続きまして、無所属MIE、永田委員お願いいたします。

○永田委員　それではちょっと。今までお聞きしております中で、確認等を含めまして、順にお伺いしていきたいと思います。まず、三谷委員の質問の中で、責任は同等という発言がありましたね。どっちが責任あるんだということで、責任は同等だというご発言があったんですが、これについてもう少し一遍、掻い摘んで、見解だけ聞いてみたいんですが。

○三宅参考人　このプロポーザル方式の流れにおきまして、当然に当社側が設計、施工、管理等について責任を負うべき立場にある。しかしながら、このプロポーザル方式を含めましてすべて契約に、こういった当然前提となる条件の元で、我々はその条件に対してきちっと適切な設計、施工、建設、それから管理といった、そういった行為を行う義務があるという意味において、当社において、当然契約上、そういった義務を負っているということであります。

しかしながら、その責任と言われる意味は、このたび、当社としてはまだ原因究明、実際にこのたびの問題が本当にその我々の設計、あるいはそういう管理で防げたものなのか、あるいは片や、他の施設等でもですね、いろいろそれぞれ、まちまちの設備をそれぞれつけておられますけども、その効果の程も結局はその原因を究明しなければ分からない。実際にこれについて何がいちばん万全の対策なのかということが今わからない状態でありまして、そういうことを含めて例えば先ほどのアトラスの選定につきましても、実際そのときの使用実績ではＲＤＦ発電所のサイロについてはアトラスしかなかった。大牟田さんのですね、しかなかったということもあってですね、他にサークルフィールドを選定している実績はない状況において、あるいは目詰まりを下部でする、ブリッジを起こす危険があるといった点について、その点について、じゃあ４基一遍に起こったらどうなるんだとかですね、必ずしもその１基で危険分散していることになるのか、あるいはその中には、コンベアが３つ付いているから危険分散になるとか、いろんなそういう専門業者である長府さん、日立さんの方に確認しながら、あるいはフォスターといったそういう技術的には世界トップクラスの技術を集結して望んだところが、結果的にこれだけの大変申しわけない事故が起きてしまった。

しかし、その責任についてですね、果たして全部その設計管理だけで防げたのか、あるいはやはりどうしてもＲＤＦの品質で対応すべき問題なのか、そこについてはいまの時点では、原因究明が出されていない。まったくこの対策はまた根本的に変えなきゃいけないのかもしれない。そういったことが当然再発防止にも結びつくので、軽々にこちらのすべて事故についての責任云々ということは、今の段階で申し上げることはできないという時点において、同等と。要するにその同等というのは、当然これについては、このたびの事故というのはＲＤＦだけでは起こらないし、貯槽だけでも起こらないし、消火活動だけでも起こらないと。この３つの活動が組み合わさって起きてる事故でございますので、これについてのその責任云々については、原因究明をきっちりした上でやると、判断すると。評価すると。いうことが今後、日本のためにもなることであって、その上で今の時点で同等ということが使われたというふうに理解いただきたいということでございます。

○永田委員　ええ、理解しました。どうもいろいろ今までの中で、お聞きいたしておりますと、ＲＤＦが燃えないという観点と、実際にこれ燃えてしまっていると。どうもなんかここにですね、非常に大きな私は、見解の相違があったんじゃないかとおもうんです。だからこういう結果になったと、そう思えてならないんですね。したがって、そのプロポーザルの条件の中に、燃えないという条件があったんですか。ちょっとそれだけ。

○真中参考人　ＮＥＤＯの資料によると、発火しないというふうに明記されております。ですから、我々は平成７年度のＮＥＤＯの調査内容、これは企業庁さんが実質補助金をつけてやったものですけども、その中に明らかに書いてございます。ですから、我々は、燃えないもんだという前提の理解で自然発火しないという表現がされてますので、我々はそれを元にあのようなサイロを選定させていただいたということでございます。

○福留参考人　少し補足させていただきますと、企業庁によるプロポーザル方式の応募要領を入手した段階では例えばＲＤＦは自然発火するから注意しろとか、こういうことに配慮しろ、または発熱する、発酵する。こういう表現は一切記載されておりませんので、我々の知識の中にはそういう条件、設計に盛り込むためのそういう条件が排除されております。

○永田委員　我々このプロポーザルの持っておるんですが、確かに明示はないように思いますが、発火しないという明示は。今お聞きしますと、ＮＥＤＯの資料によるとこういうことですね。どうもそこら辺が食いちがったように思えてなりません。まあしかしその、いろいろ見てみますとですね、ほとんどの提案書の中で消火設備がうたわれているんですね。で、Ｅ社というのがあるんですよ。これはおそらく御社のことだと思うんですが、あまり消火設備について書かれてないんですね。これどうでしょうか、見解だけ。

○三宅参考人　当初公募時においてはそういう前提、予見のもとでですね、防災設備を決めているというところで消火設備を決めているというところですけど、要は契約的にですね、仮契約時点におきましても、建屋側ですけども、建屋の方の消火設備については消防署と協議のうえ、消防法に準拠して設置するものという条件がついております。従いまして、すべてそこら辺の消火設備の関連については契約に従ってきちんとその後消防署と相談をした結果、指導されたことがこれはＲＤＦは危険物指定可燃物にはあたらないということと、貯槽ですからこれは建築物、消防法上の建築物にあたらない。しかしながら、大きいものであるので、一応消火の設備は備えた方がいいだろうということで、これについては防火用水槽を設置することということが消防の指導としてございました。

従いまして、私どもとしては、その指導に従って防火用水槽を設置した。その他については消火用ポンプ、ホース、多目的ノズルといったものは設備しているという状況にございます。

○永田委員　まあ、ある新聞によりますと、当初では防災設備を考慮していたが、実施設計の段階で、省かれたという記事があるんですが、これはどうでしょうか。

○三宅参考人　従いまして、その結果、契約時には防災設備一式という表現、で、それについては省かれたわけではなくて、その定義については消防署ときちんと相談をして消防設備を決めると、防火用設備を決めるという理解の元で、その時点ではそういう定義でございまして、その後、実質的に消防と協議して決めたということで、これ自体変更ではなくて決定がそこで行われたというふうに理解をしております。

○永田委員　そこで、先日、中間報告が出されました。これもご覧になったと思うんですが、その中で、本県施設と他県施設の相違についてというのが、項目があるんですね。それを見ますと、他県施設が既にもう運転しているわけですから、ここいらのご調査はどうだったです。

○真中参考人　他県についても当然我々調査させていただいております。いろいろと書かれている、また新聞記事等で書かれていることについても重々承知しておりますけれども、我々が現時点における防災設備としては決して遜色のないというふうに理解はしております。

○永田委員　その中で、貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類は同一でしたが、管理方法は受入れ基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行っている。と、こう書かれてるんですね。こういうところは明らかでございますが、いかがな見解ですか。

○三宅参考人　まず、事故調査委員会から弊社に対するヒヤリング等は明日予定されておりまして、まだ、私どもとしては説明をきちんとしている状況にない状況で中間報告書はまとめられております。その上で、実際にそれぞれの設備あるいは管理方法がどうであったかという点については、私どもも正確には私の範囲ではまだわかっていないんですが、ただこの時点でその、実際の本当の実質的な意味での安全対策の有効面で、どれだけの優位さがあるかといった点につきましては、もちろんそれぞれのきちんと施策を教えていただいた上で、並べた上で、かつ原因究明の結果、何が原因であるかということが判明した上で、原因が分からない状況において対策が有効であるかどうかということを論ずること自体が、時期尚早と考えておりますので、したがってそういう意味においては今の時点ではなんとも判断いたしかねる状況にございます。ただこちらとして言えるのは、その１２月の火災経験から一番有効と考え

た安全対策を実施したけれども、結果として事故防止たるものには至らなかった、その問題は本当に設計、管理運営側にあるのか、それともやはりＲＤＦそのものを根本改善しないといけないのか、そこら辺は今後の原因究明の結果、何が原因で何が有効な対策なのかということがわかった上で、はっきり判断したいということでございます。

○永田委員　御社にとりましてはこれは始めてのお仕事だと思うんですが、そこで非常に参考にされたフォスターウィラー社ですか、アメリカの。ここのノウハウはいかがだったでしょうか。

○真中参考人　フォスターウィラーのノウハウというのはごみを固形化したり、フラフ状でごみを燃焼させるというノウハウを我々はいただいております。ごみの保管についてのノウハウについては、フォスターウィラーからいただいておりません。

○永田委員　そうしますと、国内の先進地のノウハウしかなかったんですね。そういうノウハウからして、発熱、発火、このことはいかがだったですか。

○真中参考人　われわれが知り得た知見、予知できたというデーター、即ちプロポーザルから設計段階においては、我々も調べましたけれども、ＲＤＦが長期保管ができないんだ、ＲＤＦというのは発火するんだ、ＲＤＦがガスが出るんだということについてはまったく我々得ておりません。また、そのような文献もありませんでした。

○永田委員　どうもそこいらが一つの大きなポイントになるように思えてなりません。それじゃあ次に移らせていただきますが。

先日ですね、特別委員会の答弁の中で技術的な問題についてはもう一切、受注者の富士電機さんにもう、何ていうのか、まあ平たくいえば、おんぶにだっこだと、こういう見解だったんですが、それはいかがです。

○真中参考人　ＲＤＦの品質を除いては、我々が責任を、設計上、きちんとやっているというふうに理解しております。また、我々がきちんと管理しなきゃいけないというふうに考えております。

○永田委員　そうしますと、貯蔵槽については除かれていたんですね。

○真中参考人　あの、ちょっと今よく質問がわからないんですけど。貯蔵槽を除くって貯蔵槽は当初、先ほどお話したように、長期保存がきく、燃えない、固形化されているという前提での貯蔵槽を設計いたしました。しかし、我々が責任を持つ範囲の中に、ＲＤＦの品質までは残念ながらリスク分担の中で入っておりませんので、じゃあ本当のＲＤＦがどうなんだといわれますと、残念ながら我々の中では、コントロールし切れないというのが実情でございます。

○永田委員　はい、分かりました。一つ、消火の方法について、三重県は石油化学コンビナートを擁しておりますね。かなりその面ではノウハウあるんです。実際大火災も起こしている経験もあります。そのような知識からすればですよ、消火に水をということは考えられんと。ほとんどは窒素ということがあるわけですね。このときには、そういう方法については、論じられなかったんですか。

○真中参考人　消防との話の中では、窒素については論じられておりません。

○田中委員長　永田委員、申し訳ありません。申し合わせの時間がそろそろ参りますので、簡潔に。

○永田委員　もう少し。そういう幾多の経験はこの四日市の北勢地域持っているんですが、そんな中で、タンクのそういう火災が起こした中で、タンクの上部に、消火のために人を登らすという指示はどうだったんでしょうか。どういう決断で、どういうふうに指示がなされたんですか。そこがちょっと。

○真中参考人　消火という面では、消防、桑名消防署と打合せして消火方法については、そちらに一任申し上げますと、是非消火していただきたいということでお願いしたわけですけども、その以降について、具体的にどこに口をつけるとか、放水銃ですね。放水銃をどうつけるか、何本でやるか、またどうするかについてはこれは消防のほうからの決定事項で、我々に流され、そして実施されていったというのが実情でございます。

○矢内参考人　先ほどから１４日以降の消火についてありますけども、まあ、我々昨年１２月、それから７月、いろいろ自力消火に努力しましたけれども１４日の経験。あるいは爆風があるということはまったく予想していなかった後、この消火についてはもう全面的に消防さんにお願いするしかない、まして、消防さんの横の繋がり含めて、全面的にお願いしようということで、１６日我々としても決めまして、あれは土曜日ですか。月曜日朝、真中が消防署へそういう意味でお願いに行った。その後はその指示に従って全部やっているということです。

○永田委員　そうしますと、タンク上部に人を上げるとかあるいはタンクの下で溶断ですか、というようなことの作業の決断は、今、消防署というご説明でありましたから、それでよろしいですね。

○真中参考人　そのとおりでございます。

○永田委員　はい、もう時間ですね。終わりにします。

○田中委員長　申し合わせの時間が経過いたしました。以上を持ちまして本日の調査を終了いたします。参考人の皆様方には長時間誠にありがとうございました。

【委員協議】

１．今後の委員会の進め方について

２．その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成１５年９月２９日

ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員長　　田中　覚

ページのトップへ戻る

ページID：000019202

問い合わせ先：県議会事務局
電話：059-224-2877／ファクス：059-229-1931／E-mail：gikaik@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
（開 会 中）

開催年月日　平成１５年１０月　８日（水）　自　午後　１時　３分　～　至　午後　５時　２分

開催場所　第６０１特別委員会室

出席委員　１６名

委員長　田中 覚 君
副委員長　藤田 正美 君
委員　日沖 正信 君
委員　松田 直久 君
委員　水谷 隆 君
委員　岡部 栄樹 君
委員　芝 博一 君
委員　三谷 哲央 君
委員　貝増 吉郎 君
委員　木田 久主 一 君
委員　山本 勝 君
委員　西塚 宗郎 君
委員　萩野 虔一 君
委員　西場 信行 君
委員　岩名 秀樹 君
委員　永田 正巳 君

欠席委員　０名

出席説明員

〔企業庁〕　企 業 庁 長　濵 田 智 生 君
総括マネージャー　小 林 和 夫 君
〃　藤 田 輝 也 君　その他関係職員

〔環境部〕　環 境 部 長　長谷川 寛 君
総括マネージャー　小 川 治 彦 君
〃　松 林 万 行 君　その他関係職員

傍聴議員　１名

県政記者クラブ加入記者　８名

傍聴者　４名

議題又は協議事項

１　ＲＤＦ貯蔵槽の事故に関する原因究明について

２　今後の対応方針について

３　委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

１　ＲＤＦ貯蔵槽の事故に関する原因究明について

(1)＜一覧表1～５を総括して＞

・プロポーザル契約について

・消火設備などの防災対策について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○永田委員　確認みたいな形になりますけど、非常に不可解だったのは、ＲＤＦが燃えないという見解の上でいろいろ事を進めたということなんですが、それはどこで聞いたっていうと、ＮＥＤＯって、こう言われるんですね。ＮＥＤＯの情報のもとにやったと。ここでまあ、一遍、再度ですね、どうやらここら辺がちょっと見解の相違になってくるんじゃないかという気がしてならんのですわ。それでもう一遍ちょっと、企業庁はこういう契約、プロポーザルで契約のもとでどういうふうな見解を持っておられる、もう一遍ちょっとその。今も概略言われましたけども、もう一遍そこら辺だけ伺っておきたいなと思います。

○濵田企業庁長　ＮＥＤＯのものは公表されておりますから、当然だれもが見ることができたと思います。ただ、プロポーザル時に企業庁がＮＥＤＯのものを示して、これによって設計提案してくださいと、こういう話はございません。したがいまして、参考にはする、しないはそれぞれのメーカーですけども、富士電機さんの場合は、ＪＶじゃなくて富士電機単独でございます。ですから、燃焼の試験であるとかそういったことはフォスターウイーラー社の協力を得たとしても、それの責任、知見というものは富士電機として出しておると、こういうようなものでございます。

それで先ほども申しましたように、やはりＮＥＤＯの調査においても、やはりそのときの知見としては燃えないというような話があっても、やはりもともとはごみであるという認識から、ごみピットと同じ程度の消火の設備はするべきやと。そういうことは同じペーパーにも書かれておるということを私、説明させていただきました。

○永田委員　はい、もうそれで結構です。

○濵田企業庁長　はい。

○岩名委員　今の企業庁の説明で、これは全国で最初のことなので高度な技術が必要であったと、こういう今、話があったわね。それにしてはこの今、富士電機が１、２等で「我々は専門家ではない」と、こういうことをはっきり言ってるわけだよね。専門家でない者をあなたが、高度な技術を必要とする企業庁が、なぜこの人たちを対象に私はそのプロポーザルをしたのか、ちょっとわからないんだよね。

それであなたの言葉の中にはフォスターウイーラー社っていろいろ出てくるんだけども、これはアメリカでのことであって、ＲＤＦそのものの質も全然違うというふうに聞いているし、何よりも富士電機は初めてのことで専門家ではないと。私があの当時、現地であなたたちは幾つこういう実例が、事例があるんですかと聞いたら、全然ありませんと、初めてですと。いうようなことを言っている所に、あなたたちはなぜこういう大事な仕事を選定したのかですね。これはもう不可解で、とてもわかりにくいんだけど、これについて説明してください。

○濵田企業庁長　我々専門家でないという表現のときに、故意かどうかわかりませんけど、「今」という言葉が実は入っていましてですね。「今、専門家ではない」と。これを私もちょっとこの記録が間違ってなければ非常に不可解不本意なことだと。この燃焼のデータなりそういったものについては、これは先ほど申したようにＪＶじゃなくて富士電機としていろんなものを収集して、それをプロポーザルの場へ上げて、そして提案したとこういうことでございますので、いや、そうでなかったという話については、これは企業庁としても、今後そういう部分については十分相手方と話し合わなければならない最大のことだと思っています。今のところ、非常にこういう発言については我々としても不本意であると。

○岩名委員　確かにこういう事故が起こった後に、我々は専門家ではないという逃げ口上とも取れる発言だと思うんだけれども、そういう責任感のないところへ県が選定をしたという経緯は非常に問題だと私は思うんで、その点をちょっと申し上げておきたいと思います。もう別に答えはよろしい。

○芝委員　プロポーザルの中身じゃなしに、プロポーザルの定義を一遍提示してください。正式の定義を。プロポーザルとは何ぞやという。というのは、設計変更やったりとか消防署とか不燃物どうこうという解釈の前に、プロポーザルの部分というのはどういう条件で、どういう発注の仕方をして、どういう決定をしてっていう大きな部分の、細かい部分じゃなしにプロポーザルとは何ぞやと。そこの部分が一番大きな問題やと思うんですね。議論の取っかかり、一番入り口として。

○小林総括マネージャー　プロポーザルにつきましては、私どもがいろんな仕事、発注をいたしますときに、非常に困難な仕事というふうなものがあるかと思います。この焼却発電につきましても日本で初めてといいますかそういうものでございますので、私どものいわゆる発注者側の方でいろんな仕様をつくりまして、そしてその仕様で私どもが設計ができるというふうなものでないものという非常に困難なものと、そういうふうに考えています。

具体的に申し上げますと、私どもで例えば焼却発電いたしますのに、いろんな設計の仕様の条件といいますか、あるいは規模でございますとか場所でございますとか、そういうふうなものは私どもで与えられますけども、そういうふうな目的に対しまして、その目的に合致したものをつくっていただくと。それには私ども県サイドとしては技術力がございませんので、そういうものについては民間の技術力、あるいはまたその経済性もあるかもわかりませんけども、合理的な方法、それを加味したものを設計をしていただくと。その方法の一つとしてプロポーザル方式があるのかなとそのように考えております。

○芝委員　そのことで私も勉強になるんですが、きちっとした法解釈があるんだろうと思います。できたら、後ほどそのプロポーザルの定義。今の解釈の部分じゃなしに定義の部分をいただきたいと、これが１つ。

それからもう１つ、今説明の中で、皆さん方には技術的なノウハウもなければ知識もないと。その困難な部分を私たちの使用勝手のいいように、使用目的のために設計してやってもらうのがプロポーザル、まあ、大体こんな形の答弁されましたね。今言われたようにまさにそうだろうと、根本の精神はそう思うんです。そのときに、使用勝手のいいもの。すなわちそれをどういう形で皆さんが考え、どう定義をしていくか。プロポーザルの部分について、どういう条件設定をして条件を与えて、その条件をクリアすることがこのプロポーザル、今の言う、皆さん方の今の答えになってくるんだろうと思うんです。

富士電機に与えた条件の中で、いろんな条件がもろもろあろうと思うんです。項目の中で。技術的な項目とか現場的な項目は別にして、ＲＤＦに対する認識、とらえ方。特に安全性の問題。そこの部分についてどういうプロポーザルで提案してましたですか。ちょっとそこを教えてください。プロポーザルとして、ＲＤＦの安全性の問題。タンクをどんだけにせよとか発電どうこうをどうせよというんじゃなしに、ＲＤＦについてはこういうものがＲＤＦですと。そこのプロポーザルの条件提示、どうなってます。当然あるでしょう。

○濵田企業庁長　先ほど応募者の資格要件という話の中で、５点、資格、こういう方でないと応募できませんと、こういう話をしたのがまずその基本の部分だろうと思います。そのうち、今お尋ねのところに一番関連すると思うのは、厚生省の策定した「廃棄物処理施設整備国庫補助事業にかかるごみ処理施設性能指針」というのがございまして、これに適合する技術資料等が提示できると、こういうようなことになっております。その部分が一番関連するのかなと、そういうことであります。

○芝委員　はい。その指針に適合するデータが出せるとこという意味ですな。その中身わからん、ちょっとくだいて教えてください。具体的に。

○小林総括マネージャー　公開募集要領を１１年の１１月にいたしておりますが、その公開募集要領の中にＲＤＦの性状につきまして参考値を挙げております。その参考値につきましては、この平成５年、６年で、ＮＥＤＯから委託を受けましてその調査した中の部分ということで、水分でありますとかあるいは灰の分、灰分でありますとか、可燃分でありますとか、それから元素の素性とあるいはかさ比重等につきまして、それを変動幅、なんぼからなんぼという変動幅を入れましたのと、それからその平均的な基準値を参考として提示いたしております。

それで、提示をいたしておりますけれども、この文章の中に「供給できるＲＤＦの性状を保証するものではない」というふうな、「供給できるＲＤＦの性状を保証するものではない」というふうな文章も入れておりまして、くどく申し上げますが、５年、６年で得られた調査データの変動幅、幅を広く入れまして、そしてその平均の基準値を入れて、かさ比重等あるいは水分灰分等を表示をいたしております。それで、あくまでもその性状を保証するのでないと、そういうふうに表示しております。

○芝委員　そうすると性状値をそうやって幅広くデータ提示をして、性状について保証できないということを言っていると。企業庁としてはプロポーザルのときからＲＤＦは安全でないということを認識しとったという部分で解釈でいいんですか。

○濵田企業庁長　そういう部分でなくて、その実験でですね。

○芝委員　どういう意味ですか、そしたら。今の部分というのは。

○濵田企業庁長　実験でつくられたＲＤＦというのは、品質の一様のものでないというような部分の意味で、こういうＲＤＦからこういうＲＤＦというようなものがという意味でございます。

○芝委員　はい、わかりました。それは性状部分、あくまでデータであって、安全であるか安全でないか、もしくは燃える燃えないかっていう部分については言及しとらんということでよろしいですね。

○濵田企業庁長　それから先ほどの質問にちょっと答えてませんので、その前に性能指針の中でどういうことが言われておるんだというお話がございましたけれども、わかりやすくという意味ですんで、少なくともその実証の施設でＲＤＦの燃焼をして、そしてその燃焼をしたデータ、こういったものが提示できる社というようなことで。だから、実証試験が必要でございますとそういう意味合いで言いました。

○芝委員　はい、わかりました。それじゃ、その実証データ、総括した表を見せてください。当然出てきてるんでしょう。そういう企業を選んだわけですから、実証データが企業庁へ行ってるんでしょう。なけりゃそれは契約までいかんでしょう、実証データが出てなけりゃ。それ１つ。

それと、要は先ほど説明された性状に対する部分についての説明でいろんな数字は言われましたけれども、それは安全とか燃える燃えないの部分には言及してないって言われましたけども、基本的に、この委員会でも企業庁は正式コメントとして、「私たちも安全なものであって燃えると思っていなかった」とこの場で言われましたわね。当然今も、一連の事故が起こるまではそう思っていたし、当然プロポーザルの提示のときでもその認識はあったとこう思ってます。そこの部分は今のプロポーザルの中で提示をしていなかったんですか、今聞くと。何も出てこないじゃないですか。ＲＤＦは燃えないものですよ、もしくは燃えるものですよ。安全ですよ、安全でないですよというとこの部分というのは、どこかでプロポーザル提示しとるんですか。プロポーザルの条件の中で。今聞いた中では出てこない。

○濵田企業庁長　プロポーザルの前提条件としては掲げていません。ただ、向こうからのそれぞれの提案の中にはそういう安全対策というのは当然記載されておると。

○芝委員　一連の今までの立場の主義主張の違い、いろんな部分の違いというのは、一番の元はそこから始まっていると思うんですよ。企業庁も「安全だ」、ある意味では。そして燃えないものという認識のもとに、自分たちの困難な部分を都合いいような形で設計してもらうプロポーザルって提案をした。受け手側もその認識でやった。そこの部分がまず出てるから、すべてが以下狂ってくるんであってね、当然それを十分にこたえなかった富士電機も悪い。当然プロポーザルとしてＲＤＦの安全でないかもわからない、燃えるかもわかりませんよという条件提示をしなかった。むしろ反対に安全ですよと、我々もらった資料で安全ですよと。恒久的に固定して貯蓄もできますよと。燃えますよというようなことは書いていなかった。そこの部分がまるきり最初の部分で違うんだから、今日に至って一番最初の問題が出てきたと思うんですけどもね、そこについて、企業庁は責任の問題については認識してますか。

○濵田企業庁長　プロポーザルの性格の中で安全の点検は要らないとかそういうことじゃなくて、当然。

○芝委員　違う、違う。そういう意味じゃない。プロポーザルの中で、プロポーザルで言われたように、条件提示があって初めて例えばどれだけの能力のもの、どれだけの規模のもの、どれだけの容量のものとかいろんな部分の条件

はあって、条件に当てはめて具体的にそれぞれの技術力で、各それぞれの技術力でそれを設計し具体化していくわけですよ。その与えた条件の中に企業庁も燃えますよということは言ってないし、向こう側も危険であるということも認識してないと。お互いの認識がそこで図らずも一致してるわけですよ。今になってそれが私は一番の欠落だったと思ってるんですけども、その部分。その部分が認識がなかったということは事実、今までの発言でも。企業庁も。そこの部分の最初の一番スタート台の部分についての認識のずれ、知識のずれっていうのはどちらにもあったと。出す側にも受け側にもあったから、今日をむかえたと思ってるんですけども、そこの部分についての責任感は持ってないかと聞いとるんですよ。

○濵田企業庁長　ちょっと前提の説明をさせていただきたいんですが、プロポーザルの話の中で我々も未知の部分もあるということで安全対策も含めてプロポーザルの提案をさせていただいておるんで、それはそれぞれの施設のデータとか知見をもとにして出されるということでございましたし、我々が過去に知り得たＮＥＤＯなんかの話によると、貯蔵性に優れ、あるいは通常ですと燃えない５カ月の実験結果があるねと。そういうことは我々も承知しておりました。ただ、それを前提としてやってくださいということを、だからプロポーザルでは提案してないと。

したがいまして、それぞれの各社からは、やはり燃やすものですから、それは。だから当然どこの部分も多少の差はありますけれども安全対策あるいは防火対策が提案されてきとると。富士電機についてもそうであったと、こういう認識でございます。

○田中委員長　芝委員。簡潔にお願いいたします。

○芝委員　はい。もういたちごっこになってしまうと思うんですが、私はその最初の企業庁の認識の不足、知識不足のとこにも責任の半分はあったんだろうと、こんな思いはしてます。安全対策って全体に対しての安全対策は当然ありますけども、そこのプロポーザルは与えられた条件に対してこたえるのも一般的なプロポーザルの受け取る形でありますから、そこで危険性をある意味では事前に通知しなかった、認証してなかった、提案条件の中に入っていなかった企業庁にも半分の責任があるんじゃないかと。まあ、ここはこれで終わります。

○田中委員長　時間の都合がありますので先に進めさせていただいて。また後ほど総括して御質問いただきたいと思うんですが。

②＜一覧表６・７を総括して＞

・ＲＤＦ品質管理について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○西塚委員　ＲＤＦの受け入れの関係で少しお尋ねしたいんですが、７月の末から発熱してきたということなんですが、その当時サイロに受け入れておったＲＤＦというのは、いつごろからそこにサイロへ搬入されたものなんでしょうか。

○濵田企業庁長　７月の末のころは比較的新しいＲＤＦだったと思います。ただ、全般話ししましたように、一部倉庫に保管してあったものをそれに追加して入れたという部分がその２月ごろのＲＤＦだったんではないかとこんなことでございまして、数量としては全体の管理をするために、２，０００トンの貯蔵槽でございますが、５００ないし６００トンというところで運営管理しておったとこういうことでございます。

○西塚委員　そうすると、鈴鹿か四日市の倉庫にあったものの一部が入って、２月ごろのものが入っておったということなんですが、それをその入れられた責任って、どこの責任でそれは入れられたんでしょうか。サイロに。

○濵田企業庁長　管理は全部富士電機がやっておりまして、そういう意味で富士電機が主体的に判断しながら貯蔵槽へ入れたり、それから直接投入したりというような方法をその当時は取っておりました。

○西塚委員　そうすると、富士電機の主張はＲＤＦの性状に基本的に問題があったんではないかとこういう趣旨だと思うんですけれども、そうするとあのサイロに当時入っておったものは、４月以降の桑名広域にしても性状のよくなったものが入っておって、それで一部その２月ごろのものを入れたっていうのは富士電機の責任で入れたと。こんなふうに解釈したらいいわけですね。

○濵田企業庁長　やった行為としてはそういうことでございます。

○貝増委員　若干似てるんですけど、企業庁長、今の富士電機との関連で１点伺うんですが、三重県ＲＤＦ運営協議会つくって、製品についてはチェックしようと。富士電機はここへ書いてある答弁をしていると。再三申し入れてきたと。搬入材料、ＲＤＦのチェックをしてくれと、品質を高めてくれと。これは自分たちのせいじゃないと、県サイドだよと言われたときに、ぜひ環境部と企業庁の中にはこの協議会をつくったときに技術部会を立ち上げて、７つの箇所でつくられるＲＤＦ。施設メーカーも違う、そして搬入のタイムラグもある、それらをその技術部会で徹底的に協議しましょうと言って立ち上げたはずなんですが、そこでなぜこういった問題が、稼働してからでもＲＤＦのチェックをし直せと、品質を上げろという委託先の富士電機からそういう問題が出てきたかと。これはとりもなおさず県の方の問題あるんじゃなかろうか。市町村に対して瑕疵責任があるんじゃなかろうかなと思うんですが、企業庁いかがですか。

○濵田企業庁長　ＲＤＦ化施設自体は市町村が建設しておる事業ですから、そういった面での品質管理をしながらするのは、まあ現実にはメーカーがやると思いますが、やはりメーカー、桑名広域の例を見ても、我々、メーカーがやる調整が不十分じゃないのかなというようなこともありまして、メーカーもそれを認めて一部いろんな成形機の部分を取り替えたと、こういうような話があります。そして４月の２０何日以降の分については随分よくなったと、こういうようなことでございますので、そういったこともあるのかなとは思います。

○貝増委員　若干違うんですよね。私、あなたが環境部長のときの企業庁長と、あるいはその部局と打ち合わせをしたときに、搬入先は７カ所から入ってくると。みんな同一メーカーでつくってないと。これについて協議しなければならないと。当然発電所のスイッチ押すまでにそこを徹底して合わさないことには問題生じるんじゃなかろうかというのが内部から出とる話なんですよね。でも、それが、そのために協議会の中に技術部会を設け、市町村担当者、そして各７カ所のメーカー全部やめて製品の統一化と安全性を確保しようというための技術部会は実際どのように動いていたかということなんです。

○濵田企業庁長　そのことについては技術部会が立ち上がりまして、これはもう当然そこに参加する市町村も当然同じように入ってまして、そして先般もお示ししましたＴＲの形のものをつくろうというようなことで、技術部会で決定された事項でございまして、その決定された事項についてそれぞれが自分とこのＲＤＦ化施設でそのような性状のものができるように。これはもう、それぞれの取り組みではないかと思います。

そして、そこの部分で確かにスタート地点では少しばらつきがございましたので、そういう部分について富士電機さんの方からももう少し改善をという話はいただきました。そこの部分については我々も、それぞれの技術部会で定めたようなことに向かってやっぱりきちっとやるべきではないかということで、メーカーにも話しして、それで取り組んだと。そういうことで改善効果は当然出てきたと、こういうことになっております。

○貝増委員　こんなことばかりで申しわけないんですけど、やっぱり環境部、企業庁。この統一見解の２つのを見ましても、片方は管理は明言なし、片方はリスク分担上県の企業庁の責任あるいは指導をお願いしているのに返ってこないと。でも、今、企業庁はちゃんと技術部会でもメーカーも集めてやっていると。そこが例えば１２月の起動したときの一番最初のときでもやっておれば、ここまで大きくならなかったんちがうかと。春先の品質が悪かったと。ここが全部尾を引いて今日まで来たと。その辺いかがでございますか。

○濵田企業庁長　先般のこの委員会の中でも詳しく報告をさせてもらったと思うんですが、何回かに分けて性状に取り組んだと。そしてこの少なくとも４月以降ぐらいの部分からは、まあ桑名広域が一番多いもんですから、量的には。そういうような意味合いでは４月以降という言葉を言うんですが、それ以降の部分はＲＤＦが相当性状が改善されて、そして富士電機も入れた判断の中で貯槽への投入もよしと、こういうな話がされておるということが事実の経過でございますので、我々としても確かに機械から修繕しないとできませんので、今日言うて明日というわけにいきませんが、そういうことの中では急いで成形を改善するという取り組みがそれぞれのところでやられてきたということで御理解いただきたいと思います。

○貝増委員　１つだけ、もう軽く。最後に確認だけさせてください。貯蔵槽の中の、貯蔵槽の施設、そして中身。これの管理責任者はだれなんですか。別々に。

○濵田企業庁長　受け取っておる、受け取っていないにかかわらず、仮に管理の譲渡になっても、それを運営管理していただくのは富士電機にお願いしてあります。

○貝増委員　はい、わかりました。

○西場委員　ちょっと飛んでしまいましたけど、今、西塚議員の言われた部分についてちょっと関連させてください。非常に重要な問題かなとこう思います。つまり、鈴鹿の荷物を直接タンクに運び入れたのが富士電機がすべて関

与したと、こういう問題です。これの表によると、この「２月１９日～２８日点検のため発電停止」という項目がありますが、このときにその寄ってきた荷物を鈴鹿と四日市の倉庫に入れたと、こういうように今まで聞いとるわけですね。それでずっと２月から７月までその倉庫に置きっぱなしにしておったわけですね。このことも企業庁が関与せずに富士電機がやっとったんかどうかというところも少し後で答えてもらいたい。これ一連を全部どこが中心でやっとったかということについてお聞きしたいです。

それで、７月２０日にそのうちの鈴鹿の一時保管庫のＲＤＦから煙が出たとこうなるわけですけれども、それまでに、これちょっと８月２７日の新聞記事を今見とるんですが、７月の２日に、どこやら書いてあったな、７月２日に倉庫での保管は費用がかかり、何カ月も異常発熱が起きず危険性はないということから、貯蔵槽に搬入することを認めた、決めた。こういうことなんですね。これがあって、１，２００トンの鈴鹿の荷物のうち３００トンがタンクに入れられる、残りの９００トンは鈴鹿に置いてあるとこういう状況になって、７月２０日に鈴鹿の方で異常発熱がしたと。７月２０日に。だもんですから、貯蔵槽への移入はストップになった。それでわずか１週間後にタンクが発熱するんです。

ということはその流れから見たら、その鈴鹿の荷物のＲＤＦがこちら、倉庫の方でも発熱しとるんですから、同じようにタンク内で発熱したというのは見てごく自然の流れになるんですけれども、そういう意味ではこのタンクに再度入れよという、入れたという部分というのは非常に重要だと思うんですね。

これが今先ほど西塚さんの質問に答えられて、企業庁長はすべて富士電機だとこういうふうに言われましたが、もう一度確認したい。これは企業庁は関与してないかどうか。

○濵田企業庁長　管理自体は何カ月も放りっぱなしということじゃなくて、一定の人が常時いろんな意味での監視しながら保管しとったというようなことは聞いております。それで、それは富士電機が管理しておりましたと。それでそういう話の中で、先ほど言いましたように２，０００トンの貯蔵ができるタンクですね。これが比較的こう、稼働しかけて３００トンぐらいの話になったと。順調にいけば１日ＲＤＦ燃やすのは２００トンぐらいまでいけますので、通常やったら６００トンとかそういう部分はそんなに大した保管の量には普通はならないもんですから、保管してあったということはいずれはそれを燃料にしようという意味で保管してありますので、ある程度量が少なくなったところで、保管の部分をそんなに貯留しないだろうという考え方だったと思うんですが、これで移して徐々に燃やしていこうと、こういう考え方で移されたと思います。しかし、そうした途端にそういう鈴鹿での発熱がありましたので、そこからの新しい投入はすぐにストップしたとこういうような経過でございます。

○西場委員　いや、経過はわかりましたけれども、その一連の動きの中でそれを指示し、実際それに手を加えてきたのはどこがやったんですか。

○濵田企業庁長　主体的な判断は富士電機がやったというふうに私聞いております。

○西場委員　そうすると企業庁はそれについて何ら報告なり相談なり、そういうものは受けずに流れてきたんですか、それは。

○濵田企業庁長　事後も、事前の場合もあるかと思いますけど、事後も報告はそれぞれの業務の日誌で来たり、こういうことはありますよいう報告は受けることあります。

○西場委員　報告は受けたんですね。

○濵田企業庁長　このことは受けました。

○西場委員　このことで、もう少し詳細に調べてもらいたい部分がある。それは、なぜ同じ荷物やのに四日市倉庫のＲＤＦは発火をせずに、鈴鹿倉庫のＲＤＦだけ発火したんか。答えられる。

○濵田企業庁長　何カ月後かの話で起こったいうことについて、その時点でわかっておりましたら、その投入ということは富士電機もしなかったであろうし、我々も止めたと思います。まあ、そういう意味ではわからなかったということです。

○西場委員　鈴鹿の荷物と四日市の荷物とどこがどう違とったんかということについてのデータは今からでも調べることはできるんですか。

○濵田企業庁長　ある程度のものは運び込んで出して、運び込んで出してというようなこともあったようですので、この何トンがどこでいつという話まではちょっと把握できるかどうかはわかりませんが、一定の傾向までは、一定のこういう部分の動きの中ですというところまでは富士電機に確認すればわかると思います。

○西場委員　今までの議論なり説明の中での経緯の私の一番関心事ではありますけれども、７月に発火した直接の原因は、やっぱりその鈴鹿の倉庫に一時保管されておった１，２００トンのうちの３００トンがその中に投入されたのが、その原因の元になっとるんではないかという私は疑いを強く持っております。そこで、そういう意味においては鈴鹿に置かれておった、あるいは四日市倉庫に置かれておったＲＤＦの状況とかその問題についてもう少し調査をしてもらって、報告してもらうようにぜひお願いをいたしたいと思いますが。

○田中委員長　はい。委員の先生方、今の西場委員の御提案、資料要求させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○田中委員長　それでは企業庁長に申し上げます。鈴鹿の倉庫の状況並びに中身、搬入先等お調べいただきまして、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

山本委員、お願いします。

○山本委員　桑名広域のごみが、稼働時には少しこう品質的に悪いという話はいろいろお聞きをするんですけど、ほんでもあれは２月の末に悪かったもんですから、成形機を９台替えて、あれは業者持ちで替えさせたわけですね。それはまあ４月になって、それ以後は桑名広域もごみもよくなったわけですね。そうですね。

それで今、鈴鹿の倉庫にいわゆる１，２００トンですか、それでＲＤＦを保管してたと。その大半のごみというのは、ある意味でどこから発生したごみなんですか。

○濵田企業庁長　先ほどそういう御質問、調査をせよという話ですので、どこまでが、富士電機のデータを繰らないとわかりませんので、できるだけ調べて先ほどの委員長の指示に従って報告いたします。

○山本委員　今はわからんですか。

○田中委員長　いや、だから調べてくれる。

○山本委員　いや、だから今はお知りにならんわけです。

○田中委員長　西場先生の質問ではお答えいただけてないんで、それで資料要求させていただいたんで。

○山本委員　ああ、そうですか。はい。そういうことで。

あと、確かにそのごみが悪いというのはそれで何ですか、その鈴鹿にあったごみっていうのがやっぱりある面で発熱の原因やったっていうのは、いろいろ一連の話を聞くとやっぱりそうかなっていうこう理解をするわけですけど、７月の１０日ぐらいにそのごみをＲＤＦのサイロの中に入れ始めたわけですわね。その入れ始めたことによって、中に発熱が発生したとこういうことになってきたわけですけどね、例えばもうそのときには、このごみは大体安全やったという、こういう意識でそのサイロの方に入れかけたわけですか。

○濵田企業庁長　先ほども御答弁させてもらったように、４カ月あまり異常というんですか、そういう状態が確認できないということで、まあ、ある程度少量ずつ入れれば大丈夫だろうという判断だったと思いますが、そういうことで富士電機が焼却用に移したとこういう話でございます。

○山本委員　はい。じゃあ、もう１点だけ、ほんじゃ。そのぐらいの判断をするんでしたら、やっぱり富士電機だけ独自で判断して中へ投入したということはちょっと考えられやんのですけど、事前に企業庁として、じゃあそれを入れますよというような報告を受けましたんか、受けませんでしたんか。

○田中委員長　山本委員に申し上げます。全く重複、先ほどの西場先生のお話にしてるんですよ。

○山本委員　いや、もうちょっと聞こうと思ってですね。

○田中委員長　ああ、なるほど。

○山本委員　はい。

○田中委員長　では、重複部分については簡潔に御質問いただきたいと思うんです。企業庁長、お願いいたします。

○濵田企業庁長　片っぽの貯槽の状態に左右されとるんですが、いずれは持っていきたいという話はあって、その状況を見守っとったと。そういう意味では聞いているという話になると思います。

○山本委員　ちょっともう一度教えてください。

○濵田企業庁長　いずれはですね、もう何カ月かたつんで、その貯槽の方へ持っていきたいという話は我々の方も聞いておったとこういうことでございます。

○山本委員　そうすると例えば７月の１０日か１５日ごろから入れますよという報告はなかったということですね。事前には。

○濵田企業庁長　入れ出しましたという報告はあったというふうに、私、報告聞きます。ただ、その前に、近いうちに入れたいというような話は、先ほど、あったと。それで入れ出したときの直近は報告としては聞いてなかったようですが、その後入れ出しましたということは聞きましたとこういうようなことでございます。

○山本委員　ほんじゃあ、もう結構ですわ。重複するということでしたら。

○岡部委員　私はその品質そのものが各施設、入ってくるところから若干違うと思うんですよね。それで、その鈴鹿とか四日市のあれも今挙がってますけど、私は運んでくるところの製品は、メーカーはみんな違うと思うんですよ。一緒のとこもあるかもわかりませんが。でも、そのＲＤＦの製品をつくるまでの過程で、いわゆる容量とかいろんなものがメーカーによって違ってくると思うんですよね。

　それからもう１つは、いわゆる消石灰で固めてやる場合、それからそれをなおかつ温風で処理する場合、２通りあると思うんですよね。それを調べないことにはどれかということはわかってこないと思うんですよね。ですから私は、それ７カ所ですかね、今、搬入は。その７カ所のうちをどういう方法でやってるかを確認しないとだめやと思うんですね。

　それで、温風のところの製品は今まで全国で事故がないと思うんですよね。だから消石灰のところが今回も起きたと。だからその辺をきちんと、どこのいわゆる搬入先のやつが消石灰で温風を使とるか、その辺も調査、資料の段階で。鈴鹿と四日市だけやなしに、運んで、持ってくるところの製品の内容を皆調べていただいた方がええんやないかと思います。

○小林総括マネージャー　先生おっしゃりますように、ＲＤＦ化のは７団体でございます。それで、このＲＤＦのつくり方で、いわゆる生石灰の部分と消石灰と２通りございますけども、三重県の７団体とも全部消石灰のタイプになっております。それで消石灰ということですので、水分を飛ばしますのは、油等をたきまして、その熱で水分を飛ばしてやっておると。それで、静岡等で事故がございましたのはいわば生石灰を使っとる部分で、その生石灰に水を加えましてその温度でもって水分を飛ばすという形ですので、全部同じタイプになっております。

○岡部委員　その温風のですね、まあ、私は専門家でないんでわかりませんけれども、その辺をもう一度メーカーと本当にそれでいいのかどうかという調査を私はした方がいいと思うんですが、企業庁のお考えはどうですか。

○田中委員長　小林総括マネージャー、そのデータはお持ちじゃないですか。７つの搬入先から、プラントのメーカーなりどういうやり方でＲＤＦが成形されているかというデータはお持ちですか。

○小林総括マネージャー　メーカー名につきまして申し上げたいと思います。

○田中委員長　いや、そういう資料持ってはる。

○小林総括マネージャー　今持ってますといいますか、ちょっとメモ書きがございませんが。

○田中委員長　いや、持ってはんのやったら後でちゃんとちょうだいよ。こういう形で成形されて届いているよという。

○小林総括マネージャー　あの、そういうものではございません、すみません、委員長。

○田中委員長　はい。

○小林総括マネージャー　７団体がございまして、７団体につきましてどこのメーカーがつくったかというのは、今、私、メモ書きで持っております。

○田中委員長　どういう成形のやり方というのは持ってない。

○小林総括マネージャー　成形のやり方につきましては、聞いておりますのは先ほど申し上げましたいわゆる消石灰のタイプでございまして、それで、その油等で水分を飛ばしてますと。それで海山町さんにつきましては、できたＲＤＦを燃やして水分を飛ばしてますと。ほかのところは油等で水分を飛ばしました、そのように聞いております。

○岡部委員　私はですね、海山町のやり方が正しいんかなと思うんですよね。なおかつ後で温風で水分飛ばしますから。それをしないとだめやないかなという気がするんですが、どうですかね。

○田中委員長　小林総括マネージャー、あと、成形のやり方等について一覧表を当委員会にお出しいただきますようにお願いいたします。

○小林総括マネージャー　わかりました。

○田中委員長　それでは時間の都合も。

○三谷委員　もう１点だけ確認させてもうていいですか。

○田中委員長　はい。

○三谷委員　簡単に。当初桑名広域のＲＤＦの性状が非常に悪くて、２か月サイロに入れるのがとまりましたね。そのときに直接、先ほどの御説明で、一部を除いて直接焼却炉に入れて燃やしましたと。この直接焼却炉に入れて燃やす場合、富士電機の方から事前にこういうＲＤＦ、非常にできが悪いけれども、直接焼却炉に入れて燃やしてもいいだろうかというような相談が企業庁の方にありましたか。それともなかったですか。

○濵田企業庁長　先ほど言いましたように、これが悪いという話ですね、戻すときは明確にいついっか確認しましたということがありますので恐らく何らかの話があったと思うんですが、１２月の初めのころは、どこのものも相当やっぱり成形を必要とするなというような部分が多かったのは事実でして、それでやっぱり言ってますように、桑名の分がつくってすぐに持ってくるというようなことで、温度自体も通常のとこより２０度くらい高いわけですね。そんな状況もあるし、そこらの話がよく、まあそういう状況もあったし、それからＲＤＦの性状自体も少しやっぱり成形機が十分うまく調整できてなかったなということがありましたんで、あのころは結局３者が寄ってこれ見ながら、私も見してもらいましたけど、こんな状態やでなあというような話がありましたんで、一定の共通の認識はあったと思います。

○三谷委員　そうすると３者というのは、富士電機さんと企業庁と桑名広域とこの３者が寄って、このＲＤＦえらいつくりが悪いけどもどうしようかと。それで、もう直接入れて燃やしてもこれは問題ないやろうという、そういう相談もあわせてそこでされたわけですか。

○小林総括マネージャー　すみません、９月１９日の特別委員会のときの資料の１９ページでございますけども、そのところに１５年の１月２７日から２月１日にかけまして、桑名広域さんで製造されましたＲＤＦにつきまして、その桑名広域さんの場所で、屋内で高さ３メートルにＲＤＦを積み上げまして、１月の２７日から２月１日まで温度変化を見ております。それで１月２７日にＲＤＦ積み上げ開始しました温度が約２５℃でございまして、２９日にそれが水蒸気発生等もありまして温度が約８８℃になりまして、２月１日には温度が約１００℃以上で、もう温度計が１００℃のものでしたので振り切れたという事実がありまして、これにつきましては富士電機と企業庁と桑名広域さんと現場で確認をしたと、そのように聞いております。

○三谷委員　はい、もうこれで終わりますから。私がそういうことを確認したいのは、例えばそういうＲＤＦの専門家じゃない方ばかりが３者集まって、非常に性状の悪い、できが悪いＲＤＦを直接投入するというその最終判断は一体だれがされたのかなっていうのが知りたいわけです。

○濵田企業庁長　先ほど言いましたように、当初のころはそういう状態を手探りでやっとったことは事実ですが、ただ、何というんですかね、温度の監視とかそういった部分は十分注意しながらやったと。

　それで先ほど言いましたように、素人といいましてもＲＤＦの研究者とかそういう意味での集団ではございませんが、やっぱり当時からＲＤＦにかかわって、そのように富士電機もやってますし、我々の方もＮＥＤＯの実験の結果とかそういうものとの相違とか、そんなものはこう見ながら。

　そして、あるいはごみ。やっぱり基本はごみですので、そういう認識で、桑名広域の方なんかも現実に日々ごみを扱ってますので、７組合の方が寄ったときでもやっぱりいろんなお話も出ますし、そういう意味では日常ごみを扱っ

とる方たちにも寄ってもらって協議を重ねてきたということでございますので、まるっきりわからないものばかりだというような話じゃなくて、日々ごみ扱っておることの本当の現場の方のいろんな意見聞きながら、それであの現場で何度か話したとこういうことでございます。

○三谷委員　はい、結構です。

③<一覧表８～１０を総括して>

・施設の所有者としての管理

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○芝委員　今の中でね、庁長。引き渡しの云々の話の中で、富士電機さんは１号の火入れを完了してまだ調整中と。稼働とは言えないっていう認識を示されとるんです。そういう状況の中で、今も企業庁長が受け渡しをされてないような状況と今も状況言われました。にもかかわらず、１２月１日に本稼働、稼働を発表された理由というのをもう一度言ってください。

○濵田企業庁長　この間の富士電機さんが我々としてはという発言がありましたけれども、やはり先ほども言った、前提の話として契約を結び、工期に間に合わすということがまず前提になっておりまして、その話が少し遅れてくるという話の中から、しかし、市町村のごみ行政の混乱もあるから、それはできるという話でこの施設が整備されたと。そういうことで、我々としてはそこで火入れがして、ＲＤＦが処理されてくという意味でスタートしたという発表をさせてもらったわけでございます。

○芝委員　契約上の話はそうですよ。ところが今も言われたようにまだ引き取れない状態、なおかつ富士電機もまだ試運転中の部分のまだまだあれやし、火入れ式も１号しかしてない状態の中で、あえて企業庁が、それじゃあ現状が確認できて初めて性状の部分で確認、設計と言っています部分で、工期は無理としても、普通なら遅らせてでも本格稼働するのが普通じゃないですか。ある意味では我々から見ると見切り発車にしか見えないんです。見切り発車にしか。条件はそろった上での稼働と思ったんですか。

○濵田企業庁長　ＲＤＦの処理をする、そういう意味での稼働の条件はできておると。

○芝委員　はい、わかりました。周りの状況、ダイオキシンとかいろんな部分、それから市町村の関係の部分から稼働をせざるを得なかったという解釈でよろしいですね。大事な部分で条件が整わなくても。

○濵田企業庁長　富士電機からもそのような報告を受けたとこういうことでございます。

○芝委員　企業庁が本格稼働したって発表したのはね、条件、受け渡しは済んで、工期の中でしたから、工期が来てるからってな部分。やけれども、富士電機の中の実態は１号機に火入れしたままであるし、まだ本格稼働ではないという認識があると。しかし、周りダイオキシン規制の問題とか市町村からＲＤＦができ上がってくるっていう状況で、状況から判断した稼働であったんですねと。要するにすべての状況が、企業庁が思っている部分ですべての部分が、試運転も終わり、正常稼働もしてる、何もかも条件整備がそろった上での本格稼働っていう状況じゃなしに、現状稼働。現状に押されての稼働という認識でよろしいんですねって聞いとんの。企業庁の認識を聞いとんの。

○濵田企業庁長　全部が終わってないという話はそうでございます。

○芝委員　結構です。

○岩名委員　履行期間を２回延ばしているというのは我々にとって異常に思えるんだけど、今の話の関連だけども、これ、どちらが責任があんのかということは、そのぐらいのことは明確にしたいもんだと思うんですよね。こんだけの委員会やってて。それで、おたくはこれは責任はないと思とるわけですか。どうですか。

○濵田企業庁長　２回目の部分は明確に灰水洗設備がこの１６年の３月までかかるということでございまして、それ以外の施設については１６年の３月までということではございませんのですが、この、先ほどもちょっと言いましたけれども、施設整備については、土地造成の遅れということを富士電機側も言ってまして、そのことについては土地造成が遅れたという部分はこれは事実でございますが、その部分でもって完全にそれができなかったのかどうかということまでは少し検証しがたい部分があります。

○岩名委員　普通の商取引なんかから考えますと、あなたが言っているように、向こうは土地の造成が遅れたからというその突発的な問題が起こったら、そこで契約というものは修正をするなり何かをそこでやらないと、行動を起こすべきだと思うんですよ。ぼくが言いたいのは、あなた方は履行期間をこう何遍も延ばすと。それはもし企業の責任であれば、ここでペナルティーをかけるべきだと思うんですよ。これが常識ですわ。そのペナルティーをかけてないということは、あなたたちが責任を認めているということと解釈してよろしいな。

○濵田企業庁長　履行期間が守られなかったということについては我々、非常に不本意に思ってます。それで、それが全部ペナルティーをかけていないということについては、これ事実それでもってペナルティーをかけてませんので、かけなかったということについてですね、やっぱり、ということでいろいろ御批判ある部分についてはこれは県が受けなきゃならないと思いますが、私としては、商取引のこれだけの大事の施設について、契約期間が履行できないという話がやっぱり出てくるということ自体については非常に不本意でございました。

○岩名委員　ですから不本意だけども、我々県民サイドに立って考えると、約束を守らないところに対してまともな金の払い方はできないわけだし、やっぱりペナルティーをかけて損害賠償はその時点できちっと請求をする、そういう毅然とした態度がなくて、今までなれ合いですべて企業と企業庁がなれ合いでやってきたために、こういう事態を招いたんではないかと私は思います。まあ、それで結構です。

④<一覧表１１・１２を総括して>

・１２月末の発熱時の対応について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○三谷委員　最後、その関係機関との検討会ですね、この間富士電さんは、私どもはオブザーバーなんで、県の方から、企業庁の方から出席要求がなければ出れないんですということで、企業庁の当初の説明では、最初は出たけどその後富士電機さんは来ませんよということなんですが、やはりこれだけの大きな事故っていうか今まで予想していなかったような事態になってくれば、常識的に考えて、管理責任者が富士電機であるならば、その管理責任者が常にそういう会議にも出席をしてその都度その都度の意見を述べ、またそれぞれの方々の意見も聞き、管理運営上きちっとやっていくっていうそういう対処を取るっていうのが常識だと思うんですが、これはなぜその後出席要求はしなかったんですか。

○濵田企業庁長　当初したときに、相当内容的にも説明していただきました。そして突っ込んだ議論がそれぞれされました。その後は個別個別のＲＤＦの状況、同じ性状改善の話だったんで、特に改めて出席求めてということはなかったんですが、今から考えればしつこいほどいろんな部分で連絡調整をやった方がよかったんではないかと、それは思います。ただ、そのときはもう同じ性状改善ということで、取り組んできてどこどこの部分がまだちょっとだめだねと、こういうふうな継続的な話でしたんで、特に出席を求めなかったとこういうふうな話でございます。

○三谷委員　前にもちょっと御質問させていただきましたけど、やっぱりこの１２月の２３日の事故のときのこの後の対応がやはりきちっとされておれば、今回のような大きな事故につながらなかったんではないかという思いは各委員の先生方もみんなお持ちだと思うんですよ。そのときにこういう、その後の対応が非常に何というか軽い対応でずっとこう進んでいってるというところに、それぞれの管理責任者も含めて責任感の欠如っていいますか、事態をきちっと認識するという判断能力といいますか、そういうものが欠如していたんではないかなとそんな思いがしてます。それはもう今言ったって繰り言になりますんで言いませんけれども、そこら辺のところの認識がやはりちょっと違うんではないかなとそんな思いがしてます。いいです、終わります。

○西場委員　先ほどの説明の確認をさせてほしいんですが、１２月の発熱事故の後、先ほど来の話のようにまた３者で寄って、いったん外に積んだやつで温度計が振り切れたようなＲＤＦもいったんタンクに戻すんですね。あっ、戻さない。ああ、そう。

○濵田企業庁長　基本的に悪いＲＤＦについては散水なんかの処置をして、焼却を処理しております。

○西場委員　別の焼却。

○濵田企業庁長　はい。

○西場委員　それで、その後１２月時の発熱時以降、いったん２月にタンクの中は全部空にするんですか。

○濵田企業庁長　一応全部いったん空にいたします。

○西場委員　それはいつの時点で。

○濵田企業庁長　終わったのは２月のですね。

○西場委員　この点検の前か。

○濵田企業庁長　２月の２６日です。

○西場委員　２月の２６日に全く空になるわけですな。

○濵田企業庁長　はい。

○西場委員　そこでいったん縁は切れるわけやな。一つも残ってない状況からまた始まるわけやね。

○濵田企業庁長　はい。

○西場委員　はい。

⑤＜一覧表１３を総括して＞

・７月２７日異常発熱以降、消防への出動依頼について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○岩名委員　さっき岡部さんもちょっと話が出たんだけど、消石灰についての問題なんだけども、私は今回のこの爆発は消石灰によるところが非常に原因としては大きいとは個人的に考えております。それで１２月の異常発熱から約８カ月ほど大爆発までの間あるわけなんですけど、ここに名古屋大学教授のカワモト先生が書かれているものが、これは読売新聞に掲載されておりますけども、コメントとしてね。この先生は無機反応化学の先生らしいんですけども、消石灰と二酸化炭素が化合し炭酸カルシウムと水になる化学反応では、相当量の反応熱が出ると。熱が発散せずこもる構造になっていれば、かなりの高温になりうると、こういうことをおっしゃってんですよね。

それで、ぼくは再三言ってんだけども、小林総括マネージャーは生石灰だとか消石灰だとか、それじゃないからいいようなことを言うんだけども、ここではっきり消石灰についてのこういう見解が出ている。それでね、そういうことはもういいかげんにやめないと、あなたも言うことをね。学者が言ってんだから。

ですから、それに水をかけると。今放水の問題でいろいろとこれ議論してんだけども、それを水をかけることがベストだとあなたたちはその時点で考えてたわけなんだよね。ところが、この異常発熱したときに、１２月になぜこういう専門家の学者に相談しなかったかと私は思うんだよね。これは悔やまれる。それでこの８カ月の間、あなたたちはそういういろんな対応は自分たちでしたであろうけれども、専門的な知識を得ようとしたかしないか、これについて答弁してください。

○濵田企業庁長　１２月の２３日からの一連の部分について、かき出して散水するという形で一応全量を取り出してやったということの安堵感で、その次の対応が、その経験というのが少し頭に残り過ぎたんかなという反省はあります。その時点では、我々常に安全処理ということは随分心がけては話はしたんですが、今おっしゃったような感覚での強い話というのは、そこまではさせていただかなかったです。

○岩名委員　だから、それはもうあなたたちの怠慢。それは企業庁だけじゃない、その仕事を引き受けている富士電機においても同じことが私は言えると思うわけですけども、もともと言ってるようにこの技術はドイツから来たんであって、ドイツは窒素ガスや炭酸ガスによって火をこの貯蔵槽内でぱっと消すという装置が付けられているんですよ。しかし、この提案書を全部見ても、プロポーザルの見ても、どこもそういうことを書いてないんですよね。そのこと自体がこれ日本中でそういうことやらなかったら、これからどんどんこういう事故が発生してくると私は個人的に思いますが、こういうことを我々が言っていても、あなたたちは本当にそうだったのかどうか、ドイツではどうだったのかっていう調査をしたのかどうか。これもう事故発生してから１カ月以上たつんやわね。

だから、どうなんですか。そういう本来の、水をかけたとかかけないとかの話ばっかりして、これ問題点をすり替えとるわけですよ、あなたたちは。しかし本来やらなくてはならなかったこと、これはドイツ等々のそういう経験あるところに問い合わせたんですか。

○濵田企業庁長　そういう対応はできておりません。

○岩名委員　ですからそういう、ぼくはこういうものをただ単に押しつけてきたＮＥＤＯに大きな責任があると思ってます。このままでいけば、全国に３カ所４カ所あるこの同等の施設は必ず問題をはらみ、必ず事故を起こしていくだろうと私は思いますよ。ですから、もっとその根本的な問題についてこれ今対応して、そういうこと聞いてですね、よく。へりくだって聞かないとだめですよ。聞いて、そしてどこが間違ってたかということをやっぱりさかのぼって究明すべきであるということを私は申し上げておきます。終わり。

○松田委員　確認だけさせてください。ずっとこのお話を伺っておって、一番話がこれ食い違っているなとこう思うんですが、この消防の出動依頼についてですけれども。もう一回聞きますが、大量放水させてくれという、その担当者レベルでもそういう話は富士電からなかったんでしょうか。

○濵田企業庁長　私の配下というんですかね、企業庁の職員で現地におる者に確認した結果です。

○松田委員　するともう、ここは富士電がうそを言っていることになりますね。

（「それはわからんぞ」の声あり）

○松田委員　まあまあ、企業庁さんの話でいくとそうなるで。

それでもう１つ、今企業庁長が言われました、日常にいわゆる汚水流出を懸念をしてということはもう日々言っているという話。まあ、いつでも言っていると。富士電側にですね。地元のいわゆる方々に汚水を流してはいけないということで。

○松田委員　まあ、それでいいですわ。ちょっと確認だけ。すみません、まあ、はい。

○田中委員長　その汚水の、いいです。

○松田委員　いいです、すみません。違う場所でしたもんで。

○田中委員長　よろしいですか。

○松田委員　はい。

○田中委員長　西場委員、お願いいたします。

○西場委員　今の岩名先生のお話ですけども、１２月のその事故が起こった後、何もしなかったのかと。かき出して安心したから何もしなかったと、あなた答えたんですよ。本当にそれが企業庁の回答であれば、これは大変重要な問題、発言だと思います。

○濵田企業庁長　その前にちょっとあれしましたんで。富士電機からの事故対応の後の措置として、先ほど言いましたように温度監視をするとか、ＣＯ２の検査をするとか、そういうような管理ということは報告受けましたんで、何もしなかったという意味じゃなくて、そういうようなことまでの認識でいきましたと。ただ、先ほど岩名委員から御指摘いただいたような、もう一つ前へ進んで根本的な問題としてとらえた対応というところまではやれてませんと、こういうような意味合いでございますので、御理解いただきたいと思います。

○西場委員　私は非常にその発言は残念だと思うな。庁長の認識がそうなのか、企業庁全体が事実そうであったのか。今まで安全だ、燃えないと思っておったＲＤＦが突如こういう発熱したという非常に衝撃的な事件が起こった中で、これに対応する危機意識を持ってどうしたか、あるいはどうしようかという議論とか取組が相当私は行われて、なおかつそれを超えて次の７月の事故が起こったというようなことになるのかなという思いもしておったけれども、今の発言で聞く限り、そういうことであれば非常に遺憾に思う。

○濵田企業庁長　細切れで言ってますんであれですけども、申しわけございませんが、そういう認識で我々が一番力を入れた部分はＲＤＦの性状というものを改善しようということで、企業庁の取組の部分はそこへ中心が置かれたということでございます。そしてその後の貯槽の管理であるとか温度の管理であるとかいうことは、富士電機が先ほど

言ったように温度計を設置するとかそういうような話になったと。ただ、御指摘いただいたような、そのもう一つ前を行く根本的な対応というのが、これはどちらもされなかったなということでございます。

○西場委員　もう最後にしますが、ならばその性状回復についての、まあ、前にも説明なり資料あるんかもしれんけれども、もう一度、どういうようにどう改善されたかということについての明快な説明なり資料をもう一遍説明理解を求めたいと思いますね。後でも結構です。

○田中委員長　はい。後刻その資料をお出しいただくことをお願いいたします。芝委員、後でよろしい。

○芝委員　ほな、よろしいですわ。

⑥<一覧表１４～１８を総括して>

・事故後の対応について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○日沖委員　１つ質問申し上げて、そしてあと１つはお願いも含めたお話をさせてもらいたいと思うんですが、この８月１４日の第１回目の爆発から１９日のタンクに登って消火作業をしていただいて、死亡事故という大惨事に至るまでの最後のところで、これいま一度、この１４日の４名の負傷を出したという事故のときに、ここで事態というものを深刻に受けとめて、このタンクに安易に近寄ってええんやろかというような意識を持ってもろとったら、このとき最後に思とってもうとったら、２名の死亡者を出さんで済んだんじゃないかという、ここのところ最後にもう悔やまれて我々もならないわけなんですけれども、今までにもどこかの場面で同一するお答えをいただいとるのかもわかりませんけど、いま一度確認しますけども、企業庁としてその１４日に、初めの説明では熱風ということで大変一生懸命力説してみえましたけれども、熱風やろが爆発やろがとにかくＲＤＦが噴き出して、けが人も出るというようなこういう深刻な事態を、報告を聞いて、これはちょっと簡単に近寄ったらあかんのやないかとか、えらい事態やなとか、そういう意識を持って臨まれたのかどうか。どうこれ感じられたのか。

そして、１９日にタンクに登って消火に当たっていただいておった消防士さんが亡くなられたわけですけれども、これ登って消火して、上から水かけてええかどうか、企業庁としては関与しておりませんということですけれども、関与しておらんと言うたって、これ１４日に既に４名の負傷者を出しておるような大きな事故起こっとるわけですから、このタンクの上へ登ってええかどうかということは私らは関係ありません、関与しておりませんて、そんなんでとてもそんなコメントで我々は済むとは思わないんですね。それでそこのところを、その１４日の事故を受けて企業庁としてどうしようと思われたんか、任せてあるで関係ないわと思われたんか、そこのところを正直に一遍聞かせていただきたい。そして今に至って、その１４日の事故後の１９日までの間の反省もあったら聞かせていただきたいというふうに思います。

それとこれはお願いなんですけれども、実は南川さんと川島さんが亡くなられて、企業庁としては誠心誠意、本当に御迷惑かけたということで御遺族の方々に対応していただいとるんだというようなお話を今も言われましたけども、実は、四十九日も終わられてお客さんも少しは落ち着いとるだろうということで、夕べも私、南川さんが同じ自治会なんで、改めてのお参りもさせていただいてきたわけなんですけれども、率直に申し上げて、全く人としての誠意を感じられないという率直なお話を賜ってまいりました。

それで、こういう大惨事を起こしてしまった中で御迷惑をかけたお宅へ訪問する行為とかそういうことはなかなかやりにくいですし、何と申し上げてええのかわからないかもわかりませんけれども、しかしながら、私がお邪魔しておる南川さんのお宅が言われるには、１つは企業庁さんにおかれて先般もお悔やみ訪ねてきていただいたと。しかしながら、もうお一方のおうちと間違えて来られたというふうに言われておられました。

そんな、県のつくられた施設で自分とこの大黒柱が亡くなられた。県の大惨事に消火活動に当たっておって、自分の夫が、また息子が、また頼りにしとる父親が亡くなられた。そういう家庭へ行かれるのに、片方の方のおうちと間違われとるという。そんな、それぐらいしか私の夫というのは価値がなかったんですかというふうに、大変もう言っておられました。それで私も本当にかわいそうに、なっともかわいそうにですね、思われ、ちょっとすみません。なりませんでしたんですけども、どうか、その司法による責任というものはこれからでしょうけれども、素直にですね、やっぱり大事な人を亡くされたお宅に対しては、県としての責任というものを素直に感じて訪問をしていただきたい。

これは富士電機さんは今日は見えませんけれども、富士電機さんにおかれても、今日は見えないんで申し上げることができませんけれども、富士電機さんも来られたときには、帰っていくときに、もう車へ乗り込んだ途端に何か笑みを浮かべたような表情をしながら帰っていかれたと。全くもう悔しくて、もう言葉もありませんと。もう日々寝ることができませんと。もう帰ってこない者を思ってもしょうないですけれども、しかしながら、うちの主人の価値というのは何だったんでしょうかと。やった使命というのは何だったんでしょうかということで、もう割り切れないという思いでですね、本当にもう、昨日はかわいそうに思いました。

どうか人として接したってください。そんな自分の責任がどこまで及ぶか、自分の言うたことがどうなるかとか、もう遺族のとこへ行ったらそういう計算はやめたっていただきたい。企業庁長も行っていただいたらしいですけども、遺族の方から、あなたは計画の当初からこのＲＤＦの計画に、ＲＤＦ発電の計画にずっとかかわってきていただいとった方ですよねと問いかけても、すいません、すいませんと言われるだけで、具体的ないろんなその質問の答えを避けておいでやというふうに遺族はおっしゃっておられました。

もういろいろ申し上げたら、これきりがないですけれども、やはり一番の信頼回復の第一は亡くなられたこの御遺族、両家の御遺族のやはり信頼を回復する。そして、けがをされた方々の信頼を回復する。そして、地域の住民の方々の信頼を回復する。これが順番やと思いますんで、どうかですね、ちょっと興奮して、まあ地元の方で興奮して申しわけなかったですけれども、そこのところ何とか温かみのある誠意を示したっていただきたい。償いをしたっていただきたい。これも１つお願いをさせていただいて、１つ目の方はお答えをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○濵田企業庁長　少し私からもお見舞いを申し上げた時の話をさせていただきたいと思います。

私も南川さんのお宅を訪れたときに、私の方が玄関口ですので、どうしても私の方の頭が南川さんの頭より非常に高い位置になりました。それで随分頭を下げてもその状態は変わりませんでした。そうした中で、先ほどのような間違ったというような話がありまして、私はもう本当に申しわけないと思いまして、思わず土間に土下座しました。そして、人としてという話ありますが、私も人の子でございますので、当然自分で本当に申しわけないというつもりの涙は自然に出ます。そこの話がありまして、ただ、１点、あなたは途中からの企業庁長かどうかという話は、確かに私聞かれました。それで、私はそれには私は途中ですということは言いませんでした。きちっと答えたのは、自分で意識して答えたんですが、今、現に私はここの責任者である企業庁長でございますのでということでは答えさせていただきました。そういう意味で、途中からしか知らないとか、そういう物の言い方はしなかったということだけは、させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、非常に御遺族の気持ちの中で、まだまだ我々受け入れられておるような状態ではないということは、まさしく体で感じておりますし、先般もお訪ねしたときもやはり同じでございました。ですから、やはり人としてというあの部分は、私も今後もそのことは本当に自分の肝に銘じて対応させていただかなきゃならないと、このように思っています。

それと８月１４日のことも、私知らないよとこういうような意味合いで取られるんじゃなくて、これは先ほど言いましたように、だれが上部へ登るよう指示したかということについて、私自身明確に把握してませんというような意味合いからは、警察の捜査等も入っておることでございますので、自分で確認できないというような意味合いからは、直接事実関係は承知しておりませんとこういうことを言わしてもらいましたので、どうぞ御理解いただければと思います。

それから８月１４日から何らかの措置をというような部分については、私もそれ明けて土曜日、日曜日と状況は見に行きました。ただ、そういう結果からすれば悔やまれますが、私もその貯槽のすぐ近くへ行って、随分こう眺めたりしてしとったような認識であったことが悔やまれます。そういうことでの事実としてはそういう状況の御報告でございます。

○日沖委員　えらい興奮して申しわけなかったんですが、いま一度、その１４日の爆発の事故について、本当にこれ重大なことだなというふうに感じられなかったんですか。企業庁として。もう一度。

○濵田企業庁長　私もその日、連絡を受けてすぐ現地へ行きました。それでそのときも自分の口からも確認したんですが、爆発ではないのかとこういうような話をしましたら、いや、爆発ではないというような話は現地の管理者が言いまして、そこに作業に当たっておった方が、爆発音はしなかったとこういうような話をしておりました。そして熱風という言葉を聞きましたんで、聞いたような感じで報道はさせていただいたと。中間報告の話の中でも爆発という表示じゃなくて熱風という話は、どの程度の調査の部分かわかりませんが、表現されております。

いずれにしても、そういう認識が問題あったんではないかというような話でございますので、その後、先ほども申しましたように私２度ほど状況を見に行ってしたときに、受けた事の重大さを認識できずに、先ほどのけが人が出たということで、このときはちょうどお盆でしたんですけど、富士電機の幹部に私自身電話しましたんですけど全然つながらずに、そして何とか連絡を取りまして、１５日にこちらへやっと来ていただいたと。その中で今後の安全な活動についても、先般来た矢内専務にも再度十分注意してやる必要はあるんではないかというような話をさせてもらって、現地へも行ってきましたけれども、この後の対応として、先ほどいろいろ御指摘いただいておるようなことまでの話はしなかったということが経過でございます。

○日沖委員　とりあえず、また。

○水谷委員　一、二点、ちょっとだけ聞きたいんですけども、タンク上部に登って消火を指示したのはというところがありますよね。そこで、消火方法については消防署に一任してやってたと。その中で、この前の富士電機さんが見えたときに、消火方法の一つとして、タンクの下部に４つの穴をバーナーであけた。これは消防署が指示をして、オーケーをもらったということで穴をあけましたとこういう事実があるんですよね。それで一番最初の委員会で私がその辺を企業庁さんにお聞きしたときに、事実関係としてあったことしか書いてないとこういうふうにおっしゃいましたわね。これは今でもそういうことなんでしょうか。

○濵田企業庁長　私自身がこういうことを確認はしておりません。それで、この時点でだれがどうしたかというようなことは、既にいろんなところで事後調査という角度から尋ねられておりましたんで、私が消防の人にこれはどうだったんかとか、そういうふうなお尋ねはしてないということで、私がこの事実関係はこうであるというようなことは把握してないので言えませんと、こういう話をさせてもらったんです。

○水谷委員　現在はもうわかってるわけでしょ。

○濵田企業庁長　現在も、私から確認したことはございません。いろいろまだ、こういうことがされたということを、この間の委員会の話であるとか、それから現地確認して、ここにこういうふうな、何というんですかね、ガスでの穴はあけられておるなとか、それはもう確認できますので、それは先般入れるようになりましたんで、私自身も見てきました。

ただ、それをだれがどの時点でということについては、やはりこれは重大なことではないのかなということで、私からというんじゃなくて、捜査なりそういった部分の中で聞いてもらう事項かなということでの認識で、自分がだれがだれに命令したかというような問いかけはしてないと、こういう意味でございます。

○水谷委員　常識的に、やはりその作業をするとき、当然企業庁の方もあそこにおるわけですから。そういったことについての事実の報告はなかったんですか、全然。

○濵田企業庁長　この、何ていうんですかね。その全部なかったかというと、詳しい話になりますけれども。

○水谷委員　いや、そこの部分だけですよ。お聞きしてんのはね。

○濵田企業庁長　この、だれが登れという話は承知しておりません。それから１つありました、いわゆるガスバーナーでどうこうせよという指示の部分についても、企業庁が先にこういうことですよという話での報告を受けてはなかったということでございます。結果としては知っておりますけど。

○水谷委員　やっぱり私ずっとこの委員会出さしてもらってまして、どうもその辺の体質的なものっていうか何かわかりませんけども、やっぱりすべてをさらけ出して、いかに早く解決するかと、原因究明するかということをきちっとしていかないと、ずるずるずるずるいってなかなかこれ。我々委員会でどうのこうの言うわけじゃないんですけども、いろんな形でいろんなところでいろんな議論をなされているわけですよね。そういったところでこういった問題をすべてやっぱり出して原因究明していかないと、困るのは市町村なんですね。一般の人が困るんですよ。ごみがたまっていく一方で、なかなかいろんなお金がかかると。そういった点にしても、まだどういったことで契約していくかという話も全然できていないわけでしょう。だから、その辺をぜひともいろんなことをやっぱり、もう遅いんですけども、どんどん出してやっぱり解決をしていただきたいと。

そして、先ほど日沖委員さんからもお話がありましたように、遺族の方も。私どもはたまたま川島さんとこと近くですもんで、四十九日の法要後でお参りに行ってきたんですけども、やはり日に日に涙が出るとそういった、御両親が言ってみえました。それで、新聞を見てるとなかなか糸口がつかめていかないと。だから非常に残念だということを言ってみえましたので、その辺をなるべくこう出していただいて。

私思うに、やっぱりこれ企業庁ももちろんのことですけども、環境部としてもやっぱりこれ、スクラムを組んでやっぱり解決に向かっていかないと絶対に長引くということ、これはもう歴然としてますわ。環境部長と企業庁は別に仲悪くないでしょう。うまくいってんでしょ。その辺をきちっとやっていただきたい。そうすることによって、先ほど日沖委員さんもおっしゃったように、遺族の方への一つの大きな誠意を示すということになるとぼくは思うんですよね。それ、ぜひお願いしたいと思います。

○山本委員　ちょっと今の水谷委員に関連して。そうするとまずタンクの上へ登るということについて、事前に企業庁、タンクの上に登るということも、下から穴を開けるということも事前に企業庁は知らなかったわけですか。企業庁長は。連絡受けてなかったですか、それ。

○田中委員長　明確に御答弁いただきたいと思います。

○濵田企業庁長　事前に連絡は受けておりません。

○山本委員　ほんじゃあね、小林総括さん。マネージャー。私たちは現地に１９日の日に発熱について調査を受けましたと。そのときにあなたの全部の説明の後、企業庁長もみえたかわからんですけど、「この火災については一両日中に鎮火をします」と自信あるように言うてみえた。その根拠はどこから出てきましたん。

○小林総括マネージャー　１９日の日に視察をいただきました。そのとき私がその御説明をさせていただきました。その前日の１８日ですけれども、上から水をかけるというふうな話を聞いておりました。当日１９日もちょうど昼の合いでございましたが、現場を見ておりましたらホースが２本上っておりました。それで、その午前中にちょっと水をかけたんやというのもそのときに聞いておったわけですけども。

それで、私の認識、個人的な認識と確かに申し上げておるんです。個人的な意見と申し上げたんですけども、この１２月２３日の去年のものにつきましては、水をかけまして消火ができたいうことを思てました。そういうこともございまして、今回の部分、ずっとこの８月１４日の部分からは下の方から水をちょこちょことかけておったというふうなことでございますので、じかになかなか水が当たらない、まあタンク自身を冷やしとるという状況もございまして、私自身の個人的な考えで、上から水をかけたらもうこれで収まるのかなと、正直私そう思ったんです。

それでその前日の日に１時間ちょっとでしたか、水をかけられたと聞きまして、１９日の当日も午前中かけておりまして、それで昼からもかけるという話を聞いておりましたので、ああ、それならもう１９日、２０日、２日ぐらいでもう鎮火するのかなと私正直思いましたので、そのような発言をさせていただきました。

○山本委員　状況についてはそれは説明はいただいてそれで結構なんやけど、あのときの発言から言うたら、もうまさに自信があって、私どもがいろいろ原因を事前に並べさせていただいて、あなたのとこから説明を受けたときに、もう明らかに自信があって、二、三日中に鎮火しますと言うてみえたんやから。

ぼくはそうするとですよ、どっかからそういうような話の中でそういう報告を聞いて、それをもとにしてぼくは報告をされたような気がするんですけども、事前にそういうような消防関係からとか富士電機からというて、そんな話は聞かなかったんですか。

○小林総括マネージャー　私、実はその１８日の日に上から水をかけますというのは、私どもの多度現地のチームの方から電話がありまして、それで知りました。１９日につきましても、引き続き水をかけていくと。それで現地に１９日に行きましたら、やっぱりホースがこう上に２本乗っておりましたので、ああ、やっとるんだなというそんな感覚で現地で確認をさせていただいたということでございます。

○山本委員　もう最後にしますけどね、「ああ、やっとるな」というような形の中で、あんなに自信を持って二、三日中に鎮火しますと言うことは。県土整備の皆さん方も全員見えましたんやから、「もう消えるな」という実感を受けたいうんですからね。ああ、水は上へかけてやっとんなというような形の中で、あんだけのぼくは発言ができなかったと思うんで。まあひとつ、あなたがそういうような話をされるんであったら仕方がないかもわかりませんけど、私たちは事前にあなたたちがいろんな形で状況をお知りになっておったということは、私はそういう側聞させていただいて、それじゃあもうやめます。

○木田委員　委員さんのいろんな質問を聞いていると、なるほどなということで、様々な問題があるというふうに聞いてるわけですけども、やっぱり事故の最大の原因というのは、未知の技術だったということやと思うんですね。それはもうＮＥＤＯにとっても、それから企業庁にとっても、富士電機にとっても、未知の技術やったと。それと同時に、責任はもちろん企業庁、富士電機さんの大きいと思うんですけども、議会もそれから県民も、ＲＤＦがこんなに

怖いもんやということを知らなかったと思うんですよね。ＲＤＦを甘く見ていた。それがやっぱり事故につながったと思うんですね。

まあ、それは今さらもう言っても仕方のないことで、もう済んでしもたと言うたらあれですんで、もう起こってしまったわけですから。ただ、その後の処置がまずかったと思うんですよね。それを今の話を聞いとっても簡単に考えて、先ほどの日沖委員さんの話ではありませんけども、けが人が出てもまだそんなに深刻に考えてなかったということがこういうことにつながった。

ああいうガスが噴き出た中で、ガスバーナーで穴をあけるとか天井に上るとかいうようなことをしたわけですから、本当にそういうふうな自覚がなかったというふうなところがまずかったなというふうに思っております。それについてはもう本当に反省してもらいたいと思いますし、それと私、この委員会で一番感じるんは、この委員会は責任者を見つけるためにやってるんじゃないと思うんですよね。それはもうそれこそ警察に任せたらいいと思うんですよね。やっぱり県民の信頼を得るために、それからこれから安全に操業するためにやっとると思うんですよね。そういう意味で、企業庁と富士電機さんの間の責任の押しつけ合いというんか、なすりつけ合いというんですかね、それがものすごく私もうずっと嫌でですね。

そのあたりを、ここで相手がこう言ったとかこちらがこう言ったというんじゃなくて、やっぱり両者がもっと事故後も話し合いをせないかんと思うんですよね。もう何か敵になってしもたような感じでですね。そういう意味で、実際そんな話し合いは行われているんですか。どうですか、その点。

○濵田企業庁長　そういうような必要な話は当然やっております。ただ、主張は主張として、お互いそれもやっています。

○木田委員　ちょっと外れますけども、ここに遺族の方にあいさつに行くように要請していると書いてありますよね。富士電機さんに。富士電機さんは行かれましたか。

○濵田企業庁長　私が、この話は川島さんのお宅を訪問したときに話がありました。そして川島さんの方からは、富士電機は、あの、富士電機の方でも社長さんという話がありましたんで、そういうような意味合いで、社長さんが来られないという話があって、それで私にそういう趣旨のことを伝えていただきたいなというような心情が伝わってまいりました。それで私、富士電機の方に「川島さんのお宅へ伺いましたら、こういう御心情がありましたよ」というようなことを伝えさせていただきまして、私が行けとかそういう命令口調では言ってませんが、そういうようなことがありましたよということは何度か状況を話してですね。まあ、十分そういう意味は伝わっておると思いますが、社長が行かれたという情報は私の方へはまだ届いてはおりません。

○木田委員　今のお話で、実際に要請しても行かれたかどうかがちょっとわからないような状況だと思うんですけども、これが示すように、やっぱり両者がお互いに責任を感じ合って話し合いをしてかないかんと思うんです。自分の責任はここまでだ、後はお宅ですよと。その線引きをちょっとでもこちらへ持ってこようというようなそういう態度では、やっぱり両者の話し合いもできんし、県民の信頼も得られないと思うんですよね。そういう意味でもう強く、責任のなすりつけ合いみたいなのはやめて、そして県民の信頼を得るようなそういうふうな態度で進めていただきたいということを強く要望したいと思います。

以上です。

○西塚委員　先般、富士電機の方にお越しいただいていろんなお話を聞かせていただいたんですが、発熱したというか発火したものを消火する最善の方法は、サイロから取り出して水かける以外ないと、こういうふうに実はおっしゃられたと思うんです。それで１２月の経験の上に立って、窒素ガスであるとかあるいはＣＯ２とかドライアイスと、いろいろ実験やってみたと。だが効果がありませんでしたと。

もう１つは、スプリンクラーの設置がなされていなかったということで話がありましたときに、内部における散水は意味がないので取りやめたと。上部から散水するのはむだであると。下から細かく水を注水するのが一番いいというふうに考えておりますというふうに言い切ってみえる。

それで実際には今回の場合、下部から取り出そうとしたけれども炭化していて取り出せなかったともおっしゃってはみえるんですけれども、このことについて、１２月の段階か１月の段階かわかりませんけれども、スプリンクラー付けるか付けやんかの議論のときに、上部から散水することについてはむだであるとお話というのはお聞きされておったんでしょうか。

○濵田企業庁長　承知しておりません。そういう話があったということを、私ちょっと報告を受けてないんですが。

○西塚委員　先だっての話し合いやなしに、その実験された結果っていうか、富士電機が１２月の発熱の結果、自分とこが考えられたことを今申し上げたんですけれども。すると、そういう考え方というのは全く企業庁は聞いてなかったっていう判断でいいんでしょうか。

○濵田企業庁長　先ほど言ったガスの話とか、そういう意味でしょうか。

○西塚委員　いえ、窒素やらＣＯ２やらドライアイス、実験したと。それで、それは効果がないというふうに富士電機が判断されたと、その当時。それからもう１つは、スプリンクラーの関係で、内部へ散水することはむだであると。そんなんで消えないよというふうにおっしゃられたんです。

そのことは１２月の段階でわかっていたのに、なぜ上部からホースで水かけとることについて、むだなことやっとるという認識に立たなかったのかどうか。それが事故原因かどうかは別にしてですよ。別にして、先ほど小林総括が１８日から水かけたんで鎮火すると思ったというふうにおっしゃってみえたけど、富士電機は全くむだやと考えとったわけでしょう、それ。その辺ちょっと認識がどないなっとったんかなと思って。

○小林総括マネージャー　私の推測の域かもわかりませんけれども、この１９日の爆発事故がありまして、それで消防さんの方で上からたくさん放水をしていただきました。それで、ＲＤＦの塊とかそういうことがあったんかわかりませんけれども、その時点では放水をいたしましても中、水道ができましてなかなか全部に行き渡らなかったという状況もありまして、それで上からの放水がうまくいかなかったというふうな結果を受けまして、上からの放水というのは意味がないのかな、水道ができてというような発言もあったようでございますんで、そういうふうな話もあったのかなと思っておりまして。

私個人的な意見でございますけれども、やはり上から水をかけて均一に水が渡りますればやっぱり消火はするのかなと、私、今でもそのように思っております。

○西塚委員　もう一度だけ確認させてもらいたいのですが、そうすると１２月の発熱事故を受けて富士電機が考えられた内部への散水などについてむだであるという判断を、当時富士電機がされたわけですけども、そういう認識っていうのは企業庁に全く伝わっていなかったということでよろしいですか。

○濵田企業庁長　随分後になって聞いたようでございます。そんなことのトライをしたという話については。２月になってからという話のようでございます。

○西塚委員　そうすると、富士電機からそういう認識にあるということを２月の段階か３月の段階か、今回のこの８月の事故が起きる以前に聞いていたということでしょうか。

○濵田企業庁長　担当の方へはそのように報告があったということでございます。

○西塚委員　わかりました。

⑦＜一覧表１９を総括して＞

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○三谷委員　今、企業庁長、貯蔵槽の構造ならば富士電の責任ですと、これはその通りやと思うんですよね。構造に起因するならば、その設計、建設、管理をしている富士電の責任やと思いますが、富士電が言うように、ＲＤＦの性状に原因があるということになれば、どちらの責任になるわけですか。

○濵田企業庁長　ＲＤＦの性状についても、一定の投入する形いうのは、先ほど言いましたように１２月当初の話でなくて、一定性状改善されたという認識の部分での投入でございましたし、それから先ほど来、倉庫に置いてあった部分についても主体的に富士電機が管理し、ここでもう入れても大丈夫だろうというような話が事実としてあるということから、それはそれなりのそれぞれの判断がなされるのかなと、こう思いますので。まあ、だから私が何割何割というような話はちょっとしにくいんですが、そういうことなんではないかなと。市町村のＲＤＦが悪いからというだけで、それは確かに１２月時点の話は随分あろうと思いますが、それとこの８月時点の話はやっぱり状況も随分違うし、主体へのかかわり方も変わってきておるということから判断すべきではないのかなと、こう思ってます。

○芝委員　企業庁の話を聞くと、企業庁長には責任分担なり過失がほとんどなくって、ある意味では富士電機だけという。私、富士電機擁護する気は一つもないんですけども。その分私はいささか、大いに判断が間違っているとこう思うんですね。

先ほどからも指摘するように、発注者側として適切な条件が提示できなかったプロポーザル方式の問題がある。それから性状に要望をしたと。各製造者にＲＤＦの性状についての指導もしたと。しただけの形で結果は出てないと私は思ってんですよ。よかったら発火や発熱まで至ってないわけでありますからね。だから、やっぱりしたっていうことと結果は私は別だと思ってます。その部分から含めて、やっぱり企業庁に大いに責任があるだろうと。当然そのものを受けたり施設の管理をしている富士電機にも責任があるだろうと。

というような部分から、今企業庁長は「原因の確定、すなわち今捜査をしている部分があって、そこが確定しないと、責任分担の部分についてはまるきりわからない」というような答え方をされましたけども、捜査の部分というのは、爆発事故なり致傷とそれから致死に至った部分の捜査であって、今回のプロポーザルを提案からずっとした一連の行政上の部分での捜査はないわけですよ。そことまた違うと思うんです。だから、設置者責任、監督指導責任、それからそれを受けた部分の責任。また、製造者の側にもある程度の責任はあるかわからん。そこの全体の行政側からの責任はどう思って、企業庁としては思ってるのか。具体的に、総論的に。具体的にではない、総論的にまず。お考えをお述べください。

○濵田企業庁長　企業庁が設置しておる施設の中の事故でございますので、そういう意味では非常に厳しく我々受けとめておりますと。ただ個別個別の、責任がないなんていう話は言ってないんでですね。それぞれの御指摘いただいとるようなことについては、自分の口からああこうと言うんじゃなくて、やっぱり一つ一つの起こってきた事象についていろんな厳しい御指摘がありますので、そういったことについては一つ一つを私、厳しく受けとめております。

○芝委員　一つ一つのいろんな部分の議論は当然あります。しかし今、木田委員も言われたように、県民か関係者から見れば、設置者である、また発注者である企業庁の部分っていうのは、一つ一つでの反省するとこ、例えば言葉はいろいろありましたけども、富士電機さんが原因がわからない段階では、同等の責任がいろんな形で提案者、受ける側、それからあとも含めてあると、こういう認識を私どもは理解させていただきました。

今大事なのは、企業庁として県として、個々の問題もあったとして、また原因究明にもあるとしても、やっぱり富士電機ぐらいの同等の責任はやっぱりあると認めた上で話をしていかないと、そこの責任問題はそしたら裁判でもして２年でも３年先でも延ばす気があるんですか。そのぐらいの思い切った発言はできませんか、もうそろそろ。

○濵田企業庁長　私、一つ一つを丁寧に話をさせてもらっておるつもりでございます。

○芝委員　丁寧とちゃう。

○濵田企業庁長　ただ、自身のことに関しては、先般本会議で。

○芝委員　自身のこと聞いとらへんやろ。

○濵田企業庁長　話をさせてもらっておるんで。私、なるべく事実に近い形で一つ一つお答えさせてもうとるというようなことでございますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○芝委員　事実は個々それぞれでいいと思うんです。スタンスといいましょうか、立場的な問題を考えて、私は総論としてどれだけの、まるっきり責任はありませんよというある意味では聞こえてくる部分があるんですよ。そうやなしに、やっぱり全体として設置者責任、管理責任、指導責任という部分もある。当然ながら企業庁にもある。ひょっとしたらその一部は製造者にもあったかもわからない。それはもう感覚の中で、企業庁としてやっぱりその責任を認めた上から、今、木田委員が言われたように次の話に進むべきだと思うんです。捜査のことは置いとけばいいんです。勝手に進みますから、これは。警察の方で。

そうするとそこがない限り、今回の本会議でも知事が再開に向けて、前提がようけありますけども、条件出された部分がありますけども、こんな条件詰まるわけがないじゃないですか。どうして詰めるんですか。依頼者の企業庁と相反目している富士電機と製造者と、お互いがそれぞれ主張している中で、どうしてこの安全基準なんか確立できるの。もうそろそろ庁長、ある程度は思い切って発言があっても、責任問題があっても言及があってもいいんじゃないですか、総論的に。それから始まると思うんですよ。

○濵田企業庁長　一つ一つ私、こう、自分なりには誠意を持って答えておるつもりでございますので、その積み上げの中でおのずと結果は出ると思います。

○芝委員　そしたら企業庁長。一つ一つはって言われるけど、まあ、その総論的な分はもうやめた。そしたらこれから３者のですね、３者というか、その３条件に合わせた部分の調整。いろんな試行錯誤がいると思うんです。当然第三者の部分もいるでしょう。学識者のいろんな意見も入れまして、いろんな立場の。けれども主体は企業庁とやっぱり今のところは富士電機やし、７つの施設だと思うんですよ。そこの今のような状況の中で、お互い相反目しとる中で、話が穏便にできるんですか。前向きないろいろ話し合いができるんですか。仮に再開、いろんな条件がそろって再開できるとして、そういう形の中でできるとお考えですか。

○濵田企業庁長　お互い話し合わなければならないことはたくさんあります。ただ、幾つか御指摘いただいとるような部分で、今までどおりでいいのかという部分もあります。そういう意味では、お互い十分話し合いをすることと、この事実関係を曲げてどうのこうのという話じゃなくて、やはりそこは大人の話し合いをきちっとしていくということの姿勢は貫きたいと、こう思ってます。

○芝委員　もう１点。私も前に聞きましたけども、木田委員の質問の中で、話し合いを富士電機としてますかって言ったら、してるって話をしましたね。前のときは、今までの事象の個々それぞれにはすることありますけど、総論的に今回の問題について責任よう持たんっていうのか、管理問題についての総論は前の委員会ではしてないと言ってました。それから以降したんですね、そしたら富士電機と。交渉してるんですね。総論的な話ですよ。

○濵田企業庁長　先ほども申しましたように、これ日々の管理の話もありますので、現地の対策。

○芝委員　管理の話は聞いてないんですよ。

○濵田企業庁長　いや、それはそこの話も含めてですね、私は。

○芝委員　含めてやっとるわけね。管理の話も含めてやっとるわけね。

○濵田企業庁長　そういう決め込む話じゃなくて、我々話しせんなんことはその時点時点の話で話ししてますということで、今、責任問題云々の話はこういう場の話でございますから、お前とこの責任はこんだけだねというそういう話し合いはなされておりません。

○芝委員　いや、その最終的な話やなしに、今維持管理の問題じゃなしに、今回の事故に対する前提、性状の問題であったり、管理の問題であったり、ここにすなわち挙げられている相違点の部分も含めながら、両者で話はしてんのと聞いとるわけよ。

○濵田企業庁長　つい最近の話としては話は止まっておりますけど、例えば調整池の話一つにしても現実にやっていかんなん話がありますので、そういう部分はこれはどうしようこうしようと。それと当然経費の負担の話とか、そういう話はしてます。あるいは、ある所の物的な損害が出たと。こういうものは放っておいたらいかんねとか、そんな話は。ただ、一定の窓口を、富士電機の方からはここの窓口に絞ってくれとかいろんなことは言われてますので、自由に話し合いをするような形にはなりにくうございますが、どっちかというと現地中心のことは話し合いはしとると。

ただ、富士電機がこう言いましたがということですが、やはり向こうも「そういう部分の話し合いは窓口を絞って」とか、いろんな話は来てます。そういう意味で、我々まだ本格的に事実関係をずっと整理した上で話しすることも必要でございますので、そこを並べての本格的な話という部分は、そこはされてないという方が正しいかもわかりません。

○芝委員　はい。とりあえず終わりにします。

○松田委員　ずっと初めから、当初プロポーザルから来て何でこの事故が起きたのかということなんですけども、「たら」とか「もし」とか入れたらですね、どれだけでもこの事故が起きなかったことというのは可能だったとこう思うんですよね。犠牲者も亡くならなくてもよかったと、こう思うんです。

例えば企業庁長、初めプロポーザルのときから言われましたけれども、例えば管理は富士電に任しているからとか、そういうやりとりずっとあったわけですけども、例えば汚水流出なんかしては困るというような大網をかぶせられて管理だけ富士電に任すと言われても、いろんなことが大枠でかぶせられとるわけですから。やっぱり事業主は企業庁ですから、いろんな部分で富士電が相談に来たり、どうしたらいいでしょうかという、恐らくその対応の是非というんでしょうか、それはぼく企業庁にあってしかりだったとこう思うんです。

何で事故が起きたんかということなんですけども、１つ企業庁にお聞きしたいんですけども、こういういろんなかかる事故のことに、何かあったときに自分たちの責任になったらあかんのとちゃうやろかと、それが先に考えることに優先されて、こう、対応がすべて遅くなったのとちゃうか。

例えば今、岩名先生も言われましたけれども、専門家に聞きに行くとか、そのトータル的などういうふうな方向づけていくかというのは企業庁がぼくはやってもよかったと。３者集めてですね、消防も集めて、どんどん前向きにやってって、この部分は任してるからどうなんだという意見も聞いたらよかったとこう思うんです。

ただ、事故のそういう管理の中まで入ってしまったら、言ったら自分たちの責任にはね返ってくるのと違うやろかという、ぼくは懸念があったと違うんかとこう思っとるんですが、企業庁長、一遍お聞きしたいんですけども、それはなかったですか。

○濵田企業庁長　責任回避のためにそういう処置を取ったことは、私自身はございません。ただ、結果幾つか御指摘いただいとるような結果でございますので、その一つ一つについては十分反省すべきは反省しなければならないと、こういうことは前から申し上げとることでございます。

○松田委員　考え方ですから企業庁長がそのように言われたらそうなんかもわかりませんが、私はここのボタンのかけ違いというのは基本的に、何かあったときに自分たちの責任にかからないようにと、まあ富士電は富士電にしてもそうでしょうし、企業庁は企業庁でそうだったと思いますし、そこに「本当に事故があったらどうしよう」とか「地域の住民の方に迷惑をかけたらどうしよう」という気持ちがもう一つ越えておれば、ぼくはそういうことはなかったとこう思うんですね。

ですから、企業庁長は言われたけれども、やっぱり庁益あって県益なしといいますか、そういうことがぼくはもう蔓延をしとったんと違うかなと、これが事故の原因ではないかなとぼくは思います。もしこれ御助言あったらもう一度お聞きをしたいと思います。

○濵田企業庁長　庁益というような観点で取られるのは非常に残念なことですが、責任回避のためにそういう対応でなかったということだけは申し上げておきます。ただ、結果として至らない結果になっておるということは、縷々御指摘として十分受けとめなければならないと思います。

○松田委員　何にしても三重県においての大惨事だったと思いますので、組織の改めとかいろんなことも含めて、もう一回全面的に企業庁の考え方も改めていただきたいなとこう思っております。要望させていただきます。

以上です。

○田中委員長　７項目に分けまして審査をしていただきました。最後に、総合的に御質疑ありましたら、御質疑お願いしたいんですが。

○永田委員　もう総合的でよろしいな。今、どんどん毎日毎日出るわけですから、今のごみの処理状況、うまくいってんですか。

○田中委員長　それは後の。

○永田委員　いいんでしょ。

○田中委員長　２つ目で。

○永田委員　ああ、いいの。

○田中委員長　事故原因について。

○永田委員　じゃあ、もうそういうことで。

○田中委員長　はい。岩名委員、よろしいですか。

○岩名委員　はい、もう１つ。これね、お宅の現地調査のこれ何、もらってきたもので、９月５日にもらった説明資料の中に、やっぱり警察なんかでもぼくがさっき言っとるように、窒素ガスでの消火はできないかということを提案をしてんだよ、これ。提案してんだけど、消防庁の東京からきたおじさんが量の獲得が困難だと言ったり、上部がない、いわゆるあれが飛んでしもとるから効果がないとかね。あったとしても膨大な量が必要だとか、まあいろいろ言っているわけだけども、私はもうこれ事故直後の話だけど、前にも言ったけど、なぜ四日市の消防隊を呼ばないの。

なぜ化学消防隊をあれだけ、出初め式見てごらん、すごいぞ、あの、ずっと消防隊。はしご車持ってるし。あんなものが地元にあるのにそれに気がつかんとね。今、松田委員が言われたように、あんたたちは庁益ばっかり考えとらへんのかと言われるのはそこよ。ぼくは副知事にそのことをすぐさま言った。そしたらやね、「消防庁呼んでおりますので、消防庁の見解を聞いて」とかそんなこと言うて、来たのは名古屋市消防署が来ただけやないか。同じやないか。そんなものは桑名の消防署でも同じことやってるんだからね。なぜそういうもっと多岐にわたって様々な、先ほど来言っているように研究、反省に基づいていろいろ識者の意見を聞いたりですね、要請するまでもなく相談にも行ったんか、それ。ちょっと一遍聞かせて。四日市の化学消防隊に対して、相談したんですか。

○濵田企業庁長　企業庁として相談は行きませんでした。

○岩名委員　それは富士電とか、その一帯のとこはだれも行ってないんやな。災害対策本部も。

○濵田企業庁長　はい。本部も行っておりません。消防庁を呼んで、広域の応援を求めたりしたのは、そういう対応はさせていただいております。この事故が起こる前に応援を求めたという話はございません。

○岩名委員　この事故の前にそれは応援を求めたのは結構な話だけど、なぜ来なかったの。

○濵田企業庁長　事故の前に。

○岩名委員　前。

○濵田企業庁長　前には応援を求めたことはありませんし。

○岩名委員　ありません。

○濵田企業庁長　はい、ありませんしですね。

○岩名委員　「ありませんし」か。

○濵田企業庁長　それで、事故後は消防庁の方へうちの防災担当の方からいろいろ連絡取っていただいて、それで来ていただいて、広域消防の支援をいただくとかというようなことでの対応はしていただきました。

○岩名委員　あのね、今回の事故はくどいようだけど、化学反応や発酵のメカニズム、こういうものに無知であったということを認めてほしいんですよ、ぼくは。もうこれは県民に対して、そこまで我々はわからなかったんだということを認めて、そして不勉強であったと。またその後の対策も手抜かりあったということをぼくは認めるべきだと思うんです。そうしないと、先ほど来お話あるように、これを知事がなんぼ三原則出そうが何しようが、前向いて進むことはないと私思うんですよ。こんな不明瞭な答弁ばっかりしとってやで、それで県民に我々が聞かれて説明責任は果たせません。

もうあなたたちはもっと謙虚になって、やっぱりそしてこれをやるにはあのとき、まあ過去の話ではあっても、ああすればよかったというような、もっと化学者の意見も聞いてこないとですね。先ほども説明したように、ここの名古屋大学のカワモト先生はさっき言ってるように、可燃性ガスの発生を促進させて爆発事故を起こすって、きちっと言うとるんやで。言うとんのやからな、だからそういうことをやっぱりわかる人にもっと聞いて、ぴしっと総括をしてくれることを私は求めたいと思います。

○貝増委員　簡単に３点ぐらいお伺いしますけども、今企業庁はもうすべての面において、報告を受けてない、聞いてない、いろんな言葉で表現されました。その中で、１４日の事故のときは早朝行かれた、企業庁として。それでもう、すぐ昼前には本庁に帰られて、翌日も富士電機と対応されてると。でも実際、現地では右往左往してると。担当責任者もいない状態の中で、上からの指示もないと。それはなぜ企業庁長は、あの時点でも自分とこの技術者専門職を、権限ある人を配置できなかったかと。

それが１点と、じゃあ、そうすると今置かれている現地の、あれ太田君でしたかね、主幹主事。現地事務所。彼は本当に、その消火のときでもすべてに横で何も言えない状態でおったと。確認取られてもどうしてもいいかわからない。私にはわかりませんと。そういう返事ばっかり現地で出されてましたけども、これは現地事務所というのは権限なしで、単なる富士電機にすべてを企業庁としてこの施設を委託してきたもんで、管理者としておったんですか。その２点、まずお伺い、教えてください。

○濵田企業庁長　出発当初は太田主幹を配置する以前は１名と、嘱託は１名の話で、そういう意味からは運営管理は全面的に委託するという前提データだ、現地に連絡的な体制がないというような意味合いからの話でございました。

ただ、１２月の事故等を受けてこの体制ではどうかなということで、以前ＲＤＦを担当しておった職員を急遽１名張りつけたとこういうような話でございまして、連絡体制としては以前よりは強化したという話でございますが、契約の基本としてはそういう姿になっておったということでございます。

それから知らない何なりという話ばっかという話になりますが、私そういう契約状況の話を、事実こうなってますということをきちっと話しさせてもうとって、前半も言いましたように、そういうプロポーザルの方式で本当によかったのかとかいう部分は幾つかは御指摘いただいとることがありますんで、今後の話としては私、検討しなければならないことは幾つもあるというふうには理解してます。

○貝増委員　企業庁長、言いづらいんやけどそういう面じゃなくて、例えば庁内でも女の子一つの人事でも掌握してるという企業庁長さんが、これだけの事故が初めて起こった８月１４日から１９日までの間でもですね、なぜ盤石な体制を企業庁として陣頭指揮取れなかったかと。その辺を教えてほしいんです。

○濵田企業庁長　１５日、１４日の日に、さらに１人１５日の日に「もうともかくあなたはＲＤＦを先担当しとったから、必ず現地に行くように」いう指示もし、そして１５日のあれは夜からでしたかね、全管理職を今後の対応がいろんな格好で出ることになるとした場合、現地を知っておかなければいかんということで、交代で現地をあれは１５日か。１４日やったね。からの体制で、さすような指示はしました。それで１４日の日は先ほど言いましたようにお盆で、富士電機の連絡体制がうまくいかずに、そして何としてもやっぱり幹部を出させなさいという話をしたら１５日に来ていただきまして、それで１５日にいろいろこちらで幾つか事故対応の話をさせてもうたと。

○貝増委員　はい、わかりました。それともう１点だけ。今の話のまた延長線に入るかわかりませんけども、２月２６日に槽が空っぽになったという、途中で今日も報告がありました、企業庁長からの。タンクが。でも、これから半年間の間にあれだけの量が入ってたと。プロポーザルの条件では、１日１００トン、２０日分の場所を用意しなさいと、タンクつくりなさいと。プロポーザル指示、条件に入ってるんですよね、あの１冊の中に。県からの条件が。でも先ほど来、企業庁長は１日２００トンは入れますよと、そういう話を今の富士電機と企業庁とのこの見解の違いの中で説明されてたと。じゃあ、そうなってくると２００トンの問題とプロポーザルの意味と違う時限で、企業庁としては発電量を上げるためにどんどんどんどん県内のできたやつを全部もってこいという指示を企業庁として出しておったのかどうかということを確認したいんです。

○濵田企業庁長　そういう指示はしておりません。２００トンというのは、２００トン規模で出てくる場合があるんです。そういう意味で最大２００トンぐらいはある程度できますという話を、私、市町村から来るＲＤＦでね、その話をさせていただきました。そのことで富士電機とどうこうしたことは、私には１つも報告来てませんが。

○田中委員長　じゃあ、今日はちょっとこのぐらいで。

それでは、次に今後の対応方針について審査いたします。

２　今後の対応方針について

（１）当局説明〔濵田企業庁長〕

（２）質疑応答

○田中委員長　環境部さん、補足はございませんか。

○長谷川環境部長　特にないです。

○田中委員長　それでは御質疑をお願いしたいと思いますが、７分ぐらい休憩しましょうか。４時再開とさせてもらいます。

（休　憩）

○松田委員　条件が整ったらもう１回稼働するってことなんですけども、もう１回確認なんですけれども、その発電の部分も含めということですね。

○濵田企業庁長　事故調査委員会の報告では、今度の事故とは直接の関係はないけども、この際に一連の装置を確認した方がいいんじゃないかと、こういうような話でございますので、できるだけそういうようにやりたいという趣旨でございます。

○松田委員　すると、発電の方は事故があっても全体の稼働には関係ないということで取らせていただいたらいいんでしょうか。

○濵田企業庁長　中間報告の中では貯槽の事故ということで、それ以外の施設は無関係であるということの認識は持ってもうておるけれども、この際に施設全体として点検されてはどうかという話がありますので、そのようにしたいと。特にボイラー等については先ほどからいろんな議論がありますので、そういう部分でやっぱり点検をしておいた方がいいと。でないと、また動き出して、そういう部分の故障が大きくなったりしますと、当然また同じような問題を起こしますので、そういうことで施設を点検、この際にしていきたいと、こういうことでございます。

○松田委員　ちょっと聞いたところによると、発電の方もかなり事故というかトラブルがたくさんあると。今もまだ改善をされてないということを聞いてるんですけども、一応その切り離してということですか。それと事故はやっぱり、トラブルはたくさんあるんですか。２点。

○濵田企業庁長　このことについては、既に御報告させてもらいましたように、１月早々は随分いろんな事故があったということで、それの改善を加えてきていただきました。そして、一定の運転管理はずっとされておりますけれども、長期に安定してやったという話が、先ほども説明させてもらいましたように、冬場の事故があったと。それで我々としては心配もあり、夏場の運転状況というものをやっぱり確認したいということで、そこらが安定運転ができるまでということでまだ受け取ってないということも含めて考えれば、この際にそういったいわゆる焼却発電施設全体について、主要な部分についてはやはり点検しておいた方がいいんじゃないかというような意味合いでの。でないと、そういう説明もできないとなかなか御理解も得られないんじゃないかと、こんな意味でございます。

○松田委員　要するに、胃がんになってちょうどそのときにみんな一応全部成人病のチェックをするというようなことですかな、要は。だから、要するにそのがんの部分さえなくなったら、まあ稼働するっていうか、退院するというか。もう１回聞きますけど、その発電のとこは関係ないということですね。それでいいんですね。

○濵田企業庁長　逆でございまして、そっち側の部分を一連の装置として確認すると、こういう意味でございます。

○松田委員　わかりました。

○田中委員長　この際、全部確認するっていうことですよね。はい。松田委員。

○松田委員　何かそやけど、私何遍も言うようやけども、かなりトラブルがあって、その関係者の筋から聞くともう致命的やという、何ていうか、致命的っていう言葉やったかどうかわかりませんけれども、かなり時間が改善するのにかかるということ聞いてるんですけど、企業庁長、聞いてはる。

○濵田企業庁長　富士電機の方からは早く引き取ってくださいという話がありますんでですね。しかし、我々そういうことで、やっぱり安定運転ということを確認せんならんというような話で、この際にということで今言うとるような話をやりたいというようなことでございます。

ただ、そのものすごい事故が、あれがあってというそういう話としては、具体的に富士電機の方から話はございませんが。

○松田委員　トータルできちっと稼働してから、安全性を確認してからですね、まあ、その発電所も含めてということですから、完全な形で稼働というか、引き受けるというか、受け入れるというか。そういう形を要望だけさせてもうときます。

○田中委員長　永田委員。

○永田委員　先ほどの、まあ申し上げたんですが、何しろこれ出るわけですし、いろんなこと聞きますけれども、日常どれぐらい出て、どう処理してるんですか、今。ちょっと実情教えていただきたい。

○長谷川環境部長　ごみは当初から御説明してございますように、対策本部をつくりまして、ＲＤＦでの処理と生ごみでの処理ということで、受け入れ状況の方が、ＲＤＦは少し足らないんですけれども、生ごみ状況の方は少し余裕を持った状況で日々市町村の、もうある程度今の段階では、当初は日々どこで何トンというのがなかなか決めにくかったんですが、隣接の市町村なり県外の愛知県なりで一定の量的な受け入れ態勢ができまして、なおかつその分別

の方も一部受け入れていただけるような形でしていただいておりますので、日常的には決まったところへ安定的に処理されてると。

ただ、今後これからいろいろな要素があるんですが、年末を迎えてごみの量が増えるということも心配がありますので、その辺は日々どんどん隣接県なり現在受け入れていただいている市町村なりに、容量を増やしていただける分は増やしていただくようにお願いもしておるという状況でございます。ごみの日々の処理は現在ではうまくいっております。

○永田委員　そしてその費用なんですがね、費用。これはどういう見解になってんですか。

○濵田企業庁長　先般、知事から答弁させていただきましたごみ処理の受け入れ先でかかる費用については、非常に多大なものになっとるということで、市町村の財政的な負担があるということは知事としても十分認識しとると。我々もそういう状況にあるということは十分知っております。

そこで、その費用を最終的にどこが負担するかということについては、知事の方からも事故原因が究明され、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると考えていますが、議会や市町村の皆さんの御理解を得られるよう、今後責任を持って調整するというような話がありましたんで、企業庁としてもそういう場へきちっと積極的に参加した話の中で今後の対応を考えていきたいと、このようには思います。

○永田委員　まあ、もう時間もありませんから。こういう話、聞くんですが、トン当たり今、平均どれくらいになってるんですか。トン当たり。

○濵田企業庁長　金額、申しわけないんですけど我々、それぞれの市町村からは必ずしも一定の単価というような話ではなくてということで聞いておりますのデータだ、数万円規模のところもあるというようなことでは聞いております。

○田中委員長　環境部長、補足よろしいでしょうか。

○永田委員　ちょっと具体的にいくらか言ってくれる。

○長谷川環境部長　具体的にというのはちょっと非常に難しくございます。生ごみもＲＤＦもトン当たり２万から３万という幅で動いております。それで量的な面で申し上げますと、８月１９日から９月末までの実績といたしましては、生ごみで６，２１９トン、それから、ＲＤＦで１，３７１トンが県内外の市町村等や民間施設へそれぞれ動いております。いわゆるＲＤＦの２６市町村から外へ動いているというのは、今の生ごみとＲＤＦはそのような量でございます。だから、その１トン当たり生ごみがいくらで、要するにＲＤＦがいくらということについては、高いところでは２万から３万の幅で動いております。

○永田委員　大体そうすると２万から３万ですね。

○長谷川環境部長　確定はできません。受け入れ側の現在受け入れていただいてる現時点では、そのような額で取りあえずお受けいただいてるということでございます。

○永田委員　それでちょっとある議員から言われておるんですが、足元を見て今、５万というような話も出てるんですって。足元見て。それ事実なんですか。

○長谷川環境部長　ちょっとそれは聞いておりません。

○永田委員　とにかく非常にこれ、ゆゆしき事態になってるような気配もしてなりません。したがって、これはこんなことを長く続けることがとってもこれは無理だと思いますし、今早く、１日も早いそのＲＤＦの処理をすべきだと私は思いますので、要望として３条件が整えばということでございますが、ひとつ鋭意このそういう作業というか処理ですね、早くひとつやってっていただくように要望しておきます。

○西塚委員　費用の関係なんですけれども、責任分担が明らかにならないという中で、責任持って調整をすると、こんなふうにおっしゃってもらっておるわけですけれども。ただ、その桑名広域なんかですと、その建て屋そのものから随分修理しなきゃならんわけですよね。そんな費用などもあって、その責任分担が最終的にいつ明らかになるのか、２年になんのか３年先になんのかわかりませんけれども、それまで待ちきれないっていうこともあるわけですので、例えばなんですけれども、県が資金を借り入れて当面貸し付けるとか、そんな処理策はないんでしょうか。

○濵田企業庁長　早くそういう道見つけないかんという認識は持っておるんですが、今そこまでのまだ調整というんですか、案としてなってません。我々としてもやっぱりある程度忌憚のないいろんな議論もする必要もあって、なるべく近々にＲＤＦ運営協議会も、理事会ですか、開きたいと。そして今、日程調整をやってる最中でございます。

○西塚委員　要望にとどめておきたいと思うんですけれども、先ほど申し上げたように、長くかかるんだろうというのは理解できますので、ぜひ県資金で貸付金なり何なり対応できるように要望しておきたいと思います。

○西場委員　今のその責任を持って調整するということですが、これ原因が究明されて、その原因者負担の割合で調整すると、こういうことのように理解できるんですけれども、それは対象となるのはいろんなケースというのか原因によって違ってくるんだろうと思いますが、最大限広がるとどうなんですか、市町村も含まれてくるんですか。

○濵田企業庁長　先般来、話しておる契約上の話という部分になりますと、どういう意図かはわかりませんが、富士電機さんは盛んにＲＤＦの性状という部分にですね、富士電機さんの話の中に、ＲＤＦの性状ということが非常に一点に絞られた話がございます。だから、それがどういう展開になるのかということについては、今、私の方では予測はできません。

○西場委員　よもや、その増加した負担が市町村に返ってくるいうことは、現在、市町村は露とも考えてないんですよ。そういう中で今、３，７９０円の処理料が３万円でも５万円でも、ともかく量をはかすということで今、日夜努力しておると。こういう状況なんですよね。そういうような可能性があるというんであれば、これ状況が一変して、これからの処理をどうするか、負担をどうするかということにつながってくる。

だから、それももう少し、今現在見通しが立ちませんけれども、責任を持って調整をするという県の責任があるとすれば、それをもってやっぱりもう少し先のこととはいえ、少し現時点でいろんな可能性も含めて話ししないと、これからの対応はずるずるで時間ばかりたってしまったら、余計泥沼化する様相を呈することになると思います。何かあれば。

○田中委員長　企業庁長、御所見を。

○濵田企業庁長　今、不確かな部分でちょっと発言しにくい部分ですので、今の御意見を十分踏まえて、近々に話し合いという部分はあります、セットしなきゃならんと思てますんで。例えば企業庁とそれから県との契約はこうですねとかですね。

○西場委員　えっ。

○濵田企業庁長　企業庁と県との契約は形上はこうなってますとか、富士電機と県との話はこうですねとか、やはりきちっとした話をした上で、そしてこういうものについての状況がありますが、どういう対応がという話をやっぱり。きちっと事実関係は全部あからさまにしてですね。それが断片的に出ていくと、それがあるからじゃあ負担はあるんだとか、ないんだとかいう話になってはいかんと思いますので、そこはやっぱりきっちりした説明をした上で、じゃあどういうふうに取り組むのがいいかねという話をせなならんと思いますし。

それで先ほど言ったように、これ負担をという話になれば、安全性の確認というのは大前提でございますけれども、やはり確認される話の中でも、先ほど来御指摘いただきましたように一日一日費用がかさみますので、そういう意味ではやっぱり早い対応、できるものは早く対応するというのが基本原則だろうと思いますので。そのためには受け入れの側だけではできない問題がたくさんございますので、それも含めて、やっぱり早期に一つ一つきちっと共通認識持ってやらなあかんということは本当に強く思ってますので、少し遅れ気味な作業で申しわけないですが、我々としてもそう早くできるように頑張りたいと思います。

○西場委員　はい、わかりました。現場での多度あたりの状況はもっと大変なんですけども、このようにごみを出しておる２６市町村にとってもこの問題、ものすごい深刻です。今までは出てくるごみをどこにどう運ぶかっていうことに専念せざるを得なかったんですから、ここへ来て今のこの負担の先の問題についてもうちょっと。こんな不明瞭なままでは我々も現地行って話しするにしても、この問題で行き詰まってしまいますので、もう少しちゃんと材料も出して、そして関係の市町村に対する説明をしっかりやって、そして理解を得るというのか、これからの協議を進めてもらうように改めて強く要請しておきたいと思います。

○三谷委員　３条件が示されまして、これからいろいろ議論が出てくると思うんですが、もし、この３条件というのがクリアされた場合、運転再開に先立って、地元の皆さん方に御納得いただく、これは前提になってると思うんですが、地元の御納得とそれから企業庁のソフト面でのスタッフの充実と、これは前提になってると思いますが、もう一度また住民説明会等やられるお気持ちはあるのかどうか、その点、まず。

○濵田企業庁長　どういう手順で進めるのが一番理解が進むのかということはあろうと思います。そういう意味では、私どももまず該当する市町村の方と十分打ち合わせした上でやりたいなと。でないと、やっぱり一定の説明会だけでは来られる方もやっぱり限定されて、少ない人数しかできないということもございますし、そういうものをどういうふうにカバーしていくかということも大事でございますので。いずれにしても、特に１市２町の担当のところとは十分打ち合わせした上でそういう対応も考えたいと、こう思っています。

○三谷委員　もう１点確認だけ。今の富士電と企業庁さんの契約の中で、この間富士電さん来たときは、もし再開されれば今度の委託契約引き続き私どもやりたいと、えらい意欲を示して帰ってかれたんですよ。今の契約の中で、富士電、委託契約の例えば今、富士電さんになってますけども、これを変更することが契約上できるのかとか、そういうところはどうですか。

○濵田企業庁長　契約変更という項目はございますけれども、やはり先ほど言ったように、どちらの瑕疵責任の議論はやっぱりあろうと思います。ただ、この中ではっきり言っておるようなＲＤＦの専門家でないとか、そういうふうな主張をしてますので、そういう部分なら、これはもうやっぱり任しておけないとか、そんな話もやっぱりする必要が出てくるんじゃないかなと思いますので、もう無条件にという話では今までと何も変わりませんので、そこのところは当然今までの御発言も検討した上で、また、我々の体制もこれ幾つか御指摘いただいてますんで検討する必要あるということは、私自身も感じております。

○三谷委員　はい、わかりました。結構です。

○芝委員　庁長、今、三谷委員の質問でも、地元への説明もいろんな部分検討されて、それから市町村へも近々っていう話でしょう。単刀直入に言うて、今の企業庁長の感覚で行ってもうたら、私は県民に余計不信、市町村に不信が残ると思うの。今の体制の感覚で行ってもうたら。地域入って余計地域の人が怒りますよ、不安を持ちますよ。我々がそう思ったら、地域の人もっと怒りますよ。という思いを持っとるんです、私らは。町村集めて、今ずっと委員会でやってる部分の説明をしたら、町村怒りますよ。というぐらいの感覚のずれがあるということ、お気づきですか。

○濵田企業庁長　ですから、そういうものを早期に固めた上でないと、我々も言うたことが実行できないような話では余計不信買いますので、そういう意味でございます。

○芝委員　それはさっきも言ってますように、説明の中身じゃなしに、姿勢と気持ちと立場の問題です。そこの部分が見えなければ、いかに契約の問題がどうってことは余り、要するに被害者の方たちも、地域の皆さん方も、市町村も関係ないんです。みんな言ってるのは、県が、企業庁がっていう部分が市町村からも批判の声が聞こえてくる。今の日沖さんなり水谷さん言われたのもそこですよ。だからそこの基本姿勢の部分をきちっと出してやっていかないと、いかに理屈の説明をしても、地域住民、被害者、市町村納得せんと私は思うんです。そこの心変わりをして、考え変わりをしてもらってからじゃないと、県を代表して行ってもうても、もっと、むしろ私は火つくような感じが危惧してるんですよ。これ、もう忠告です。あえて言いません。

　その中で市町村も、今言ったようにその説明の部分ですけれども、責任を持ってその費用負担の分については調整するって知事も言われた。その部分だってまあそうやけど、庁長はその中で、事故原因にとこう言われるんです。事故原因に基づいて。それを考慮しながら費用負担も考えてる。事故原因というのは、恐らく事故調査委員会の部分っていうのは１１月末に出ると聞いてるんですが、その部分をすべてとして判断をするおつもりですか。事故原因の調査結果の報告だけをもとにして、費用負担の割合も決めていくのかどうかということです。

○濵田企業庁長　私、先ほど申しましたように。

○芝委員　聞こえへんわ。もっと近寄ってもらわんと。

○濵田企業庁長　知事答弁を記録したものを先ほど読ませていただきました。そういう意味で企業庁としても、知事のそういう調整するという話にきちっと対応していきたいと、こういうことを答弁させていただいたつもりでございます。

○芝委員　願わくば、本当は責任ある人が行っていただきたい、市町村にも、地域にも、被害者のうちにもと思いますけども、今の体制のままで行ってもうたら、むしろ反対に私は県の信用をまたなくすんやないかと心配はしてるんですが。

　それでね、庁長。いや、環境部になるかもわかりません。今現在で、今回のＲＤＦの事故が起こって、市町村なりの部分から、平常の部分からいって１カ月総額でどのぐらいの費用負担が増えているのか。これが１つです。もう１つは、事故があった現場の貯蔵槽なり発電設備の部分なりの部分、全体の部分での被害額。それから、となりの広域の桑名に迷惑かけてる分のこの復旧額とか、いろんな部分の総額的な数字は大体つかんでみえるんですか。１カ月放置しとくと、今の状態続くとどのぐらい全体的な費用負担が増えてるのか。数字的にちょっと教えてほしいんですよ。量じゃなしに金額で、私は。

○長谷川環境部長　先ほど言いましたように、８月１９日から９月末までの実績として、生ごみで６，２１９トン、ＲＤＦで１，３７１トンが外部で委託処理されてるという実績は、私どもごみの要するに処理の紹介をしている中で、市町村から一応データとしてはいただいております。

　ただ、これの金額の算定といいますのは、費用負担の増というのはもともとかかる費用というのもございますし、ただ、この６，２１９トンが１トン当たり２万円と計算すれば、１億５，０００万ぐらいです。

○芝委員　１億。

○長谷川環境部長　１億５，０００万ぐらいです。３万円と計算すれば、２億２，０００万ぐらいです。それはその費用とかいろんな一切合切の調整はしておりません。今かかってお払いするということであれば、それぐらいの額で動くだろうという。生ごみもＲＤＦも２万、３万としてです。両方と。

○芝委員　１カ月で。大体それは。

○長谷川環境部長　１トンね。１トン当たりね。

○芝委員　それで、被害額は。それは費用負担。被害額は。

○濵田企業庁長　被害額については、まだ我々補足してません。

○芝委員　認識は十分ある中ですが、１日、１カ月置くことによって、相当のこれは費用負担の問題が出てきます。必ず第三者が負担できるわけじゃないもんですから。いずれにいたしましても、今関係をする２つ３つの部分というのはもう限定されとるわけですね。それも含めながら早急にやってほしい。事故原因の究明も早急に出してもうて、その中で知事が言われた３条件。安全の問題や、事故調査委員会の報告の部分を徹底するとか、貯蔵槽の問題どうするか。直入方式でやるのか、ありますけれども。これ庁長、知事が言われた３条件を、だれが実行して、だれがチェックするんですか。

○濵田企業庁長　これ、知事自体がこういう安全が確認できるということができない限りは再開させないと、こういうふうな発言がありますので、我々そういう材料をきちっと示せるように懸命に頑張るということになります。そのためには客観的な状況を早くつくるということになろうと思います。

○芝委員　客観的っていうか、その人的なものの客観的、それとも違う条件で。

○濵田企業庁長　例えば具体的に受け入れはこういう調整をしましたとか、貯槽はこうしますとか、そういう説明がないと、先ほど言いましたように説明に出向いても中途半端な説明でという話になろうと思いますので。

○芝委員　そういう条件整備はしてもらわんとならんと思う。判断材料として。それをだれが判断するか。知事は方針を決めただけでありますけども、だれが判断するかって非常に大きな問題。そこによって、信頼性が揺らぐ場合もある。例えばプロポーザルにした部分で、今いろんな問題が起こってきている。だから立場の人が、例えば知事が、副知事が、部長がという部分で済まされる問題ではないと私は思ってんです。条件整備をします中でいいとか悪いとかっていう判断の部分、その部分についてはどう対応されるつもりなんか。

○濵田企業庁長　知事の答弁ばかり引用して申しわけないんですけど、安全性の確認については、県議会を始め市町村、地域住民の方々へ説明申し上げ、再開に向け一定の理解が得られる必要があるということでございますので、まず知事がそういう判断をして自分のところだけというんじゃなくて、県議会なり市町村なり地域住民へのその話をやっぱりさせていただくということになるんだと思います。

○芝委員　庁長。第三者機関に依頼するって言うてへんかったか。

○濵田企業庁長　ああ、その意味ですか。

○芝委員　そういう意味ったって、そんなおれらのとこに聞かれても安全かどうかわからへんやないか。

○田中委員長　改めて企業庁長、お願いします。

○濵田企業庁長　先ほど言った一連の施設という部分の話については、やはり企業庁も先ほど、あるいは富士電機についてもいろいろ厳しい御指摘がございますので、やっぱり客観的な話として、この際に第三者的に施設を見てもらうような部分が要るということで、それは頼みに行くということです。

○芝委員　いや、さっきも聞いた、それは。施設の全体の発電も含めてのそれは当然専門家の部分が要るでしょう。その部分を含めながら、例えば全体のＲＤＦの部分での今回いろんな問題を考慮した上での安全性の確立について、専門的な立場の意見も要る。発電だけじゃなしにね、ＲＤＦ。

それから事故調査委員会が中間で報告を出したいろんな部分での、保管の方法、いわゆる分離、やります、やったほうがいいですよという方針に対して、こうします、ああします、じゃあ、この方法が正しいかどうかというのを、企業庁が提案して企業庁が判断するんじゃなしに、第三者の目が要る。

それから貯蔵槽の部分をなくして直入式にしようといっても、企業庁が方針を考えても第三者がチェックせなあかんと思とるんですよ。今ある施設だけじゃなしに、３条件すべてを。３条件すべてをチェックして、なお専門家の方がチェックして、なおかつ最終的な知事が判断するんでしょうと思うけども。そこの部分をね、企業庁だけでお膳立てをして知事が最終的に判断するっていう部分じゃなしに、もう一つかまさなあかんということを私は言っているんです。過去の轍からいって。そこの考えを聞いとるんです。

○濵田企業庁長　私、先ほどこの前提として話しさせてもらったときに、企業庁だけで対応できることではございませんと。当然県としても事故対策本部という組織の中でやらんなんことがありますと。ただ、当面施設を持っとる私ところが一番汗かいて当然のことでございますので、そういうことでお話しさせていただきますということを言わせてもらったと。

今のような状態で、企業庁という名前だけで委員がおっしゃるように信用が置けるかと、こういうようなお話だろうと思いますので、これはこうしますということについて、やっぱり客観的にお示しするということが、我々としても必要だというふうには理解してます。

○芝委員　じゃあ、最後に要望だけ。先ほど言った、１カ月なら１カ月にかかる負担増の問題の部分を、もう少し具体的に言うと。それから被害金額的なものについては、今のところわかる部分について一度数字的に出していただきたいなとこう思います。

○田中委員長　はい、よろしくお願いいたします。岩名委員、お願いいたします。

○岩名委員　今の話ね、前の委員会でもぼくから要望したんだけど、全然出てこないんだよな、それ。でもね、もうそんなことをやっておらんとさ、出すべきものは出してオープンにしていった方がいいよ。それ要望しとく。

それから、６，２００何トンとかいろいろ聞きましたけど、私、ちょっと複数の首長と話し、関係の首長と話したところ、我々はビター文払わないと、こんな金は。原因者は県であるから、もうはっきりと言い切ってる。それで、先生方も何とかしてくださいよという要望ですよね。これは容易にこの分はあんたのとこで持ってくれよとあんたら考えているかわからんけど、そういうことにはなり得ないと私は思います。それは覚悟してもらわなあかんと。

それから、やっぱりこれいくらでやっているかは知らんけども、ただ、あんたら人の金を使うんだという意識が感じられて仕方がないんだけども、これ県民の血税なんですよ。これを自分たちが原因者であって失敗してるのに、どんどんとこれは湯水のごとく使われたらたまらんですよ。これはもう議会としては認めきれないですよ、この支出に対して。これは今から言っておきます。

それでもうやっぱりね、今回の問題もう最後だからぼく言うけど、これ消火設備がなかったというところにこれは起因しとることはだれが考えても明らかじゃないの。それを何だかんだって、どっちが悪いとかどっちが手抜きをしているようなことを言って、さっきの木田先生の話じゃないけども、責任のなすりつけ合いをやってるのはみっともない。もう明らかにね、ぼくはまあ窒素ガスにこだわるわけやないけれども、やっぱり大牟田でも、大牟田の機械にすら付いとるんじゃないですか。それを何にも丸裸で付けてないということは、これはもう当事者の責任以外何物もないじゃないですか。この一点をしても責任が大ありです。こういうことをしっかりと県民の前で認めるべきだと私は思う。そうしないとこの話が前へ進んでいかないですよ、これ。

それからさっき松田さんの話にもあったけども、この貯蔵槽は１回爆発したんだけども、この発電設備も私にすればいい加減なもんだと思うんですよ。これ４カ月で５回止まってるんですよ。そうすると先ほど企業庁長は、今度は再開するときは貯蔵槽をつくらずに、持ってきていきなりほうり込むんだということを言ってたけども、こんな４カ月に５回も停止するような機械がですね、しょっちゅうしょっちゅう止まったら、またそこに野積みするんですか。貯蔵槽なしにこんなもん再開できるんですか。これちょっとね、私は矛盾を感じるんだけど、ちょっとこれについて言ってください。

○濵田企業庁長　そういう御指摘があると思いますんで、先ほど言いましたように発電の部分についても第三者のチェックを入れたいと、こういうまず１つがございます。そうした上で、それぞれの分散した形の貯蔵の話があろうと思いますので、そういうことがどの程度可能かということを含めて検討すると。そして、少し言葉が足りませんでしたけれども、その中で１００％こういう格好で処理できるのか、８割はできるけど２割は他の方法でせんなんとか、そういう話も含めて話し合いをやっぱりやっていかなあかんと。そういう意味での検証、検討でございます。

○岩名委員　何かあんたらの話聞いていると自分の希望的な観測でいろいろ話をしているようなんだけども、現実に、今ぼくが言っているように機械が故障すればこんなものあなた、貯蔵槽なくしてはとても運営できないんだよね。

それとか、まあこの施設の運転再開についてもこの委員会がある以上この委員会の同意も得てもらう必要がぼくはあると思っておるんだけども、我々としてもそれは容易にそんなもん認めるわけにはいかないかもわからない。そういうことも申し上げておきたいと思います。

とにかくね、やっぱり責任問題をとにかくもっときちっと明確にしてほしい。それから、今後のお金については、そう容易に議会としては支出を認めるわけにはいきませんよということ。これについてはもっともっと。

あのね、あるところで私ちょっと聞いたんだけども、思いがけないね、この事故以来、思いがけない仕事が入ってきてお金をもらってると。これは貯金しているんだけども、どうやって使おうかなという話もあるぐらいなんだよね。そういうことを言われているようではとてもじゃないけども県民の負担が増大するばかり。理屈の通らない、筋の通らない金は我々は認めるわけにはいかないということを再度申し上げておきたいと。

それからもう１つ、知事が、３条件の中にそれは入ってるのかどうかわからんのだけど、ごみゼロということを言っているわけですよね。ごみゼロを何か実現すると。このことと今回のこの事故との関わりですな。私は私なりに想像してることはあるんだけれども、あなたはどう思っとるの。

○濵田企業庁長　知事としては、従来の燃やすというごみ処理と申しましょうか、そのままではいかんという強い認識があるというふうに私も受けとめています。そういう話の中で、やはりごみを少なくするというのがもう基本の話だろうということは前提とした上で、そういう取り組みをしながら、当面の課題としてはこういうふうな対応もまた必要だろうというようなことで、知事が言っておるごみゼロの話は、これを再開することによってしないとこういう認識じゃなくて、ごみゼロに向かっての取り組みは今後も強めていくと、こういう認識で持っておると私は理解していますが。

○岩名委員　そうすると、県はどこまでいわゆる市町村の専権事務である一般ごみというものに手を突っ込んでいくつもりでおるんかね。

○長谷川環境部長　本当の意味の環境先進県というのは、当然のことながら資源として使えるものは、資源として使い切るという方向で行かなければならないというふうに思います。現在のごみ処理の県のこれまでの考え方は、どちらかというとごみを処理するという、それが焼却中心になったごみの処理の仕方があって、いわゆるごみを資源として有効に活用していくという部分の考え方が弱かったということで、今後かなり長期にかかるかもわかりませんが、市町村ともお話し合いをしながら、まずごみの部分で堆肥として使えるようなものは堆肥として使い、その中で当然のことながら資源として使えない部分についても、企業責任のもとで、企業の原材料の部分からそういうリサイクルできるようなものに転換していただきたいということで、市町村のごみ処理だけを前提にすべてのものを考えるんじゃなくて、全体的に産業界も県民も、いわゆるそれぞれの市町村も含めて新しい仕組みを、その方向性をぜひとも近いうちに出したいということで、その方向をきちっと決めながら今回のこのＲＤＦの再開等についても県民の方々にご理解いただくということでなければならないというふうに思っておりますので、どうぞその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○岩名委員　全く、今、長谷川環境部長の言うとおりであって、そもそも私はごみに対する考え方はそれが正しいと思っているし、そういうやり方をしないのに、いわゆる環境先進県という看板を上げていること自体が私は間違っていると思うんです。ああいうやり方で。だから失敗もした。しかし、ここで環境先進県の看板を下ろしてでも、本来の環境政策に私は立ち入っていただきたい。

しかしそこへ行くまでに、市町村から言わせれば、またこれ方向転換かと。何回おれたちにこういうことを指図してくんだと、こういうことになると思うんですよね。その辺でやっぱり誤解のないようにしてほしいし、やっぱり、そのことが貫徹されたときに初めてＲＤＦの発電所は不要のものになるということを、私は願ってやまない。以上。

○西場委員　今ちょっと、岩名先生の関連ですが、そうすると知事のごみゼロ社会を目指すということは、今まで県が取ってきたＲＤＦによるごみを処理していくという方式に代表される県の環境行政の転換だと、こういう理解でよろしいのですね。

○長谷川環境部長　先ほど申し上げましたように、長期的な視点に立ってごみゼロということを申し上げておるのであって、現在整備された、多額の経費のもとに整備された、いわゆる焼却施設等につきまして、当然、今、日々のごみ処理が問題となっておりますので、このようなものがなくなってすぐさま切り替えるというわけには参りません。だけど長期的にはもうその、例えばその焼却炉とか今の発電所とか、２０年、２５年のスパンで例えば更新しなければならないというときに、それを目指してごみゼロの一つの仕組みを今から考えていこうということで、到達点はそのへんにしたいということで、現行のシステムを今すぐ変えるというようなものを打ち出すというものではないというふうに御理解願いたいと思います。

○西場委員　もちろん私もそういう意味で聞いておるわけでありますけれども、今、すぐさまＲＤＦ施設そのものを無にしていくということについては、現実的な対応として無理があるだろうという認識は十分持っておりますけれども、少なくとも県のこの大きな大惨事、あるいは県政の一大汚点と県知事に言わしめたこの事故を契機にして、県政の環境に対する考え方の基本が変わったと、こういう意味においては知事発言でもありますし、今の環境部長の発言でさらに確認をしたわけですが、そこで企業庁長。あなたはずっと以前から環境部長であり、そして今日企業庁長であり、このＲＤＦを中心にして三重県の環境行政、その中の中核におられた人だ。このことについてあなたの見解を聞いておきたい。

○濵田企業庁長　私が環境部長になったときに、今のＲＤＦの事業それから溶融の事業、この話は基本的にはスタートしておりまして建設段階にございました。そういう話の中で、私も非常に自分なりに不見識であったと思うんですが、私いろいろご指摘いただいておるような、ＲＤＦ化する場合においてもやはり基本の部分は一定の分別を全部無視するというような話では、この話はもう本当に何でも燃やしてしまうという話になってしまうという認識がございまして、そういうことになったんではいかんよということは私も言ってきておったんですが、現実の姿を見ると、こちらへ来て燃やしておるカロリー計算とかそういったものを見ますと、先般、岩名委員からも御指摘いただいたような状態になっておるということでございました。

そういう面で、やはり燃やす文化と言うんですか、こういうごみ行政の話ではこれはやっぱり今言ったような問題があるなということデータだ、現実対応を今、長谷川環境部長が言ったような視点は必要かと思います。ただ、一定の例えばダイオキシンに対する効果とかそういった部分は、例えば分散しないとか、特に溶融なんかで進めておった部分については、やっぱりそういう投資効果もあるという一面もございます。

まあ、そういう意味でのこの際の相互評価いうのが要るんかなということで、私としては多々反省点いうのがここで見えたということで、事業はスタートしたとはいえ幾つかその時点時点でやれたことはあったんではないかというような思いは残っております。

○西場委員　不見識であった、反省点はあったという言葉は聞こえたけれども、あとの言葉数が多すぎて何を言っているのかわからん。私はそんな細々したこと聞いてない。今あったように、今日までのその環境行政の中で、あなたが非常に中心的な立場におられた中で、今日ずっと続けてきて、まさかこんな事故を望んだわけじゃないけれども、結果としてこういう事態になって、そしてそこから見てもう一度この県の環境の方針を変えようという話が知事からも出て、今日の今この状況に至ったところについて率直な心情を伺っているんだよ。不見識であって反省点が多いというんであれば、それなりの誠実な言葉が出ていいだろうと。こういうような思いをいたします。

１００％発電を続けずに８０％続けて２０％をその他でやると。こういう今ちょっと説明があったけれども、例えばの話らしいけれども。そうするとこの２０％というのは、いわゆるごみゼロ社会のような形の中でＲＤＦにせずに別の方法でやると、こういう意味の意図ですかな。

○濵田企業庁長　私、例えば貯槽なしでやるといったような場合に、全量が今までどおり何も変えずにやるということが難しい場面もそれは想定できるんではないかと。そうした場合に１００％それを今までの貯槽なしの方法で対応できないという場合に、ごみを分別するとか減らすとかそういうものも含めた対応をやっぱり一緒にやらないと、できない場合がございますよね。そういうような意味合いで、そしてＲＤＦ化ばっかりじゃなくて、先ほど環境部長も言っていましたけど、じゃあ、生ごみの部分はこういうふうにできるんじゃないかとか、そんな工夫の部分もないと対応できないようなこともあるんじゃないかと。そういう意味合いで１００と０という話にはならない場合もあるんではないかと。こういうふうな説明のつもりでさせていただきました。

○西場委員　ということは、今後、発電を続けるにしてもその１００％ということではなくて、その中で生ゴミを還元していくというようなやり方も取り入れて、長期的にごみをゼロにしていく社会を目指していくということに、そういう方向づけを向いていくという、そういう意味で、理解でいいな。

○濵田企業庁長　先般も言いましたように、企業庁として電気の発電量が落ちたからといって一般の県民の方に御迷惑をかける話はこの事業ではないので、そういうことにこだわりを持ってするようなことはしないと。

（「赤字になったら・・・・」の声あり）

（「何言うとんや。企業庁やで」の声あり）

○濵田企業庁長　そういう話の中で言っているように、経営の努力はそういう中ではやっていかんなんということでございますので、非常に難しい話になりますけれども、経営努力をする部分は、私、経営努力をし、今言ったようにただ発電量を全部せんなんから何でも持って来いという姿勢では、これは環境行政と話が合わんようになるだろうと。そういうような意味合いでは関係のところとは話はさせていただきます。

○西場委員　まあ今日の段階やでな、まあまあ、私はこれぐらいにしときますわ。

○岩名委員　ちょっと悪い、これは関連ですから。

○田中委員長　岩名委員、お願いいたします。

○岩名委員　それはさ、庁長。あかんに、そういうこと言うと。

それでさ、今、既にこれは１日１００万円ずつもうかるって我々に説明してですよ。発電量、発電して売るとそのぐらい金が入るんでしょう。違うの。１００万円ぐらい違う。

○濵田企業庁長　まあ、１００万から１００、もう少しまで。

○岩名委員　ああ、そうかい。だからそれ１００万としても、もうこれ大分長いこと止まっとって、もう既に１億円ぐらいこれ損しているんですよ。あんたのとこは企業庁なんだから、企業をしてなんぼの話なんだからね。だからさ、そんなこと言うてやね、とにかく別に電気は起こらんでも燃やすんですよみたいな話をしとったらいかんじゃないですか、それ。

○濵田企業庁長　私言いましたのは、企業庁の立場だけからでは先ほど言ったような環境政策の妨げになるというような話は、そういう意味での発電という格好にこだわりはしないと。

○岩名委員　それは企業庁と環境部と話を分けてしないと、そんなあんた、ごっちゃごちゃにしてやね、そんな話しとったら誤解されますよ、それは。まあ、ええわもう。

○日沖委員　今後の対応についても、幾つかお聞きしたいんですけど、もう時間がなくなりましたんで当面のことで１つだけ確認させてください。

今回の大事故の陰に隠れておるんですけども、太平洋セメントで今、灰の処理の施設の建設が黛々と進んでおるはずですね。今、再開に向けての意気込みも語っておられますけども、これは来年の４月からもし再開できなければ、４月になっても再開できなければ、富士電機から引き渡しもそのときに受け取るかどうかもまだわからないわけですよね。今、現在では。

そうすると、一連の灰の処理の太平洋セメントでつくっておる施設も、これはそのまま引き渡しも受けずに宙ぶらりんでいつまででも行くんかとか、そういう心配も私は感じるわけですが、先般、一度確認させてもうとたら、その辺は一遍考えなければならないかもしれませんねというような、まあ混乱しておった時期でしたので、それほど何度も追及はしませんでしたけれども、そのときにはそういう返答でしたんですが、これどうしますんですかね、後。ここだけちょっと確認させてください。

○濵田企業庁長　私としては、これを計画どおり進まないと、また同じ再開の絶対条件が崩れます。そういう意味では、この３条件に向けての取り組みの１つになると思います。

それと、先ほど言いましたように灰処理費の問題は、この資源循環の形で使うということでもって初めてこれで行っておるんで、そうでない話になったら市町村の負担もまた膨大になると。こういうことも裏腹の関係にあります。そういう意味ではやはり計画的に前提条件を整えていく大きな要素、そして市町村負担を、他のところへ下げておるその部分は、この太平洋セメントでの灰処理の部分が、我々調べる限りにおいては低うございます。そのことで、これはやっぱり計画的に進めていかなならんことだと、この３条件も出てした以上はと考えています。

○日沖委員　考え方はわかりましたけども、この一連の今回の事で、今日の時点で引き渡しを受けていない多度の一連の施設がこのまま来年の４月までもつれ込んだ場合には、もちろん太平洋セメントにおける灰処理の施設もセットで引き渡しは受けれませんわな。そのままずっとそうすると、両方とも来年の４月以降も引き渡し受けんまま、そちらの新しくできた方も宙ぶらりんのまま行くこともあるかもしれませんよね。その辺だけもう一度。

○濵田企業庁長　やはり一定の、「こうなるからしないで」という話では何事も多分進まないと思います。そういう意味では、灰処理の話としてはこれはやっぱりやっていく必要があると私は考えています。そういう意味では、企業庁としてはこの話を進めていきたいと。

○日沖委員　何度もすいませんけども、お話はわかりますけれども、現実の問題として、一連の事が解決していかないと、来年の４月の時点で新しくできた太平洋セメントにおける施設の引き渡しを受けないまま、そのまま進んでいくっていうこともありますよねということを聞いておるんであって、後になって、またこれも引き渡し受けとらんでどうとかっていう、またもめるような種があるとあかんで、もう先に確認させてもうとくんです。引き渡しを受けんまま４月を過ぎていくということも、今の状態を考えると全く可能性がないわけじゃないですよねということを聞かせていただいておるので、それにお答えいただけませんか。

○濵田企業庁長　一連の施設でございますので、引き渡しを受けないという部分はちょっと工夫の話があると思いますが、何というんですかね、部分的に例えば受けるとか受けないとかという問題もこれはあろうとは思いますが、その灰処理施設はこの再稼働の条件としては、非常に重要な部分を担っておるというようなことで、捨て置いたらやっぱりその問題が今度は逆に大きく灰処理の問題として残ってしまうということになると思いますので、やはり今の話としては我々そうならないように頑張るしかないということだと思います。

○日沖委員　そやでそれはわかるんですけども、じゃあ灰処理の施設だけ分離して引き渡しを受けることというのはできませんよね。それ完成したからというて。そこだけもう一度聞かして。

○濵田企業庁長　まあ、一番望ましいのはやっぱり一括して受ける話だと思います。

○日沖委員　聞きようがなくなっちゃうわ。

○田中委員長　よろしいですか。

○日沖委員　はい。

○田中委員長　ないようでございますので、当局には大変御苦労さまでございました。

３　委員協議

・委員長報告について　正副委員長に一任

・次回委員会の開催について　正副委員長に一任

〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年10月　8日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長　田中　覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID：000019203

問い合わせ先：県議会事務局
電話：059-224-2877／ファクス：059-229-1931／E-mail：gikaik@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。